

14.4-1004



1200501209658

14.4

4

昭和 年版



始



北海道樺太年鑑

14. 4-1004



1200501209658

昭和16年版

◎ 資本參億萬圓 ◎



工場所在地

王子工場 東京市王子區王子町
 十條工場 東京市王子區十條町
 龜戶工場 東京市荒川區龜戶町
 千住工場 東京市荒川區千住町
 江戶川工場 東京市荒川區南千住町
 富士第一工場 靜岡縣富士郡鷹岡町
 富士第二工場 靜岡縣富士郡富士根村
 富士第三工場 靜岡縣富士郡富士根村
 芝川工場 靜岡縣富士郡芝富村
 岩淵工場 靜岡縣庵原郡富士川町
 名古屋工場 名古屋區船見町
 中津工場 岐阜縣惠那郡中津町
 伏木工場 富山縣射水郡伏木町
 京都工場 京都市右區梅津大繩場町
 都島工場 京都市北區善源寺町
 淀川工場 大阪市東淀川區長柄濱通
 神崎工場 兵庫縣川邊郡小田村
 熊野工場 和歌山縣新宮市新宮

本社 東京市王子區王子町

營業所 東京市麴町區有樂町一丁目十番地
 三信ビルディング内

工場所在地

小倉工場 福岡縣小倉市篠崎
 八代工場 熊本縣八代郡太田郷村
 坂本工場 熊本縣八代郡上松求麻村
 苦小牧工場 北海道勇拂郡苦小牧町
 江別工場 北海道札幌郡江別町
 釧路工場 北海道釧路郡鳥取町
 大泊工場 樺太大泊郡大泊町
 豐原工場 樺太豐原郡豐原町
 落合工場 樺太榮濱郡落合町
 知取工場 樺太元泊郡知取町
 真岡工場 樺太真岡郡真岡町
 野田工場 樺太野田郡野田町
 泊居工場 樺太泊居郡泊居町
 惠須取工場 樺太名好郡惠須取町
 朝鮮工場 朝鮮新義州府麻田洞

創立 大正十五年十月
 資本金 參千百拾貳萬五千圓



北海道水力電氣株式會社

札幌市大通東二丁目二番地

營業所

札幌營業部 札幌市大通東二丁目二番地
 小樽支店 小樽市富岡町二丁目二十一番地
 余市出張所 余市町大川町二百四番地
 倶知安出張所 倶知安町南線西五十七番地
 寿都出張所 寿都町大磯町十七番地
 岩内出張所 岩内町鷹台町二百番地
 古平出張所 古平町浜町八十八番地
 虻田出張所 虻田町本町百二十五番地

昭和十六年

北海道大鑑



川樽新聞社編

最新漫透塗布劑

京成

本劑は簡単に只塗るだけで皮下深部にぐんぐん滲透して鬱血を散じ、痛み、神経の疲れを除いて爽やかに快復します。春暖ともなれば、水虫・田虫・痔等が悪化します。強力な殺菌作用を持つシミトールを是非豫防と治療に御使用下さい。

効 神 經 痛・凍傷・火傷
藥 ロイマチス・あせも・にきび
肩のこり・害虫の刺傷
足腰のつかれ
効 水虫・田虫・打身

藥 價
シミトール 五十錢
一圓圓圓
三圓圓圓
五圓圓圓
携帯用五十錢
シミトール・クリーム
五十錢
一圓圓圓
全國有名藥店
百貨店ニアリ

京成電氣軌道株式會社

藥品部

東京・本所・上押

皇室・宮廷

昭和十六年略曆

大日本帝國皇室……………二五

皇族……………二六

王族及公族……………二七

皇族臣籍降下……………二八

皇族臣籍降嫁……………二九

王公族臣籍降嫁……………三〇

御歷代天皇……………三一

歷世年號……………三二

年齡千支九星早見表……………三三

聖恩治……………三四

民情を御聽取……………三五

皇后陛下御歌……………三六

蝦夷松根松御贈進……………三七

燈臺模型献上……………三八

記念厚生資金……………三九

枝幸へ御内帑下賜……………四〇

朝香宮殿下御視察……………四一

御下賜金拜受の團體……………四二

御下賜金拜受學校……………四三

目次

御下賜金の保育所……………三三

學生生徒兩宮參拜……………三四

季節保育所御獎勵……………三五

行幸記念碑の除幕……………三六

余市の教育勅語碑……………三七

聖徳記念館の完成……………三八

御料所在地へ贈金……………三九

奉祝……………四〇

聖火繼走行事……………四一

各地記念事業……………四二

紀元節奉祝要綱……………四三

新年奉祝實施……………四四

北海道各種業績變遷消長……………三六

北海道一覽……………三七

開道……………三八

蝦夷地時代……………三九

開拓使と三縣……………四〇

北海道廳時代……………四一

歴代長官……………四二

東蝦夷地西蝦夷地……………四三

土地……………四四

土地制度と其區分……………四五

土地區分……………四六

山林……………四七

農耕適地……………四八

國有未開地……………四九

土地制度……………五〇

國別の面積……………五一

行政區劃面積……………五二

土地改良施設……………五三

造田助成方針……………五四

耕土改良獎勵……………五五

農地の交換分合……………五六

耕地面積減る……………五七

耕地の利用狀態……………五八

昭和三十六年(己辛)五黃土星白鐵金
(明治七十四年)

新	一	西己日一	神武天皇即位紀元二千六百一年 (滿洲) 康徳八年 (西曆) 一九四一年	神武天皇祭	四月三日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	八十八夜	五月三日	己	十一月十七日	初	伏	七月廿一日	
	二	辰庚日一		天長節	四月廿九日	甲	一月十六日	入	梅	六月十一日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	初	伏
新	三	申戊日一	秋季皇靈祭	九月廿三日	子	九月十三日	多	至	十二月廿三日	己	十一月十七日	己	十一月十七日	己	十一月十七日	初	伏	七月廿一日
	四	卯己日一	神嘗祭	十月十七日	甲	五月十六日	半	夏	七月二日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	初	伏	七月廿一日
新	五	酉己日一	明治節	十一月三日	子	七月十五日	二百	十	九月二日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	六	辰庚日一	新嘗祭	十一月廿三日	子	十二月十二日	多	至	十二月廿三日	己	十一月十七日	己	十一月十七日	己	十一月十七日	初	伏	七月廿一日
新	七	戌庚日一	大正天皇祭	十二月廿五日	子	十一月十二日	多	至	十二月廿三日	己	十一月十七日	己	十一月十七日	己	十一月十七日	初	伏	七月廿一日
	八	巳辛日一	元始祭	一月三日	庚	三月十三日	大	寒	一月廿日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	初	伏	七月廿一日
新	九	午壬日一	紀元節	二月十一日	庚	五月十二日	節	分	二月三日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	初	伏	七月廿一日
	十	未癸日一	地久節	三月六日	庚	七月十一日	節	分	二月三日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	初	伏	七月廿一日
新	十一	申壬日一	春季皇靈祭	三月廿一日	申	九月九日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	十二	酉癸日一	神武天皇祭	四月三日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
新	十三	戌庚日一	四方拜	一月一日	庚	三月十二日	小	寒	一月六日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	初	伏	七月廿一日
	十四	巳辛日一	元始祭	一月三日	庚	五月十三日	大	寒	一月廿日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	初	伏	七月廿一日
新	十五	午壬日一	紀元節	二月十一日	庚	七月十一日	節	分	二月三日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	初	伏	七月廿一日
	十六	未癸日一	地久節	三月六日	庚	九月九日	節	分	二月三日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	初	伏	七月廿一日
新	十七	申壬日一	春季皇靈祭	三月廿一日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	十八	酉癸日一	神武天皇祭	四月三日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
新	十九	戌庚日一	元始祭	一月三日	庚	三月十三日	大	寒	一月廿日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	初	伏	七月廿一日
	二十	未癸日一	紀元節	二月十一日	庚	七月十一日	節	分	二月三日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	初	伏	七月廿一日
新	二十一	申壬日一	地久節	三月六日	申	九月九日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	二十二	酉癸日一	春季皇靈祭	三月廿一日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
新	二十三	戌庚日一	神武天皇祭	四月三日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	二十四	巳辛日一	四方拜	一月一日	庚	三月十二日	小	寒	一月六日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	初	伏	七月廿一日
新	二十五	午壬日一	元始祭	一月三日	庚	五月十三日	大	寒	一月廿日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	初	伏	七月廿一日
	二十六	未癸日一	紀元節	二月十一日	庚	七月十一日	節	分	二月三日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	初	伏	七月廿一日
新	二十七	申壬日一	地久節	三月六日	申	九月九日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	二十八	酉癸日一	春季皇靈祭	三月廿一日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
新	二十九	戌庚日一	神武天皇祭	四月三日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	三十	巳辛日一	元始祭	一月三日	庚	三月十三日	大	寒	一月廿日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	初	伏	七月廿一日
新	三十一	午壬日一	紀元節	二月十一日	庚	七月十一日	節	分	二月三日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	初	伏	七月廿一日
	三十二	未癸日一	地久節	三月六日	申	九月九日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
新	三十三	申壬日一	春季皇靈祭	三月廿一日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	三十四	酉癸日一	神武天皇祭	四月三日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
新	三十五	戌庚日一	元始祭	一月三日	庚	三月十三日	大	寒	一月廿日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	初	伏	七月廿一日
	三十六	未癸日一	紀元節	二月十一日	庚	七月十一日	節	分	二月三日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	初	伏	七月廿一日
新	三十七	申壬日一	地久節	三月六日	申	九月九日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	三十八	酉癸日一	春季皇靈祭	三月廿一日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
新	三十九	戌庚日一	神武天皇祭	四月三日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	四十	巳辛日一	元始祭	一月三日	庚	三月十三日	大	寒	一月廿日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	初	伏	七月廿一日
新	四十一	午壬日一	紀元節	二月十一日	庚	七月十一日	節	分	二月三日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	初	伏	七月廿一日
	四十二	未癸日一	地久節	三月六日	申	九月九日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
新	四十三	申壬日一	春季皇靈祭	三月廿一日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	四十四	酉癸日一	神武天皇祭	四月三日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
新	四十五	戌庚日一	元始祭	一月三日	庚	三月十三日	大	寒	一月廿日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	初	伏	七月廿一日
	四十六	未癸日一	紀元節	二月十一日	庚	七月十一日	節	分	二月三日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	初	伏	七月廿一日
新	四十七	申壬日一	地久節	三月六日	申	九月九日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	四十八	酉癸日一	春季皇靈祭	三月廿一日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
新	四十九	戌庚日一	神武天皇祭	四月三日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	五十	巳辛日一	元始祭	一月三日	庚	三月十三日	大	寒	一月廿日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	初	伏	七月廿一日
新	五十一	午壬日一	紀元節	二月十一日	庚	七月十一日	節	分	二月三日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	初	伏	七月廿一日
	五十二	未癸日一	地久節	三月六日	申	九月九日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
新	五十三	申壬日一	春季皇靈祭	三月廿一日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	五十四	酉癸日一	神武天皇祭	四月三日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
新	五十五	戌庚日一	元始祭	一月三日	庚	三月十三日	大	寒	一月廿日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	初	伏	七月廿一日
	五十六	未癸日一	紀元節	二月十一日	庚	七月十一日	節	分	二月三日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	初	伏	七月廿一日
新	五十七	申壬日一	地久節	三月六日	申	九月九日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	五十八	酉癸日一	春季皇靈祭	三月廿一日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
新	五十九	戌庚日一	神武天皇祭	四月三日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	六十	巳辛日一	元始祭	一月三日	庚	三月十三日	大	寒	一月廿日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	初	伏	七月廿一日
新	六十一	午壬日一	紀元節	二月十一日	庚	七月十一日	節	分	二月三日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	初	伏	七月廿一日
	六十二	未癸日一	地久節	三月六日	申	九月九日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
新	六十三	申壬日一	春季皇靈祭	三月廿一日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	六十四	酉癸日一	神武天皇祭	四月三日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
新	六十五	戌庚日一	元始祭	一月三日	庚	三月十三日	大	寒	一月廿日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	初	伏	七月廿一日
	六十六	未癸日一	紀元節	二月十一日	庚	七月十一日	節	分	二月三日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	初	伏	七月廿一日
新	六十七	申壬日一	地久節	三月六日	申	九月九日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	六十八	酉癸日一	春季皇靈祭	三月廿一日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
新	六十九	戌庚日一	神武天皇祭	四月三日	申	十一月八日	初	午	二月十五日	己	九月十八日	己	九月十八日	己	九月十八日	初	伏	七月廿一日
	七十	巳辛日一	元始祭	一月三日	庚	三月十三日	大	寒	一月廿日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	己	三月廿二日	初	伏	七月廿一日
新	七十一	午壬日一	紀元節	二月十一日	庚	七月十一日	節	分	二月三日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	己	五月廿一日	初	伏	七月廿一日
	七十二																	

十三年間の治水費	三三
木材流送を取締る	三三
戸口増加の趨勢	三三
戸口増加の状態	三三
移民の來往住	三三
事變下の人口現象	三三
人口を性別にす	三三
地方別の人口増減	三三
舊土人の調査	三三
舊土人の戸口	三三
千島方面國勢調査	三三
人口の増加率	三三
男よりも女が増加	三三
上川管内の死亡者	三三
船舶關係國勢調査	三三
市町村別世帯人口	三三
行政	三三
地方廳と自治	三三
十一國八十五郡	三三
支廳管轄區域	三三
行政區劃	三三
區、市、町、村	三三
支廳別町村數	三三
札幌市で公區設定	三三
下渚滑を渚滑村に	三三
高島を小樽に編入	三三
小樽市朝里村合併	三三
東俱知安村の改稱	三三
美瑛町と歌志内町	三三
三村に一級町村制	三三
字名地番整理	三三
町村長會定期總會	三三
歌登村の村境界線	三三
福山を松前に改稱	三三
地方自治の沿革	三三
一二級町村の差異	三三
幌延から豊富分村	三三
日本一の大きな町	三三
吏員互助施設助成	三三
拓殖計畫	三三
十五年度拓殖費	三三
豫算の内譯	三三
綜合計畫を樹立	三三
内務大藏鐵道協定	三三
都市計畫	三三
施設を統制	三三
札幌市	三三
函館市	三三
小樽市	三三
旭川市	三三
室蘭市	三三
釧路市	三三
帶廣市	三三
余市町	三三
岩内町	三三
留萌町	三三
野付牛町	三三
根室町	三三
名寄町	三三
夕張町	三三
千歳村	三三
土地整理組合	三三
計畫新決定と變更	三三
風致地區規則施行	三三
風致地區規定除外	三三
精神動員	三三
新展開の方策	三三
實踐網整備要綱	三三
産業報國事業	三三
報徳社の設立	三三
農事實行組合施設	三三
五戸組の協同報國	三三
空閑地の利用	三三
飼料資源の開發	三三
十五年の貯蓄目標	三三
四億貯蓄の割當	三三
郵便貯金	三三
産業組合貯蓄目標	三三
札鐵所屬別貯金調	三三
地方別郵便貯金率	三三
方面別貯蓄強化策	三三
國債消化促進運動	三三
補給金で國債購入	三三
賞與國債支給勸誘	三三
最低二割節米勵行	三三
節米運動實施計畫	三三
即刻可能石炭節約	三三
學用品の消費注意	三三
羊毛資源確保運動	三三
集められた廢品	三三
都市通信局別貯金	三三
馬鈴薯の各戸増産	三三
表彰	三三
銃後の善行者	三三
水難救濟五十周年	三三
篤行勳勞者	三三
殖民軌道の現業員	三三
青年團文書教育	三三
二十年以上の村長	三三
慶福會の表彰一人	三三
德行者九名	三三
少年教護の功勞者	三三
統計功勞六從事員	三三
統計事務の功勞者	三三
勤續巡查と部長	三三
模範精勤の實踐網	三三
國民貯蓄獎勵	三三
貯蓄組合と功勞者	三三
森林火防	三三
道路工夫土木組合	三三
優良町村青年團	三三

家畜保險の功勞者	一五
日本園藝會で表彰	一五
河川愛護會	一五
優秀農村を顯彰	一五
優良産組と功勞者	一五
軍馬獻納へ感謝狀	一五
第七回通信記念	一五
優良事例顯彰式	一五
觀光事業の功勞者	一五
教練教官在郷軍人	一五
映畫協會で感謝	一五
海軍兵徵集に功勞	一五
郷軍有功章を拜受	一五
陸軍軍功功勞	一五
生活改善時の功勞	一五
農事實行組合功勞	一五
女子青年團功勞者	一五
青年優良專任教員	一五
土木事業に功勞	一五
工場協會から表彰	一五
岩内郡葦工品改善	一五
十四年度の優良局	一五
北海司法保護大會	一五
政治	一五
選舉取締初適用	一五
第三十九回道會	一五
代議士定數・有權者	一五
衆議院議員黨派別	一五
道議定數と有權者	一五
道會議員	一五
參事會	一五
道會議員黨派別	一五
議員定數と有權者	一五
町村會議員選舉日	一五
地方問題	一五
道會と建議案	一五
政友支部臨時總會	一五
社會大衆黨の聲明	一五
選舉肅正運動	一五
議會と請願建議	一五
民政支部評議員會	一五
政友支部選舉對策	一五
道會議員選舉	一五
前道會議員の復職	一五
道議選舉と諸制限	一五
舊政友派の申合せ	一五
民政黨支部の會合	一五
供託金沒收十一名	一五
臨時道會招集さる	一五
財政	一五
補給金の交付	一五
特別補給金狀況	一五
財政の特異性	一五
國庫	一五
地方財政	一五
市町村財政	一五
稅の負擔額	一五
十五年度地方費	一五
特別會計豫算	一五
市町村豫算	一五
市町村累年稅收入	一五
市町村の稅外收入	一五
市町村基本財産調	一五
市町村債累年消長	一五
市町村債累年消長	一五
豫算實行に再檢討	一五
納稅者増加	一五
負債整理促進	一五
臨時農村負債處理	一五
農村負債整理組合	一五
稅務署所在地	一五
地方稅制應急措置	一五
主なる稅外收入額	一五
市町村の諸稅負擔	一五
臨時地方稅で手配	一五
田畑一反當公課金	一五
神社・宗教	一五
農業祭祀の實施	一五
護國神社祭神	一五
地方別神社	一五
神社數調	一五
新嘗祭に獻穀	一五
佛教各宗寺院	一五
基督教	一五
留萌嚴島神社昇格	一五
大谷光瑩氏を旌彰	一五
宗教團體法の施行	一五
神社を地方別にす	一五
寺院の多い地方	一五
函館護國神社祭典	一五
小樽市の招魂祭典	一五
軍事	一五
北鎮英靈奉讚歌	一五
武勳輝く行賞	一五
前田中將戰病死	一五
新軍政を實施	一五
遺族代表現地招待	一五
郷軍時局大會	一五
優良壯丁表彰	一五
神城整地献木	一五
事變三周年行事	一五
合同慰靈祭を嚴修	一五
祭祀料の贈呈範圍	一五
傷痍軍人療養所	一五
傷痍軍人温泉療養	一五
本道防空訓練命令	一五
慰問資金と恤兵金	一五
恤兵品發送の注意	一五
海洋少年團實修所	一五
國民教化要綱	一五
軍人援護教育指針	一五

統後奉公祈誓……………三六
 保健事業實施……………三七
 遺兒靖國神社參拜……………三七
 生業資金貸付規程……………三七
 中小商工業者授護……………三六
 召集解除者の生業……………三六
 戦及者遺族の補導……………三九
 準扶助料支給事業……………三九
 軍屬等の遺族授護……………三九
 罹災害者へ見舞金……………三九
 統後奉公會の運籌……………三九
 奉公會事業細目例……………三九
 統後奉公會の豫算……………三九
 主婦懇談巡回相談……………三九
 軍人授護事業助成……………三九
 教育……………三九
 新選拔法實施……………三九
 北大の地元入學率……………三九
 豫科入學者の身地……………三九
 北大學生と生徒數……………三九
 十五年北大卒業生……………三九
 學術振興會の補助……………三九
 小樽高商受驗者數……………三九
 高商入學者出身地……………三九
 小樽高商出の分布……………三九
 室蘭高工志願合格……………三九
 高等工業在學者數……………三九

初等教育の概況……………三八
 團體參宮の注意……………三九
 舊土人教育の變遷……………三九
 中等學校……………四一
 中等學校生徒募集……………四一
 廳立學校の授業科……………四一
 女子師範學校設置……………四一
 帶廣市立商業學校……………四一
 旭川市立中學開校……………四一
 遠輕中學開校……………四一
 小樽女子商業新設……………四一
 夕張高女認可……………四一
 増毛の實科女學校……………四一
 美幌の實科女學校……………四一
 夜間中學卒業認定……………四一
 日滿學生書信交換……………四一
 青少年……………四一
 神饌を奉獻す……………四一
 神饌奉獻の代表者……………四一
 青年團の再出發……………四一
 青年團の指導方針……………四一
 勤勞總動員運動……………四一
 勤勞總動員實踐綱……………四一
 一人一研究……………四一
 青年團員大會……………四一
 青年學校視察要項……………四一
 青年會館の地鎮祭……………四一
 滿洲建設の奉仕隊……………四一

女子青年振興基金……………三五
 少年團……………三五
 北海道青年塾開設……………三五
 青年教育官を置く……………三五
 青年校中心座談會……………三五
 交通……………三五
 旅客交通調整……………三五
 道路の延長……………三五
 鐵道十幹線……………三五
 士幌線の開業……………三五
 私線鐵道十五線……………三五
 殖民軌道敷設……………三五
 軌道は十一線……………三五
 森林鐵道の利用……………三五
 交通機關の速成……………三五
 驛遞所の殘存數……………三五
 四百餘の渡船場……………三五
 海峽と連絡船……………三五
 青函連絡乗客激増……………三五
 命令航路……………三五
 六港入港船……………三五
 十五年の航空便……………三五
 學校の交通緩和策……………三五
 省營自動車の成績……………三五
 鐵道及軌道助成費……………三五
 殖民軌道費を支出……………三五
 旅客事故の類別調……………三五
 鐵道局運輸成績……………三五

通信……………三三
 無線電話開通……………三三
 電話申請激増……………三三
 漁業用無電開局……………三三
 通信收入……………三三
 新年電報の著増……………三三
 年賀郵便減る……………三三
 公衆電信取扱所……………三三
 遞信事務時間短縮……………三三
 短波無電の新施設……………三三
 帶廣局の昇格……………三三
 航空郵便の發着……………三三
 不足税の發見……………三三
 漁期中の電話取扱……………三三
 農産……………三三
 當面の諸問題……………三三
 立地的土地利用……………三三
 本道の特異性……………三三
 農業經營形態……………三三
 農業確立の要點……………三三
 未利用地の開發……………三三
 指導獎勵方針……………三三
 食用農産物……………三三
 綠肥作物の收穫……………三三
 蔬菜と花卉……………三三
 漁村農業を擴充す……………三三
 果實の收穫高……………三三
 作物別作付……………三三

農家の轉業調……………二六
 米……………二六
 十五年水稻獎勵策……………二七
 米作農家……………二七
 主要農作物平均數……………二七
 實行組合強化……………二七
 肥料對策要項……………二七
 小作料……………二七
 小麥の新優良品種……………二七
 麥類の實收……………二七
 甜菜反收増加獎勵……………二七
 農機具使用に補助……………二七
 最近の華果生産高……………二七
 ナタネ……………二七
 アスパラガス栽培……………二七
 亞麻の耕作を獎勵……………二七
 水稻多收品種種子……………二七
 支廳市別總生産額……………二七
 生産擴充方針……………二七
 第三國向輸出振興……………二七
 水産食糧資源確保……………二七
 工業原料の確保……………二七
 主要漁業概説……………二七
 水産業者減る……………二七
 鮭鱒親魚捕獲採卵……………二七
 十五年の春鱒……………二七
 鱒の孵化事業……………二七

蠶の漁獲高……………二八
 昆布の生産高……………二八
 水産の再檢討……………二八
 タラバ蟹の放流數……………二八
 帆立貝の人工増殖……………二八
 許可免許專用漁業……………二八
 帆立貝の水揚……………二八
 混獲に關する陳情……………二八
 鮎の漁獲高……………二八
 魚粕と魚油検査數……………二八
 鮭鱒保護組合事業……………二八
 主要水産物漁獲高……………二八
 工業……………二八
 大工業企業化……………二八
 工業の概況……………二八
 電力節約斷行……………二八
 工業組合……………二八
 業種別工業組合……………二八
 代用品見本の製作……………二八
 工業獎勵費を交付……………二八
 工業組合共同設備……………二八
 共同設備費に補助……………二八
 工業用機械を貸付……………二八
 未經験工保護指導……………二八
 アスパラガス獎勵……………二八
 澱粉の検査……………二八
 工業種別と生産額……………二八
 工業試驗場の研究……………二八

第一回投炭競技會……………二九
 農村工業獎勵規程……………二九
 有限會社設備補助……………二九
 優良陶石と其の產地……………二九
 林産……………二九
 林政の再檢討……………二九
 林野面積と林相……………二九
 十五年度林業指導……………二九
 間伐幹旋事業……………二九
 林産物の消長……………二九
 木炭検査施行さる……………二九
 木炭増産勤務……………二九
 大口消費自營製炭……………二九
 苗圃用の堆肥製造……………二九
 斫伐事業を續行す……………二九
 畜産……………二九
 損害補償制度……………二九
 有畜農業を獎勵……………二九
 飼料自給施設……………二九
 牛の藩殖障害除去……………二九
 牡犢保有を獎勵す……………二九
 十五年度養豚方針……………二九
 養兔増殖指導事項……………二九
 鶏の飼養狀況……………二九
 拔雄の共同肥育場……………二九
 乳牛と牛乳……………二九
 酪農の各戸指導員……………二九
 養狐……………二九

養殖獸毛皮の検査……………三〇
 馬の種付獎勵交付……………三〇
 家畜保險擴充努力……………三〇
 地方競馬を廢止す……………三〇
 牡犢共同育成事業……………三〇
 綿羊の共同種付所……………三〇
 種鶏改良組合設置……………三〇
 牧野協會の計畫……………三〇
 牧野適地を貸付す……………三〇
 家畜保險加入成績……………三〇
 養蜂……………三〇
 北海道廳種畜場……………三〇
 北海道廳種羊場……………三〇
 北海道牛酪検査所……………三〇
 鑛産……………三〇
 初給貸金基準……………三〇
 鑛業の發達……………三〇
 主要鑛産物の概況……………三〇
 鑛區表……………三〇
 探鑛獎勵金を交付……………三〇
 市郡試掘探掘……………三〇
 工業試驗場の調査……………三〇
 國立公園内鑛業權……………三〇
 鑛業聯合會の創立……………三〇
 試掘探掘出願激増……………三〇
 鑛山監督局の支所……………三〇
 鑛産税の賦課標準……………三〇
 畑安全燈の變災率……………三〇

合理的開發の指導	三三三
鑛業報國の講習會	三三三
挺身隊と實行要目	三三三
鑛山安全週間實施	三三三
道内鑛區整理促進	三三三
蠶絲	三三七
繭の増産施設	三三七
繭増産施設を助成	三三七
桑畑	三三七
養蠶一般狀況	三三八
養蠶戸數	三三八
新用途繭生産	三三八
養蠶指導員の設置	三三九
蠶業取締所の沿革	三三九
眞綿チヨッキ製作	三三九
戸數掃立收購價格	三三〇
春蠶と白繭黃繭種	三三〇
夏秋蠶と白黃繭種	三三〇
寒地の蠶種取扱方	三三一
十五年の春夏蠶繭	三三一
野桑摘採無料許可	三三一
簡易なる家庭手工	三三一
本道養蠶の將來性	三三一
副業	三三一
昭和十五年度事業	三三三
副業熱の勃興	三三三
副業獎勵現況	三三三
町村別副業の種類	三三六
農村工業の指導	三三九
農工品の指導方針	三三九
農工品と原料	三三九
農工品の生産數量	三三九
商業	三三三
商取引の殷盛	三三三
道外移出入	三三三
商勢の推移	三三四
内國との取引	三三五
商工會議所	三三五
商工會八十八	三三五
商業組合	三三六
卸賣市場	三三六
小賣市場	三三六
倉庫殘高	三三六
集積倉庫の建設	三三六
相談所の利用	三三七
小賣商店經營調査	三三七
商工相談連絡會議	三三八
會議所聯合會	三三八
商工會聯合會	三三八
帶廣會議所設立	三三九
中華振興會結成	三三九
雜穀類移出に承認	三四〇
商工會の昇格運動	三四〇
日本米穀小樽市場	三四〇
大瀧甚太郎氏逝去	三四〇
農工品の自治検査	三四〇
商工青年聯盟	三四〇
砂糖切符制の實施	三四〇
各港と道内取引	三四一
各港と道外取引	三四一
貿易	三四一
新市場の開拓	三四一
十四年國別輸出	三四六
大陸貿易の振興	三四六
主要市場別輸出額	三四七
貿易補助機關	三四七
主要品目別輸出	三四七
指定種馬の移輸出	三四八
十四年農産物移輸出	三四八
十四年農産物移輸入	三四八
主要農産物直輸出	三四八
東亞市場向輸出	三四九
プロツク別貿易尻	三四九
港別三年間の貿易	三四九
北海道對東亞貿易	三五〇
種子馬鈴薯移輸出	三五〇
根室開港三十周年	三五〇
新政府成立と華僑	三五〇
第一回貿易講習會	三五〇
貿易幹旋事務要覽	三五〇
最近六年間の貿易	三五〇
港別貿易船調	三五三
仕向國別東亞貿易	三五三
東亞市場品別輸出	三五四
金融	三五五
銀行と組合の金利	三五五
銀行と資本金	三五五
組織別會社資本	三五五
銀行預金貸出	三五七
銀行擔保別貸出金	三五七
産業組合資金運用	三五七
産業組合	三五七
組合産行殘高	三五七
荷爲替取組高	三五八
庶民金庫代理貸付	三五八
簡易生命保險	三五八
簡易保險積立融通	三五八
小兒保險事業	三五八
郵便年金	三五八
無盡會社一覽	三五八
無盡會社業績	三五九
振興資金融通條件	三五九
農産資金貸出殘高	三五九
信用組合の貸付金	三五九
海産資金貸出殘高	三五九
商業組合共同施設	三五九
手形交換高	三六〇
地方別手形交換高	三六〇
十五年度簡保貸付	三六〇
各地銀行預金殘高	三六一
各地銀行貸付殘高	三六一
郵便年金積立貸付	三六一

物價

北門銀行を合併す	三六一
證券業者廣告取締	三六一
地代家賃統制	三六三
田畑の賣買價格	三六三
田畑の賣買地價調	三六三
七市の物價騰勢	三六四
農産畜産物銀調	三六四
農業労働賃金協定	三六四
工場労働賃金指數	三六五
主要農産物價格表	三六五
交通労働賃金指數	三六五
工場賃金手当賞與	三六五
交通労働平均收入	三六六
生計費指數	三六六
札幌市生活費指數	三六六
農畜關係指數對照	三六六
木炭最高販賣價格	三六六
六市卸賣小賣物價	三六七
市別卸賣物價指數	三六八
市別小賣物價指數	三六九
農作賃金累年比較	三七〇
勞力業實額調	三七一
統計・配給	三七一
米穀の調節	三七一
米穀配給方針	三七三
木炭取扱要綱	三七五

社

木炭配給委員會	三七六
肥料配給統制	三七六
農林水産用燈油	三七七
鐵網需給調整	三七八
米糠配給調整要綱	三七八
家庭用の線材製品	三七八
十五年用の石灰	三七九
タイヤとチヌーブ	三七九
漁業用網索の統制	三七九
漁撈器具用の鐵鋼	三八〇
道産魚粕搬出承認	三八〇
特殊化成肥料配給	三八〇
配給飼料配給要項	三八〇
石炭調整の協議會	三八一
木炭小口扱を中止	三八一
一般家庭用綿製品	三八一
豚肉の需給を調整	三八一
社會	三八三
施設の再認識	三八三
一般社會事業	三八三
失業者の救済對策	三八四
労働爭議漸次減少	三八四
方面委員活動	三八四
母子保護實績	三八四
少年救護施設	三八五
季節託兒所開設	三八五
季節託兒所を助成	三八六
公益質屋の業績	三八六

厚

思想保護團體誕生	三八七
建築協會設立さる	三八七
映畫法令を施行す	三八八
適正小作料	三八九
小作争議消長	三八九
小住宅の建設	三九一
金錢と人事の調停	三九一
少年救護相談所	三九一
失業狀況推定	三九一
社會事業團體	三九二
公私社會事業施設	三九二
一般救護の實績	三九二
行旅病人其他救護	三九二
岩内協會病院落成	三九三
方面強調週間實施	三九三
傳染病の發生	三九四
死産と性別の割合	三九四
五歳以下幼兒死亡	三九四
醫師産婆製藥者	三九四
病院と收容人員	三九四
診療所と收容者	三九四
トラホーム検診	三九四
一萬人對比結核死亡	三九四
醫者の居ない村	三九四
寒冷期の疾病	三九五
優良多子家庭表彰	三九五
乳幼兒の保護	三九五

九

乳幼兒の榮養調査	三九五
兒童愛護運動	三九五
兒童結核早期發見	三九七
學校給食の實施	三九八
學校給食獎勵規程	三九八
遺傳病の調査	三九八
病勢調査實施要綱	三九九
農村榮養改善運動	三九九
榮養獻立の實施	三九九
結核豫防會支部	三九九
呼吸器系統の疾患	三九九
十五年度防疫施設	三九九
梅毒の蔓延狀態	四〇〇
年齢別身體検査表	四〇一
農山漁村の罹病率	四〇一
拓殖醫と拓殖産婆	四〇二
健康保險聯合會	四〇二
岩内の健康相談所	四〇二
榮養改善實施聚落	四〇二
國民健康保險組合	四〇二
小學校優良健康兒	四〇二
勞力・紹介	四〇三
リンク制を實行	四〇三
農業勞力の調査	四〇三
勞力補強方針	四〇七
勞務需給調整	四〇九
十五年度勞務需要	四〇九
高商出の就職振り	四〇九

職業紹介成績	四〇〇
一般職業紹介	四〇〇
日備労働紹介状況	四〇〇
厚生省所管紹介所	四〇〇
移動労働の報國隊	四〇〇
水産労働求人	四〇〇
農業報國隊を組織	四〇〇
半島人労働者の訓練	四〇〇
労働者の産業報國	四〇〇
土木労働需給調整	四〇〇
委員會運営要綱	四〇〇
町村労働動員	四〇〇
小學卒業生の相談	四〇〇
小學卒業後の輔導	四〇〇
職業指導月別事務	四〇〇
警防	四〇〇
記念日を制定	四〇〇
警察署	四〇〇
警察官吏の定員	四〇〇
勤務警官と年齢	四〇〇
巡查志願者	四〇〇
警官一人當の受持	四〇〇
近年火災趨勢	四〇〇
昭和十四年の火災	四〇〇
火災に因る死傷者	四〇〇
火事	四〇〇
五十餘年間の山火調	四〇〇
所有者別山火被害	四〇〇
十四年山火被害調	四〇〇
耕地と防風林植栽	四〇〇
森林防火組合	四〇〇
各種營業調	四〇〇
工場建築工事災害	四〇〇
十四年度雪害	四〇〇
水力發電工事災害	四〇〇
十四年土木事故	四〇〇
都市交通事故	四〇〇
刑法犯件數	四〇〇
強窃盜其他の被害	四〇〇
土工夫犯罪	四〇〇
遺失物と拾得物	四〇〇
十四年中の狩獵	四〇〇
諸興行入場者	四〇〇
變死者	四〇〇
熊の被害	四〇〇
在留外人	四〇〇
月別火災度數	四〇〇
新聞紙と雜誌	四〇〇
五箇年間の火災原因	四〇〇
土木建築災害調	四〇〇
十四年の交通事故	四〇〇
放送	四〇〇
事變による普通化	四〇〇
ラヂオ聴取者	四〇〇
産業ニユース擴充	四〇〇
電界強度別世帯調	四〇〇
官公衙公示の放送	四〇〇
都市別加入増加數	四〇〇
白衣勇士を慰問す	四〇〇
市部郡部加入状況	四〇〇
ラヂオ體操	四〇〇
市部別ラヂオ體操	四〇〇
放送と呼出符號	四〇〇
許可と廢止	四〇〇
市部郡部普及率	四〇〇
地域別普及率	四〇〇
聴取規約を改正す	四〇〇
放送回数と時間	四〇〇
自局編成中繼放送	四〇〇
ラヂオ相談所	四〇〇
ラヂオの普及及開發	四〇〇
指定ラヂオ相談所	四〇〇
ラヂオ塔の増設	四〇〇
放送回数漸増	四〇〇
ラヂオ受信機寄贈	四〇〇
前納割引制の實施	四〇〇
聴取料五ヶ月免除	四〇〇
貯蓄強調週間放送	四〇〇
受信機の安全週間	四〇〇
IKでスキー放送	四〇〇
郷土博物館放送	四〇〇
加入者増加の割合	四〇〇
契約料金改正統一	四〇〇
觀光	四〇〇
都邑と名勝	四〇〇
函館と其附近	四〇〇
小樽と其附近	四〇〇
札幌と其附近	四〇〇
旭川と其附近	四〇〇
室蘭と其附近	四〇〇
釧路と其附近	四〇〇
根室と其附近	四〇〇
帯廣と其附近	四〇〇
網走と其附近	四〇〇
稚内と其附近	四〇〇
留萌と其附近	四〇〇
浦河と其附近	四〇〇
天然紀念物新指定	四〇〇
植物群落指定解除	四〇〇
國立公園協會施設	四〇〇
温泉協會支部總會	四〇〇
觀光バス運行減る	四〇〇
體育	四〇〇
天覽武道大會	四〇〇
最高記録章	四〇〇
神宮大會決定す	四〇〇
スキー大會日程	四〇〇
△スキー	四〇〇
滑降廻轉大會	四〇〇
中等校競技	四〇〇
選手権大會と豫選	四〇〇
△相撲	四〇〇
産業相撲豫選	四〇〇
中等校對抗戰	四〇〇
△驛傳	四〇〇
札幌小樽間競走	四〇〇
△漕艇	四〇〇
北海道豫選	四〇〇
△競馬	四〇〇
出走指定種馬	四〇〇
△野球	四〇〇
大洋對旭川協會	四〇〇
旭鐵軍對日鐵軍	四〇〇
豫科對小樽高商	四〇〇
大洋對東鐵	四〇〇
大洋對札幌	四〇〇
都市對抗豫選	四〇〇
川崎コロムビヤ	四〇〇
中等學校對抗	四〇〇
實業野球大會	四〇〇
建國スキー祭	四〇〇
青年學校大會	四〇〇
青年團體育大會	四〇〇
神宮大會に優勝	四〇〇
自轉車競技記録	四〇〇
北大山岳部員遭難	四〇〇
中等校大會成績	四〇〇
皆スキー行進日	四〇〇
スキー乗客減る	四〇〇

女子競技大會	四五六
第一回宮様記念	四五六
女子廻轉大會	四五六
大倉飛躍臺大會	四五六
天狗山廻轉競技	四五六
第三回馬スキー	四五六
△水上	四五六
スケート記録會	四五六
中等校選手権	四五六
全道大會神宮豫選	四五六
ホッケー選手権	四五六
△陸上	四五六
日鐵の新記録	四五六
北大對三井砂川	四五六
北大豫科小樽高商	四五六
女子中等校競技	四五六
男子中等校競技	四五六
△水上	四五六
豫科對小樽高商	四五六
北大對北大	四五六
男子中等校競技	四五六
全道選手権大會	四五六
△庭球	四五六
札幌小樽對抗	四五六
全道招待大會	四五六
全關東對北海道	四五六
全關東對全札幌	四五六
全關東對全小樽	四五六
男子中等校大會	四五六
女子中等校大會	四五六
全道選手権大會	四五六
△籠球	四五六
全關東對北海道	四五六
全關東對北中	四五六
全關東對札幌	四五六
全關東對豫科	四五六
△排球	四五六
男子中等校大會	四五六
女子中等校大會	四五六
△卓球	四五六
都市對抗	四五六
全道選手権大會	四五六
三都市對抗試合	四五六
女子中等校大會	四五六
△ゴルフ	四五六
記念杯爭奪戰	四五六
優勝杯トーナメント	四五六
△双輪	四五六
東亞大會豫選	四五六
自轉車道路競走	四五六
代表選手銜	四五六
滿洲關東北海道	四五六
△劍道	四五六
豫科對小樽高商	四五六
全道大會成績	四五六
中等校競技大會	四五六
△柔道	四五六
北海道樺太對東北	四五六
全道大會成績	四五六
中等校競技大會	四五六
△弓道	四五六
豫科對小樽高商	四五六
札幌神社大會	四五六
北海道大會	四五六
武道大會成績	四五六
女子中等校大會	四五六
△射擊	四五六
各學校成績決定	四五六
△相撲	四五六
産業相撲豫選	四五六
中等校對抗戰	四五六
△驛傳	四五六
札幌小樽間競走	四五六
△漕艇	四五六
北海道豫選	四五六
△競馬	四五六
出走指定種馬	四五六
△野球	四五六
大洋對旭川協會	四五六
旭鐵軍對日鐵軍	四五六
豫科對小樽高商	四五六
大洋對東鐵	四五六
大洋對札幌	四五六
都市對抗豫選	四五六
川崎コロムビヤ	四五六
中等學校對抗	四五六
實業野球大會	四五六
建國スキー祭	四五六
青年學校大會	四五六
青年團體育大會	四五六
神宮大會に優勝	四五六
自轉車競技記録	四五六
北大山岳部員遭難	四五六
中等校大會成績	四五六
皆スキー行進日	四五六
スキー乗客減る	四五六

子供の家再建……………四六六
 十五年青年國大會……………四六六
 男子陸上最高記録……………四六七
 女子陸上最高記録……………四六八
 競泳最高記録……………四七〇

樺太

樺太國境警備の歌……………四七三
 靖國神社へ合祀……………四七三
 樺太遺兒代表……………四七三
 合祀二十九柱……………四七三
 神域擴張に奉仕……………四七三
 二千六百年紀元節……………四七四
 紀元奉祝紀念……………四七四
 歴代長官……………四七四
 豊原聯隊區……………四七五
 綜合調査團……………四七五
 位置及び面積……………四七五
 地勢と三地带……………四七五
 氣象と環境……………四七六
 土地の開墾……………四七六
 地方自治制度……………四七七
 惠須取支廳開設……………四七七
 衆議院議員選舉法……………四七九
 樺太廳の豫算……………四八〇
 市町村の豫算……………四八〇
 町村の財政……………四八〇
 租税制度の改廢……………四八〇

市町村特別交付金……………四八二
 法制に地方色……………四八二
 司法沿革と裁判所……………四八二
 各種行政警察……………四八三
 神社及び宗教……………四八三
 學校教育の概況……………四八四
 中等學校入學檢定……………四八四
 中等學校入學志願……………四八五
 研究青年校設定……………四八五
 軍人後援事業……………四八五
 新旅客運賃制度……………四八六
 樺鐵買収案可決……………四八六
 共勵振興農村……………四八七
 規格農家住宅……………四八七
 造林事業計畫……………四八八
 林野火防組合……………四八九
 主なる畜産……………四八九
 蕃殖保護施設……………四九〇
 優良牝馬の保留……………四九〇
 養殖獸皮販賣制限……………四九一
 水産業の推移……………四九一
 主要漁業……………四九一
 漁船取締規則……………四九三
 發展途上の工業……………四九三
 石炭石油其他礦物……………四九四
 無盡會社……………四九四
 銀行……………四九四
 銀行預金と貸付……………四九五

銀行爲替取扱高……………四九五
 郵便貯金……………四九五
 貯金増加日本一……………四九五
 郵便爲替……………四九五
 簡易保險……………四九五
 郵便年金……………四九五
 簡易保險積立貸付……………四九五
 一般社會事業……………四九五
 外國貿易……………四九六
 海港檢疫と取締……………四九六
 醫師と産婆……………四九六
 未經験者の初給……………四九六
 災害……………四九七
 犯罪件數の増加……………四九七
 ラヂオ加入者……………四九八
 豊原放送局地鎮祭……………四九八
 史蹟名勝天然紀念……………四九八
 スキー豫選……………四九八
 スキー選手權大會……………四九九
 中學武道戰……………五〇二
 全島演武大會……………五〇二
 傳染病發生狀況……………五〇三
 米穀搗精等制限……………五〇三
 警官援助に給與金……………五〇三
 市町村別戸口……………五〇四
 十五年の春鯨……………五〇五
 品種別小賣物價……………五〇五
 郵便小包引受配達……………五〇五

標準賃金……………五〇五
 體育競技場……………五〇六
 結核死亡者數……………五〇六
 鑛業勞務員表彰……………五〇六
 魚肥等級統一……………五〇六
 惠須取鐵道認可……………五〇六
 無盡協會總會……………五〇六
 樺太協和會結成……………五〇七
 十五年鯨人工孵化……………五〇七
 軍犬展……………五〇七
 會議所聯合會總會……………五〇七
 司法保護事業……………五〇八
 陸軍管區表……………五〇九
 教育勅語紀念……………五〇九
 青年動員大會……………五〇九
 銃後の力強し……………五〇九
 水産製造物統制……………五〇〇
 農村の新體制……………五〇〇
 北千島……………五〇二
 人名錄……………五〇三
 北海道……………五〇三
 樺太……………五〇四
 國勢……………五〇五
 新政治體制……………五〇五
 基本國策の大綱……………五〇七
 國防國家建設……………五〇八
 陸軍兵備體系……………五〇八
 資金統制計畫……………五〇九

◆掲載廣告目次◆

勞務動員の調整……………五〇六
 商業報國運動……………五〇六
 家庭便覽……………五〇八
 御歴代御追號讀法……………五〇八
 宮城……………五〇九
 日本國天皇……………五〇九
 大本營……………五〇九
 元帥府……………五〇九
 金鷄勳章……………五〇九
 文化勳章……………五〇九
 褒章……………五〇九
 靖國神社……………五〇九
 議會の開閉……………五〇九
 高官……………五〇九
 部落會町内會……………五〇九
 人一代の祝賀……………五〇九
 忌服の日數……………五〇九
 年中行事……………五〇九
 曆の節一覽……………五〇九
 保健の三様相……………五〇九
 分娩豫定日……………五〇九
 平均餘命……………五〇九
 人工呼吸法……………五〇九
 ホルモン……………五〇九
 ビタミンと作用……………五〇九
 しみぬき法……………五〇九
 鑛泉の適應症……………五〇九
 國定ローマ字綴……………五〇九

王子製紙株式會社……………表紙二
 北海水力電氣株式會社……………表紙一
 京成電氣軌道株式會社……………表紙二
 富國徵兵保險株式會社……………一四
 北海貯蓄銀行……………一七
 山一證券株式會社……………一七
 北海道漁業組合聯合會……………一七
 トンボ鉛筆商事株式會社……………一七
 壽屋……………一七
 白方酒造店……………一七
 北海道瓦斯株式會社……………一七
 樺太大同雜詰株式會社……………一七
 蘭泊村漁業協同組合……………一七
 廣地村漁業協同組合……………一七
 小樽倉庫株式會社……………一七
 眞岡商工會議所……………一七
 樺太電氣株式會社……………一七
 眞岡町漁業協同組合……………一七
 樺太酒精株式會社……………一七
 原澤水銀研究所……………一七

藤山商店……………九二
 藤山海運株式會社……………九二
 藤山海運株式會社工作所……………九二
 余市酒造株式會社……………一三六
 余市運送社……………一三六
 日本アスパラガス株式會社……………一三六
 小樽無盡株式會社……………一三五
 庄子守衛商店……………一三五
 藤澤友吉商店……………一三五
 木下鐵工所……………一七四
 植田天藥堂……………一八六
 順和商會……………二〇〇
 山田安民藥房……………二〇一
 アルス藥品部……………二〇三
 中山太陽堂……………二〇四
 堀内伊太郎商店……………二〇二
 資生堂……………二〇八
 川島屋證券株式會社……………三〇〇
 明治製菓株式會社……………三〇五
 玉置商店……………三〇六
 第一書房……………三〇三
 大日本印刷株式會社……………三〇三

井筒屋商店……………三四三
 北海道製糖株式會社……………三四四
 前川生命……………三三三
 日本電報通信社……………三三三
 共立社……………三三二
 釧路炭礦株式會社……………三四四
 熊谷礦業商會……………三四〇
 帝國産金興業株式會社……………三四一
 誠文堂新光社……………三四三
 イチヂク製藥株式會社……………三四七
 古醫學研究所……………三四四
 榮養と育兒の會……………三四九
 トリス紅茶……………三四九
 渡邊輝綱藥房……………六〇五
 山吉商店……………六〇六
 増田兄弟商會……………六〇七
 栗林商船株式會社……………表紙三
 北海炭鑛株式會社……………裏紙二
 服部紙店……………裏紙一

國防貯蓄として最も有利で

安全な 徴兵保険 出世保険



富國徴兵保險相互社會

本社 東京・日比谷
社長 吉田 義輝

大日本帝國皇室

天皇陛下

第百二十四代天皇

大正天皇第一皇子

御名裕仁

明治三十四年四月二十九日御降誕

同年五月五日

日迪宮と稱し奉る 明治四十一年四月十一日學習院初等科に御入學 同四十五年七月三十日儲位に登らせらる 大正元年九月九日任陸軍少尉任海軍少尉大勳位 同三年四月二日學習院初等科御卒業 新設の御學問所にて御修學 同年十月三十一日任陸軍中尉任海軍中尉 同五年十月三十一日任陸軍大尉任海軍大尉 同年十一月三日立太子禮御舉行 同八年五月七日御成年式御舉行 同九年十月三十一日任陸軍少佐任海軍少佐 同十年二月二十八日御學問所御終業 同年三月三日御外遊 同年九月三日御歸朝 同年十一月二十五日攝政御就任 同十二年十月三十一日任陸軍中佐任海軍中佐 同十三年一月二十六日御成婚 同十四年十月三十一日任陸軍大佐任海軍大佐 同十五年十二月二十五日御踐祚 昭和三十二年二月二十八日朝見式 同三十一年十一月十日御即位禮御舉行

皇后陛下

故久邇宮邦彥王第一女 御名良子

明治三十六年三月六日御誕生

同四十二年四月十一日學習院女學部初等科御入學 大正四年四月同部中等科に御進級 大正七年一月十七日東宮妃册立の御沙汰あり 二月四日女學部御退學 同四月十三日御學問所御開始 同十一年六月二十日御婚約勅許 同年九月二十八日御納采 敍勳一等 同十三年一月二十六日御入輿 皇太子妃宣下 昭和元年十二月二十五日皇后宣下

皇太后陛下

故從一位大勳位公爵九條道孝第四女 御名節子 明治十七年六月二十五日御誕生 同二十三年九月十日華族女學校小學部に御入學 同三十二年八月二十九日中等科御退學 同三十三年五月十日御入輿 同日皇太子妃とならせらる 昭和三十二年七月三十日皇后に 昭和元年十二月二十五日皇太后とならせらる

皇太子殿下

明仁親王 今上天皇第一皇子

昭和八年十二月二十三日御誕生

繼宮と稱し奉る

皇子殿下

正仁親王 今上天皇第二皇子

昭和十年十一月二十八日御誕生

義宮と稱し奉る

皇女子殿下

成子内親王 今上天皇第一皇女

大正十四年十二月六日御誕生

照宮と稱し奉る

和子内親王 今上天皇第三皇女

昭和四年九月三十日御誕生

孝宮と稱し奉る

厚子内親王 今上天皇第四皇女

昭和六年三月七日御誕生

順宮と稱し奉る

貴子内親王 今上天皇第五皇女

昭和十四年三月二日御誕生

清宮と稱し奉る

皇族

秩父宮

大正十一年六月二十五日秩父宮の稱號を賜はる

陸軍歩兵大佐大勳位 雅仁親王

大正天皇第二皇子
子爵松平保男姪
明治三年九月九日御誕生

昭和三年九月六日御結婚

高松宮

大正二年七月六日高松宮の稱號を賜はる

海軍少佐大勳位 宣仁親王

大正天皇第三皇子
故公爵德川慶久第二女
明治四年三月六日御誕生

昭和五年二月四日御結婚

三笠宮

昭和十年十二月二日三笠宮の稱號を賜はる

陸軍騎兵大尉大勳位 崇仁親王

大正天皇第四皇子
大正四年三月二日御誕生

閑院宮

元帥陸軍大將 大勳位功二級 載仁親王

故邦家親王第十六子
慶應元年二月一日御誕生
明治五年六月三日御誕生

明治四年三月九日御結婚

陸軍騎兵中佐大勳位 春仁王

載仁親王第二子
明治五年八月三日御誕生

大正五年七月四日御結婚

春仁王妃勳一等 直子

故公爵一條實輝第四女
明治四年二月七日御誕生

東伏見宮

故依仁親王妃勳一等 周子

故公爵岩倉具定第一女
明治九年八月九日御誕生

明治三年二月二日御入輿

伏見宮

元帥海軍大將 大勳位功四級 故博義王妃勳一等 朝博

故貞愛親王第一子
明治八年十月六日御誕生
明治五年六月三日御誕生

明治三年一月九日故經子と御結婚
大正八年三月三日御入輿

博明王
光子女王
章子女王

故博義王第一子
昭和七年一月六日御誕生
昭和四年七月六日御誕生
昭和九年二月二日御誕生

山階宮

海軍少佐勳一等 武彦王

故菊麿王第一子
明治三年二月三日御誕生

大正二年七月九日故佐紀子女王と御結婚

賀陽宮

陸軍騎兵大佐大勳位 恒憲王
恒憲王妃勳一等 敏好
故邦憲王妃勳一等 好邦

故邦憲王第一子
明治三年一月七日御誕生
故公爵九條道實第五女
明治六年五月六日御誕生
故侯爵醍醐忠順第一女
慶應元年三月七日御誕生

大正二年四月二日御誕生
大正五年七月三日御誕生
昭和四年八月二日御誕生

文憲王

恒憲王第四子

昭和六年七月三日御誕生

宗憲王

恒憲王第五子

昭和〇年二月二十四日御誕生

美智子女王

恒憲王第一女

大正三年七月九日御誕生

久通宮

海軍大佐大勳位

朝融王

故邦彦王第一子

明治四年二月二日御誕生

朝融王妃勳一等

知子女王

博恭王第三女

明治四年五月八日御誕生

故邦彦王妃勳一等

倪子女王

故公府島津忠義第七女

明治三年一月九日御誕生

邦昭王

朝融王第一子

昭和四年三月五日御誕生

正子女王

朝融王第一女

大正五年二月八日御誕生

朝融子女王

朝融王第二女

昭和二年一月三日御誕生

通子女王

朝融王第三女

昭和八年九月四日御誕生

英子女王

朝融王第四女

昭和三年七月三日御誕生

故多嘉王妃勳一等

靜子女王

故子爵水無瀬忠輔第一女

明治七年九月五日御誕生

家彦王

故多嘉王第二子

大正九年三月七日御誕生

德彦王

故多嘉王第三子

大正二年二月九日御誕生

梨本宮

元帥陸軍大將大勳位功四級

守正王

故朝彦親王第四子

明治七年三月九日御誕生

守正王妃勳一等

伊都子女王

故侯爵鍋島直大第二女

明治五年二月二日御誕生

朝香宮

陸軍大將大勳位

鳩彦王

故朝彦親王第八子

明治三年一月二日御誕生

陸軍歩兵大尉勳一等

孚彦王

鳩彦王第一子

大正元年一月八日御誕生

孚彦王妃勳二等

千賀子女王

伯爵藤堂高昭第五女

大正一〇年五月三日御誕生

湛子女王

鳩彦王第二女

大正八年八月二日御誕生

東久通宮

陸軍大將大勳位

稔彦王

故朝彦親王第九子

明治三年二月三日御誕生

稔彦王妃勳一等

聰子女王

明治天皇(御稱號泰宮)第九皇女

明治九年五月二日御誕生

陸軍砲兵中尉勳一等

盛厚王

稔彦王第一子

大正五年五月六日御誕生

彰常王

稔彦王第三子

大正九年五月三日御誕生

俊彦王

稔彦王第四子

昭和四年三月二日御誕生

北白川宮

故永久王妃勳二等

祥子

男爵德川義恕第二女

大正五年八月六日御誕生

故成久王妃勳一等

房子內親王

明治天皇(御稱號周宮)第七皇女

明治三年一月二日御誕生

道久王

永久王第一子

昭和三年五月二日御誕生

多惠子女王

故成久王第三女

大正九年四月五日御誕生

歷世年號

(印は北朝の年號を示す)

天齊仁嘉承天弘大延天寶神天平平平天神養靈和慶大朱白大	安衡壽祥和長仁同曆應龜雲護字寶勝感寶平龜老龜銅雲寶鳥雉化	年號	年數	元年
二二三三三四〇四四四一一三二八八月〇五七二七四三	一五五	丁丑	千支	紀元
寬長寬長長正永永寬永天貞天天安康應天天天承延延昌寬仁元貞	仁和弘保德曆祚延和觀元元延祿和保和德曆慶平長喜泰平和慶觀	年號	年數	元年
四五八五四五一二二二五二二三三二四三三〇九七八二二三九四八	一八	丁巳	千支	紀元
長天大天保元永天天嘉長康承永嘉寬應永承承延治康天永寬長長萬治	承承治治安水久永仁承治和德長保治德保曆保久曆平喜承德久曆元壽安	年號	年數	元年
三一五二四二五三二二二五二一二七三三三四三五四七五七二四三九四三	三	壬子	千支	紀元
承建建承建元建正建文元壽養治安承嘉仁永長應永平保久仁久天康永保	久保曆元永久仁治久治曆永和承元安應安萬寬保曆治元壽平安養治治延	年號	年數	元年
三六二四一二三二九五一二一四二四二三一二二一一三二三六一一二一六	六	己卯	千支	紀元

文正應延德嘉乾正永正弘建文弘文正正康建寶寬仁延曆嘉文天貞寬安嘉元貞	保和長慶治元元安仁應安治永長應元嘉元長治元治應仁禎曆福永喜貞祿仁應	年號	年數	元年
二五一三二三一三六五〇三一三一一一二一七二四三一三一三一三二二一一二	一	丁巳	千支	紀元
明康嘉至元永弘康永天文建應貞康延文觀正貞康興曆延建建正元元嘉正元元	德應慶德中德和曆和授中德安治安安文和應平永國應元武武慶弘德曆中亨應	年號	年數	元年
四一二三九三三二四六三二七六一五四二四四五三六四四四二二二三二二三二	二	庚午	千支	紀元
明承慶正寬元慶文天元永弘天享大永文明延長文應文寬長康享寶文嘉永正應	曆應安保永和長祿正龜祿治文祿永正龜應德享明仁正正祿正德德安吉享長永	年號	年數	元年
三三四四〇九九四九三二二三三四七七三九三二八二一六三二二三三五三二一	一	乙未	千支	紀元
昭大明慶元文萬安嘉弘天文文享寬天安明寬寶延寬元享正寶元貞天延寬萬	和正治應治久延政永化保政化和政明永和曆延享保文保德永祿享和寶文治	年號	年數	元年
一四四三一一一六六四四二四三二八八九三三四三五〇五七六四三八二	三	丙寅	千支	紀元

有價證券引受業

資本金壹千萬圓 (金額拂込済)

積立金 五百八拾五萬圓
繰越金

本社 東京市日本橋區兜町一丁目
札幌支店 札幌市大通西三丁目五

電話札幌 一八七・一、五一四
一、五一五・四、四七六

△山一證券株式會社

取締役社長 木下 茂

支店出張所

仙臺、新潟、京橋、淺草、横濱、濱松
名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、廣島
高松、福岡、小倉、京城、奉天、臺北

★ 聖 恩 洽 し

民情を御聴取

天皇陛下には地方長官會議に
會同した各地方長官に對し、昭
和十五年五月二日、宮中におい
て午餐を賜り、畏くも各地方長
官を御前に召され、地方の民情
について御聴取あらせられた
が、戸塚北海道廳長官は謹んで
語る。

北海道は殖民地的氣分が多分
にあり、人智も未だ充分に進
んでゐるとは云へないかも知
れませんが、道民は皆質朴勤
勉で、又、陸にも、地下にも、
海にも、極めて資源が豊富で、
この時局には重要な役割を演
じてゐる、官民共に時局に沿
ふべく努力してゐる次第であ
ります、鑛山については金、
石炭、水銀、クロームの各種
鑛物が多量にあり、陸には木
材は勿論のこと、農耕地にし

聖恩浴し

ても戦時食料の生産が極めて
豊富で、畜産に至つては、酪
農は北海道の特殊産業であ
り、今や増産計畫に従つて益
々増産しつつある次第であり
ます、海には、鮭、鱒、蟹等
を主産物とし、魚族が豊富で、
外貨獲得上貢献してをりま
す、今日の時局においては、物
資の不足或は物價の昂騰等の
ため、不安や不満を抱くもの
もないではありませんが、私
共と致しましては、成るべく
缺陷を矯めて萬全を期するた
め、種々努力してゐる譯であ
ります、なほ將來この資源を
活用して生産の擴充を圖るの
が北海道の持つ最重要な使命
と考へますので、目下綜合的
計畫を進め、著々増産を期し
てゐる次第であります、この
外に昭和十四年、北海道開發
株式會社が創立されました

が、之は私設會社ではありま
すが、國策的意味を持つ國策
會社であります、北海道は現
在農林水産等を主と致して居
りますが、將來は斯うした官
民の有ゆる機關協力の下に、
工業方面の新發展を期する考
へであります、昭和十一年畏
くも 天皇陛下御來道の砌
り、全道に暴風雨がありまし
て、北見の國有林等倒木があ
つた程でありましたが、道民
は當時の暴風雨を神風と稱し
てゐる程であります、こゝま
で申し上げました時に、陛下に
は、パルプ材の供給資源に付
て考へてゐるかとの有難き御
下問を拜しました、現在のと
ころ、要求量は北海道の現状
としては不可能かと考へます
が、將來増産計畫と相俟つて、
全道の山の林道を全部切り開
いて需用量確保を期する考へ
でありますと奉答申し上げまし
た次第であります、道民は聖旨
を奉體して、一層時局下御奉
公に一致協力の念を深め、最
高の努力を以て竭さねばなら

皇后陛下御歌

皇后陛下には常に軍人援護の
ことに 御心を注がせ給ふこと
は申すも畏き極みで、曩に今次
事變に因る出征又は應召の軍人
家族、遺族、戦死者及傷病軍人
の上に深く 御心を留めさせ給
ひ三首の御歌を御詠み遊され
た、懿徳宏遠、洵に恐懼感激の
至りに禁へざる次第である、今
般御歌の忝き思召を普く青少年
に奉體せしめんが爲、之を作曲
し、樂譜を謹製の上、其の筋より
送付あつたので、北海道廳では、
昭和十五年各、學校に配付し、
奉唱せしむるやう取計つた。

蝦夷松楸御贈進

畏くも滿洲國皇帝陛下に御
來訪の御砌り
我れをしも御母のことく
おほしつる
その御心に親しまれつゝ
の御歌を贈らせられた 皇太后
陛下には、同皇帝陛下に日本の
蝦夷松、楸松を御贈進あらせら
れる旨、曾て 秩父宮殿下が戦

線御視察のため御渡満の際、御披露になつてゐたが、北海道御料林産の蝦夷松、椴松苗木二百本を昭和十五年四月十九日、小樽積出、御贈進遊された。

燈臺模型献上

皇太后陛下におかされられては僻陬の地に、海の安全を守る燈臺守の上を思召され、大正十二年五月四日、観音燈臺に行啓あらせられ、燈臺の事に關し種々關係者に御下問あり、燈臺従事員の團體『燈光會』に特に御下賜金を賜ひ、又、昭和十一年十二月、大宮御所御歌會御兼題にも『燈臺守』と御出しになり、同年又もや燈臺守を慰安せよとの長き思召から御下賜金があり、逕信省では、重ねの御仁慈に感激、御心を體し、全國の燈臺にラヂオを施設し、淋しい生活の慰安や教養などを圖り、燈臺従事員は思召の程に感激して、日夜任務に精勵してゐるが、昭和十四年秋、樺太中知床岬燈臺が完成したので、燈臺

局長より同模型を献上した所、燈臺事業一般及び燈臺守の最近の様子を説明致すやうとの御沙汰があつたので、景山燈臺局長は恐懼、翌十五年二月二十六日大宮御所に伺候して、陛下に拜謁し、凡そ二時間に亘つて全國燈臺の状況、殊に燈臺守が僻陬の地域は絶海の孤島に水や野菜の不足、子弟の教育、醫療の不便などを忍んで只管航海の安全のために日夜その任務のために孜々として働いてゐる生活を具に言上した所、陛下には殊の外御感深く種々有難き御下問の上御兼題『燈臺守』の御歌寫しと果物一籠を下賜あらせられ、同局長は恐懼感激してこれを拜受退下したが、その節賜つた御歌は荒浪もくたかむほとの雄心をやしなひなから守れともし火と拜され、逕信省では恐懼して御歌を謹寫し、これを全國燈臺に傳達、又御歌寫しは同様、拓務省にも御下渡しになり、同省から朝鮮、臺灣など外地の燈臺従事員に傳達するところあつた。皇太后陛下より下賜あらせら

れた御兼題御歌寫しには、皇太后陛下御歌のほか、各皇族方が燈臺守の上を思召されての多数の御歌を拜するが、その内、秩父宮妃、高松宮、同妃三殿下の御歌は左の如くと承る。
雍仁親王妃 勢津子
あれくるふ沖にむかひて燈火を
もりつゝあかす夜もいくよか
絶間なくも人ありてともる
ひを
わすれかちにそふねはゆきか
ふ
宣仁親王妃 喜久子
里とほきありその波を友とし
ひかりに生きるつとめたふと
故有栖川宮の御祭祀をつがせ給ふ高松宮殿下は、昭和十五年一月十四日、農山漁村振興御獎勵の有栖川宮記念厚生資金を左の通り下賜あらせられる旨、御沙汰があつた。
樺太敷香郡泊岸村

森島 東
樺太眞岡郡清水村 三輪 榮正
枝幸へ御内帑下賜
天皇、皇后兩陛下には、枝幸大火を聽召され、罹災者御救恤の思召を以て、畏くも御内帑金御下賜の御沙汰あり、昭和十五年五月二十日、松平宮内大臣より戸塚北海道廳長官へ其の旨傳達された。
朝香宮殿下御視察
朝香宮 鳩彦王殿下には、昭和十四年七月、軍事援護並に産業状況御視察の爲、本道に御成遊ばされたが、昭和十五年は、樺太の軍事援護並に産業状況御視察に成らせらるる事となり、五月二十六日東京御發、其の御途に就かせられ、二十七日午後函館棧橋御著、直に札幌に向はせられ、御一泊の上、二十八日工業、農事兩試験場御視察、同夜御發、二十九日稚内より樺太に成らせられ、六月五日まで島内各地御視察、同日御退島、其の御途次再び本道に成らせられ、七日旭川を経て札幌に御著、林

業試験場其の他を御視察あらせられ、九日札幌御發、十日、函館より御退遊された。
御下賜金拜受の團體
十五年二月十一日

Table listing various organizations and their locations, such as 函館市 北海道社會事業協會, 札幌市 北海養老院, etc.

函館市 私立函館盲啞院
小樽市 小樽盲啞學校
旭川市 旭川盲啞學校
室蘭市 室蘭盲啞學校

Table listing locations and names, such as 野付牛町 愛國保育園, 砂川町 奈井江農繁期託兒所, etc.

三 四三、一五二 五三、九七
計 一、〇四一、〇六六 一一、一五、三七
季節保育所御獎勵
昭和十五年二月十一日、紀元節の佳辰に當り、畏くも、皇后陛下より道内優良季節保育所に對し、御獎勵金御下賜の御沙汰を拜し、鴻恩無邊洵に恐懼感激に堪へざる所、御下賜金拜受の榮に浴したる保育所は勿論、一般本事業關係者に於ても、思召を體し、時局に鑑み、本事業をして益々農山漁村の努力不足の調整に具ふると共に、乳幼児の健全なる育成に資し、進んで農村隣保施設等發達の根基たらしむるやう、夫々手配するところがあつた。

〇行幸記念碑の除幕 昭和十五年七月十一日、渡島支廳正面に建立された、明治天皇行幸記念碑の除幕式が盛大に舉行された。
〇余市の教育勅語碑 余市町教育會が紀元二千六百年を奉祝すると共に、教育勅語發漢五十周年を記念して、昭和十三年三月來建立工事を進めてゐた教育勅

Table listing locations and amounts, such as 語碑は學童の尊い努力奉仕で竣工したので、昭和十五年七月二十日、文武山上の同碑前において除幕式を舉げた。
聖徳記念館の完成
札幌市が豊平館階上に施工した聖徳記念館は、昭和十五年二月七日に開館式を舉げた。

札幌市北三條西七丁目



責任證 北海道漁業組合聯合會

電話代表五、八〇〇番

會長理事 出町 初太郎

專務理事 安藤 孝俊

奉

祝

明治神宮奉祝文 聖火繼走行事

光輝ある二千六百年聖戰第四年を併せ迎へて、一億國民が八紘一宇の肇國大精神を體し、東亞新秩序國民新政府成立により國民精神の緊張を一層必要とする秋、一は國民精神の作興に努め、一は肉體鍛錬に資すべく、明治神宮神前に、北海道廳長官以下全道市町村長の名を以て全道民の祝意を表し、併せて、北方日本の若き人々の意氣を顯示せん趣旨の下に、小樽新聞社は、明治神宮奉祝文聖火繼走行事を北海道廳と共に催し、第七師團、津輕要塞司令部、帝國在郷軍人會第七師團聯合支部、札幌地方海軍人事部、北海道青年團、北海道女子聯合青年團、厚生省の後援を得て舉行したが總裁には北海道長官戸塚九一郎閣下を推

奉祝

戴し、副總裁に北海道廳學務部長平本義隆、會長小樽新聞社長地崎宇三郎、副會長に同社專務取締役遠藤清一、北海道廳社會教育課長高田正己諸氏を推した。

期日は昭和十五年七月一日、利尻島鴛泊から出發し、島内を一周し、禮文島の奉祝文を併せて翌二日稚内町に引續ぎ、三日は根室發程、四日は稚内町の本線を發程且つ又別に網走町を發程した、五日は函館市を發程、六日は網走本線が名寄町にて稚内本線に合流し、又根室本線は旭川市にて稚内本線に合流した、浦河、留萌、室蘭の各本線も當日發程、七日は日高本線が岩見澤町にて稚内本線に合流かくて函館、稚内の二本本線並に室蘭、留萌の二本線合計四つの本線は札幌市に午後八時に到着、札幌神社に參着し、祈願祭を行ひ、

更に神社外苑綜合運動場に於ける大聖火祭に於て、二百七十三市町村長の奉祝文は最終の正選士の手によつて總裁北海道廳長官の手に呈せられ、續いて聖舞頌樂祭が同所に於て行はれ、伊福部昭氏の揮指下に、札幌小樽全樂團の團員六百人が越天樂の奏樂あり、此れに勇崎愛子氏等の古典的な舞踊を配し、世紀の大聖行事は午後九時卅分終了。

此れが附帶事業として、小樽新聞社は、全道畫家カメラマンを動員し、懸賞競寫會を行ひ、又畫家は此れが寫生をなして、七月末に札幌、小樽に於て展覽會を行つた。競寫會は札幌市佐藤信陽氏特選に入賞した。

奉祝文繼走は、本線の函館札幌間、稚内札幌間、留萌札幌間、室蘭札幌間、根室旭川間、網走名寄間、浦河岩見澤間合計一千九百三十キロ、支線は福山七飯、江差國縫、真狩別俱知安、初山別留萌、廣尾帶廣、達別池田、上川旭川、尾札部森、壽都余市、上洞爺、室蘭、枝幸音威子府、上士幌帶廣、濱益札幌村、鴛泊沓

形の十四支線の下に一千五百四十キロ、而して分線は七十四ヶ町村一千三百六キロ、總計四千三百六十四キロの繼走を行つた。繼走方法は

奉祝詞

聖戰第四年光輝ある紀元二千六百年を迎へて我等國民眞に感激に堪へず
茲に謹みて 皇運の隆昌を壽き奉り肇國の大精神を體して彌々盡忠奉公の至誠を效し以て新東亞建設の完遂に邁進せむことを期す

昭和十五年七月一日

を市町村長が認め地元最高格神社に於て修葺し、青年團、青年學校若くは男子中等學校生徒徒中より、品行方正、志操堅實身體強健のものを市町村長學校長より推薦された正選士三名、副選士一名指揮者一名を選び、一時間平均八キロ一區間を十五キロ以内として、各市町村の一定の服裝の下に、護衛團、伴走隊を従へてワッショウのかけ聲勇ましく、標識旗松明を先導として走破したものである。

三三

各地とも概ね天候に恵まれず雨に襲はれたが、全選士二千二百五十名は、何れも意氣愈に軒昂、銃後國民の力強さを示して遺憾なかつた。

奉祝文聖火繼走最後の幕を飾つた大聖火祭は、七月七日午後八時より開かれた、十一州四千三百キロの幾山河を越えて聖火は奉祝文を照らし、こゝ札幌神社外苑総合競技場に参集して最後のコースを承る札幌、豊平、円山、札幌村の各正副選士、護衛團は、五萬の觀衆の拍手に迎へられて入場し、中央に整列を終れば、坂本大尉の號令一下、大篝火十基百餘名の松明に赤々と燃え、崇巖比なくかくて國旗掲揚、宮城遙拜、皇大神宮、橿原神宮、明治神宮、札幌神社を遙拜し、次で戦歿勇士、傷痍軍人感謝、皇軍將兵武運長久祈願、その後、地崎會長式辭、二百七十三ヶ市町村長の奉祝文受納、石田部隊長、今北大總長、坂東道會議長、札幌三澤市長の祝辭があり、大聖火祭はIKより放送されて終り、引つゞいて第二

部聖舞頌樂祭に入り、優美莊重なる越天樂によつて「民族の饗宴」は終つた。

各地記念事業

昭和十五年七月末までに、北海道廳へ報告あつた各地の、紀元二千六百年記念村業左の通りである。

- △石狩支廳
 - 札幌村 造林、植樹、表彰
 - 圓山町 忠魂碑建設、村社御改築、植樹、町史編纂
 - 江別町 運動場設置、神社御造營、植樹
 - 惠庭村 小公園設置、村誌編纂
- △樺山支廳
 - 乙部村 奉安殿移轉、小學校
 - 武道具設備
 - 貝取洞村 植樹
 - 奥尻村 植樹
 - 太樺村 植樹
 - △日高支廳
 - 幌泉村 植樹
 - △上川支廳
 - 東鷹栖村 神社御造營、植樹、

- 文庫、神饌穀田設置
- 東旭川村 植樹
- 永山村 郷社大鳥居建立、開拓功勞者表彰
- 當麻村 村立病院設置、植樹
- 上川村 村社改築
- 東川村 植樹
- 中富良野村 健康組合設置、報徳結社、壯年團設立、役場門柱設置
- 小學校備品寄附
- 山部村 村社御造營、御眞影奉置所設置、植樹、忠魂碑建設
- 南富良野村 村社御造營、植樹、楠公銅像設置、陸上競技實施
- 占冠村 村史編纂、開村日設定、村治功勞表彰、村民體育大會、全村講習、敬老會、學校林設定、神社境内植樹、射擊場改修、街路植樹、指導標建設、御眞影奉安殿御造營
- 溫根別村 忠魂碑建設、村社昇格手續實施、植樹
- 下川村 村社御造營、植樹
- 智恵文村 植樹

- 美深町 學校營繕林設置、功勞者表彰、社殿御造營
- 常盤村 青年團圖書函設置、記念植樹
- △留萌支廳
 - 羽幌町 記念造林
 - 初山別村 記念造林
 - 幌延村 忠靈館建設、村報發行、堆肥場設置、サイロ設置、土木奉仕事業、村是設置、植樹、精勤強調其他大會
- △十勝支廳
 - 鹿追村 神社御改築、植樹
 - 新得町 神社御造營
 - 御影村 植樹
 - 林業會十勝支會 人工造林、養苗事業
 - 十勝教育會 植樹
 - △釧路國支廳
 - 管下各村 畜産増殖基金造成組合
 - 管下各村各戸 サイロ一千基設置、堆肥場設置、植樹
 - 厚岸町 神社一部御造營、神社參道建設、植樹
 - 太田村 神社御改築
 - 標茶村 御眞影奉安殿設置、



- 牧野改良、苗圃設置、畜産増殖基金造成貯金、植樹
- 音別村 果樹植栽、報徳結社、青年學校專任教員設置、健康貯金實行、健康保險組合設置、圖書館設置、植樹、優良組合員の表彰、神社林植栽、畜産基金造成組合設置
- 足寄村 神社御造營、植林、忠魂碑建設
- 阿寒村 神社御造營
- 北海道林業會支會 模範林造成
- △根室支廳
 - 留別村 村社御造營、御眞影奉安殿建設
 - 別海村 小學校植樹
 - 函館市 植林

運無限の發展に邁進すべき國民の覺悟を固むる趣旨の下に奉祝。

△實施方法

- 一 當日午前九時を期し「國民奉祝の時間」を設定せられ、各家庭は勿論、各職場等に於て、夫々宮城遙拜を爲す、此の爲、同時刻には汽笛、サイレン、鐘等を用ひ、適當なる周知方法を講ず。尙同時刻にはラヂオを以て「國民奉祝時間」の放送行はれたので、ラヂオを利用し得る向は右に依り行事を行ふ。
- 二 官公衙、學校等に在りては前項の時刻に、會社、工場、鑛山船舶等に於ても、可成、右時刻に式典を行ひ、本文趣旨の徹底を圖る。
- 三 當日市内電車、バス等運行しある市町村に於ては、右時刻を期し一分以内停車し、乗務員其の他適當なる者の司會に依り宮城遙拜を行ふ。
- 四 各神社に於て執行せられた紀元節祭には、市町村民多數參列又は參拜する様適當方途

- 五 市町村は（特に紀元節奉祝を目的とする團體ある場合に於ては當該團體は市町村と密接なる連絡の下に）一般市町村民の爲、神社其の他適當なる場所に於て嚴肅に奉祝の方法を講じ、本文趣旨の徹底を計る。
- 六 式典には國歌（及紀元節唱）齊唱後、可成紀元二千六百年奉祝會選定「紀元二千六百年頌歌」を齊唱す。
- 七 學生、生徒兒童、青年團、在郷軍人會其の他各種團體に於ては、支障なき限り、團體行進を爲し、神社に於て皇威宣揚を祈念す。各官衙、會社、工場、鑛山等に於ても、可成之を實施す。
- 八 當日市町村學校又は各團體に於ては、支障なき限り、好適なる映畫、音樂又は學會等を開催し、出征軍人遺家族の慰安を兼ね、紀元二千六百年紀元節奉祝に一層意義あらし

- 九 各警察署に於ては、管下の劇場、映畫館等の協力を求め左の文例を掲出又は挿入せしむ。
- 十 市町村に於ても商工團體の協力を求め、商店有志者をして前記文字を掲出し、簡素なる店頭裝飾を爲さしむ。

趣旨

昭和十五年歳旦に當り、事變下に迎ふる紀元二千六百年の嚴肅なる意義を體得し、皇室の聖徳を欽仰し、聖壽の無窮を壽ぎ奉ると共に、愈々盡忠報國の精神を昂め、皇軍扶翼の實を擧げ、新東亞の建設に邁進すべき國民の覺悟を神明に誓ふの趣旨の下に奉祝を行つた。

北海道

北海道は、面積五千七百五十方里餘であつて、臺灣、樺太及び四國を併せたるものに伯仲し、千島列島を除くも尙東北六縣に新潟縣を加へたるものに匹敵する。到る處に魚介海藻が豊富であり、世界有数の漁場を控へて、その名は夙に高く、地勢は概して平潤、地味は豊沃であり約二百五十萬町歩の農牧適地を有し、加ふるに千古斧鉞の入らざる森林と各種礦物の富を藏してゐる。世人或は本道の氣候寒冷なるを恐れるが、これを歐洲各國の緯度と比較すれば優位にあるのみならず、農産物の豊穰と、住民の健康とは、氣候風土の好適なる事實を證明してゐる。

開發は遠く七百年前にその曙光を見たが、その功程は特に見るべきものなく、無盡の寶庫は堅く鎖されて、荆棘徒に蔓る様な状態であつた。然るに王政維新の宏議によつて、明治二年開拓使の設置を見るに至り、開拓の基礎こゝに創めて樹立され、爾來七十餘年、その進歩は寔に顯著なるものがあり、殊に歐洲戰亂の影響は絶大の好況を齎して各種産業界に記録を遺し、新企業の興隆その他諸般の事

象に一大變革を來し、更に我が國における人口食糧問題の提唱と共に、朝野齊しく本道の拓地殖民の有望なるを注視するに至つた。然るに昭和に入ると、全世界に互る經濟界の行詰りは拓殖途上に在る本道に對しても一大衝擊を與ふるところとなり、加ふるに昭和六、七、九、十年においては稀有なる凶作並に水害の創痕を蒙つたものゝ、この時艱と災厄の渦中に在つて、對外爲替關係は頗る有利に展開し、これに乗じて本道特産品の海外進出状況は頗る顯著なるものがあり、又、國內市場においても昭和九年以來金、石炭、木材乳製品、雜穀、及び水産物等が盛に躍進し殊に同十一年は一般産業の振興擴充に一段の迫力を加へ、拓殖の前途に大なる光明を放つた。

人口は昭和十四年において、三百二十六萬一千人に達するに至つたが、その密度は今尙府縣中最も疎なる岩手縣の約半數に過ぎない状態であるから、海陸共に各種資源の豊富にして開發の餘地頗る大なるものと相俟つて、北海道の前途、益多望なりと言はなければならぬ。

キレイに削れて ハッキリ書ける!



お買求めの節は
トンボエンピツと御指定下さい



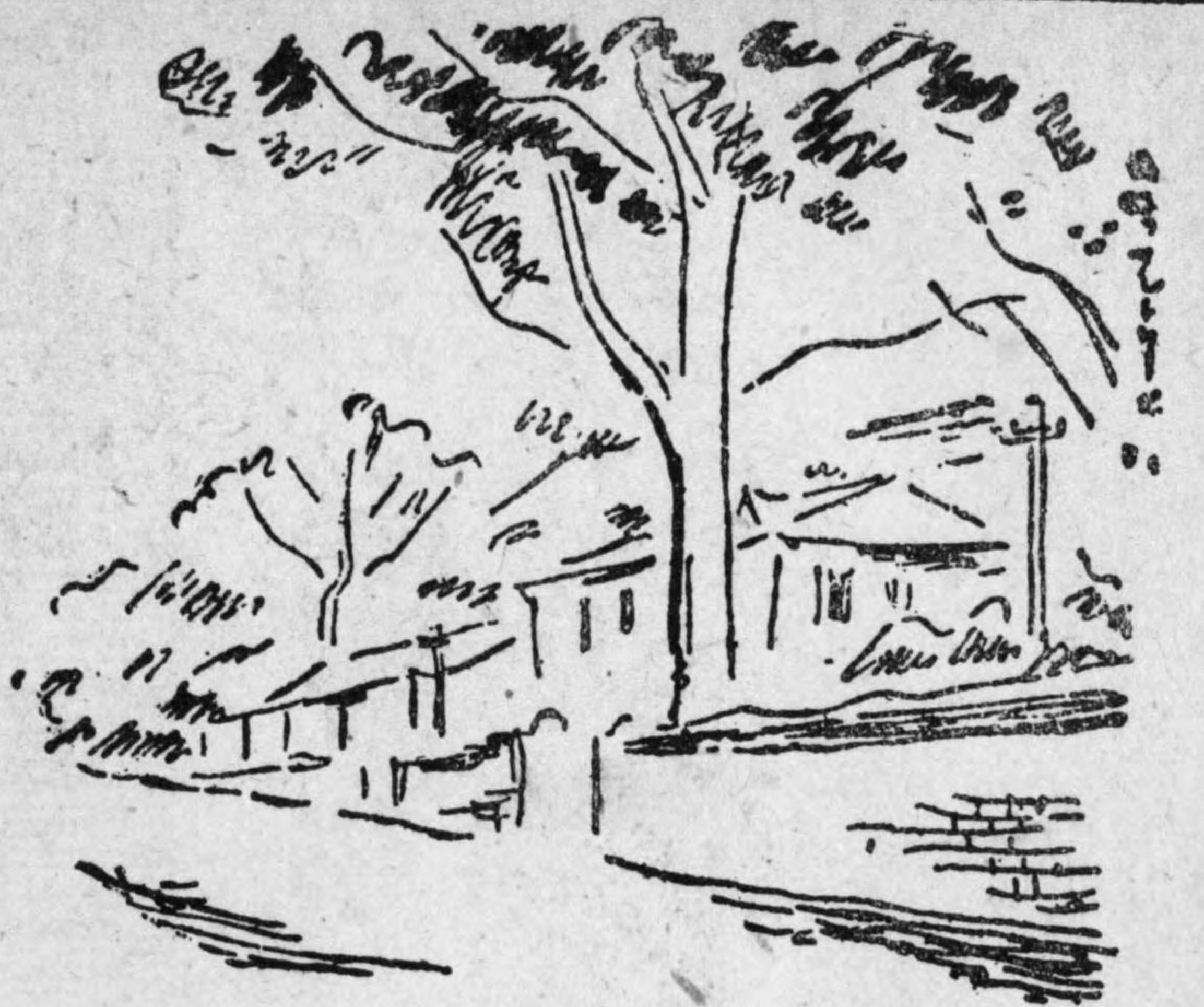
製	事	筆	學	色
圖	務	記	習	鉛
用	用	用	用	筆

芯の硬さは——

Hの数の多い程硬く淡く書けます。
Bの数の多い程軟く濃く書けます。
F・HBは硬さ濃さが中庸です。

トンボ鉛筆

東京 トンボ鉛筆商事株式會社



十二年貯蔵

サントリー ウキスキー

本醸法によりて醸造後 十二年の永きに亘りて静かな山中の酒庫に貯蔵し熟成せしめたもの 其間幽玄な山氣を吸ひ香味よく熟れよく寂び眞にウキスキー味の極致に達す！

香味
圓熟

株式會社 壽屋

開道

蝦夷地時代

北海道は往時蝦夷地と稱せられ、アイヌ人の居住したる地であつて、齊明天皇の朝、阿部臣比羅夫勅を奉じて前後三回に互り之を征討し、政所を置いたといふが、其の後のことは詳かでない。而して平安朝時代にも朝貢があつたが、鎌倉時代に至つて移住者漸く多く、渡島半島の沿岸に占據し之を渡り黨と稱した。是等は敗戦遁竄の武士を主とし、奥羽北陸地方の商賈漁夫にして險を冒し利を得んとした。來航せる者亦尠くはなかつた。然るに、此の時代は蝦夷の勢頗る強く、康正二年遂に蜂起して和人を壓倒するに至つたが、武田信廣蹶起して之を平定し、五代の孫松前慶廣に至り大名に列せられて福山に居城し、始めて全島を支配することゝなつ

開道

た。茲に於て領内を、東は龜田、西は熊石を限つて和人の居住地とし、其の他の蝦夷地と區分し、沿岸の漁場は之を同藩の知行地として割當てた。然るに幕府の中期以降、露西亞の極東政策は遂に南漸して樺太及千島を侵し、蝦夷地に及ばんとするに至つたので、幕府は寛政十一年東蝦夷地を松前藩より還附せしめて之を直轄し、箱館奉行を置いて銳意防衛及拓殖の經營を進め、後文化四年露人の來寇を見るに及んで更に西蝦夷地をも收めて、全島及樺太を管轄することゝなつた。

維新の宏謨成り、明治元年三月 明治天皇蝦夷開拓の議につ

開拓使と三縣

其の後、幕府は再び全地を松前藩に還附して之が支配に當らしめたが、安政元年、箱館開港のこと定るや、福山附近を松前藩領、東西北蝦夷地はすべて幕領として箱館奉行を置いて之を直轄經營し、奥羽六藩をして全島を分領防衛せしめた。

仍テ督務ヲ命ス他日 皇威ヲ北疆ニ宣ル汝方寸ノ間ニアルノミ汝直正懋哉
斯くて愈々同年七月開拓使を置いて北門經營の緒に著いたが、八月二十五日鍋島藩の辭任となり、東久世通禧開拓使長官に任ぜらるゝや、再び左の如き優渥なる 御沙汰書を賜はつた。
北海道開拓ハ 皇威隆替ノ所係方今至重之急務ニ候今彼地へ出張數百里外殊方之寒疆ニ其事務ヲ管督候事不容易艱難一入苦勞ニ被 思食候就テハ向後土地墾闢人民蕃殖北門ノ鎖鑰嚴ニ樹立シ 皇威御更張之基ト可相成様勉勵盡力可有之旨 御沙汰候事
而して茲に蝦夷地は北海道と改稱せられ、之を十一國八十六郡に分ち、東久世長官函館に於て開拓の事務を總理し、札幌、根室及宗谷に出張所を置き、之に判官を派遣し、更に省、府、藩寺院等の支配地を設けた。
次で札幌の地を相して開拓三神の奉還及官衙、市街地の創設を計り、本府の築造成ると共に、

四年開拓使廳を札幌に置き、札幌は始めて全道行政の中心地となつた。又同年六月、次官黒田清隆、米國農務局長ケブロンと専門技師數十名を雇聘して歸朝し、廣く内外の情勢を參酌して本道開拓の方針を定め、省、府藩、寺院の支配を罷めて全道を開拓使の所轄に統一し、明治五年以降十箇年間に總費額一千萬圓と外に本道の租稅其の他の收入を擧げて開拓經費に充つるの計畫を樹てた。然るに創業の際とて施設すべき事業多くして歳額足らざるを以て、更に兌換證券二百五十萬圓を發行し、且大藏省より百五十萬圓を借入れて海陸運輸の改良、各種官營工場の新設、産業の發達及農工商漁業移民の保護を計り、函館、札幌間の道路を開鑿し、室蘭の港灣を修築し、又大いに札幌の經營を行つた。如上の施設は概ね米國に則り、規模廣大にして頗る觀るべきものあつたが、事業と實效と相伴はざるの憾あり、茲に於て明治七年大いに經費緊縮の方針を採り、専ら與産の方

法を講ずると共に農漁業を首め、商工業の獎勵發達を期し、民力の涵養に努むることになつた。翌八年ケブロンは幾多の業績と開拓に關する啓蒙的示唆をのこして歸國した。而して明治十一年には起業公債約五十萬圓の下付を得て幌内炭山の開掘に著手し、同十三年小樽を基點として鐵道を敷設し、又開拓に即したる教育の實際化を圖る爲、米人クラークを聘して札幌農學校の創業經營に當らしめ、其他の學校を創始し、且各地に於ける屯田兵村の設置或は貿易の擴張等各方面に互つて施設する所尠くなかつた。之より曩、明治九年七月、明治天皇勅御巡幸の礎、開拓草創の本道に御枉轡を忝ふして鳳駕を函館、五稜廓及七重官園に進めさせ給ひ、孜々として北疆の開拓に勵み來れる官民は茲に齊しく、皇恩の無窮なるに感激した。更に明治十四年八月三十日、再度、龍駕を本道に迎へ奉る無上の光榮に浴した。

明治十五年に至り開拓使を廢し、新に函館、札幌及根室の三縣を置きて一般行政を司らしめ、殖民、山林、農牧場、札幌農學校等は之を農商務省に、工場、炭山、鐵道等は工部省に、屯田は陸軍省に夫々移管し、翌年更に農商務省に北海道事業管理局を置きて之を統一管理せしむることとした。然るに其の主管事務は開拓使の業蹟を墨守せるに過ぎざるのみならず、三縣一局に分れたるが爲、各廳の統一連絡を缺き、往々にして事務の滯滞を來し、拓殖事業も亦不振に陥るを免れなかつた。

北海道廳時代

明治十九年、三縣一局を廢し、北海廳を設け、本道の拓殖及行政全般の事務を總括統一して之に屬せしめ、行政事務の簡捷に努め、以て行政費の節約を圖ると共に、拓殖に關する經費を増加し、専ら拓地與産に竭すの方針を採つた。即ち移民の直接保護を廢して間接助長の政策を主とし、道路の開鑿、地形の測量、殖民地の選定、水産及鑛床の調査、水産稅の輕減、出港稅の廢止及官賃金の整理等を斷行し、又官營諸工場を拂下げ、上川原野の開發等を計畫し、或は炭礦鐵道の建設助成を首め有望なる新設事業を補助する等、能く時代の趨勢に適應せる拓殖事業を施行し其の發展を企圖した。明治三十年には道廳官制を改正し、郡役所を廢して之に代ふるに支廳を置き、同三十二年函館、小樽及札幌に區制を施行し、翌年大野村外十五箇村に一級町村制を實施し、又翌三十四年に至り北海道會法及北海道地方費法を、同三十五年には石狩町外五町及札幌村外五十五村に二級

町村制を實施し、時勢の進運に伴ふ行政施設及自治制度の促進を見るに至り、又此の年始めて本道より代議士を選出した。而して明治三十四年、所謂北海道十年計畫成り國費と地方費とを分離して併行翼進の策を定め、十箇年間に國費三千三百四十一萬圓を支出するの事業計畫を樹てたが、幾何もなく日露戰役に際會し、非常時國家財政の關係上經費の節減に由り豫定の成績を擧ぐるを得なかつた。茲に於て明治四十二年所謂第一期拓殖計畫を樹立し、翌四十三年度より毎年確定支出額として二百五十萬圓及本道に於ける政府の歳入増加額を加へ、一箇年度の支出額は五百萬圓を超過せざることを、十五箇年を期して總額七千萬圓を國庫から支出し、専ら拓殖事業の進展を圖ることとなつた。而して大正十一年に於て札幌外五區の市制實施、翌十二年に於ける戸長役場の廢止、後更に昭和二年一、二級町村制の改正等に依つて本道の自治行政は愈々其の擴張を見、時勢の

進運に伴ふ様になり、次で翌三年に於て普通選舉法に依る第一回衆議院議員選舉及道會議員選舉を見るに至つた。叙上の如く本道の拓殖及行政は著しく進展し且整備するに至り、之に伴ひ各種産業及文化の發達は實に刮目するものあり、本道の地位は國家的に益々重要性を加ふるに至れるを以て、從來の業績に鑑み、更に將來幾多の施設經營に俟つべきものあるを以て、昭和二年より二十年間に互る第二期拓殖計畫を樹て、毎年度本道に於ける政府の歳入歳出の剩餘金を以て之が財源に充當し、總經費九億六千萬圓の豫定を以て拓殖事業の完成を期せんとし目下之が道程にある。

本計畫は實施以來既に豫定年限の半を経過したが、其の間、我が國に於ける一般經濟界不況の影響に加ふるに連續せる凶作水害等の爲年次拓殖費財源の缺陷となり、計畫事業の遂行上多大の齟齬を來したるのみならず、農山漁村の實狀に鑑み、施設の改善を要するもの甚だ多きに達した。依つて政府は本計畫に根本的改訂を加ふるの要あるを認め、昭和十年内務大臣を會長とする北海道拓殖計畫調査を開始し、且北海道廳に於ても拓殖調査準備委員會を設置し、道内官民を委員に擧げた。昭和十一年秋、本道に於て陸軍特別大演習並に地方行幸の御盛事をとり行はせられ、畏くも今上天皇陛下には、九月二十六日御召艦より室蘭市に御上陸遊ばされ、續いて聖駕を旭川市、釧路市、根室町、帶廣市、大樹村十勝拓殖實習場及拓北部落、札幌市へ進めさせ給ひ、十月二日より四日間、石狩原野に於ける陸軍特別大演習を御統裁あらせられた。而して六日より十二日迄札幌市及其の附近に於ては北海道廳種畜場、札幌神社、札幌控訴院、北海道廳、林業試験場、工業試験場、農事試験場、北大等に行幸、更に小樽市及函館市に御巡幸遊ばされ、親しく文教及拓殖の情況と地方民情とを嚮はせられたるのみならず、此

間、著名にして功績ある各般の施設九十二箇所に御使を御差遣遊ばされ、具に其の實情を視察せしめ給ひ、加ふるに廣く臣民を撫恤遊ばされ、道官民は無窮の聖恩に浴して大いに感激を深くしたのであつた。就中、本道拓殖に關して深く大御心を用ひさせ給へる陛下には、十月七日北海道廳に行幸の御厚き、御恩召により、特に御下賜金の御沙汰を忝うし、又函館市より御召艦に乗御、御退道に際しては、北海道廳長官に、本道拓殖に關して優渥なる御諒を賜はり、彌深き、御聖旨の程を恐察せられ、茲に三百萬の道官民は協力一致して益々本道拓殖の完成に邁進すべきことを深く肝に銘じたのである。惟ふに明治二年、明治大帝の勅慮に基づき、本道開拓の大業、其の緒に著きて以來茲に歳を閱し、昭和十三年八月十五日、開道七十年記念式典を擧げたが、時勢の變遷と經營の消長に由つて拓殖の趨勢は時に一張一弛あ

リは免れたかつたが、官民一
致協力遂に今日の隆盛を見るに
至つた。即ち人口は三百二十六
萬を超え、耕地は九十八萬町歩
に増加し、總生産額十億九千二
百萬圓に達するに至つた。然る
に本道の資源は無盡豊富にし
て、今後の開發に俟つもの極め
て多く、従つて拓殖の前途は尙
遼遠なりと言ふべく、本道拓殖
の完成と開發の進展とは寧ろ今
後道民の努力に俟つべき状態
である。

歴代長官

開拓使以來の歴代長官を列舉
すれば左の通りである。
△蝦夷開拓督務
鍋島 直正(明治二年六月—
同年七月)
△開拓使長官
鍋島 直正(明治二年七月—
同年八月)
△開拓長官
東久世通禧(明治二年八月—
同七年八月)
黒田 清隆(明治七年八月—

- 同十五年一月)
- 西郷 從道(明治十五年一月
同二年二月)
- △函館縣令 時任 爲基
- △札幌縣令 調所 廣丈
- △根室縣令 湯地 定基
(以上明治十五年二月—同十九
年一月)
- △北海道廳長官
1 岩村通俊(明治十九年一月
—同二十一年六月)
- 2 永山武四郎(明治二十一年
六月—同二十四年六月)
- 3 渡邊 千秋(明治二十四年
六月—同二十五年七月)
- 4 北垣 國道(明治二十五年
七月—同二十九年四月)
- 5 原 保太郎(明治二十九年
四月—同三十年九月)
- 6 安場 保和(明治三十年九
月—同三十一年七月)
- 7 杉田 定一(明治三十一年
七月—同十一年十一月)
- 8 園田 安賢(明治三十一年
十二月—同三十九年十二月)
- 9 河島 醇(明治三十九年
十二月—同四十四年四月)
- 10 石原 健三(明治四十四年

- 五月—大正元年十二月)
- 11 山之内 一次(大正元年十二
月—同二年二月)
- 12 中村純九郎(大正二年二月
—同三年四月)
- 13 西久保弘道(大正三年四月
—同四年八月)
- 14 依 孫一(大正四年八月
—同八年六月)
- 15 笠井 信一(大正八年六月
—同十年五月)
- 16 宮尾 舜治(大正十年五月
—同十二年九月)
- 17 土岐 嘉平(大正十二年九
月—同十四年九月)
- 18 中川 健藏(大正十四年九
月—昭和二年五月)
- 19 澤田 牛麿(昭和二年五月
—同四年七月)
- 20 池田 秀雄(昭和四年七月
—同六年十月)
- 21 佐上 信一(昭和六年十月
—同十一年四月)
- 22 池田 清(昭和十一年四
月—同十二年六月)
- 23 石黒 英彦(昭和十二年六
月—同十三年十二月)
- 24 半井 清(昭和十三年十

二月—同十四年九月)
25 戸塚九一郎(昭和十四年九
月—)

○東蝦夷地西蝦夷地 半開の
扇子の要の處は松前にて、骨の
あらはれたる處はシヤモの地な
り、地紙の通りはアイノの地な
り、西の方を西蝦夷といひ、又
上蝦夷とも云ふ、東のかたを東
蝦夷といひ、又、下蝦夷ともいふ
なり、國中みな西を上といひ、
東を下といふなり(最上徳内)
○口蝦夷と奥蝦夷 松前所在
島、一國內、地方を考ふるに、
其形親疎の二儀あり、其親の形
象は瓢箪の形に似て倒なること
なり、依て口蝦夷と奥蝦夷とを
辨ふべし、又、疎の形象は、扇
子の半開に似て、アイノの國と
シヤモの國とを辨ずべし、其瓢
箪の中くびれたる形の處をシコ
ツ越といひて、山越の路あり、
此より松前の方を口蝦夷とい
ひ、又、遠方を奥蝦夷といふな
り(蝦夷草紙)



位置と面積

本道は我國の北部に在つて樺
太島の南に位し、南は津輕海峡
を隔て、本州と相對し、其の最
端距離僅かに十海里、北に宗谷
海峡を挟み、相距ること二十四
海里にして樺太と相對し、北西
遙かに海を隔て、蘇國領西比利
亞と相對してゐる。西は渡島
國大島西端東經百三十九度二十
分を以て極西とし、渡島國小島
南端北緯四十一度二十一分を以
て極南とする。極東は占守島の
東端東經百五十六度三十五分
にして勘察加半島に近接し、極北
は千島國阿賴度島の北端北緯五
十度五十七分である。之れ北海
道のみならず日本の最東端及最
北端にして、國防並漁業上重要
なる國際接觸線を爲して居る。
且、西は日本海に面し、北はオホ
ツク海に臨み、東南二方は太平
洋に瀕し、本道は正に大鵬の雙

地形

翼を張るが如く悠々として其の
範圍は三大海洋に跨つてゐる。
而して本道は本島及大小三十
有餘の島嶼より成り、其の面積
は五千七百五十五方里餘にし
て、總面積に於ては臺灣、樺太及
四國を併せたるものに近似し、
尙、千島を除くも東北六縣及新
潟を合したるものに匹敵してゐ
る。

山岳

本道胴體部に於ける山脈は丁
字形を爲し、之を形成するもの
は日高山脈、北見山脈及千島火
山脈であつて、其の交叉點たる
中央部に於て相會して最も高峻
を極め、所謂大雪山彙及石狩岳
其他一環となり、雄壯秀麗なる
景勝地帯を形成し、石狩川、十
勝川及天鹽川を始め常呂川、網
走川等幾多大小河川の源を爲し
てゐる。
大雪山彙は旭岳を盟主として
比布岳、凌雲岳、北海岳、北嶺
岳、白雲岳、黒岳等十指を屈す
る秀峰高岳巍然として櫛比聳立
し、雲海漂渺として遙かに十勝

岳、トムラウシ岳及石狩岳と呼
應對峙し、深峽碧潭其の岳麓を
繞り、莊嚴と神祕を極めてゐる。
日高山脈は摺曲山脈であつて
襟裳岬より十勝岳に向つて北に
走り、南北に連互して峻峰險岳
多く、就中幌尻岳最も高く、戸
葛別岳、札内岳、神威岳及芽室
岳等何れも二千米内外の高度を
競ふてゐる。而して此の山脈は
襟裳岬を南端として大分水嶺を
爲し太平洋に突出し、石狩川及
十勝川支流其の他數多中小河川
等此の山脈より發し、西南及東
南二方向に太平洋に流入して
ゐる。之等は短流多く、日高方
面の流域は狭小であるが、十勝
方面は大平野を展開してゐる。
千島火山脈に屬する本島の山
脈は知床半島より十勝岳に向つ
て走り、火山、湖沼及高原地帯
等頗る變化に富む山脈を形成
し、數多の雄大なる景勝地帯を
展開してゐる。就中阿寒國立公
園地帯は其の代表的なものであ
つて、雄阿寒岳、雌阿寒岳、藻
琴山、跡佐登山及斜里岳等は此
の間に介在する阿寒湖、屈斜路

湖及摩周湖と共に太古の面影を
殘し、神祕的景觀を恣にしてゐ
る。此の外、知床半島に羅臼岳
及海別岳等其の狭小地帯に連互
し、オホツク海に突入してゐる。
而して此の山脈の東南方に廣大
なる釧路及根室原野、北部には
北見平野展開し、將來の開發に
俟つべきもの頗る多い。
北見山脈は中央部石狩岳より
西北に向ひ、天鹽及北見の國境
を走り宗谷岬に達するもので、
概して高山少く中央部に武華
山、武利岳、屏風岳及天鹽岳等
があつて大雪山に相對峙し、何
れも千七、八百米の標高を示し、
北に向ふに従ひ漸次山勢を減じ
千米以下となつてゐる。以上三
大山脈の外に日高及北見兩山脈
と並行縱走する夕張山脈及天鹽
山脈あり、其の間に名寄盆地、
上川盆地及富良野盆地等本道有
數の沃野が相並んでゐる。而し
て増毛山塊は石狩平野の北部に
在りて日本海岸に聳立し、其の
最高點は約千五百米に過ぎな
い。又中西部には後志山塊あり、
札幌より長萬部に至る間に重疊

し、著名なる温泉、湖沼及峡谷等景勝地多く、春夏秋冬遊覽及登山の好適地となつてゐる。此の山脈に屬する諸山は多く火山岩より成り、現に火煙を吐きつゝある樽前山、有珠岳及死火山たる羊蹄山等は最も著名である。羊蹄山は海技約千九百米あり、美麗なる圓錐狀を呈するを以て蝦夷富士の稱があり、其他ニセコアンヌプリ、手稻山、札幌岳、惠庭岳及無意根山等高山とは稱し得ないが、都市近郊の勝地である。而して石狩大平野は夕張山脈、増毛山塊及後志山塊の間に擴がり、北西は日本海、南方は遠く太平洋に向つて展開し本道の富源を藏してゐる。尙、後志山塊に續ける山脈は漸次狭長なる半島部に連互し脊梁狀を爲し、概して高山少く著名なる山も亦少いが、近年爆發せる活火山駒ヶ岳は噴火灣頭に聳立し、大沼の勝地を控え渡道者の第一印象に讚嘆の言葉を各ましまない。

旭岳 二、二九〇・〇

トムラウシ山	二、一四一・〇
十勝岳	二、〇七七・〇
ニペソツ山	一、九八〇・〇
石狩山	一、八九三・〇
羊蹄山	一、七二六・九
利尻山	一、七一八・七
夕張岳	一、六六七・八
斜里岳	一、五四四・八
雌阿寒岳	一、五〇三・〇
暑寒別岳	一、四九一・四
阿寒富士	一、四七六・〇
無意根山	一、四六〇・五
雄阿寒岳	一、三七一・二
惠庭岳	一、三一九・〇
ニセコアンヌプリ	一、三〇八・五
空沼岳	一、二五一・〇
劍山	一、二〇四・〇
日國內岳	一、二〇二・六
イワオヌプリ	一、一五四・〇
横津岳	一、一五二・〇
駒ヶ岳	一、一四〇・〇
チセヌプリ	一、一三四・五
樽前山	一、〇二三・八
手稻山	一、〇二三・〇
有珠山	七二五・〇

河川の主なものは石狩川、天鹽川及十勝川等であつて本道の三大河川と稱し、他の二三長流と共に其の源を本道中部の山地に發してゐる。本道第一の大河、本邦屈指の長流であつて、其の源を石狩岳に發し、石狩平野を蛇行貫流して日本海に注ぎ、其の下流五十里餘は運輸の便多く、且、秋季より冬季にかけて鮭の夥しく潮上するは殊に有名である。又、本河川は其の流域に千里の沃野を潤ほしてゐるが、流身變轉、蛇行曲折甚しく、度々氾濫の災害を附近農耕地に蒙らし、無数の三日月沼を作つてゐる。然し乍ら三千萬圓の巨費を投じて施行し來りたる治水事業頗る進歩し、昭和九年八月、江別町より河口迄約十二里十八町に對する切替掘鑿事業完成せる爲、直流六里二十一町に短縮し、尙上流部に對して目下工事中であるから、將來水害の除却は固より耕地開發に資するところ甚大なるを期待される

河川

而して其の支流の主なるものは雨龍川、空知川、江別川及豐平川であつて、雨龍川は天鹽山脈の北部に發し、其の石狩川に合流する地方最も肥沃である。又空知川は富良野盆地を貫流し、江別川は千歳川及夕張川を合流し、廣潤なる流域一帯地味膏腴なる大平野を爲してゐる。之等の本支流の流域面積を合するときは實に九百三十四方里餘に達し、稻田麥圃相連る本道第一の農業地を爲してゐる。天鹽川は其の源流を天鹽岳に發し、鹽狩國境以北の平原を北流して日本海に注ぎ、流域面積三百六十餘方里である。沿岸の原野は中流以上は肥沃にして能く開發せるも、下流地域は概ね寒冷卑濕にして開拓の業遅々たる觀がある。而して本道河川の大部分が原始河川にして流路の變轉極りなく、附近耕地の開發に連れ益々洪水氾濫の被害大なるものに鑑み、小にしては護岸及改修工事、大にしては切替掘鑿等の治水工事を施行しつゝあるが、天鹽川

に對して、被害最も大なる名寄盆地の一部に於て實施中である。十勝川は其の源流を十勝岳に發し、千島火山脈に屬する諸山の南側と日高山脈の東側の水を集め、扇形の大小無數の支流を有し、石狩平野に次いで廣大なる十勝平野を貫流する本道第三の大河であつて、南流して太平洋に注ぐ。支流然別川の水源然別湖は神祕幽邃の仙境として知られ、國立公園大雪山地帯の一部を占めてゐる。本流の日高山脈と平行南流するあたり、狩勝峠より眺めらるゝ十勝大平野の展望は、古くより中央に名高き本道獨特の壯觀であつて、農業富源の狀況を一眸の中に收めることが出来る。而して本河川も亦目下治水工事實施中に屬し、北見、釧路國境に發する支流利別川と本流との合流點附近の豊沃なる耕地の被害を防止せんとするものであつて、益々將來の開發を期待されてゐる。釧路川は源を屈斜路湖に發し、數多支流を合せて釧路港に

注いでゐる。此の流域の半は農耕地であるが、尙未開地多く、目下施行中の治水事業完成の暁には下流部水害の除却と共に必ずや開發さるゝに至るであらう。常呂川は本道東海岸中隨一の大河であつて、東北流してオホツク海に注ぐ。之に平行せる網走川流域と共に北見原野の大部分を占め、石狩及十勝平野に次ぐ沃野である。其他日本海に注ぐ河川中には利別川、尻別川(後志川)、余市川、留萌川、小平蘆川、羽幌川及遠別川等があり、就中尻別川の流路延長最も長く、其の流域も良く開け、利別川に次ぐものである。オホツク海に注ぐものには前述せる二河川の外、湧別川、渚滑川及斜里川等があり、而して太平洋に流入するものは前述二河川を除き鶴川及沙流川が主なるもので、根室灣に注ぐものは西別川、標津川及風蓮川等であつて何れも其の流域は肥沃なる平野である。而して何れの河川

石狩川	九三・八〇	九三・八〇
江別川	七・七〇	四・六
夕張川	八・八〇	四・六
千歳川	六・三〇	一五・六
豐平川	五・八〇	三〇・三
空知川	一七・九〇	四五・三
雨龍川	一〇・二〇	四・三
忠別川	二〇・一〇	一七・三
美瑛川	五・一〇	三・〇〇
鶴川	七・六〇	三〇・四
沙流川	八・九〇	二六・二〇
天鹽川	三六・八〇	七・二六
名寄川	四・三〇	一三・三
留萌川	一・九〇	一七・〇九
釧路川	一・三〇	三・四
阿寒川	五・五〇	二五・一〇
後志川	一七・三〇	三六・八
利別川	四・五〇	二六・三
十勝川	六二・五〇	四九・三

も魚族饒多であり、秋冬季節間に鮭鱒の潮上する數も亦夥しき數に上るものであつて、往時アイヌ人の山に罷熊を逐ひ、川に鮭鱒を漁りて原始的生活を爲せる様そゞろに思はれ、今も尙其の餘澤冷ねきは吾人の喜びであり且つ郷土の誇りである。利別川(千勝) 一七六・四〇 四一・二一
札内川 四九・三〇 三三・一三
音更川 四三・一〇 二七・三〇
常呂川 一三三・〇〇 三七・〇五
網走川 九六・八〇 二四・〇八
渚滑川 七・三〇 二〇・〇六
湧別川 九・三〇 三三・〇三

湖沼

本道には湖沼頗る多く其の著名なるものゝみにても二十有餘を數へ、從つて其の成因等も複雑であり、種々學術資料を提供してゐる。即ち大別して之を略述すれば、海岸湖として北見の猿瀨湖、能取湖及網走湖、根室湖及春採湖等が其の代表的なもので東北部に多い。之れ大體に於て本道の海岸隆起と一部沈降の傾向を示すものである。而して海岸隆起と共に砂州が河口を堰き止め湖沼となれるものは弓形に張りつめた北見、天鹽及十勝海岸に多く、濤沸沼、湧洞沼及天鹽川下流の湖沼等であり、又、苦小牧附近にも散見される。内陸平原に存在する湖沼は概

ね石狩川、十勝川及天鹽川等大
河川の流身變轉極りなき蛇行に
より滯溜して生成せるもの頗る
多いが、著名なるものはない。
而して本道の山地に存在する
湖沼の主なるものは皆火山湖で
あつて、千島火山脈中には屈斜
路湖、摩周湖、阿寒湖及然別湖、
後志火山彙には支笏湖及洞爺湖
があり、又大沼、小沼及専菜沼
も亦火山湖の一種である。而し
て千島には火山湖が多い。

如上の湖沼には景勝地として
著名なるもの多く、就中、摩周
湖、屈斜路湖、阿寒湖及然別湖
等は国立公園中に在り、原始的
なる四圍の山河を背景として變
化の至妙、構圖の雄大而して萬
古不易の森嚴味を以て聞え、摩
周湖の如きは流出入の一河川も
無く、千古清澄の水を湛え永遠
の神祕境として最も有名であ
る。支笏湖、洞爺湖及大沼は其
の眺望廣闊、名山高岳を背景と
し、且つ何れも近く大都市を控
へ、其の逍遙地として最も親し
まれてゐる。而して最大なるは
猿瀧湖であつて、最深なるもの

は支笏湖の千二百尺、之に次ぐ
は摩周湖の約七百尺である。屈
斜路湖、洞爺湖も大きく、其他
海岸湖にして周圍延長の大なる
ものは風蓮湖、能取湖及網走湖
等であるが、成因の關係上一般
に深度は低い。尙、本道の湖沼
は豊富に魚族棲息し、養殖も亦
漸次隆盛に赴きつゝある。

湖名	面積 (平方尺)
サロマ湖	一五・二〇〇
屈斜路湖	八三・〇〇〇
支笏湖	七八・〇〇〇
洞爺湖	七〇・二五〇
ノトロ湖	五九・三四〇
風蓮湖	五二・八〇〇
網走湖	三六・二〇〇
厚岸湖	三四・〇〇〇
摩周湖	二〇・〇〇〇
頓別湖	一五・〇〇〇
阿寒湖	一一・九〇〇
大沼湖群	九・六七〇
倶多楽湖	四・三四
然別湖	三・四五

本道の海岸線は地理的に之を
觀れば長大なる弧狀線を描く海

港灣

岸多く、概して灣入屈曲に乏し
く、且冬季結氷、風浪強烈、砂
州流出等に阻害せられ、天然の
良港と稱すべきものは稀である
が、函館、小樽及室蘭の如きは
古くより知られたる良港であ
る。然るに拓殖計畫に依り自然
的條件と内陸及海上の産業地理
的關係とを稽査し、釧路、網走
根室、稚内及留萌の商港を修築
し、現在函館、小樽、室蘭、釧
路、根室及最近設定されたる新
興商港留萌を加へ本道の六貿易
港とする。

右の外拓殖計畫に依り築設さ
れたる漁港は、太平洋岸に於て
浦河及廣尾の二港、日本海沿岸
に於ては岩内、江差、杵形、余
市及天賣の五港、オホツク海方
面に於ては紋別の一港であつ
て、沖取漁業根據地として之に
資するところ尠くない。
而して沿岸漁業に對しては、
之等商漁港の補助施設として七
十有餘の小漁港及船入湖の築設
を爲しつゝあるを以て、本道海
岸の自然的缺陷は、拓殖計畫の
進捗と共に漸次補はれつゝあ
る。

氣象

地方的な差異

海洋性と大陸氣候

本道は我國の最北部に位し、
樺太を除きては我國の最寒冷地
帯に屬するも、緯度より見れば
先進中歐諸國と殆ど同位に在
り、世人の多くが想像するが如
き住み難い處ではなく、却つて
北方文化の開發に對し有利なる
素因となるもの尠しとしない。
兎も角本道は、面積廣大であり、
且、四面の海岸は暖流及寒流に
洗はれ、又内陸の地形に複雑な
る關係を有する爲、其の位置に
よつて氣候に甚しく差異があ
り、従つて産業文化及交通に影
響する所甚だ多きを見る。然る
に此の自然の妙機を捉へ適切に
る人力施設を加ふれば樂土と化
するも至難ではなく、徐々に其
の自然の征服と活用を見つゝあ
るもので、凶作と寒冷は決して
本道の代名詞ではないのであ

氣象

而して冬季は白雪地を覆ひ朔
風肌を徹することもあるが、春
は春風胎蕩として櫻花開き、夏
は温度高くして鬱蒼たる楡樹翠
を瀉らし、秋は稻田黄熟して殆
んど本州の東北部と異なる所が
なく、四季折々の興趣も亦深い
のである。
本道近海の海流は甚だ複雑に
して、西部海上には黒潮の一
流なる對馬海流あり、西海岸に
沿うて北に進み、宗谷海峽を過
ぎて北見の海岸を洗ひ國後島附
近に至り、又、其の支流は分れ
て津輕海峽に入り、東流して襟
裳岬附近に於て寒流の親潮に合
してゐる。親潮は北東方より千
島の東岸を洗ひ、本道の東岸に
沿ひて南に流れ、又、樺太の東
方を南下する寒流は宗谷海峽に
至りて二分し、一は暖流と接觸
相混じりて東方に赴き、更に進ん
で千島西岸を北上し、一は海底
流となつて南進してゐる。故に
本道西海岸地方は對馬海流のた
め比較的溫暖にして、冬季に於
ても宗谷海峽にまで其の影響を

及ぼして居る。夏季に於ては寒
冷なる親潮の爲、東海岸地方の
氣候は比較的低温である。而し
て海岸地方は總べて海洋性氣候
を示し、四季及晝夜の氣温的變
化は比較的少いが、内部は大陸
的氣候を現はし、氣温の變化著
しく、上川及十勝地方の如きは
夏季本道の最高氣温を顯はすと
共に、冬季本道の最低氣温を示
してゐる。而して一箇年中の平
均を見るに、札幌は略々本道の
中位に在るが、今、札幌の氣温
を諸外國の夫れに比較するに、
札幌の年平均は六度九分なるを
以て、浦鹽斯德の五度四分、哈
爾賓の四度三分、レニングラ
ドの四度二分及ストックホルム
の五度八分に比し遙に溫暖にし
て、ロンドンに九度七分、ベル
リンの九度一分に比し稍々寒冷
であるが、コペンハーゲンに八
度一分、ベルンの七度九分及
ベルゲンの七度一分に比較して
大差はない。之を見ても本道の
氣候は概して北方文化の進展を
阻害するものではなく、寧ろ自
然順應によつて大いに人文の發

達すべきは先進諸外國の實例に
鑑みるも疑ふ餘地はない。而し
て之を適地適管に依る農作物の
豐穰と、住民の健康なる事實を
併せ考ふる時、其の克く氣候風
土の適應性を馴致すれば、文化
促進及産業振興に對し何等障害
となるべきものを認め得ないで
あらう。
本道の積雪量は本道南部及太
平洋に面する地方に少く、西部
及北部即ち對馬暖流の影響を受
ける沿岸地方に多い。
是を月別に見るに、全道を通
じ二月は最も多量で、従つて積
雪の最深に達する月は二月で、
旭川の如きは約七十糎となり、
西部地方に於ては百二十糎以上
に達することが往々ある。初雪
の累年平均を見るに、札幌、旭
川及紗那のみは十月末近くに初
雪を見るが、他は大抵十一月初
旬、釧路は十一月中旬であり、
終雪は南西部たる函館、壽都及
札幌は四月中旬、他は五月初旬
乃至中旬の頃である。根雪の早
いのは羽幌及旭川の十一月中旬
であつて、最も遅いのは釧路及

創業五十二年

常に良い酒



カムヤヅル



小樽市 醸吟 方白
丹積 幌札 樽小 所業當

五二

小樽市入舟町八丁目十番地

★ 北海道瓦斯株式會社 小樽營業所

電話 四九九六番 一九九四番 二一九一四番

★ 土地

制度と區分

拓殖の促進と政策

本道の面積は五千七百五十五方里餘、即ち八百九十五萬一千四百八十二町歩にして、實に臺灣、樺太及四國を併せたるものに近似する程の廣大なものであり、一支廳平均面積に於ても四百十方里に及び、一府縣平均四百十方里に匹敵する。尙之を一市町村平均より觀るに、本道は約二十方里で、府縣の一方里六に比し十二倍餘に當り、根室支廳管内別海村の九十方里、留別村の九十二方里は殆んど大阪府の面積に等しく、世人を驚嘆せしむるに足るものである。今昭和十三年末に於ける本道の面積内容を示せば左の如くである。

土地區分
御料地 九九四、五五四
國有地

土地

國有林(内務省所管) 四、二九三、八二七
官 用 地 三、四五六、六六九
貸付地(未開地處分法に依る起業中の土地) 二二七、〇八三
未處分未開地 三八、六〇八
道路河川湖沼其他 二八五、八八〇
民 有 地 二八五、五八七
公共團體有地 三、六六三、一〇一
私 有 地 九〇五、四九八
内 賣拂地(未開地處分法に依る起業中の土地) 二、七五七、六〇三
合 計 八、九五一、四八二

山林 本道森林の林相は概ね針葉樹林、潤葉樹林及混濁林の

三種に大別され、其中、潤葉樹林最も多く、針潤混濁林は最も少い。昭和十三年末現在の山林面積は六百七十五萬一千五百五十六町歩で其の所有別を示せば左の如くである。

御 料 林 九〇八、五五二町歩
國有林(内務省所管) 三、四五六、六六九
大學演習林及其他の官有林 一七八、九〇三
公 有 林 八〇四、三四八
社 寺 有 林 二、八九三
私 有 林 一、四〇〇、一九一
合 計 六、七五一、五五六

御料林は宮内省に依り、公有林は大部分北海道地方費に依つて管理經營されてゐる。尙、國有林は北海道廳の經營に係るものである。

内昭和十三年末現在の既耕地は九十八萬二千七百九十五町歩にして、差引未成の農耕適地五十九萬七千二百五町歩を殘してゐるが、第二期拓殖計畫實施以來十九萬七千餘町歩増加を示してゐる。

農耕適地 一、五〇、〇〇〇町歩
水田適地 四五〇、〇〇〇町歩
既成水田面積 三〇五、六九一
將來造田面積 二四四、三〇九
畑適地 一、一三〇、〇〇〇町歩
既成畑面積 七七七、二〇四
將來畑地面積 三五、八九六

國有未開地 昭和十三年末の調査に依れば、既に賣拂又は貸付したる未開地で現に起業中に係るもの十四萬六千六百二十町歩、將來處分すべき未處分未開地二十九萬六千九百七十七町歩であつて、未處分未開地中選定濟面積二十九萬六千九百七十七町歩、其中農耕適地六萬二千二百二十八町歩を存してゐる。

土地制度 本道に於ける土地制度は開拓使以來幾多の變遷を経て今日に至つたが、要するに、常に時勢に鑑みて適切なる政策

五三

を採用し以て開拓の進捗に努めた。即ち明治五年北海道土地賣

更に明治三十年法律及勅令を以て北海道有未開地處分法が發布され、未開地の賣拂、付與、交換及貸付の法を定め、起業の目的に應じて處分法を異にし、以て賣拂、付與又は交換したる土地は、民有に歸したる翌年より二十年間免租し、或は又同年

を認むる外、自作農に限り十町歩の特定地を設定して無償貸付を爲し、其他は全部賣拂の制に代へ成功期間満了の翌年より十年間は地租を免除した。而して起業の目的に依り賣拂若くは貸付面積を制限し、耕作は五百町歩、牧畜及植樹は八百町歩、其他は十町歩として成功期間は何れも地積に依り五年乃至十年(植樹地又は泥炭地は二倍)として民有に移す方針を採つた。昭和二年八月再び勅令を以て曩の北海道有未開地處分法施行規則を改正し、賣拂若くは賣付面積の制限を、耕作は二百町歩、牧畜及植樹は五百町歩に更正し、特定地其他は依然十町歩としたが、其の賣拂又は貸付方法に就ては従来の特賣を改めて競賣とし、即ち(一)公用又は公共の利益となるべき事業、(二)二十町歩以内、(三)拓殖上特に必要な事業、(四)二回以上競落者なき土地は豫定價格以上に賣拂又は貸付する場合の外は總べて之を競賣とすることとし、昭和八年六月更に勅令を

Table with 2 columns: City names (札幌, 旭川, 小樽, 室蘭, 釧路, 帯広) and values (1567, 1435, 2737, 4654, 4922, 3014, 3288)

土地改良施設

土地改良費は、泥炭地濕地の改良・造田獎勵・土功組合特別助成の三施設である。而して本道の農耕適地百五十八萬町歩の中各所に點在する、泥炭地濕地三十五萬町歩の開発に關しては、既往の實績に徴し、既定計畫による明渠排水、客土等の施設を續行すると共に、新に冷害克服上效果顯著なる暗渠排水工事の施行を獎勵し、尙殖民施設に於て豫定せる特殊原野の幹支線排水工事を國に於て施行し、從來の客土事業助成は、泥炭地濕地に限定せるを、重粘土地砂礫地に於て施行するものにも助成するの外、軌道及運搬車の無償貸付を爲し、客土補助に代ふるを

改正して特定地の貸付面積の十町歩なるを、特殊の經營を必要とする場合に於て、釧路國及根室支廳管轄區域は二十町歩迄、其他の支廳管轄區域は十五町歩迄とすることとした。要するに現行土地制度は一は以て大地積の處分に俟つて拓殖の促進と産業の勃興を圖り、一は以て小農の扶植と集約的開發の促進に努め、大いに殖民を圖らんとするにあつたが、最近の狀況は大地積處分を可とすべきもの甚だしく、又土地處分の成績より之を見ても、成る可く小地積の分割處分に依り主として自作農民を扶植し、以て堅實なる農村を構成するを適當と認め此の方針に力を注いで居る。

國別の面積

參謀本部陸地測量部の實測に依る面積は、五千七百五十五方里餘になつてゐるが、國別に面積を示せば左の通りである。

Table with 2 columns: Country names (石狩, 網走, 根室, 釧路, 十勝, 日高, 膽振, 渡島, 檜山, 後志, 空知, 石狩) and area values (927.63, 673.33, 845.45, 454.65, 688.97, 332.70, 339.71, 353.68, 184.79, 264.64, 460.73, 377.93)

行政區劃面積

Table with 2 columns: City names (後志, 渡島, 膽振, 日高, 十勝, 釧路, 根室, 網走, 宗谷, 留萌, 上川) and area values (294.45, 283.19, 463.37, 322.70, 633.22, 459.65, 333.26, 930.26, 568.34, 633.33, 637.71)

炭地濕地の冷害及病蟲害防除と、地力増進上緊要の施設である暗渠排水工事を獎勵する爲、改良面積三町歩以上のものに對し、工事費の五割以内を補助し、改良面積十町歩以上のものは之が設計の受託調査を施行し、(五)生産力増進の爲、三段歩以上の客土施行者に對し、五割以内を補助する等の外、新に重粘土地及砂礫地に對する客土補助を追加すると共に、軌道及運搬車の無償貸付を以て補助に代ふるの制度を定め、嘗て不可能とせられた採土地遠隔の客土地の改良を計るの方針である。

造田助成方針

舊來の水田適地四十五萬町歩は、近年頻發せる冷害に鑑み、此地帯を除外し、三十三萬町歩に減少すると共に、之が可及的に減少を期し、以て本邦の食糧問題解決の一助とせんとして、(一)水田適地に對し灌漑段別、土性、引水量、引水河川の渦水量、水路の位置、貯水池又は

揚水機の設置、工事費等水田經營事業の基礎を確立する爲、灌漑計畫に必要な各般の事項を調査し、造田起業上の便宜を與ふる爲、灌漑基本調査を施行し、(二)願人の委託に依り一團地三十町歩以上の灌漑工事に對し、水田經營上最も必要なる地形・土性・源流量及所要水量等の事項を調査し、其の灌漑面積・工法等設計に必要な各般の調査を爲し、事業成功の見込確實なるものに無償交付し、之が企業を促進し得る様便宜を與へつゝあるものである。而して測量人夫賃・杭木代・器具運搬費及雜費等は願人に負擔せしむるものである。(三)十町歩以上灌漑溝幹線支派線の新設若は擴張工事は其の工事費に對し五割以内、公共團體の施設に係る灌漑溝改良工事に對し三割以上のものに對し、三割以内の補助を爲し、(四)三段歩以上の造田を施行するものに對し、之が工費の四割以内の補助を爲し、以て未造田地區の造田を獎勵するの外、既成水田中火山灰地なるが爲、水

の透透甚しく経営困難なる土功組合地區に於ける、一町歩以上の田面床締工事に對し、事業費の五割以内を補助し、以て困窮土功組合の更生を圖つた。

耕地改良獎勵

甲 獎勵方針

本道農耕地の地力は、開拓の當初に比し著しく減耗を來たしつゝあると共に、其理學的性質の著しく不良なる特殊土壤の分布廣汎にして、是等土壤の生産力を復活し或は之れが増進を促すは現下生産力擴充方策の先決要件なりとす。仍て之が改良施設に關し、一層從來の指導獎勵し來たりたる左記事項の徹底強化に努め以て生産の確保増大を期せんとす。

乙 獎勵事項

△深耕、心土耕及混層耕
耕地の深化に依る生産力の増大は時局下に於て一層緊要なるを以て、極力深耕、心土耕或は混層耕を實施せしむること。

と。

- 一 畜力耕
作業は可及的實行組合又は組合内班單位を以て同的に行ふこと、尙使用耕馬は二乃至三頭を必要とするを以て、共同使役の訓練に努むること。
- ロ 土地の状況により急激なる深耕は、當初に於て生産力に悪影響を及ぼす虞あるを以て、耕深及深耕方法には實地に付特に指導をなすこと。
- ハ 火山灰地の混層耕に於ては特に土壤の混和を充分ならしむること。
- ニ 重粘土地に於ては碎土、整地、墾到を充分ならしむること。
- ホ 本事項は土地の状況により排水、酸性の矯正を併行的に施行するを要すると共に、特に有機物の増進を進行はしむること。
- 二 トラクター耕
前年より積極的に獎勵施設するトラクター牽引による

耕地改良は一層之が擴充をなし、改良面積の増大を圖らんとす

- イ 道廳、支廳は専ら指導並に監督にあたり、事業施行の主體は系統團體とし、製糖會社所屬トラクターに依る施行は關係會社と協力すること。
- ロ 機械並に燃料等の取得は極めて制約せられつゝある折にも拘らず、本施設を遂行せんとするは、耕地の改良に依り生産力の増大を圖るの急要なるを認むるが爲なるを以て、施行地農家に對し充分此の觀念を徹底せしむること。
- ハ トラクター耕に際しては、有機物の増進を絕對的に必須とするを以て、豫め堆肥の充分なる準備をなさしむること、尙特に綠肥或は牧草畑の設置を獎勵し、該地の耕鋤をなすと共に、トラクター作業期間の増大を圖ること。

ざる爲能率あがらず、或は機體農具の損傷を來たせる例多きを以て、特に豫め整理準備をせしめ置くこと

- △土壤酸性の矯正
一 石灰施用量の適正を圖ること
- 二 石灰と土壤との充分なる混和を圖ること
- 三 心土の酸性矯正に努むること
- △土壤流亡の防止
傾斜地に於ける土壤の流亡は意外に甚しきものなるを以て綠肥帯の設置、灌木類の植栽、階段の設置等適宜の方法を講ずること、尙綠作帯は土壤並に肥料の流亡を抑制するのみならず、飼料の供給、有機物の補給或は勞力の調整上利點あるを以て勸奨を圖ること
- △排水
排水不良なる泥炭地其の他濕潤地又は重粘土地の如き保水力過大なる土地に對し、左記に依り排水施設を獎勵せんとす
從來一圃地五百町歩以上の

客土は四割以内の補助にして、亞泥炭地に對する客土補助は特に必要なるものを認むることとし、從來に比し、一層廣く此の種土壤の改良を圖ることとした。

△床 締

灌漑水の滲漏甚しき水田に對し、トラクターに依る床締を奨励し、用水の節約と水田水温の上昇を圖るが、施設として事業費に對し五割以内の補助金を交付する。本事業は動力としてトラクターを要する故使用の便を有する者、又は團體等にて購入の上施業せしめるものとする。

農地の交換分合

本道に於ける農家の耕地の分布状況を考へてみると、府縣と異り、各農家は相當の地積を耕作してゐるので、差當りその耕地の交換分合はその必要がない様に思はれるかもしれないが、本道でも比較的古くから開けた南部地方や、かの開分小作の方

法に因る所有地の分散状況や、更に又所によつては開墾し易い所から點々開墾して耕作を續けてゐる現状に鑑みると、其の農業經營に及ぼしつゝある影響は寒心に堪へぬものがあるのである。そこで本道に於てもそれ等の農地の交換分合を促進するたために、市町村農地委員會、市町村經濟更生委員會、市町村農會又は農事實行組合等の協力を得て、その幹旋費用は一時市町村より支出、後市町村の支出した幹旋費に對し北海道地方費から補助金を交付し、以て市町村に對して迷惑をかけず、敘上の目的を達成すべく諸般の設備を整へ、その申請を待つてゐる。

併し乍ら、農地の交換の場合

- 一 交換が農地委員會又は國北海道若は府縣の補助金の交付を受けて設置せられたる市町村經濟更生委員會の幹旋に基くものなること
- 二 交換地の双方又は一方が

自作地又は小作地なること

- 三 交換地の差が多額なる一方の十分の三以内なること
- 市町村農會、農事實行組合の幹旋した農地の交換は、登録税及不動産取得税が免除されないのは頗る遺憾であるが、之は已むを得ぬことである。
- 故に登録税及不動産取得税の免除を受け得る農地の交換は、右三項の資格を必ず具へる必要がある譯であるから、その免除の特典を受けようとする農地の交換分合は、必ず農地委員會、市町村經濟更生委員會の幹旋によつて行ふ様に奨めてゐる。

耕地面積減る

昭和十四年末耕地面積は、田二十萬五千七百六十三町五反歩、畑七十七萬二千七百六十一反歩、計九十七萬八千四百六十九町六反歩であり、之を前年末に比較するに、田に在つて二十町四反歩、却ち約一毛を増加したが、畑に在つては四千三百

△客 土

大濕地に對しては、國費を以て大幹線の掘鑿を爲すも、其の他の濕地に幹支派線を掘鑿せんとする者に對しては、一線の改良面積三十町歩以上に達する場合は五割以内、暗渠排水に對しては四割以内の補助金を交付して奨励したが、時局に對應し、排水補助事業は改良面積三百町歩未満のものに限り申請書に區域平面圖の添付を省略し得ることとし、且つ排水の設計は道廳にて努めて委託に應ずることとし、又暗渠排水補助事業は、一申請三町歩以上たることは從來と異らざるも、其年の施業面積一町歩以上に及ぶ場合は、檢定の上補助金を交付することとし、且つ申請書に添付すべき設計書にして、設計未済のものに對しては道廳に於て可及的に作製に應ずることとし、以て斯業の促進普及を圖ることとした。

九十八町二反歩即ち六厘を減じ、總面積に在つては四千三百二十五町八反歩、即ち四厘を減じて居る。

右の減少は、事變に依る農業勞働力の減少に伴ひ、開墾面積が僅少であつた反面、從來の耕地にして工農業用地及軍用地として地種を變換したものが相當の面積に上つた結果と思料される。

尙、同年中の耕地移動に付みるに、擴張面積は田三百九十六町五反歩、畑八千三百四十五町四反歩、計八千七百四十一町九反歩であり、内開墾が田畑を通じて七千九百四十九町六反歩で九割九厘に當る。

又、潰廢面積は田一千三十三町四反歩、畑一萬二千五百一十一町三反歩、計一萬一千二百八十四町七反歩であり、内地類地目變換が田畑を通じて七千八百五十二町八反歩で六割九分六厘に當つて居る。

其他耕地移動として扱つて居るものに實測に依る増減、田畑變換があるが、兩者を合し増は

二千二百四十六町九反歩、減は四千二十九町九反歩で、内田畑變換は、田より畑への變換五百一町六反歩、畑より田への變換一千七十一町六反歩である。

耕地の利用状態

昭和十四年末の本道耕地面積は田二十萬五千七百六十三町五反歩、畑七十七萬二千七百六町一反歩、計九十七萬八千四百六十九町六反歩であるが、之を土地所有の關係より見れば、自作地は五十一萬六千七百三十三町二反歩小作地は四十六萬二千三百九十六町四反歩であり、前年末の状況に比し、自作地に在つては七千七百二十四町二反歩、即ち一分五厘を増加し、小作地に在つては一萬二千五百町歩、即ち二分五厘を減少して居る。尙、耕地總面積に占むる兩者の割合は、自作地が五割二分八厘、小作地が四割七分二厘であつて、前年末に於ける割合に比し、自作地に在つては一分一厘を増加し、作地に在つてはそれ丈減

じて居る。右自作地の増加、小作地の減少は近時の傾向としての大地主の土地開放、自作農創設、民有未墾地開發制度等が反映して居るものとみられるが、注意したいと思ふのは、小作地の減少程には自作地が増加して居ないと言ふことである。即ち耕地面積は總體に於て減じて居るのであるが、耕地より他地目へ地種を變更したものが自作地よりは小作地に多かつた結果に外ならぬ。

尙、之を田畑別に見れば、田に在ては自作地八萬三千五百六十四町一反歩、小作地十二萬二千九百九十九町四反歩で、其の割合は自作地四割六厘、小作地五割四分四厘であり、畑に在つては自作地四十三萬二千五百九町一反歩、小作地三十四萬九千七百七町歩、其の割合は自作地五割六分、小作地四割四分である。即ち田と畑とは土地所有關係が兩者全く趣を異にして居ることを特り擧げて置きたい。次に耕地利用の状況より見れ

ば、作付地は九十四萬三千四百八十九町三反歩、不作付地は三萬四千九百八十町三反歩であり、前年末の状況に比し、作付地に在つて七千七百六町一反歩即ち八厘を減じ、不作付地三千三百八十町三反歩、即ち一割七厘を増加して居る。

尙、耕地總面積に對する兩者の割合は、作付地が九割六分、不作付地が四分であつて、前年末に於ける割合に比し、作付地に在て八厘を減じ、不作付地に在てはそれ丈増加して居る。右作付地の減少、不作付地の増加は、事變以來の農村勞力減退に伴ふ處であらうが、作付地の減少程には不作付地が増加して居ないのであるから、耕地より他地目に地種を變更したものが不作付地よりは作付地に多かつた結果でもあらう。尙之を田畑別に見れば、田に在ては作付地二十萬一千八百五十五町九反歩、不作付地三千九百七町六反歩で、其の割合は作付地九割八分一厘、不作付地一分九厘であり、畑に在ては作

付地七十四萬一千六百三十三町四反歩、不作付地三萬一千七十二町七反歩で、其の割合は作付地九割六分、不作付地四分である。即ち田に於けるよりは畑に於て不作付地の割合が大きい。

土功組合現況

土功組合は市町村又は市町村組合の事業と爲すことの出来ぬ特別の事情にある場合之を設立し、以て拓殖の前提として農村建設の根幹たる農業上必要な道路、橋梁、用水、排水又は堤塘等を施設維持するを目的とするもので本道獨特の施設である。

従つて組合に屬する事業は拓殖地の状況に依り、何れも第一次的にして且建設的基礎工作を旨とするものであるから、府縣に於ける耕地整理組合の如く既に耕地の利用増進を圖るを目的とする第二次的整理事業と大いに其の趣を異にするものである。即ち土功組合の大部分は新規に水田經營を企圖するものであつ

て、大規模の灌漑溝及排水溝を掘鑿し、或は貯水池及揚水機等を築設し、以て未成未開の土地を良圃美田と化するの使命を有するものである。抑々明治三十五年法律第十二號に依る北海道土功組合法の發布以來、各所に水田經營の目的を以て土功組合を設置するもの相次いで興り、明治三十五年に於ける全道水田面積は一萬六千餘町歩に過ぎなかつたが、四十四年には約四萬町歩に増加し、此の間土功組合数は二十四に達し、大正十一年に至つては全道水田面積十萬町歩を越ゆるほどの好況となり、従つて土功組合の設立も四百四十を算ふるに至り、加ふるに經濟界の好調に乗じて組合を設立し水田の經營を計るもの相次ぎ、本道水田開發上絶大なる功績を齎すに至つた。然るに昭和五年以降米價の低落と六、七兩年の水害及凶作の爲、水田經營極めて不況に陥り、八年以降は遂に土功組合の設立を見ざるに至り今日に及んでゐる。

今、土功組合の現況を示せば、昭和十四年十一月末現在に於て廢止せる二十三組合を除き、現在組合數二百四十に達するの盛況を見るに至つた。而して之を目的別に分類すれば灌漑を目的とするもの二百十五組合、此の灌漑反別十二萬九千三百四十七町歩、灌漑並排水を目的とするもの十一組合、此の灌漑反別一萬六千五百八十四町歩、排水反別一萬六千五百八十一町歩、排水を目的とするもの十三組合、此の排水反別一萬六千五百八十一町歩、尙堤塘を目的とするもの一組合八百二十六町歩である。之等組合平均面積は七百三十五町歩餘であり、大は一組合の灌漑面積一萬町歩以上にも及ぶものあり、尙一千町歩以上數千町歩に達するもの四十七組合であつて、到底府縣に於て見ることの出来ない大規模の事業である。従つて工事費も莫大なるものであり總額五千五百五十五萬圓に達し、大は一組合にして七百六十萬圓を費し百萬圓を越ゆるもの十指を屈する程である。茲に土功組合の造田状況を見

るに、灌漑反別十四萬五千九百餘町歩の中既成造田反別は約十三萬八百町歩であつて、尙一萬五千町歩の未造田面積を存する。之は主として最近設置に係る土功組合にして工事半にあるもの又は工事完成後と雖、用水其他の關係上造田の中途にあるものが多し爲であつて、全部の造田を見るのは尙數年を俟たねばならぬものであるが、近時造田及客土等に對する補助の途が設定されたから從來に比して著しい進捗を見るに至るであらう。而して土功組合所屬の既成水田面積を全道の夫れに比較するときは、其の六割三分は組合の經營に係るものであつて、組合所屬の未成水田にして前述の如き助成により造田完了に至らば七割以上にも達するの盛況を見るに至るべく、本道水田事業に對し土功組合の存在は其の大勢を左右するものと見る事が出来る。

組合經營及財政の現況につき概括的説明を試みれば、今や一の苦難時代に遭遇し之が打開策

として鋭意穩健なる基礎固めを爲しつゝあるものと云ふことが出来る。即ち米價好況時代に設置を見たる多數組合は多額の工事費を負担し、然も好況の反動として襲來したる昭和五年の米價暴落と之に次ぐ六、七兩年に亘る水害凶作の打撃は甚大なるもので種々の禍根を貽してゐるが、之に因る土功組合の歳入

として銳意穩健なる基礎固めを爲しつゝあるものと云ふことが出来る。即ち米價好況時代に設置を見たる多數組合は多額の工事費を負担し、然も好況の反動として襲來したる昭和五年の米價暴落と之に次ぐ六、七兩年に亘る水害凶作の打撃は甚大なるもので種々の禍根を貽してゐるが、之に因る土功組合の歳入

年復も冷害の襲來を受け、寔に惠まれざるもの甚しいのであるが、之に對しては組合費の減免、歳入欠陥補充起債の途を講じ、或は償還年限延長を圖る等常に當局は土功組合の經營並水田事業の穩健なる發達向上に對しては萬全の策を講じてゐる。依て組合經營の大勢は決して憂ふべきものでなく、組合總數二百四十の大半は經營極めて順調に進行し、中には既に公債の償還を完了したるものもあり、此の面積は約九萬町歩に達し著々經營の基礎を鞏固ならしめてゐる。

土功組合特別補助

本道の水田開發は、主として米價の高騰に連れ、大正十年頃より頓に進展し、之が計畫上經營は、概ね土功組合の結成に依つて促進され、その過半数は、當時の設立に依るものである。然るに昭和五年米價暴落に端を發し、一般經濟界は、極度の不況に沈淪し、加ふるに昭和六、七年の引續きたる水害、凶作の打撃は、農業經濟及組合財政を壓迫すること甚しく、遂に特別

助成を要する事態に陥つた。即ち、之等の組合は(一)當初計畫の齟齬に基く土性の不良と水量の不足に基因し、除外すべき經營不能地區を有し、爲に収益なく經營困難に陥りたるもの、(二)計畫齟齬に基く工事費の増加に伴ひ、負債増嵩せるのみならず、地味不良なる爲、豫期の収益を挙げ得ざるもの、同時に前項(一)に記述せる如き組合にして、特別助成に依り地區の除外を爲すも、猶殘存地區のみにては其の負擔に堪へず、財政に欠陥を生ずるに至りたるもの、二大別に依り、八十四組合に對し除地と財政の兩方面より、昭和七年度以降年度割により助成金を交付し、逐次助成すると共に、他面組合員共助の精神に基く段別割不均等賦課を施行し、高利債の借替、償還年限の延長、利子の低減並に收益増進に必要な灌漑溝の改良、暗渠排水、客土等の補助の外、造田の完了、經營法の指導及農事の改良等に依り、更生を圖つてゐる。

民有未墾地の開發

民有未墾地開發事業は昭和二年創始以來民有未墾地開發資金貸付規程に依り實施し來れる處、農地調整法の公布に依り、昭和十四年三月、自作農創設維持獎勵規程制定公布の結果、本事業も亦該規程に依ることとなり、而して新法令に基き設置せられたる各市町村農地委員は、其の區域内に所在する未墾地を開發し、自作農創設を爲す爲、之に關する調査審議及斡旋を爲すことは其の職責の一にして、各市町村農地委員會に於ては、夫々右事項に付調査を進めつつあるとは云ふものゝ、新規規程公布後日尙淺く、爲に未だ充分の理解と事業に對する關心とを有せざるものあるやに察せられ、斯くては時局下生産力の確保擴充と、之に據る農村の安定強化とを主眼とする本事業の目的達成を期待し難く甚だ遺憾の次第とあつて、北海道廳では、農地委員會をして積極的に區域内の未墾地の開發利用を計畫せしめ、適地と認むるものは其の所有者に交渉し開放せしむると共に、之が賣却斡旋の申込を爲さしむるやう手配した。



特殊河水統制

工業港施設と共に

本道に於ける商港は函館、小樽、室蘭、釧路、留萌、稚内、根室、網走の八港にして、近時生産の増加に伴ひ、之等各港の輸移出入貨物の増嵩著しきものあり、將來奥地資源の開發に依り、一層港勢の進展を觀るは明なるところである、仍て之か情勢に適應せしむると、工業誘致の必要に鑑み、速に貿易機能の充實を圖ると共に、工業港としての施設を併置する等に付北海道廳は考究中で、次に、國有鐵道、私設鐵道は私設軌道の外、沿岸島嶼及南北千島列島に對しては十一線の命令航路の施設ありと雖も、是等交通運輸機關の整備は、各種産業發展、文化の進展に至大の關係を有するを以て、速に之か完備を圖るは

緊要なりと認めて居り、又、治水事業は治水即洪水防禦を主眼とせるも、之等治水計畫外に於て水道、鑛工業、灌漑等の用水を充實せしめ、且、水力發電事業に資する爲、特殊河川に對して河水統制を行ひ、以て其の洪水量を貯藏すると共に、治水の効果を收むるは喫緊の要務とするを以て、之が施設に關し、具體的方法を特に各種用水の確保と其の配分調整を圖るべく調査中である。

港灣の修築

本道に於ける港灣の修築が其の緒に著いたのは、開拓使廳設の緒に著いたことであるが、其の見聞に足るべき事績を擧ぐるに至つたのは、明治四十三年の第一期拓殖計畫實施以後のことである。

即ち、本道拓殖事業の一紀元を劃した、第一期拓殖計畫に於ては、本道の地勢、資源の分布状態及港灣の特質、位置等を考察して、太平洋岸に於ては、函

館、室蘭及び釧路の三港、日本海岸に於ては、小樽及留萌の二港、東北沿岸に於ては稚内、網走及根室の三港、合計八港を選定し、専ら鑛地の安全を圖ることとし、又他面沿岸漁業衰退の對策及新なる資源の開發策として、沖合漁業の根據地たる漁港、即ち、岩内、浦河、杵形、江差及紋別の五港を修築することとし、實施の運びを見るに至つたが、該計畫は財源の關係上幾度か改訂を重ね、後年度に至つて漸く計畫は軌道に乗り、著々實績を擧げ、本道の海上交通に大に貢獻するに至つた。其の重要なものを擧ぐれば、函館港は大正七年度、小樽港は同十年、根室港は同十四年度、岩内及杵形の二港は昭和元年度を以て夫々其の豫定事業を完成したが、昭和二年第二期拓殖計畫樹立に當つては、交通機關の發展及産業の進展に鑑み、大體左の方針に依り、事業の施行を期することとなつた。

之を商港とし、工事施行中の諸港に對しては、其の殘程工事を短期間に完成せしめ、既に第一期工事を完成せる函館、小樽、室蘭及根室の四港は、其の發展を考察して、適當なる規模に於て海陸連絡設備を施し、之に依つて市が享受する利益とその發展程度に鑑み、函館及小樽の二港は、埠頭費及埋築費の三分の一を、室蘭及釧路の二港は其の四分の一を市に分擔せしめる方針を採つた。又漁港に就いては、前期計畫より引續き工事施行中の浦河、江差及紋別の三港の既定事業を完成すると共に、全道を通觀して漁業上最も重大なる關係を有する余市、廣尾及天賣の三港を新に國營事業として追加すると共に、岩内港に對しては既定計畫の目的を達成する爲、更に、第二期工事を施行することとせる外、左の方針を定めて之を補足することとし、其の一は分擔金制度に依る漁港で、幌泉外八漁港を選定せしめ、國營を以て小規模の漁

港を築設し、地方的漁場の開發に資せんとするものであり、他は補助制度に依る漁港であつて、市町村に於て小設備の船入澗を築設せんとする場合、其の工費の六割を補助せんとするものである。然るに實際の状況は、斯く二種に區分して差等を設ける必要なく、又四割の負擔は町村の財政に對して過重の状態にあるので、昭和十一年度より工事を施行した町村をして工費の四分の一を負擔せしめ、工事は國に於て直接施行することに方針を改め政治外四港の工事に著手した。

右の外、前期計畫並に港灣の組織的整理をする爲、樞要なる港灣を調査し、之が修築計畫並設計を樹てると共に、既設港灣の維持修繕を行ひ、指定以外の港灣に對しては浚渫其の他簡單なる小工事を施行する方針である。

又昭和七年度以降三箇年を期し、時局匡救策として農山漁村の振興を圖るに當り、漁村に對しては小漁港補修費及船入澗築

を埋立て、鐵道・道路・倉庫・上家及荷置場其の他海陸連絡運輸設備用地に當てんとするものである。

昭和四年度より築港事務所を開設したが、工費の節減及繰延に遭つた爲、豫定經費の支出不可能となり、直接工事は遅々と進捗せず、九年度に至つて漸く基礎工事を終へ、西防波堤堤體工事に著手し、前年度迄に五百二十八尺を築造したに過ぎない。而して昭和十一年度は引續き五百二十尺を築造せんとする計畫の下に著手し、右延長に要する函塊二十一箇を製造据付及填充すると共に、根圍塊百二十六箇の据付を完了した。即ち前年度迄施行の五百二十八尺と合せ千四百八尺となり、西防波堤延長二千二百尺に對し四十七%の竣功である。

小樽港

本港は、明治四年開拓使本廳の札帳に設置にされるに及んで、物資の伸縮連絡港として興つたが、灣形廣潤にして船舶の碇繋に支障多き爲、明治三十年

設費補助を計上し、前者は全額國庫負擔であつて、後者即ち船入澗築設工事に對しては六割を補助し、尙起債に對しては低利資金を供給すると共に、同年度以降三箇年間昭和九年度迄之が利子補助を爲すこととした。

而して各工事は、前記計畫に引續き右の方針に基いて實施されてゐるが、不幸にして一般經濟界の不況に因り、政府は財政緊縮の方針を採つた爲、豫算は屢次の節減繰延を餘儀なくされ、工事進捗上支障尠からざるものがあつたが、主力を既定港灣の完成に集注した結果、江差港は昭和三年度、浦河港は昭和四年度、網走及紋別の二港は昭和五年度、留萌港は昭和七年度、岩内港は昭和九年度に竣功し、工事を前年度より繰越した稚内港工事は昭和十一年度を以て完成を告げた。

函館港

本港の修築は、明治十二年の調査に依つて開始し、同十九年、二十九年に簡易なる改良工事を施行したに止つたが、第一期拓

殖計畫の樹立に及んで、本格的修築計畫成り總工費百四十四萬六千四百一圓を支出し、明治四十三年度以降大正七年度迄に、外廊の一部を完成したが、更に、第二期拓殖計畫に於ては昭和四年度以降同十七年度迄十四箇年間に於て左記諸工事を施行し、利用の完壁を期することとなし、之が總工費八百五十二萬七千六百七圓を計上し、内埠頭費及埋築費の三分の一即ち二百四十五萬五千六百十二圓を市が分擔するものである。

△防波堤 辨天埋立地北端より三百尺を隔て、造れる既設西防波堤を同方向に延長すると共に、港口を隔て、一直線に北防波堤を築設し、第三防波堤との間に副門を設け、被覆面積を得んとするものである。

△埠頭 本港沿岸の中心地點である、海岸町地先に間隔八十間を置いて二基の埠頭を並列築造するもので、第一號埠頭は繫船岸壁である
△埋築 埠頭基部三萬六千坪

狀況に著しく變化を來たし、普通貨物の連絡設置は却つて堺町方面を有利とする機運に向ひつゝあるに鑑み、原設計を變更して港内中央部たる堺町地元に三基の埠頭を築設することとした。

即ち南濱町地先海岸に於ては、堺町市營岸壁に接し、間隔七十間に第一、第二、第三の三埠頭を並列築設せんとするものである。

△埋築 前記三埠頭の基部二萬五千九百九十二坪を埋立て、海陸連絡設備用地に充當せんとするもので、之に伴ひ運河航路月見橋を埋塞し、新に船入澗中央部に幅員三十米を開鑿して運河への通航路とするものである。

△浚渫 前記埠頭側面及前面八萬七千六百六十五坪に互り浚渫
北防波堤は昭和四年度より著手したが設備及基礎工事を施行せざる爲、八年度より函塊製造据付に著手し、前年度迄に四百七十五尺の延長を見たが、昭和十一

年度は函塊二箇を製造し、之が据付填充及場所詰を完了し、延長七十九尺を得累計五百四十四尺となり、全豫定千二百尺に對し竣功率四割六分に達せしめられた。

埠頭で前年度より著手の、第一號埠頭工事は引續き三十尺並三十三尺繫船岸壁に著手し、基礎工事の進捗と共に、函塊三十三箇を製造内二十五箇の据付を完了し、第一號埠頭繫船岸壁延長の内、即ち全豫定の七割を終了すると共に、埠頭内の埋立を施行した。

埋築において埋立地の護岸は昭和十一年度も引續き捨石を施行し、護岸用函塊二十箇製造の内十二箇を据付け二百八十六尺を完成し、他の函塊八箇は假置した。埋築費所屬の埋立は一萬二千八百九十六立坪を施行した。

浚渫で埠頭前面の土砂浚渫は豫定通り一萬七千六百三十七立坪を施行した。
室蘭港
本港は、幕府が蝦夷地を直轄

度より大正十年度迄に總工費七百三十七萬四千二百七圓を支出し、著しく其の利用價值を増進するに至つたが、第二期拓殖計畫に於ては、第一期計畫に於ける外廊工事に對し、主として海陸連絡施設を施工し、利用の完壁を期せんとするものであつて昭和四年度以降十三箇年間に總工費七百五十八萬七千九百三圓を支出する豫定であるが、内埠頭費及埋築費に對する市の分擔金は百五十五萬三千二百二十五圓である。

△防波堤 一は既設北防波堤堤頭より外方に増築し、他は島堤の南端を外方に百五十尺増設し、北東風に依る波浪を防止せんとするものである。

△埠頭 當初の計畫は、海陸連絡設備として手宮高架棧橋附近に二基、港内西南部の市營第一期埋立地船澗南側海岸に一基の埠頭を築設せんとするものであつたが、昭和七年堺町地先に市營岸壁の築造あり、次で、同八年濱小樽驛の開設等があつて、貨物の集散

廣きに過ぎ、防波に不完全の點があるので、既定南防波堤を北防波堤頭に向ひ、更に、六百尺を増築せんとするものである。

△埋築 埠頭基部を埋立て、海陸連絡運輸設備用地に充當し、之と鐵道埋立地との間に幅員ある運河を設けて解の荷役航行に便し、運河には橋梁を架設して陸地との連絡を圖るものである。

△浚渫 本工事は前記埠頭及埋立前面約五萬坪を浚渫せんとするものである。

防波堤の内、概定事業に屬する南防波堤工事は大正七年度、北防波堤工事は大正十年度に著工し、昭和二年に於ける北防波堤場所詰殘程工事を以て完成し、第二期工事に屬する増築工事は昭和十年迄に延長し、同十一年度は前年度假置函塊二箇を据付け、豫定延長に對し相當効果を擧げるに至つた、埠頭は昭和十一年度において岸壁基礎根掘及捨石投入を施行せるに過ぎなかつた。埋築は昭和五年度

より函塊の製造に著手し、七年度迄に三十六箇を製造假置した。浚渫第一期工事は、大正七年度より著手し、昭和二年未だに於ける功程は全設計に對し六割三分の出來形に過ぎなかつたが、之を利用より見るときは大なる不便を見ない爲、該工事は其の程度に止むることとなつたが、第二期工事は、更に其の利用を増大する爲、前記設計に基く豫定である。

鋼路港

鋼路、根室、北見、十勝國を後方地帯とする、本道東海岸に於ける唯一の商港である。本港の修築事業は、明治四十二年より南北兩防波堤及港内浚渫等の事業に著手し、昭和元年度を以て外廓の一部を完成したが、一般荷役に就ては依然鋼路河口を利用し、船に依る状態にあるので、第二期計畫に於ては、昭和四年度を以て第一期工事の殘程を完成すると共に、引續き同十六年度迄に、更に、海陸連絡施設として繫船岸壁を築造する外、副港八萬坪を形成して最

近著しく輻輳を極むるに至つた漁業用發動機船の碇泊に便すると共に、漁獲物の處理場としての埋立を施行せんとするものである。之が所要總工費は既定工費六百九十七萬五千八百圓（明治四十二年度分を含む）の中、昭和元年度迄の支出殘額十五萬圓に對し不足額八十二萬四千三百四十圓を追加支出し、既定工事の完成を期すると共に、新規事業に對しては六百九十一萬二千五百三十圓を支出することとし、尙埠頭費、埋築費に對する市の分擔金は三十二萬二千六百十九圓である。

本港

△防波堤 既設南防波堤頭部と港門を隔て、更に北向する北防波堤延長の前期計畫殘程既工し、港内水面積を被覆せんとするものである。

△埋築 港内東南部を埋立て、延長ある護岸を築造すると共に、中央屈曲部に延長及西北兩突堤を築設し、船入淵を設けるものである。

△浚渫 港心七萬六千坪を干

潮面下に、河口附近五萬五千坪を干潮面下に、港心並市營岸壁前面埋立地附近三十七萬坪を干潮面下に、又河口三萬七千坪を干潮面下に浚渫し、船舶の碇繋及航行に支障なからしめんとするものである。

副港

△防波堤防砂堤 西防波堤延長と北防波堤と港口隔て、築設し、副港被覆面積を得、又鋼路川切替に依り新川排渫土砂の港内流入を阻止する爲、東防砂堤を西防波堤に接續して築設せんとするものである。

△埋築 副港内沿岸三萬四千坪を埋立て、延長百二十間、幅員五十間の埠頭物揚場一基を築造せんとするものである。

本港において防波堤の北防波堤工事は、昭和二年より前計畫工事に引續き施行したが、港内浚渫及漁港施設の急施を必要とした爲、本事業は進捗せず、昭和九年度を以て其の全延長千五百九尺を完成したが、尙場所詰工を殘せるを以て、前年度に引續き該工事を施行し、昭和十

一年度は延長二千二百尺を實施した。

埋築の本工事は施行年度を繰上げ、昭和九年度より著手せるもので、昭和十一年度は甲護岸四百九十五尺、乙護岸は既設函塊式護岸の場所詰工及百八十尺、丙護岸は四百九十二尺の延長を見た。丙護岸は十一年度より埋立工事に著手せる爲、舊船入淵は使用廢止となつた結果、本護岸に場所詰及張石工を施行し、内部の埋立と相俟つて一般接岸荷役の用に供した。又前述の如く各護岸整備に依り、昭和十一年度から埋立工事に著手し、甲、乙、丙護岸の内部に二萬八千七百二十二立坪の土量を埋立した。

船入淵防波堤の西防波堤工事は、十年度の殘程百二十尺の築造と、六〇〇尺の場所詰を施行。北防波堤工事は、十年度施行二百四十尺の場所詰を施行し、兩工事共昭和十一年度を以て完成した。

浚渫は、昭和十一年度は船入淵の完成に伴ひ、船舶の通路浚

渫の必要を生じたる爲、之を施行すると共に、港心部の浚渫も行ひ、四萬六千六百五立坪の土砂を揚げた。

副港において防波堤及防砂堤の西防波堤工事は、昭和十一年度延長二百七十七尺を築設する豫定の下に著手し、函塊十一箇の据付を了し二百五十四尺の延長を示したが、十月初旬の暴風に依り填充中の函塊は少しく移動し手戻工事の必要を生じ、他工事施行との關係もあり、又時期冬期に向ひ海上平穩の日少なき爲、本工事は翌年度に持越し、尙東防砂堤工事は前年度に於て完成した。

根室港

本港は、本道の東端に位し、千島列島に相對せる關係上、北洋漁業及千島漁業の根據地及沿岸避難港として樞要の位置に在るが、陸上交通の發達遅れたると、冬期結氷するのみならず、港形不完全にして水深乏しく、大型船の入港困難なる爲、利用價值を減殺されたことは尠くない。依つて前期計畫に於て

大正九年度以降總工費百八萬二千九百九十六圓を支出し、大正十四年度迄に防波堤千三百十尺を築設すると共に、港内要部を水深八尺に浚渫し、利用の増進を圖つたが、根釧地方及北千島の開發、對支及對滿貿易の進展上尙之が補修を必要とし、本計畫に於ては更に百十五萬一千百圓を支出し、昭和二年以降西防波堤一基の築設及浚渫を施行。

△防波堤 當初は辨天島の北端より西防波堤延長築設し、北西風に因る波浪を避くる計畫であつたが、近年町營船入淵の築設、臨港鐵道の敷設及千島諸島との定期航路の開設等により、本港灣の利用状況に變化を來したので、その利用増加せる東部地方及中央部に直衝する北寄風浪を防止する爲、新に紅煙岬より西方に延長、北防波堤を築設し、港内の安定を圖ることとなつた。

△浚渫 港内の要部八萬八千二百坪を水深干潮面下に浚渫するものである。

西防波堤工事は、他工事との關係を考慮した結果、豫定を變更して昭和五年度より著手することとなり、昭和八年度迄に三百六十六尺を築設した。北防波堤は九年度より著手し、岩礁上場所詰混凝土を以て二百八十七尺を築設したが、昭和十一年度は函塊五箇を据付け、延長百四十尺を得、十年度と併せ完成した。

浚渫は冬季凍結する爲、工事期間短く、又防波堤工事は後年度の豫定である關係上、専ら本工事を施行せる結果、實績は豫定以上の成績を示し、昭和九年度迄に三萬一千百二十二立坪の浚渫掘鑿を爲した。

北防波堤の築設延長に伴ひ、西防波堤と相俟つて本港最強の北寄風浪を防遏し、港内侵入波勢は大いに減殺され、又冬季節に於ける結氷解氷に際しては港口狹小なるに従つて潮流を加速し結氷難、解氷流出容易となりつゝある。

漁港修築促進

余市港

本港は、自然の灣形を爲し、北部は水深大にして比較的大型船も陸岸に接近し得るが、その灣形廣きに過ぎる爲、北及北東の風浪に對しては全く防禦を缺き、船舶の碇繫上支障が少くないので、本計畫に於ては左記工事を施行し、完全なる漁業根據地たらしめんとするものである。之が總工費百八十四萬四千五百八十圓を支出し、昭和四年度以降九箇年を以て完成する豫定を樹てたものである。

△防波堤 港内北部尻場崎海岸から東西に彎曲して延長築設し、港内水面積を被覆せんとするものである。

△防砂堤 港内南部奴知川尻海岸より東方に一基を築設するもの。

△船洞防波堤 埋立地南方の一部に北堤、南堤を築設し、船入澗を形成せんとするものである。

△埋築 防波堤内側の港内沿岸面積八千五百坪を埋立て、

且船入澗に面する部分を物揚場に築造し、漁獲物の處理に便せんとするものである。防波堤は昭和五年度より著手し、主力を本工事に注いで来たが、昭和十一年度函塊十六個を製造据付し、延長三百八十七尺を造成すると共に、場所詰及基礎捨石を行ひ、十年度迄延長千五百四尺と合し千四百四十一尺の進捗を見た。

船洞北堤本工事は、假船入澗を漁船碇繫に利用してゐる現況に鑑み、九年度より著手し、十年度迄に三百尺を造成した。

埋築において工場用地は、工事開始以來民有地を借上げて充當して来たが、昭和六年度に於て海面の一部三千七百四十八坪を埋立て之に充當し、漸次埋築工事を施行し、昭和十年度迄に五千三十五坪を埋立てた。

廣尾港 本港は、南方襟裳岬より北方釧路の突端に至る廣大なる海田を控へ、就中、襟裳岬近海は、寒暖兩流の合流點に位置する爲、魚族の洄游豊富であつて一大漁場を形成し、之が根據

物揚場を築造し、漁獲物の處理に便するものである。

△浚渫 船入澗内を水深千潮而下八尺に浚渫せんとするものである。

南防波堤工事は、昭和十一年度に於て函塊六個を据付充填し延長百八十尺を得、十年度迄延長千三百六十尺と合し千五百四十尺を得た。又北防波堤工事は、函塊六個の据付充填を了し、延長二百十尺を施行、前年度迄延長百二十尺と合し三百三十尺を得た。

船入澗突堤東突堤は昭和四年度より起工同十年度に於て乙部延長四百尺を完了、又北突堤は六年度より施行四百二十尺の延長を得た。

埋築は、昭和四年度より著手前年度迄に三千九百坪を施行したが、昭和十一年度は甲護岸百六十五尺を施行した。浚渫は昭和六年度及十年度に於て澗内及船洞港口六千八百坪を施行したが、昭和十一年度は船洞内一部岩礁區域の浚渫を施行した。

船入澗築設費

本事業は、沖合漁業の發達を促進せしむる爲、重要漁港以外に樞要なる箇所を選定し、船入澗を修築せんとするもので、從來計畫に於ては二級漁港として工費の二割を地元で負擔せしむるものと船入澗築設費補助として工費の六割を補助し町村をして工事を施行せしむるものと二種に区分したが、實際の状況は斯かる差等を設ける必要なきのみならず、町村の財政は到底四割の負擔に堪へざる状態にあるを以て、之を改め、町村の負擔を總て二割五分に軽減し、且工事の施行を町村の自營とするのは諸種の點に於て不利不便なるに鑑み、分擔金を納付せしめて國に於て直接施行せんとするものである。而して之が所要經費百三萬一千四百二十六圓を昭和十一年度より十六年度迄六箇年間に支出完成せんとするものである。

其の完成を見るに致つたものが數港あるが、國營漁港のみを以てしては海岸線長き本道に其の普及を期待するのは困難であるので、第二期拓殖計畫に於ては市町村の船入澗築設を爲さんとするものに對し、其の工費の六割を補助し、以て斯業の發達に資せんとした。然るに之が要望甚だ多き爲、當初繼續費總額九十九萬圓に對し、昭和四年度に於て八十萬圓六年度に於て六十萬圓、計百四十萬圓を増額し、總額は二百三十九萬圓となり、更に昭和七年度に於ては、農山漁村振興費として九十萬五千五百五十五圓(内補助利子四萬九千五百二十五圓)八年度五十六萬九千五百一十一圓(内補助利子六千二百一十一圓)九年度補助利子一萬二千二百二十二圓、十年度補助利子八千四百三十圓、計百四十九萬五千二百二十八圓(内利子補助金七萬五千九百八十八圓)を追加増額したが、利率引下の爲七年度決定補助利子中八、九年度分の内一萬二千八百八十圓を減額されたので、百四十八萬二千四百四十八圓(内

補助利子六萬五千七百八圓)となり、以て未指令港の助成を行ふこととした。而して振興事業とし施行する町村に對しては、低利資金の供給を爲すと共に、九年度迄三箇年間其の利子を補助するものである。

昭和十一年度迄に補助申請せるものは四十九町村七十八箇所の多きに達したが、昭和十一年度に於て新に指令せる白糠港改良工事を加へ三十八町村四十七港(内振興費九町十港にして擴張及改良の九港を除く)に指令し總額三百八十七萬二千四百八十八圓の補助金を交付し、前記白糠港改良工事と香深村施行に係る元地船入澗改良工事及會社前船入澗築設工事の完成に依り、本補助に依る工事は全部完成せることとなつた。

○港灣調査と維持 本費の目的とするところは、工事完成のもの及現に工事施行中のものを除くの外は、未調査に屬し、且調査済のものにして単に概括的調査を爲したるに過ぎないの

河川護岸施設

調査 道内河川中、聚水面積五十方里以上で、本道拓殖地殖民上に重要な關係を有する、石狩川外二十五箇川に對し、河川平

面測量、縦横斷測量及水位流量並流域内に於ける、地質水害及經濟狀況と、總て治水工事設計に關する、各般の資料を調査蒐集し、其の治水計畫の方針を定め、之が設計を樹つるを目的とするものである。明治十二年度以降、之が測量調査を施行し來り、一應大半の新規調査を了したが、本道の如き拓殖地にありては開拓の進捗と共に、各河川の洪水量並河岸流域等の變化常なきが故に、本調査は、本來の性質上治水工事完成迄は、繼續的に補測調査を要するものである。

監視 本事業は、河川監守を常置し、河川又は堤防敷地に於ける竹木土石等の採取、河岸の加工、無願開墾等の取締、河岸の破壊及流木に依る被害其の他河身に對する調査並水位觀測の適否及量水標の監視を目的とするもので、河川法實施以來河川監守を道廳土木部に所屬せしめ、鋭意事務の刷新改善を圖つた結果、著々河川保護の目的達成に近づきつゝありと雖も、尙眼前

の小利のみを打算し、或は無願木材の流送を企て、或は無願工事を起し、或は無願にて堤防敷地を開墾する等、河川荒廢を招來するの風止まず、違反者相當數に達してゐる。

濫墾 拓殖の進展に伴ひ、山野に於ける水源涵養と雨水滲溜の機能は自ら減退し、各河川は逐年出水量を増加し、河岸に存在する巨木を漂流せしめ、水運と治水上に甚しき支障を與ふるを以て、事業は之等の障害木を浚深し以て洪水の疏通を圖ると共に、舟筏の航行を安全ならしむるを目的とするものである。

護岸 道内河川の洪水量は、比年増大し氾濫の被害も、亦年を遂ふて甚しく、河岸の破壊のみならず、延ては河身を變更し、良圃を流亡し、家屋人命すらを損傷する等、本道開發上洵に寒

心に堪へざるものありと雖も、之が組織的治水事業は、巨費を要する關係上、石狩川外十箇川に對しては、著々之を進めつつあるが、治水工事未著手の河川區域に對しては、應急的導水護岸工事を施行し、將來に於ける組織的治水事業の障害及國家經濟上の損失を防止せんとするものである。

之が工法は、從來甲乙二種に分ち施行して來たが、既往の實績に鑑み、昭和十一年度よりは、施行容易にして修繕の簡易なる腹付鐵線蛇籠工を施行し、河身の屈曲甚しき箇所にあつては切替を爲す外、河川氾濫の状況に應じ堤防、水制工を施行すると共に、從來通之が維持をも併せ施行することとした。

改修 河川の氾濫は、逐年増大するの傾向にあるが、町村費支辨の河川にありては、未だ何等治水計畫を有するものなく、然も町村財政の現状に徴するも、近き將來に於て亦之を期待し難く、徒に洪水の暴威を拱手傍觀するの狀態であつて、曩に昭和

七年度以降三箇年間振興事業として、之が一部の改修工事を施行したが、其の效果の顯著なるに鑑み、更に、昭和十一年度以降町村河川中の被害甚だしきものに對し、改修工事を施行し、之等河川の水害防除を圖つた。

堤塘 水害の豫防及治水計畫上、堤塘敷地を存置するは、頗る緊要事にして、未開地の處分に際しては、相當地積を除置し來りたる所なるも、本道河川平坦部に屬する部分は地味豊饒にして、其の位置開墾に便なるのみならず、土地處分は當初精確なる實測に據らず、加ふるに河身の轉移に因つて、境界線益明確を缺き、且其の取締も周到ならざりし結果、或は侵墾し、或は家屋を建築する等、治水上に累を及ぼすに至りしものなきにしもあらず、然れども、一面多額の農産物を産し、多數農民の生活を支援しつゝあるところなれば、耕作の目的に使用するも支障なき箇所は、農民に之を貸付するの目的を以て、大正十二年

度より之が調査及整理を行

ひ、併せて維持管理の方法を講じて來たのである。尙既に完了せる河川に對しても、河道變遷の狀態を補測し、敷地境界標杭中腐朽流亡し境界の判明を缺く場合、又は土地整理調査施行の官民有地の境界の異動を生じたる部分は再測し、其の境界を明確ならしめるの外、標杭の將來に於ける腐朽滅亡を防止せんが爲、各境界標を全部石標に改め來りたるも、昭和十年度を以て豫定河川の整理を一先了せるを以て、昭和十一年度よりは河川法適用河川、同準用河川にして、堤塘敷地未調査區域の存する河川の調査を施行し、其の管理を明確ならしむると共に、取締の徹底を期した。

補助 地方費並町村費支辨河川に對する治水工事は、曩に振興事業として、局部的工事を施行せるも、洪水の被害は年々増大する傾向にあつて、之が治水工事の施行は、刻下の急務とするところなるを以て、昭和十一年度より地方費に於て施行する改修工事に對し、工費の五割を

補助し、之が促進を圖つた。

治水工事施行

本道に於ける組織的な治水工事は、明治四十三年より第一期拓殖計畫に於て、河川費中に石狩川治水費を計上したるに始まり、大正八年度に至り繼續費として河川費より分離獨立し、更に、大正九年度には江別、夕張及千歳川、同十年度には常呂川及釧路川、同十二年度には十勝川を追加し、夫々治水工事を施行することとなつた。

本計畫に於ては、起工中の前記河川第二區工事、雨龍川、網走川、湧別川、天鹽川等に治水工事を實施する豫定であつたが、昭和七年に於ける稀有の大洪水の慘狀に鑑み、昭和九年度に於て前記石狩川第二區、網走、湧別、天鹽の諸河川を繰上げ施行する外、新に清滑川後志利別川の二箇川を追加施行することとした。一部は昭和三年度を以て完成した。

十五年度の港費

北海道廳支辨の分

△函館土木現業所 調査及維持工事	工費	五、二五〇
鹿部漁港浚深 船入潤築設工事		九六、〇〇〇
森船入潤築設 瀬棚 同		五四、五〇〇
船入潤補修工事 尻岸内山背泊船入潤補修		三六、〇〇〇
船入潤簡易工事 根部田船溜築設		二六、七七五
太櫓村船泊同 小樽土木現業所		三〇、〇〇〇
△小樽土木現業所 船入潤築設工事 濱益村茂生船入潤築設		五六、六〇〇
美國 同 船入潤簡易工事 入舸村日司船溜築設		三四、一〇〇
△室蘭土木現業所 調査及維持工事 類似漁港浚深 靜内町春立同 幌別村蘭法華同 船入潤築設工事		一六、五二五 四、〇九〇 二二、五〇〇 二、九一〇
浦河船入潤築設 幌泉 同 船入潤補修工事 三石船入潤補修		五〇、〇〇〇 四二、〇〇〇 三五、〇〇〇
△釧路土木現業所 船入潤築設工事 花咲船入潤築設		七七、〇〇〇
△旭川土木現業所 調査及維持工事 稚内町聲問河口導水堤維持		一一、三〇〇
頓別河口同 猿拂村知來別河口同		二、〇〇〇 二、七五〇
船入潤築設工事 濱鬼土別船入潤築設		五五、〇〇〇
稚内 同 船入潤補修工事 仙法志村政治泊船入潤補修		八五、〇〇〇 三〇、〇〇〇
△帶廣土木現業所 調査及維持工事 廣尾村音調津防波堤修繕 幌泉村小越漁港浚深 船入潤簡易工事		九五〇 一、〇〇〇

幌泉村庶野船溜築設 三六、七五〇
 △留萌土木現業所 調査及維持工事 天鹽河口導水堤維持 三、〇〇〇
 船入潤築設工事 鬼鹿村鬼鹿船入潤築設 四五、〇〇〇
 増毛 同 六九、〇〇〇
 羽幌 同 四五、〇〇〇
 船入潤補修工事 二二、〇〇〇
 船入潤補修 二二、〇〇〇
 △網走土木現業所 調査及維持工事 常呂河口導水堤維持及浚渫 一一、〇〇〇
 斜里河口導水堤維持 七、五〇〇
 △網走土木現業所 調査及維持工事 網走防波堤維持 二〇、〇〇〇
 網走河口浚渫 一一、七〇〇
 △小樽土木現業所 調査及維持工事 西島牧村永豊同 一、五〇〇
 西島牧村永豊同 一、五〇〇
 昭十五年施行

災害復舊指定箇所
 △札幌土木現業所 延長
 當別川 二二六
 △小樽土木現業所 一〇四
 余市川 一〇四
 △函館土木現業所 遊樂部川 三八五
 厚澤部川 一二二
 知内川 三四二
 △室蘭土木現業所 長流川 一四四・五
 厚真川 二六二
 新冠川 一五〇
 梁退川 一五八
 元浦川 二〇〇
 日高幌別川 三一五
 △旭川土木現業所 ニウブ川 一四六
 幌別川 七〇
 △留萌土木現業所 羽幌川 三〇九・一
 遠別川 一、一三八
 △網走土木現業所 幾品川 二二〇
 武華川 一、二一六・五
 佐呂間別川 七二八
 △帶廣土木現業所

浦幌川 一、九七一
 猿別川 三七二
 然別川 一五〇
 △釧路土木現業所 音別川 五七八
 茶路川 八六〇
 十五年度土木事業
 △札幌土木現業所 指定水害防除支辨工事 漁川(恵庭村地内) 一九三米
 漁川調査 一九三米
 漁川 一〇糎
 △小樽土木現業所 指定水害防除支辨工事 尻別川(喜茂別村下壯溪珠) 一四〇米
 指定修繕費支辨工事 尻別川(喜茂別村地内) 五七〇米
 △函館土木現業所 河川堤防指定修繕費支辨工事 厚澤部川(館村、土呂川下流) 三三米
 同(館村字當路) 一四〇米
 天野川(上ノ國村字宮越) 二二五米
 河川調査

厚澤部川 一〇糎
 遊樂部川 一〇糎
 △室蘭土木現業所 河川堤防指定修繕費支辨工事 厚真川(厚真村字東老輕舞) 二五〇米
 新冠川(新冠村大字泊津村) 二一五米
 幌別川(浦河町字西舎) 一二〇米
 河川調査 二〇糎
 新冠川 二〇糎
 △旭川土木現業所 河川堤防指定修繕費支辨工事 牛朱別川(永山村) 二〇一米
 河川調査 二〇糎
 富良野川 二〇糎
 △留萌土木現業所 河川堤防指定修繕費支辨工事 羽幌川(羽幌原野) 二三〇米
 河川調査 二〇糎
 遠別川 二〇糎
 △網走土木現業所 指定水害防除支辨工事 斜里川(斜里村) 一〇〇米
 斜里川(相内村) 四五〇米
 武華川(相内村) 四五〇米
 河川堤防修繕費支辨工事 與部川(與部村) 二二〇米

雄武川(雄武村) 一七〇米
 △帶廣土木現業所 指定水害防除支辨工事 佐幌川(清水町) 二八〇米
 河川堤防指定修繕費支辨工事 河川調査 二〇糎
 音別川 二〇糎
 茶路川(白糖村) 一四〇米
 音別川(音別村) 一二〇米
 河川調査 二〇糎
 音別川 二〇糎
 稚内港の修築成る
 本港は、本道樺太の連絡港であると同時に北見、天鹽沿岸地方の避難港であり、且又遠洋漁業の根據地としても有望な地位に在るが、關係地域及樺太の開港が後れた結果その發展が伴てゐた。然るに樺太の進展に伴ひ、漸く本道樺太の連絡施設が要望されるに至り、大正十一年末の鐵道開通、十二年の稚泊連絡航路の開始、又特に大泊港に於ける連絡施設の完成と相俟つて、出入船舶及貨客は著しく増

大し、本港修築の完備は急を要するに至つた。
 本港の修築に關しては、第一期計畫に於て大正九年度以降五箇年間の繼續事業として豫定されたが、關係地域の發展程度を考慮の結果、鐵道の建設を急務とし、一時之が修築は後日に譲ることとなつた。然るに大正九年度の拓殖計畫改訂に至つて、同年度より工事に着手したものであるが、第二期拓殖計畫に於ては、前計畫の殘程を施行すると共に、新に防波堤の増築をなすこととなつた。之が所要總工費は既定工費二百七十九萬四千四百七十圓、昭和元年度迄の支出殘額二十四萬九千九百二十二圓に對し、三百五十六萬二千八百九十八圓を追加支出し、昭和九年迄に完成の豫定であつたが、其の後三百四十八萬六千九百九十一圓に改定すると共に、施行年限を延長し、完成年度を昭和十年度とした。然るに昭和十年度に於ては例年になき天候不良に災され作業不可能となつた爲、一部工事を昭和十一年度に

繰越すの止むなきに至り、同年度を以て夫々竣功を告げたのである。
 △防波堤 市街の北端を基點として、東方に向ひ直進し之より右折した北防波堤一基にして、南の防波堤と相對して港内水面積を被覆することゝしたが、昭和二年年度の設計にては更に増築することゝした。
 △防砂堤 南方海岸一帯の漂砂堆積を防止する爲、防波堤の南方約千三百間を本て、海岸線に直角に築設するものである。
 防波堤の工事は、大正十年年度より起工し、昭和元年度迄に築設を完了したが、其の延長は全設計に對し僅か四割に過ぎず、相當の殘程を存し、岸壁工事に至つては基礎工の一部を施行せしに過ぎなかつた。依て本計畫に於ては經費を増額して之が竣功を急ぎつゝあつたが、昭和十一年度に於て前年度の繰越工事たる丁部場所詰八百七尺及岸壁場所詰四百六十二尺、繫船柱五

本、防舷材二十二本並防波庇屋蓋二百尺の築設を施行し、九月下旬を以て本築堤工事を完成すると共に、堤頭に鐵骨構造の燈臺一基を設置し十一月下旬より燈火開始に至つた。
 防砂堤本工事は、大正十四年度より著手せるもので、昭和十一年度に於ては中割石大割石を補足投入して全堤長千八百尺を完成した。
 浚渫は昭和四年度に於て防砂堤、繫船岸壁下及び前海底岸盤の浚渫掘鑿を行ひ、水深増深し十一年度更に岸壁根部面岸百盤五十一立坪を浚渫した。
 岩内港擴張起工式
 昭和十五年五月四日、船入潤岸壁の埋立地に於て舉行され、戶塚北海道廳長官の筆になる「基石」の二字を刻した花崗岩が沈下された。
 各港灣と其の特色
 本道に於ける主要商港は、函館、小樽、室蘭、釧路、留萌、網走、稚内及根室の八港で、函館は海産物、小樽は農産物及木

材、室蘭は石炭、釧路は木材、石炭及雜穀、根室は海産物(昆布)、留萌は石炭の夫々移輸出港として、又稚内は樺太との連絡港、網走は北見海岸唯一の商港として各特有の經濟的活躍勢力圈を持つてゐる。

融雪増水被害防止

- 一 融雪期増水に因る各河川の被害防止に關し、昭和十五年春、北海道廳では左記により、被害防除に萬全を期した。
- 一 河川内に濫に雪、汚物等を投棄せしめざることを
- 二 河川内に在る障害物は努めて除去すること
- 三 現在施行中の河川工事は竣功期を早め未完成に因る被害を防止すると共に工事跡の整理をなし使用器具類の流失を防止すること
- 四 護岸及堤防の小破は増水前速に修理し置くこと
- 五 河川保護組合等をして以上各項を勵行せしめ且不慮の出水に際しては直に出動し得る様手配し置くこと

河川名	十五年度河川監守	監視區域延長	配置人員	計	北海道拓殖港灣費	北海道拓殖治水費	
石狩川	六二・四	里	五	昭和三	二、八九七、一〇〇〇	昭和三	二、一五五、〇〇〇
豊平川	六・二	里	一	同	二、九三九、〇〇〇	同	三、一三九、七二〇
江別川	四・五	里	一	同	二、七五九、六七九	同	二、七五二、五七一
夕張川	一・四	里	一	同	二、七九〇、〇〇〇	同	二、四七七、三一四
千歳川	一・〇	里	一	同	二、二九四、九八九	同	二、一〇九、〇〇〇
十勝川	二・九	里	一	同	二、七三六、三八四	同	二、一〇九、〇〇〇
十勝別川	二・九	里	一	同	二、八一六、七一九	同	二、一〇九、〇〇〇
札内川	一・二	里	一	同	二、二八八、二九九	同	三、六四九、〇〇〇
釧路川	三・七	里	一	同	二、三三二、七六一	同	三、二五九、〇〇〇
阿寒川	一・二	里	一	同	二、五九三、二五七	同	三、五七〇、〇〇〇
天鹽川	七・〇	里	一	同	二、八五一、六五五	同	三、六一二、三七六
網走川	一・八	里	一	同	二、五二一、七九一	同	二、五〇〇、三三八
常呂川	二・六	里	一	同	二、六八二、四三七	同	二、八四八、六一四
湧別川	一・一	里	一	同	二、六八二、四三七	同	二、八四八、六一四
渚滑川	一・一	里	一	同	二、六八二、四三七	同	二、八四八、六一四
後志利別川	一・八	里	一	昭和三	七五八、九四一	昭和三	七五八、九四一
空知川	三・三	里	一	同	七五八、九四一	同	七五八、九四一
雨龍川	三・三	里	一	同	七五八、九四一	同	七五八、九四一
忠別川	一・〇	里	一	同	一、六六、七一	同	一、六六、七一
美瑛川	一・〇	里	一	同	一、六六、七一	同	一、六六、七一
音更川	一・〇	里	一	同	一、六六、七一	同	一、六六、七一
名寄川	一・〇	里	一	同	一、六六、七一	同	一、六六、七一
留萌川	一・〇	里	一	同	一、六六、七一	同	一、六六、七一
砂尻川	一・九	里	一	同	六二七、七三六	同	六二七、七三六

木材流送を取締る 木材流送のために、橋梁及び護岸其他既設工作物を損傷破壊せしめた例が多いが、これは畢竟、取締の緩慢に因るものと認められ、河川の維持管理上甚だ遺憾とされ北海道廳では爾今左記事項につき留意の上、取締の完璧を期してゐる。

規則並に許可條件は嚴に遵守せしめ殊に許可前の流送は絶対に禁止すること

樺太大同罐詰株式會社

本社 樺太眞岡町入舟町 電話一四二・七二八番

樺太蘭泊村

保證責任 蘭泊村漁業協同組合

組合長 佐々木藤太郎

樺太廣地村

保證責任 廣地村漁業協同組合

組合長 本間正藏

臺灣省消費稅未納糖保稅倉庫
農林省指定政府米指定倉庫
日本銀行指定倉庫

小樽倉庫株式會社

小樽市南濱町三ノ三
電話 五〇番 二六〇番
四九番 三〇〇番

眞岡商工會議所

會頭 大橋 德太郎
副會頭 島田 久四郎
理事 平本 時助

眞岡町漁業協同組合

責任 樺太眞岡町
組名長 竹本 淺次郎

樺太電氣株式會社

眞岡營業所

樺太眞岡町

樺太酒精株式會社

電話長 三七番

戸

増加の趨勢

年平均〇・〇二四

本道は明治二年開拓使の設置に至るまで蝦夷地と稱し、更に開拓の未精を入るゝ何等積極的國策はなかつた。抑々和人移住の濫觴は遠く七百餘年前文治年間であるが、其の勢力は微々たるもので未だ威を振ふに至らず、屢々夷人の逆襲に困しみ、僅に今の渡島地方の一隅を守り漁撈を事とせるに過ぎなかつた。松前氏が蝦夷を征服するに及び、制度及施設に於て稍々見るべきものもあつたが、其の財力と計畫は僅に權勢の維持に止つて、未だ積極的に殖民の業を興すまでに至らなかつた。幕府時代に至りて、内外の狀勢に鑑み、夷人の撫恤と和人の移住を奨勵し、産業の開發及航運の途を講ずる等畫策する所尠くなかつた

が、封建の眠り未だ覺めず、氣運の熱せざる爲、人口の増加は固より、産業の發達も著しくはなかつた。即ち明治二年に於て人口僅に五萬八千四百六十七人を算ふるに過ぎなかつた。然るに明治二年開拓使設置さるゝに及び、同使は開拓の根幹を樹立して其の規模を擴張し、各種の産業を興すと共に移民を奥羽及北陸地方に募りて保護獎勵に努めた結果、農商工及漁民等の移住を志す者漸く多く、年を逐うて戸口を増加するに至り、明治十九年に於ては三十萬三千七百四十六人を算ふるに至つた。然るに其間、開拓使の廢止を見、之に代る三縣一局時代の不振なる經營及計畫は、一時本道の開發を遅延せしめ、當初の開拓精神を沮喪せしめた。而して茲に三縣一局を廢して同年には北海道廳の設置となつた

が、爾來拓殖上消長變遷多くして實效現はれず、明治四十二年第一期拓殖計畫の樹立を見る迄は概して本格的なる開拓氣運の醸成と基礎工作に終始せるものと見るべきであるが、本道拓殖上劃期的なる該計畫に依り漸次移民政策も重要視さるゝに及び、殖民地の選定區劃及土地處分を敏活ならしめ、鐵道敷設及道路開鑿等交通の便を圖り、又移民世話所を設くる等、銳意移民の招徠を促して開拓の氣運を振興せる爲、移民は陸續到來するに至つて人口は頗る増加した。大正九年第一回國勢調査に於ては二百三十五萬九千八百八十三人となり、更に大正十四年第二回國勢調査に於ては二百四十九萬八千六百七十九人に増加し、昭和五年第三回國勢調査に於ては二百八十一萬二千三百三十五人を數へ、昭和十年第四回國勢調査に於ては實に三百六萬八千二百八十二人に達するに至つた。

に二十五萬五千九百四十七人の増加を示した。而して最近十箇年に於ける人口増加率の年平均は〇・〇二四であり、人口増加は自然増加と移民來往住の差増に依るものであつて、前者に於ても其の増加率は昭和十三年に於て全國府縣中第八位にして優秀なる増加を示して居るが、將來拓殖の促進と我國人口政策との關係より觀て、移民の増加を圖つて本道人口の充實を期するは刻下の急務と見るべきである。

戸口増加の狀態

昭和	戸數	人口
一四	五七、七九	三、一四〇、二八〇
一三	五三、三六	三、一三三、九七三
一二	五五、八五	三、〇九六、五七一
一一	五五、二八	三、〇六〇、五七七
一〇	五五、三九〇	三、〇六八、二八二
九	五八、九四八	二、八九七、五〇一
八	五三、五八	二、八五九、五〇一
七	五〇、七六一	二、八〇五、八五三
六	四九、九〇一	二、七四六、〇四三
五	四八、〇五七	二、五五五、五〇六
四	四七、一六三	二、五〇六、八八三
三	四六、〇二七	二、四七一、三三一

元	四八、四八	二、四七、一〇
大正一	四三、三六	二、四三、〇八
二	四八、七七	二、四〇、〇五
三	四三、四三	二、三九、六九
四	四〇、六五	二、三三、一〇
五	三九、二六	一、五七、三九
六	二九、六三	一、三九、〇七
七	一六、四八	七六、三二
八	一六、四八	七六、三二
九	一六、四八	七六、三二
一〇	一六、四八	七六、三二

移民の來往住

來住者中最も多いのは農業者及雜業者であつて、本道經濟界の活躍時代たる大正五年以來四箇年間は移民の來住最も盛賑を極め、大正八年の如きは二萬五千戸、九萬一千人に達し、既往に於て最高位に達したのであるが、歐州戰亂後の財界反動は本道農業にも深刻なる不況を齎して來住者の減少と往住者の増加となり、大正十三年に於ては往住者九千二百三十三戸、四萬三千八百四十六人の多きを算する悲況を呈したこともあるが、爾來堅實なる殖民政策を採つた爲、

既往の如き実績を見ないが順調なる趨勢を示してゐる。昭和十三年度に於ては來住一萬一千八百七十七戸、五萬一千六十八人、往住五千九百七十六戸、二萬九千九百五十五人を算し、最近數年は往來住に減少を示してゐるが、此の現象は近年頻發せる凶作及水害等に原因するものである。尙、本道移民來住往住者の差引殘留者趨勢を示せば次の如くである。

年	戸數	人口
昭和一〇	五、三六	三、九三
一	六、九四	七、六〇
二	五、三九	三、五三
三	五、六二	四、七六
四	六、一七	七、九〇
五	七、六三	三、八九
六	六、九四	三、三三
七	五、八四	三、五七
八	七、二六	二、一四
九	六、四三	二、八三
一〇	六、四四	二、六四
元	三、六三	一、四九
一	三、六三	一、四九
二	七、四六	三、〇三
三	九、二〇	三、八五
四	二、九五	四、五五

昭和十四年十月一日現在の人口を性別に見れば、男は百六十一萬一千九百五十四人で總數の五割一分、女は百五十三萬八千三百二十六人で總數の四割九分九厘に當り、此の區別により前年同日現在に比較するに、男では七千六百三十三人即ち五厘を減じ、女では一萬四千九百四十人、即ち一分を増加してゐる。

地方別の人口増減
昭和十四年十月一日現在の人口を前年に較べ、地方別に見ると、増加を示した地方は石狩、空知、釧路、日高、釧路國、根室の各支廳及び旭川、小樽、室蘭、釧路の各市であり、減少を示した地方は上川、後志、檜山、渡島、十勝、網走、宗谷、留萌の各支廳及び札幌、函館、帯廣の各市であつて、殊に増加にあつては空知、室蘭の増加が際立つて、減少にあつては函館市の減少が甚しい。

舊土人の調査

北海道舊土人は昔からアイヌ

と汎稱されて來たが、之を本道固有のアイヌ族と色丹土人(明治八年北千島と樺太交換の際我國に歸化せる占守島在住のクリル族)に分つことが出来る。之等舊土人の趨勢を其の人口に就て見るに、明治五年以降同三十一年に於ける人口は其の間多少の増減ありとは云へ、概して停頓状態を呈し、同三十二年以來其の出生及死亡を比較すれば、毎年三百人乃至三百五十人の増加を續けてゐる。

法無き爲、當局の解釋は和人に見える者は和人に、舊土人に見える者は舊土人として取扱ふと云ふが如き極めて漠然たるものである。然るに人間の容貌性質等は生活關係及環境の影響等に依つて變化し易いもので、一般和人に伍し其の生活様式を普通和人に模してゐる者は次第に和人化し、一見兩者の區別が付かなくなり、就中混血兒の如きは益々判別し難いのである。而して最近の調査に依れば和人に於ては舊土人の家に入嫁及入婿せる者一千八十一人、舊土人に於ては和人の家に入嫁及入婿せる者八百九十八人に達し、歳と共に其の數増加しつゝある傾向に徴するも人口統計に現はれる舊土人の數は實數と相當の懸隔を示すものなるを首肯し得るであらう。而して之等の男女は隨意に道内の市町村或は他府縣に轉住して行く爲、一層兩者の區別を不明瞭ならしめてゐる。之れ即ち舊土人が統計上に於ては人口の増加せざる原因を爲すものである。而して世人の多くは彼

等の榮養及衛生の不完全、血族結婚、飲酒過度及死亡高率等の理由を擧げて舊土人の滅亡を云爲するものもあるが、之れも亦事實を見誤るも甚しいと言はざるを得ない。右の如きことが一面の真相を爲してゐるが、同族固有の缺陷とは限らぬもので、今や同化の實大いに揚がり、往昔の弊風を矯め、貧困乍らも一般生活状態に於て和人と異なるなき迄に至つた今日、獨り舊土人のみが右の如きことに依り滅亡して行くものと輕々に斷ずることとは出来ないものである。又舊土人の統計は一定不動の舊土人部落、即ち給與地を附與されて定着せるものを基礎として調査されるもので、部落を離れて道内諸都市、或は他府縣に轉住せるものも多數あるが、之は統計上洩れ勝ちである。それは前述の如く戸籍上舊土人及和人の區別なき爲である。

舊土人の戸口

昭和十四年末の本道に於ける舊土人に付観るに、戸數三千五

昭和九	三、五八	一、六三
一〇	三、六八	一、六三
一一	三、五三	一、五九
一二	三、五七	一、六〇
一三	三、五五	一、五八
一四	三、五七	一、五八

百五十七戸、人口男七千七百九十人、女八千四十三人、計一萬五千八百三十三人であり、之を前年に比するに、戸數三戸、即ち一厘を増し、人口三十四人、即ち二厘を減じて居る。試みに最近六ヶ年間の趨勢を見よう。

昭和十四年中の出生は六次に昭十四年中の出生は六

百十三人、死亡は五百三十二人であり、前年に比し、出生では十六人、死亡では五十五人を減じて居る。

○千島方面國勢調査 千島に對する昭和十五年十月一日の國勢調査は、南部六ヶ村は町村長が行ひ、中部は支廳直轄地ではあるが未開放のため、農林省水産局に依頼し同局員を調査員に任命し、北千島は從來經費の關係から、準備調査等を省略してゐたのを、統計局の指示によつて一般市町村と同様に、はじめに勅令に依る正式調査を施行した。

加は自然増加と、移民來往住の差増によるものであつて、前者に於ても其の増加率は昭和十二年に於いて全國府縣中第八位といふ優秀な増加を示してゐる。○男よりも女が増加 根室町における昭和十五年一月以降五月までの人口動態を見るに、自然増加九十人中、男は十七人だけであるのに、女は七十三人に達してゐる。○上川管内の死亡者 昭和十四年中における上川支廳管内の死亡者は、男二千六百三十一名、女二千二百九十一名で、死因別に見ると、消化器疾患が最も多く、男は五百五十名、女は五百七十一名、その大半は男女共十歳以下の子供であつた。○船舶關係國勢調査 第一 國勢調査員は、調査の時期に接近したる期日に於て、各船舶に就き出航期日を聴取し、昭和十五年十月一日以後迄碇泊する船舶に對しては、申告義務者に申告書用紙を配付し、照査表に之が記入を爲し、且方形の青色紙を交付し

て前橋又は船首の個所に貼付せしむること。第二 調査の時期前出航する船舶にして十月四日迄に始めて内地の港灣に入港すること豫め明かなるものに對しては、申告義務者に申告書用紙を配付して調査の時期の現狀に依り申告書を作成し、入港したる港灣所屬の調査區を擔當する國勢調査員又は市町村長に提出すべき旨を告ぐるること。此の場合に於ては、方形の青色紙を交付して前橋又は船首

市町村別世帯人口(十四年十月一日)

Table with columns for village names (e.g., 石狩支廳, 札幌, 手稲, etc.), male population (男), female population (女), and total population (計).

の適當の個所に貼付せしむべし。第三 國勢調査員は十月一日午前八時より各船舶に就き國勢調査申告書を蒐集し、申告書用紙の配付を受けざりし船舶に對しては、申告書用紙を申告義務者に配付して直ちに記入を爲さしめ、之を蒐集すること。此の場合に於て照査表に記入なき船舶に付ては照査表に必要なる記入を爲すべし。

Table with columns for village names (e.g., 當別, 新篠津, 厚田, etc.), and population figures.

Table with columns for village names (e.g., 妹背牛, 秩父別, 一巳, etc.), and population figures.

斜里村	二,七九七	八,五七七	八,〇六五	一六,五九二
小清水村	一,六七八	四,九三六	四,九三六	九,八九五
端野村	一,一六五	三,五八二	三,七六二	七,三四四
野付牛村	五,六〇三	一五,四七九	一六,三三三	三一,八一
訓子府村	一,一七六	三,六六七	三,六六二	七,三三九
置戸村	一,三三二	三,九三二	三,九四九	七,九〇一
相内村	七六七	二,四六三	二,四九〇	四,九五三
留邊藥町	一,九八三	六,〇〇三	五,五九四	一一,五九七
佐呂間村	九六一	三,一九九	二,九四九	六,〇六八
常呂村	一,五三四	四,一七七	三,八九八	八,〇七五
生田原村	一,一七四	九,〇一四	八,九四九	一七,九六三
遠軽町	一,四五四	四,三三三	四,三三七	八,五八二
上湧別町	一,八六三	五,七三三	五,六五四	一一,四一七
下湧別町	一,八六三	五,七三三	五,六五四	一一,四一七
紋別町	三,二八〇	八,五七七	八,〇一一	一六,五八
上渚滑村	八五六	二,五八八	二,五三三	五,〇四一
渚滑村	四三三	一,一四八	一,二〇四	二,三三二
瀧ノ上村	一,六七七	五,〇〇八	四,六三六	九,六四六
興部村	一,三三三	三,四六三	三,五三九	七,〇〇一
西興部村	六七六	一,九三六	一,九二五	三,八六一
雄武村	一,六三一	四,一四四	三,五五五	七,六七九
宗谷支廳	三,六四八	一〇,四〇八	九,五八六	一九,九九四
稚内町	四三九	一,三四八	一,二五〇	二,五九八
宗谷村	一,〇一五	三,三三四	二,六七〇	六,〇〇四
頓別村	一,〇一五	三,三三四	二,六七〇	六,〇〇四
中頓別村	一,〇一五	三,三三四	二,六七〇	六,〇〇四
枝幸村	二,二二二	三,〇六三	三,一三五	六,一八八
合計	二,七九七	八,五七七	八,〇六五	一六,五九二

歌登村	九三五	二,五八〇	二,七〇七	五,二八七
香深村	八二四	二,三六三	二,三〇二	四,六六五
船泊村	四九〇	一,四二二	一,四四五	二,八五七
鴛泊村	六六一	一,八三三	一,八七八	三,七〇〇
杏形村	八〇七	二,一〇八	二,一三〇	四,二三八
仙志村	四五五	一,三三三	一,三六一	二,五六四
鬼脇村	六一〇	一,八四四	一,九五八	三,八〇二
留邊支廳	一,五三三	四,三二八	四,一〇四	一〇,二七三
增毛町	一,八六〇	五,〇七七	五,〇七一	一〇,一三二
留邊村	三,五三二	九,五〇一	九,三三一	一八,八三三
小平藥村	九三三	二,七一九	二,六五九	五,三七八
鬼鹿村	五九八	一,三一一	一,五二二	二,八二三
苦前村	一,二七〇	三,四一八	三,五六四	七,六八二
羽幌町	一,四三三	三,七五七	三,九二八	六,九八二
初山別村	六六九	一,七四九	一,八六二	三,六一
天賣村	三〇五	七六六	八〇八	一,五七四
燒尻村	二九〇	七一九	六三三	一,三三四
天賣村	一,〇三三	三,〇四四	二,九六四	六,〇〇八
遠別村	一,一七二	三,一六四	三,二八三	六,四四七
天賣村	二,一五九	五,九九三	五,三七九	一〇,三七三
札幌市	四一,七三九	九八,三一一	一〇一,六九九	一九〇,〇一〇
旭川市	一七,一三四	五七,三〇六	四三,九七五	一〇一,一八一
小樽市	三〇,二四三	八〇,九三三	七九,六四五	一六〇,五九七
函館市	四,〇六七	一四,五七七	一〇三,六六八	二二七,二四五
室蘭市	一六,六四四	四八,四九三	四,三六二	八九,八五四
釧路市	一,〇三一	二九,八四六	二八,五三三	五八,三六八
美幌市	六,九七五	一七,二八七	一七,八八八	三五,二七五
津別市	一,四九一	四,三三三	四,三七七	八,七〇〇
合計	五,七三九	一〇,九四四	一〇,三三三	二二,二一六

十勝支廳	三〇,三三九	八七,六五五	八六,三七八	一七四,〇〇〇
大正村	一,九〇六	五,七七五	五,六三四	一一,三九九
川西村	一,一三三	三,七九九	三,六三三	七,四三三
芽室村	二,一七七	六,二九五	六,三九六	一二,六六一
御影村	七一九	二,一八〇	二,〇八三	四,二六三
清水町	一,七八八	五,一九一	五,一三三	一〇,三三三
新得町	一,三三三	三,六七二	三,六八七	七,三五九
鹿追村	一,三三三	三,九三五	三,九三六	七,八七七
士幌村	一,二四四	三,六八四	三,七六一	七,四六五
上士幌村	一,二九〇	三,九一六	三,四九三	七,四〇九
音更村	二,六五五	七,六三五	七,八五九	一五,四九四
幕別村	二,五五三	七,五七六	七,一三六	一四,七一二
池田町	二,三三六	六,四五四	六,七四九	一三,二〇三
本別町	一,八五三	五,一一八	五,一七五	一〇,五〇三
西足寄村	一,二四三	三,五二〇	三,三〇五	六,八一五
豐頃村	一,〇二八	二,九七四	三,〇九七	六,〇七一
浦幌村	一,七三三	四,九六三	四,六七七	九,六四〇
大津村	七四九	二,〇四八	一,八八五	三,九三三
大尾村	一,五三四	四,三三〇	四,一四七	八,四七七
廣尾村	一,六二二	四,五九〇	四,六三三	九,二〇三
大樹村	一,七九五	五,〇九一	五,一三〇	一〇,〇七四
釧路支廳	二,〇六〇	四,九四四	五,一三〇	一〇,〇七四
鳥取村	一,一〇六	三,〇九一	二,七九七	五,八八八
昆布森村	四〇〇	一,一七五	一,一六二	二,三三二
厚岸町	二,四九六	七,三〇〇	六,八三六	一四,一三六
濱中村	一,六三三	五,〇九一	四,〇六七	九,一五八
太田村	三三四	九七〇	九七〇	一,九四六
標茶村	一,五六四	四,〇〇九	三,九九九	八,〇〇八

弟子屈村	一,五五五	四,五五六	四,三五九	八,九一五
阿寒村	二,〇六一	五,九五七	五,〇八九	一一,〇六六
鶴居村	八六九	二,四八一	二,三八五	四,八六六
白糠村	一,四三一	三,八四五	三,五六五	七,四一〇
音別村	一,〇六二	二,八六七	二,七八七	五,六五四
足寄村	五八	一,六九七	一,六四九	三,三四六
根室支廳	八四七	二,三四一	二,二〇〇	四,五四一
根室町	四,三九八	一〇,二六〇	一〇,五七三	二〇,八三三
和田村	六九六	一,九二二	一,七七三	三,六九三
和室村	一,二四三	四,八五三	四,二五一	九,一〇四
別海村	二,二四四	六,五九五	六,二〇二	一二,七九七
標津村	二,二七〇	六,九二二	六,七二七	一三,六三九
羅臼村	四八	一,一九三	一,一三二	二,三三四
泊夜別村	九六四	三,一六八	二,四三九	五,五九七
色丹村	四八五	一,四八五	一,二五九	二,七四四
紗那村	二六三	六七八	六六九	一,三四七
留別村	四三三	一,六四八	一,〇四三	二,六九〇
藥取村	一三三	五〇〇	二〇四	七〇四
得撫郡	二二	八	三	一一
新知郡	七	一六	一三	二九
網走支廳	三,五五九	一〇,八二二	一〇,五三三	二二,九一五
網走町	五,三三七	一六,七五一	一五,一一五	三二,八六六
網走市	一,三三四	三,九七四	四,〇八八	八,〇六二
美幌町	二,四七六	七,二六一	七,一八一	一四,四四三
津別町	一,四九一	四,三三三	四,三七七	八,七〇〇

体内の消毒 殺菌

六〇六號と水銀劑

土肥慶博士の水銀療法に基き、病毒治療の二大原則である六〇六號と水銀劑とを比較検討し、更に永年の犠牲的實驗に徴し、六〇六號は感染直後の急性症には効果あるも慢性潜伏病毒及び病毒に起因する内臓疾患等に對しては殆どその効果を見ず、寧ろ水銀劑獨特の力に寄らずんばその効果は期し難しとの結論に到達したのであります。

而るに從來の水銀劑は種々の副作用が供ひ、爲めに「水銀はよく効くが副作用がある」といふのが一般の常識となつてゐたのであります。此處に於て弊社は凡ゆる犠牲を拂ひその努力十有餘年、始めてこの水銀から完全に副作用を除く事に成功し最も有効に且つ迅速に効果あらしむる様、コロイド水銀、コロイゲン（注射代用藥）の發明を完成したのであります。

最近コロイゲンの發見と相俟つて水銀劑に對する一般認識の高まりつゝある事は、病毒治療界に致す心強き現象にして、一日も早く本劑水銀劑療法に基き徹底的に治療の目的を達成せられん事を切望いたします。

コロイゲンの藥價は内服時二圓（試用）、四圓（半月分）、七圓五十錢（一ヶ月）、十四圓（二ヶ月）、三十圓（五ヶ月）、外用藥一圓二十錢（水劑）、二圓（水劑）、七十錢（泥狀）であります。

地方廳と自治

開拓途上の特異制

本道の行政は明治二年開拓使を置き、之を其の機關として樺太を併せたる區域を統轄したるに始まる。而して開拓使の廢止と同時に特殊政務を中央諸官省の直轄と爲し、即ち同十五年の所謂三縣一局時代には、殖民及山林等主として拓殖を目的とする事務は總べて之を農商務省に移し、翌年更に同省に北海道事業管理局を置いて之を統一管理せしむることとした。同十九年三縣一局を廢して北海道廳を置き、次で三十年北海道廳官制の改正を見、既設郡役所を廢して新に十八支廳を設けた。

行政

道も亦一の地方公共團體となり其の議決機關として北海道會を有するに至つたのである。更に大正十一年四月法律第五十八號を以て前記二法に改正を加へて道參事會設置せられ、府縣と略同様な組織となるに至つた。又、市町村にありては開拓使設置後移民陸續として來道し、諸方に新村を開いたが、明治五年戸長役場を置くまでは舊村と共に維新前の舊制度に則り自治に當らしめた。

町村制を施行したるを以て本道に於ける自治制施行の嚆矢とする。尙、町村の財力及發達の程度が未だ一級町村制を施行するに適せざる町村に對しては、三十五年二月北海道二級町村制の制定により、同四月札幌村外六十一箇町村に對して之を實施するに至つた。然るに尙町村制を施行する迄に進歩せざるものに對しては舊制に依り依然戸長役場を存したが、拓殖の進展に伴ひ、一、二級町村制を施行するもの漸次其の數を増した。更に大正十一年八月、札幌外五區に市制實施せられ、翌十二年戸長役場を全廢し、降つて昭和二年一、二級町村制にも改正を加へ本道の自治愈々其の擴充を見るに至り、時勢の進運に伴ふ様になつた。又昭和三年に於ては普通選舉法に依る第一回の衆議院議員及道會議員の選舉を施行するに至つたのである。

殆ど府縣知事と同じである。即ち長官は内務大臣の指揮監督を承け、且、道内に於ける各省の主務に付ては各省大臣の指揮監督を承けて法律命令を執行し、北海道の拓殖殖民の事務及部内の行政事務を總理するもので、道内事務に就ては其の職權又は特別の委任に依り管内一般又は其の一部に應令を發し得るものである。道廳には長官々房の外總務、學務、經濟、土木、警察の外に更に拓殖部を置き、各部長が長官の命を承けて其の所管事務を分掌してゐる。

支廳 本道を十四の地域に區分し、夫々北海道廳支廳を置いてゐるが、支廳長は長官の補助官吏であり、長官の指揮監督を承けて法律命令を執行し、委任の範圍に於ては自ら支廳令を發し得るもので各部門の行政事務を掌理すると共に町村長を指揮監督するものである。

八五

一 農漁村生産資材配給改善方
其筋へ要請の件
後志町村長會

一 公有林費市町村交付金増額
方の件
網走町村長會

一 暗渠排水補助工事單位面積
縮小又は繼續工事として認む
ることを當局に要請の件
網走町村長會

一 土功組合積立金課税は水田
地以外を除外することを當局
に要請の件
網走町村長會

一 政府交付米を金銭に換へ備
荒貯蓄の目的を達する様當局
に要請の件
空知町村長會

一 防空訓練期日に關する件
空知町村長會

一 地方税制改正に伴ひ北海道
の特異性を充分認めらるる様
要望の件
十勝、膽振町村長會

一 自治講習生を更に増員し之
に對し相當額の手當を給し卒
業後は適當の義務年限を付す
る様其筋に要望の件

(一級) 北海道一級町村制(勅
令)を以て町村制を準用施行
せらる

(二級) 北海道二級町村制(勅
令)を施行せらる

△公民権の要件

(一級) 住所年限二年以來なる
こと

(二級) 一年以來なること

△選舉人名簿

(一級) 毎年定時に調製するこ
と

(二級) 選舉の都度調製するこ
と

△町村會

(一級) 廣く町村に關する事件
及法律勅令に依り其の權限に
屬する事件を議決すること

(二級) 議決事件を町村制に於
て限定すること

町村會の權限に屬する事件
にして輕易なるものに付書面
決議に依ることを得ること

(一級) 特別の事情ある町村に
於ては條例を以て町村會に專
任の議長、副議長を置くこと
を得ること

(二級) 上記の規定なきこと

根室町村長會

一 本道内僻障地又は特別の事
情に依り開業醫を得難き町村
に對し限地開業醫設置に關す
る件

〇歌登村の村境界線 枝幸郡枝
幸村を分割し歌登村を置いたの
は、昭和十四年九月一日であつ
たが、其の境界左の通りである。

南方天鹽、北見國境と黒岩山
に連る分水嶺との交叉點を基
點とし、同分水嶺を北へ山頂
の三角點を過ぎ、北東の分水
嶺を辿りて、標高五百二十四
米四、四百四十四米六、四百五
十三米三、三百三十五米二の
各三角點を経て、標高三百五
十八米二の三角點に達し、同
所より西方二百十五米の高所
を見透したる分水嶺を進みて
徳志別川に達し、同川を下り
て逆川落合に至り、同川及其
の水源を遡り歌登山山頂の三
角點を経て分水嶺を辿り、標
高五百二十米二の三角點に達
し、同所より幌別川支流シユ
マルプネイ川の水源及同川を
下りて幌別川本流に出で、同

川を下りてイタコマナイ川落
合より同川及其の水源を遡り
標高二百九十八米の三角點に
達し、同所より西方分水嶺を
辿り、百八十三米の高所を經
て分水嶺を北進し、標高三百
五十五米一の三角點、四百二
米及五百五十米の高所を經て
頓別村界に達す。

〇福山を松前に改稱
渡島支廳管内、松前郡福山町
は、松前藩主居住の地で、蝦夷
地の首都であり、北海道開發の
發祥地として一般と松前と呼ば
れてゐるので、昭和十五年七月
十五日から、松前町と改めた
が、同時に二十九の大字を廢合
改稱、十四の大字とした。

〇地方自治の沿革 本道は千島
得撫島以北を除き市制町村制を
施行その面積八萬三千四百五十
五方軒餘、人口約三百八萬二千
七、一級町村百二十八、二級町
村百三十七、計二百七十二市町
村に分たれ、町村は十四支廳に
管轄せらる。

地方自治の機運は明治初年以

(一級) 特別の事情ある町村は
町村會を設けず町村公民の總
會を以て之に充つることを得
ること

(二級) 上記の規定なきこと

△町村吏員

(一級) 町村長、助役は原則と
して名譽職とし町村會が選舉
町村會之を定むること

(二級) 町村長は有給とし北海
道廳長官任免すること又助役
の制なきこと

町村長故障ある場合は上席書
記之を代理す

(一級) 収入役、副収入役は町
村長の推薦に依り町村會定む
ること

(二級) 収入役は町村會の推薦
に依り北海道廳支廳長任命す
ること又副収入役の制なきこ
と

(一級) 書記は町村長任免する
こと

(二級) 北海道廳支廳長任免す
ること

(一級) 町村吏員の給料、旅費
の給與は町村の負擔なること

(一級) 町村長、書記の上記給
與は北海道地方費の負擔なる
こと

(二級) 選舉又は當選の效力に
關する異議及町村税の賦課の
異議申立は町村會への決定に
附すること

(二級) 町村長決定すること

〇幌延から豊富分村
北海道廳では昭和十五年七月
十七日の道參事會に天鹽郡幌延
村分村の件を提出可決確定し
た。即ち東方「下エベコロベツ
川」と「トイカンベツ川」の水
源を東北に遡り、北見國境の分
水嶺を基點とし、同分水嶺より
南西に分水嶺を辿り、標高二百
六十五米七、二百五十二米を經
て標高二百八米二の三角點に達
し、同所より西方を見透し、獨
立標高點百四十五米を經て「下
エベコロベツ川」本流と同川北
澤支流の合流點に到り、西方直
線百五十四米の獨立標高點を經
て南方百七十一米一の三角點に
達し、同所より西南方を見透し
無名川を横斷し、百五十三米の
獨立標高點に到り同所より西北

來所謂戸長役場制度の運用の下
に培はれ、内地における市制町
村制の公布より遅ること約十
年、明治三十年五月北海道區
制、北海道一級町村制及び北海
道二級町村制の制定公布を見
た、斯く内地とその制を異にす
るは固より本道の特殊事情に鑑
みたもので、殊に町村に一級二
級の區別をなし、一級町村は内
地町村と大差ないが、二級町村
について町村長及び書記の任免
を官命とし、且その給料及び旅
費を地方費支辨とする半官的特
色を有せしめたのは、本道が未
だ開拓の途上にあつて、地方自
治制の施行に當つても、これを
一様に律すべからざるものある
によるものである。區制は明治
三十二年、一級町村制は翌三十
三年、二級町村制は越えて三十
五年から施行、漸次施行地域を
擴げ、大正十一年に區制を廢し
て市制を施行、翌十二年には戸
長役場を全廢し以て今日に及
ぶ。

二級と一級町村との
制度上の差異

方に分水嶺を辿り、百三十一米
の獨立標高點、榮松峠を經て鐵
道宗谷本線を横斷し、二十四米
の獨立標高點に達し、夫より西
南方を見透し十八米九及十米五
の三角點を經て、西は日本海に
達する線を境界として分割し、
豊富市街を中心とする地方を豊
富村とする。(九月一日實施)

〇日本一の大きな町 夕張町の
人口は六萬五千を算へ七萬人實
現も近い日と觀られるに至つた
即ち、夕張警察署の調査による
と昭和十五年六月末現在の世帯
數は一萬二千四百四十七世帯、人
口は男三萬四千五百五十三人、女
三萬百七十九人、合計六萬四千
三百三十二人にして十四年十二
月末に比較して、百九十三世帯、
八百二十八人の増加である。

〇吏員互助施設助成 昭和十五
年度に於て、町村吏員互助會等
に於て行ふ町村吏員に對する退
職金給付の施設に對し、國庫よ
り助成せらるることとなりた
り、而して本道に於ては北海道
町村恩給組合が之が助成を受く
ることと爲るのである。

藤山商店

小樽市北濱町五丁目一番地
電話 九四四番

藤山海運株式會社

小樽市北濱町五丁目一番地
電話 三〇一番
二五七一番

藤山海運株式會社 事務所

小樽市色内町三丁目
電話 五〇三番

拓殖計畫

昭和十五年度 拓殖費豫算

北海道拓殖費豫算は、昭和二年より實施せる北海道拓殖計畫の遂行を目的とするものにして、該計畫の要旨は、北海道の拓殖に必要な所定の事業に對し、政府は昭和二年以降二十年間を期し、總經費九億六千三百三十七萬八千八百二十八圓を支出すべく、其の財源として政府の一般會計に於て、北海道内の拓殖費を除きたる毎年度の歳出に對し超過したる歳入を充當するの方針なり、而して本計畫實施以來十三箇年間の經過を案ずるに、其の間一般財界の不況に加ふるに道内に於ける連續四回の凶作等の爲、財源に著しき缺陷を生じ、豫定經費の支出に多大の困難を伴ひたるのみなら

拓殖計畫

ず、政府の一般財政事情も亦本計畫遂行上充分の措置を講ずるの餘力を有せざりしは頗る遺憾とする所なりと雖、其間、政府は出來得る限り一般財源の補填等に依り年次施設の改善補正に力め、以て時代の要求に即し、拓殖の進捗に資する所ありたり、然るに現下に於ける我國各般の施設は、専ら支那事變の目的遂行を目標として之を強化するの要あるを以て、政府は時局に關係すること比較的薄き經費に就きては、極力之を緊縮するの方針を採るの已むなきに至れり。

要なる生産力擴充施設、其の他時局上緊急と認むる施設等を拓殖事業に反映せしむること、之が新規事業の追加並既定事業の擴充に要する經費を計上し、以て拓殖費總額三千三百三十五萬六千七百九十九圓を豫算せり之を前年度豫算三千一萬一千四百二十六圓に比較すれば、左表の如く三百三十四萬四千六百五十三圓の増加となり、同年度實行豫算に對比するときは三百八十四萬九千五百六十九圓の増加を示すに至れり。

土地改良費 二五〇、〇〇〇
特殊橋梁費 △ 六〇、〇〇〇
治水費 七、〇〇〇
港灣費 四三、九九八
即ち本年度豫算は前年度豫算に對し、普通費に於て十六萬八千二百七十九圓、繼續費に於て既定期割増三百九萬九千三百五十四圓を當然増加すべきも、戰時財政緊縮の方針に基き、普通費に於て百五十萬八千七百四十九圓、繼續費に於て四百六十四萬二千七百三十九圓の節減又は繰延を行ふと共に、軍需並國際收支の調整上必要なる生産力擴充施設及其の他時局上緊要と認むる施設等、新規事業の追加並在來事業擴充に要する經費六百十三萬三千六百八十七圓及繼續費に於て前年度豫算實行の際繰延べたる十萬二千八百七十圓の繰戻追加額を併せ六百二十三萬六千五百五十七圓を計上せり。

今本年度豫算に計上したる新規及擴張費を事項別に分類すれば左表の如し。

北海道拓殖費 (普通費)	比較増△減
三、三四、六五五	
二、六五、六〇五	
△ 一〇〇、〇七四	
二、三六〇、六六〇	
一、九、四四四	
四七三、三六五	
五、〇九六	
河川費	
殖民軌道費	
鐵道及軌道助成費	
△ 二八〇、〇八五	
△ 九、〇三一	
△ 五九、七六〇	
△ 六九、〇四八	

拓殖計畫

民有未墾地開發に關する經費 四、七三二
 馬政計畫實施に關する經費 五三、二三四
 國有林伐採並立源涵養に關する經費 二、四九〇、六六六
 民有林伐採並立源涵養に關する經費 七〇、三九五
 水産業振興に關する經費 九〇、〇〇六
 農業振興に關する經費 一五八、〇七六
 畜産業振興に關する經費 一〇〇、〇一〇
 土地改良に關する經費 一、一五、三三八
 道路橋梁新設及改良に關する經費 七三、二五〇
 特殊橋梁架設に關する經費 一五〇、〇〇〇
 河川應急施設並災害防止に關する經費 一三三、三四三
 治水に關する經費 一〇〇、〇〇〇
 港灣及船入潤の修築並維持調査に關する經費 七四、三六四
 賞與科目設置に關する經費 一五、〇三三
 計 六、一三、六六七

九四

尙新規及擴張事業に就き其の大要を左に説明せんとす。
 民有未墾地開發經費 四、七六二圓
 民有未墾地開發利子補給金(殖民費) 四、七六二圓
 十五年度の開發豫定面積一萬四千町步此の低利資金百三十六萬三百圓に對する利子補給金(低利資金利率三分二厘の内七厘補給)の増加なり
 馬政計畫實施經費 五三、一二四圓
 殖民地選定及分割費(殖民費擴張) 九、四九一圓
 内地馬政計畫に對應して國有未開地中一圓地五十町步以上の放牧適地を本年度に於て五萬町步分割調査を施行する爲前記經費を計上せり
 民有未利用地調査費(殖民費新規) 八、二〇〇圓
 前項計畫に基き民有未利用地中の放牧適地を本年度に於て四萬町步選定調査を施行する爲前記經費を計上せり
 林業試驗場費(森林費擴張) 三三、四三三圓

前項計畫に伴ひ國有林野に於ける混牧林經營試驗の實施を要するを以て前記經費を増加計上せり
 國有林伐採資源涵養經費 二、四九九、〇六六圓
 常務費(森林費擴張) 七、〇七一圓
 パルプ資材供給計畫に基き十五年度に於て三十一萬石の増伐を要すると之に従事する職員増加の爲前記經費を計上せり
 造林費(森林費擴張) 一一五、四三二圓
 國有林資源の増進を圖るの要あるを以て未立木地及既定伐採跡地に對する造林面積を増加する爲前記經費を増加計上せり
 特殊林相改良費(森林費擴張) 一五三、六六七圓
 パルプ資材供給計畫に基き前年度伐採に係るブナ林跡地に對し本年度新植を行ふ爲前記經費を増加計上せり
 第二次林改良費(森林費新規) 一八六、七九九圓

國有林中山火跡地に生育せる第二次幼齡林は現在甚しく密生の状態にあるを以て之が改良を圖り優良林に誘導する爲撫育伐並新植を行ふに要する前記經費を計上せり
 官行斫伐事業費(森林費擴張) 一、九六四、一〇四圓
 單寧原料用樹皮の供給及製炭事業を新に官行するの外前年度の斫伐に係る三十二萬五百石の輸送費の増加を要すると共に人夫賃昂騰に基き事業費及輸送費の單價引上を要する爲前記經費を増加計上せり
 森林土木事業費(森林費擴張) 三三、九九三圓
 前年度に於て施行せる輸送設備擴充に伴ふ維持費増加の要あるを以て前記經費を増加計上せり
 民有林伐採資源涵養經費 七〇、三九五圓
 民有林施業計畫化獎勵費(森林費擴張) 七〇、三九五圓
 民有林施業案編成の指導助成を擴張するの要あるを以て前記經費を増加計上せり

水産業振興に關する經費

九〇、一〇六圓
 水産試驗場費(産業費擴張) 五三、七九七圓
 水産試驗費 五三、七九七圓
 水産用代用資材を考案試供して其の製出の促進を圖ると共に需要繁くして而も輸入を要する高級膠及ゼラチンを現在未利用状態にある水産廢棄物より産出するの企業振興を圖るは刻下の急務なるを以て之に要する前記經費を計上せり
 鮭鱒孵化事業費(産業費擴張) 三六、三〇九圓
 鮭鱒の天然孵化は其の率僅に二〇%に過ぎざるのみならず産卵後の親魚は河中に其の儘斃死するを以て之等親魚を捕獲し簡易野外孵化の經營に依り孵化放流を行ひ從來の人工孵化事業と併せ其の効果を收むる爲之方施設に要する前記經費を計上せり
 農業振興經費 一五六、〇七六圓
 酒精原料馬鈴薯増産獎勵

拓殖計畫

費(産業費、農事獎勵費擴張)

六八、七八三圓
 本道國營酒精工場は既設一箇所の外前年度に於て更に一工場増設せるを以て其の原料たる馬鈴薯の増産を獎勵し且生産者をして冷凍乾燥を行はしむる爲之が諸施設に對し助成するの要あるを以て前記經費を増加計上せり
 畜産業振興經費 一〇〇、〇二〇圓
 綿羊獎勵費(産業費、畜産獎勵費擴張) 二二、七九〇圓
 羊毛増産計畫に依る貸付種綿羊の飼育管理を指導すると共に共同種付所の設置を助成し之が増産を圖る爲前記經費を計上せり
 畜肉増産獎勵費(産業費、畜産獎勵費擴張) 三二、二三〇圓
 供給不足の畜肉及皮革の増産を企圖するは刻下の急務なるを以て之が資源となるべき牡犢の育成増産に對し助成する爲前記經費を計上せり

土地改良經費

一一五、二二八圓
 排水工事費(土地改良費擴張) 三二八、五一九圓
 泥炭地濕地の改良は農地の擴張並利用増進上緊切の要務なるを以て大地積(一圓地五百町步以上の集水面積を有するもの)の泥炭地濕地に對する國營幹支線排水工事施行の爲前記經費を計上せり
 特殊原野排水工事費(土地改良費擴張) 二七、五二三圓
 特殊原野中の泥炭地濕地に對し國費を以て支派線排水工事を施行し之が開發を圖る爲前記經費を計上せり
 排水工事補助費(土地改良費擴張) 二二五、三七六圓
 一圓地五百町步未滿の泥炭地濕地に於ける民營幹線排水工事及官私營幹線排水工事施行地區内に於ける民營支派線工事を促進するの要あるを以て前記經費を計上せり
 暗渠排水工事補助費(土地改良費擴張) 一六〇、三九二圓

地改良費擴張

一六〇、二一一圓
 泥炭地濕地は從來明渠排水工事を施行して之が改良を圖りつゝありと雖尙圍場地下水の排除不充分なる爲冷害及病蟲害を被る不良地甚だ多きを以て暗渠排水工事の施行を獎勵するの要あり依て前記經費を計上せり
 特殊原野軌道客土費(土地改良費擴張) 六〇、三九二圓
 大面積の國有未開地を包有する泥炭地濕地に對しては國營排水溝を掘鑿するの外更に客土を施行し以て改良を圖るの要あるも原野一圓地の面積廣汎に涉り特に客用土採取地との距離遠隔なる關係上入地農民の自力のみにては客土施行困難なるを以て特に國費に依り大量の客用土を一定地區に運搬し入地農民をして客土せしめんが爲前記經費を計上せり
 客土補助費(土地改良費擴張) 一六五、七三二圓

九五

一般泥炭地、重粘土、砂礫地等の地區に於ける農地改良の爲客土を奨励するの要あるを以て之が補助を爲すと共に特に廣汎なる地區に於ける客土施行を助成する爲軌道並運搬車等を貸付し共同使用を爲さしむる爲前記經費を計上せり

- ト 灌溉溝基本調査費(土地改良費擴張) 三七、四八二
水利權の錯綜、水量の不足、灌溉區域の不整なる等の既成水田地帯に對し水利調査を施行し以て灌溉方法の改善と水利の集約化を圖る爲前記經費を計上せり
チ 灌溉溝設計費(土地改良費擴張) 一九、九九三
灌溉工事の適正を期する爲之が設計を受託調査するの要あるを以て前記經費を計上せり
道路橋梁新設改良經費 七二、五〇圓
イ 新設費(道路橋梁費擴張) 七〇、〇〇〇
本道奥地の重要礦物資源の開

發上緊急施設の要あるを以て前記經費を計上せり
改良費(道路橋梁費擴張) 七〇、二、二五〇
國防上及鑛石の搬出上道路の改良を要するものあると共に橋梁の架換を行ひ以て幹線交通の整備を圖るは緊要とす仍て前記經費を計上せり
特殊橋梁架設經費 一五〇、〇〇〇圓

本道の重要幹線たる地方費道札幌根室線の空知川に對し速かに橋梁を架設するの要あり總經費三十萬圓を十五年度以降二箇年間に支出せんとす仍て本年度所要の經費を計上せり
河川應急施設災害防止經費 一三二、二四三圓
イ 護岸費(河川費擴張) 一二七、三二八
國費支辨に屬する二十六箇川中治水工事未施行の部分は河岸缺壞甚しく毎年の出水時に際し耕地を流亡するもの多きを以て適當なる護岸工事を施行するの要あり又既設護岸工

事にして大修理を要する箇所あるを以て前記經費を増加計上せり
新十津川災害防止工事費(河川費擴張) 四、九一五
昭和十四年度より著手せる本工事は尙續行の要あり且本年度は切替掘鑿工事を擴張の要あるを以て前記經費を増加計上せり
治水に關する經費(治水費、天鹽川災害應急治水費新規) 一〇〇、〇〇〇圓

天鹽川上流部は昭和十年年度以降昭和十八年度に至る九箇年度の繼續費として總費額百八十二萬六千三百七十六圓を計上して施行中に屬すと雖、右工事は昭和七年の大洪水の結果應急的措置として著手せる一局部的工事に過ぎず今尙水害を除去し得ずして年歲未施工區域は洪水被害を蒙りつゝあり更に昭和十四年夏季の大洪水に依り下流部の被害著しき狀況に鑑み總額九十五萬圓を新に繼續費として計上し昭和十五年以降昭和十九年度

の五箇年度に亘り應急治水工事を施行の爲本年度經費として前記所要額を計上せり
港灣船入潤修築維持調査 七七四、三八四圓
イ 調査及維持に關する經費(港灣費擴張) 二〇〇、〇〇〇
未修築港灣の調査設計を要するもの多數に上るのみならず調査済港灣に對しても更に、補足調査を施行するの要あると既修築港灣の維持修理を圖るの要あるを以て昭和十五年年度以降同十九年度に至る五箇年度に總額百萬圓を追加計上し本年度の所要額として前記經費を計上せり
工業地帯設定調査費(港灣費擴張) 二〇、〇〇〇
本道の豊富なる工業資源を要素とする臨海工業地帯設定の要あり前年度に引續き之が立地要素並設計調査の要あるを以て前記經費を計上せり
鋼路築港費(港灣費擴張) 九〇、〇〇〇
本修築事業は昭和十八年度完

本費は道外より自作農業を經營せんとする許可移民を招徠して特定地、特殊原野並民有未墾地に入地せしめ、住宅の建築費を補助し種子、肥料、優良農具等を給與し且共同使用農具を貸付すると共に開墾其の他の指導世話を行ふに要する經費なり
一 移住案内所 三箇所
二 移住世話所 一七
三 移住者休泊所經營一
四 府縣移民取扱人囑託 三〇人
五 移住者世話指導囑託 一五〇
六 移住者住宅建設費補助(二戸當 一五〇圓補助) 一五〇
七 種子給與 一五〇
八 肥料給與 一五〇
九 優良農具及運搬車給與 一五〇
一〇 共同使用農具貸付 五組
△殖民地施設費 三一八、一五四
本費は新開殖民地に於ける入

成の豫定にして目下河口兩岸の岸壁築設工事を進めつゝあり而して既定計畫による漁港として利用すべき副港は未著手に屬すと雖近年に於ける漁業並港勢に鑑み急速に副港計畫に變更を加へ既設堤の増嵩、潤内波除堤の築設等を施行し其の機能を全からしむの要あるを以て昭和十五年度及昭和十六年度の二箇年に亘り總額三十二萬圓を追加計上し本年度の増加額として前記經費を計上せり
北千島試験工事業(港灣費擴張) 一〇〇、〇〇〇
北千島漁業は年歲著しく發展しつゝあるも漁船根據地なく甚だ不利不便の状態にあるを以て漁港修築の前提として昭和十二年度以降三箇年間に於て試験工事を施行せるも本年度尙試験工事を續行するの要あるを以て前記經費を計上せり
ホ 船入潤築設費(港灣費擴張) 三六四、三八四
羽幌、幌泉、浦河の三船入潤

は沖合漁業の發達に依り入港發動機船の激増を見るに至り之が擴張工事を施行するの要あると前年度に引續き三石、焼尻、山背泊の各港は補修工事の殘程を完成すべき要あるの外新に政治港の工事を施行を要し且又簡易船溜の築設、既設小漁港の修理等を施行する爲昭和十五年以降十九年度に至る五箇年度に亘り總額百四十一萬八千六百四十四圓を追加計上し本年度に於ける増加額として前記經費を計上せり
豫算の内譯
殖民費 一、四八九、四〇五圓
△殖民地選定及分割費 九五、四七一
本費は國有未開地内に於て殖民に適する土地を選定し特定地及賣拂地の分割調査並放牧地設定の爲之が適地の分割調査を行ふに要する經費なり
一 殖民地選定面積 一三、五〇〇町歩

二 分割調査面積 七〇、〇〇〇
イ 特定地 三、〇〇〇
ロ 賣拂地 一七、〇〇〇
ハ 貸付地(放牧地) 五〇、〇〇〇
△土地處分費 一九二、六五一
本費は殖民地選定及分割調査に依て區分せる特定地及賣拂地を國有未開地處分法に據り貸付若は賣拂處分を行ふと共に居住、成功検査並付與調査を行ふに要する經費なり
一 特定地貸付面積 四、〇〇〇町歩
二 賣拂地面積 二〇、〇〇〇
イ 農耕地 三、六〇〇
ロ 植樹地 三、五〇〇
ハ 牧畜地 九、三〇〇
ニ 其の他の土地 三、六〇〇
三 居住検査戸數 三八〇戸
四 成功検査面積 二〇、〇〇〇町歩
五 付與調査面積 五、二〇〇
△移住獎勵費 一六四、六七七

本費は道外より自作農業を經營せんとする許可移民を招徠して特定地、特殊原野並民有未墾地に入地せしめ、住宅の建築費を補助し種子、肥料、優良農具等を給與し且共同使用農具を貸付すると共に開墾其の他の指導世話を行ふに要する經費なり
一 移住案内所 三箇所
二 移住世話所 一七
三 移住者休泊所經營一
四 府縣移民取扱人囑託 三〇人
五 移住者世話指導囑託 一五〇
六 移住者住宅建設費補助(二戸當 一五〇圓補助) 一五〇
七 種子給與 一五〇
八 肥料給與 一五〇
九 優良農具及運搬車給與 一五〇
一〇 共同使用農具貸付 五組
△殖民地施設費 三一八、一五四
本費は新開殖民地に於ける入

拓殖計畫

地者の起業を便利ならしめ其の土著安定を圖らんが爲、各種の施設を爲すに要する經費なり

- 一 刈分道路 一八里
二 共同居小屋建設 五棟
三 共同倉庫建設 一〇
四 醫師住宅建設費補助(一棟二、〇〇〇圓補助) 五
五 醫師補助(一人一、二〇〇圓補助) 一〇〇人
六 産婆補助(一人三〇〇圓補助) 一〇〇
七 校舍及教員住宅建築並設備費補助(一棟二、〇〇〇圓補助) 七棟
八 教育費補助(一校二四〇圓補助) 六五校
九 禮拜堂建設費補助(一棟一、五〇〇圓補助) 五棟
一〇 布教所建設費補助(一棟三〇〇圓補助) 五
一一 小土木施設費補助(一〇〇町歩一、一四六圓補助) 三、〇〇〇町歩
一二 模範移住者表彰一五人
開墾助成費一二二、九四七
本費は中小農業者の畑地開墾

を促進せしむる爲三町歩以上二十町歩以内の農地を經營する者に對し其の開墾費を補助するに要する經費なり

- 補助面積及補助率(一町歩開墾費平均九四圓ノ三割補助) 六、三〇〇町歩
△民有未利用地調査費 二二、七七四
本費は内地馬政計畫遂行上必要なる放牧地に充つる爲、民有未利用地中一團地五十町歩以上の牧野適地の選定調査に要する經費なり
調査面積 四〇、〇〇〇町歩
△民有未墾地開發費 二二、六七三
本費は民有未利用地中農耕に適する土地に對し自作農家を扶植して之が分割利用を促進せしむる爲、土地購入資金を供給し且之が利子の一部を補助するに要する經費なり
開發面積 一四、〇〇〇町歩
二 低利資金供給額 一、三六〇、三〇〇圓
資金利率三分二厘(拓殖費補助利率七厘農家負擔利率二分)

九八

二 拓殖實習生收容豫定數 三一〇人

- 三 拓殖實習生就業費補助(一戸當三〇〇圓) 一〇〇戸
△殖民事業調査費 四、六八八
本費は道内殖民地の施設計畫、移民の經營並經濟の實情及拓殖事業の沿革變遷、諸外國殖民制度等を調査するに要する經費なり
一 豫定殖民地に於ける各種調査並施設計畫
二 各殖民地に於ける移住者の入地、定著、労働、開墾の状況
三 移住者の來往に關する事項
四 移住者の經濟狀況調査並其の指導事項
五 拓殖事業の沿革變遷
六 諸外國の殖民制度
△土地整理費 一三七、七六一
本費は國有地の位置及境界を明かならしむる爲官民有地の境界及必要に依り民有地相互間の境界を實測し且官民有地の境界に對し査定處分を行ひ以て其の管理及處分を確實容

易ならしむると共に從來紛糾せる字界地番の整理を行ふに要する經費なり

- 一 三角測量 四五、〇〇〇町歩
二 圖根測量 三二、〇〇〇
三 細部測量 三二、〇〇〇
四 境界査定處分 五〇、〇〇〇
五 字界地番整理 四五、〇〇〇筆
六 境界査定圖調製 一、〇〇〇枚
七 連絡副圖調製 一、五〇〇
八 字界地番整理圖調製 一、五〇〇
△地形圖補足費 四、八四〇
本費は參謀本部陸地測量部の作製に依る五萬分の一地形圖を基礎として作製せる本道地形圖に對し國有林及官公有林地の異動並新設區劃地の他の補修を行ふと共に土地整理調査に依る連絡圖を縮尺し行政區劃、道路、鐵道、軌道、河

川等を記入し以て正確なる地形圖を作製するに要する經費なり

- 一 原圖縮尺 二、五〇〇枚
二 地形圖異動補修(本島分五萬分ノ一全部) 二八七
森林費 一一、八五九、〇一八圓
△常務費 四〇一、〇七八
本費は道廳及十九管林區署に於ける國有林の管理並林地、林木の賣貸及庶務、會計等の事務に要する經費なり
一 立木調査材積 一、〇九〇、〇〇〇石
△森林監護費 三〇九、一九九
本費は森林監護上必要なる地方に森林主事並巡視人を配置して國有林の監護に膺らしめ山火、盜伐等の被害を防遏すると共に森林防火組合に補助を行ふに要する經費なり
本年度配置人員左の如し
一 森林主事配置 二二七人
二 山火消防夫(森林主事一人に付) 三〇
三 臨時巡視人(同)一〇〇
四 被害調査人夫(同) 五

五 防火組合數 一、〇〇〇
△林業試驗場費 一六三、六九六
本費は森林の合理的經營に資すると共に保安的效果の發揚を圖り且林産物の利用を促進せんが爲各般の試験を行ふに要する經費なり

- 一 育林試験
二 苗圃試験
三 造林試験
四 施業試験
五 混牧林經營試験
六 保護試験
七 利用試験
八 乾燥試験
九 硝酸法パルプ製造試験
一〇 無水酒精製造試験
一一 タンニン製造經濟試験
一二 土壤及肥料試験
一三 氣象試験
△林業獎勵費 四四七、七七五
本費は民間に於ける造林事業を獎勵する爲エゾマツ、トドマツ、オニグルミ、ヤチダモ、ホノキ、イタヤカヘデ、カバ等の苗木を育成して一町歩以内の小樹林造成者に對し無償配付するの外一町歩以上の

造林者に對して補助を行ひ且育成困難なるエゾマツ、トドマツの幼苗を養成し苗木業者に實費拂下を行ふと共に他面資材の可及的生産の増加を圖る爲撫育及間伐作業の指導徹底を期し更に林道の開設を助成して未利用木の用途促進を圖り且北海道林業會をして民林材販賣の合理化を圖らしむる爲技術員設置費に對し補助を行ひ尙耕地防風林の共同設置を助成するに要する經費なり

- 一 無償配付用苗圃經營面積 五五町歩
苗木配付豫定本數 四、一四〇、〇〇〇本
苗木配付に依る造林豫定面積 一、三八〇町歩
二 實費交付用苗圃經營面積 四
幼苗交付本數 五、〇〇〇、〇〇〇本
北海道山林種苗同業組合に實費を以て幼苗を拂下げ組合をして苗木業者に配付育成せしむ

拓殖計畫

九九

拓殖計畫

三 造林補助(一町歩九七圓五〇錢の五割四八圓七五錢補助)

四 防火線設置補助(一〇〇坪二圓二五錢の四分の一補助) 三三五、〇〇〇坪

五 耕地防風林造成補助(一町歩一六一圓の三割補助) 一、〇〇〇町歩

六 林道開設費補助(一間二圓の五割補助)二〇、〇〇〇間

△造林費 一、〇三七、〇七五
本費は國有林中の未立木地、疎林地及伐採跡地に對し新植並撫育作業を行ひ、且防火線を開設するに要する經費なり

三角測量費

一 測量延長 三五、〇〇〇間
二 開設延長 三五、〇〇〇間
三 修繕延長 五〇〇、〇〇〇

△官行斫伐事業費 七、〇七三、四三七
本費は國有林の更新事業を確實ならしむると共に木材の利用集約を増進する爲斫伐事業、並單寧用樹皮採集及製炭事業を官行するに要する經費なり

一 資材材積 三、五一一、〇〇〇石
イ 針葉樹

拓殖計畫

四 撫育面積 四一、七〇二町歩
五 防火線面積 二一〇町歩
△特殊林相改良費 七七六、五七〇

本費は國有林中の不良林相の改良を圖る爲之が伐採跡地に對し新植又は撫育作業を行ふに要する經費なり

一 苗圃經營面積 二二四町歩
二 新植面積 五、〇〇〇町歩
一町歩平均植栽本數 三、〇〇〇本

三 補植面積 四、〇〇〇町歩
四 撫育面積 一六、二五〇

△第二次林改良費 一八六、七九九
本費は國有林中の山火跡地に生育せる第二次幼齡林の改良を圖る爲新植及撫育作業を行ふに要する經費なり

普通用材

一 苗圃經營面積 二四町歩
二 新植面積 五〇〇町歩
一町歩平均植栽本數 三、〇〇〇本

△森林土木事業費 八八一、七三四
本費は官行斫伐製品を搬出する爲専用鐵道及軌道の敷設並トラック、道路、車馬道を開設すると共に之等建設物並車輛等の維持修繕に要する經費なり

一 測量延長 三五、〇〇〇間
二 開設延長 三五、〇〇〇間
三 修繕延長 五〇〇、〇〇〇

△防風林造成費 八〇、七一二
本費は農耕地の保護並地方薪炭供給の圓滑を圖る爲國有防風林を造成するに要する經費なり

一 苗圃經營面積 二〇町歩
二 新植面積 三五〇
三 補植面積 四六〇
四 撫育面積 二、一四一

△病蟲害防除費 一五、七五八
本費は國營造林地及苗圃に於ける病蟲並兎鼠の被害を防除すると共に天然林に對し病蟲害の檢索を施行するに要する經費なり

一 苗圃病蟲害防除面積 一〇〇町歩
二 造林地兎鼠害防除面積 二、〇〇〇
三 天然林病蟲害檢索面積 二、〇〇〇、〇〇〇

△施業案調査費 一、二八、五二八
本費は國有林を調査して利用更新に關する大要の施業案を編成し植伐の規準を定むると共に各年度毎に初期斫伐案調査を行ふに要する經費なり

製炭數量

一 測量哩數 二哩
二 建設哩數 九
三 維持哩數 二三五
四 軌道 三哩
五 測量哩數 三哩
六 建設哩數 二
七 維持哩數 二四
八 トラクター道路 八哩
九 測量哩數 六
一〇 開設哩數 二一
一一 維持哩數 二一
一二 車馬道 二一
一三 測量哩數 一、二八、八哩
一四 開設哩數 一二七
一五 維持哩數 二二九
一六 車輛購入 三臺
一七 機關車 三一五
一八 鐵製貨車

△市町村助成金 九六、〇〇〇
本費は國有林所在地の市町村に對する助成金なり

一 製炭數量 五〇、〇〇〇俵

一 施業案調査面積 一〇〇
イ 第一次編成 二八七、〇〇〇町歩
ロ 檢訂 一九七、〇〇〇
ハ 臨時檢訂 七〇、〇〇〇
ニ 初期斫伐案調査面積 三〇、〇〇〇

△特殊樹種調査費 二二、四八〇
本費は國有林内のアララギ、オニグルミ、ナラ類、ホホノキ、カツラ、キハダ、ヤチダモ、センノキ、ヤマナラシ等の特殊樹種に就き蓄積、分布並利用及更新上の關係を調査するに要する經費なり

一 碎部測量費 四一、四五〇
△林地測量費 五二、八一七
本費は國有林の境界を確定する爲境界を測量して界標を設けると共に國界線並事業區界線の測量を行ひ且境界圖を作製するに要する經費なり

△木炭瓦斯發生機普及獎勵費 一一、三七三
本費は農業用發動機木炭瓦斯發生機の取付を奨励し以て石油消費の節約を圖る爲之が購入費に對して補助すると瓦斯發生用製炭指導講習會補助に要する經費なり

手押貨車

一 木炭瓦斯發生機補助臺數 (一臺六〇〇圓ノ五割補助) 三〇臺
二 瓦斯發生用製炭指導講習會補助(一箇所五〇圓ノ五割補助) 三〇箇所
△民有林施業計畫化獎勵費 一五八、八三八
本費は民有林の資源涵養を圖らんが爲施業案の編成を指導助成するに要する經費なり

一 製炭數量 五〇、〇〇〇俵

一 製炭數量 五〇、〇〇〇俵

拓殖計畫

△水産試験場費

四一七、四五〇

イ 水産調査費

一一〇、五六七

本費は有用水族の習性、分布並海況の變化及水族との關係を調査し、未知漁場を探検して之が擴張を圖り、漁況の調査を行ひ、且淡鹹水面の利用に關する調査を行ふに要する經費なり

- 一 有用水族調査 鯨、鮭、鱒、鯖、鱈、鮫等の洄游魚族、鱒、大鰾、鰈、鱈、目拔魚及鱈場蟹等の底棲水族、海扇、鮑、北寄貝、昆布、石花菜、銀杏草等の淺海介藻類の習性、分布、産卵期、生長度、棲息、洄游と海況との關係を調査す
- 二 海洋調査 調査船（七〇噸級）を以て海況の變化及水族との關係を調査す
- 三 漁場探検調査 本道近海及北洋に於ける未知漁場を探検し漁業の經營價值を調査す
- 四 漁況調査 前項の調査に依る資料を活用して漁期及漁況を調査し且之が通報を行

況を調査し且之が通報を行

五 養殖適地調査 未利用の淺海及河川、湖沼の性状を調査し之が合理的利用方法を調査決定す

本費は漁撈試験に依り漁業の發達を策し、製造試験に依り水産物の利用を増進し且淺海及鹹水々族増殖試験を施行して水族の増殖を圖り以て漁村自力更生の基礎を確立し、且當業者の依頼に依る物件の分析並鑑定を行ふに要する經費なり

- 一 漁撈試験 本道近海及北洋に於ける漁撈試験を施行す
- 二 製造試験 漁獲物の處理、食品製造加工並魚油、魚粉、魚糧、輸出肝油乾燥魚膠及水産用資材代用品等に關する試験を施行す
- 三 養殖試験 淺海増殖及鹹水々族増殖に關する試験を施行す
- 四 分析鑑定 民願に依る物件の分析及鑑定を行ふ

件の分析及鑑定を行ふ

ハ 水産教習生養成費

一一、六七九

本費は水産業の發達を促す爲水産指導員並當業者又は其の子弟を水産試験場に收容し水産知識及技術の指導を行ふに要する經費なり

- 一 實習生の養成 水産學校卒業程度以上の者若は現に漁業團體の指導に従事するもの一五人を選抜し二箇年間養成す
- 二 練習生の養成 漁船の運轉並機關、船匠及漁撈方法等に關する事項に就き、運轉及機關は一箇月宛年三回一回一〇人、船匠は一箇月一回二〇人、漁撈方法は二箇月一回一〇人を養成す
- 三 養殖に關する練習 淺海養殖一箇月一回一五人、鹹水養殖一箇月一回一五人を養成す
- 四 製造に關する練習 年三回之を施行し一回一箇月とし延三〇人を收容養成す

△鮭鱒孵化事業費

一六五、七五三

本費は重要水族たる鮭鱒族の増殖を圖る爲國營孵化場五十箇所を經營するに要する經費なり

- 一 鮭鱒人工孵化事業費 一四五、六八六 本費は鮭鱒族の資源維持を圖る爲本道日本海沿岸二十箇町村内に於て鮭鱒の人工孵化を施行するに要する經費なり
- △漁場測量費 一九、四八九 本費は漁場の位置境域を實測し以て之が指示標識を建設すると共に漁場連絡圖を作製し漁場の整理配合を行ふに要する經費なり
- 一 三角測量 八〇里
- 二 海岸連絡測量 五〇
- 三 條件附漁場測量 五八〇件
- 四 出願圖調査 二、二五〇
- △水産獎勵費 三二二、一二四
- イ 水産指導費 四五、三二九 本費は水産業の綜合的發達を圖り且漁村の經濟更生を促さ

△千島漁業助成費

一三、四三八圓

本費は北千島漁業開發の爲國營事業として鱈場蟹の孵化を行ふと共に新規漁業及新規製造業に對し之が經營費の一部を補助するに要する經費なり

- 一 鱈場蟹孵化放流數 四億尾
- 二 新規漁業補助豫定 二件（一件四、〇〇〇圓の三割補助）
- 三 新規製造業補助豫定 一件（一件一〇、〇〇〇圓の三割補助）
- △農事試験場費 五四八、九一五
- イ 農事試験費 二二〇、五三八 本費は本道の特殊性に順應せる農業の確立を圖らんが爲之が基本となるべき各種試験を施行するに要する經費なり
- 一 品種改良に關する試験
- 二 耕種法に關する試験
- 三 土壤管理に關する試験
- 四 農具に關する試験
- 五 園藝に關する試験

んが爲道廳及沿海支廳に専門技術官を配置し之が指導に當らしむると共に水産會及漁業組合に技術員を設置せしめ水産指導事務を囑託するに要する經費なり

- 一 囑託事務 漁業の經營指導及調査 漁獲物處理加工の指導 水産物販賣の指導
- 二 囑託員配置 水産會及漁業組合に配置 六〇人（一人年額八九〇圓の三割）
- △水産増殖獎勵費 三三五、三七六 本費は沿岸漁場の荒廢を防止し生産力を増進する爲町村又は漁業組合等の團體に對し介藻類の増殖施設、漁礁の築設及飼付等を獎勵し之が事業費に對し補助を行ふに要する經費なり
- 補助箇所豫定數（一箇所事業費二、〇〇〇圓の三割補助） 四〇件 昆布、海苔、銀杏草、和布、石花菜等の著生礁築設、海鼠、

△帆立貝、牡蠣、鮑、其他貝類の増殖、鱈場蟹孵化放流、漁礁築設及飼付施設

ハ 漁業の獎勵費

四三、二四三

本費は沖合漁業の振興を圖らんが爲模範的漁船漁具の改良に對し補助金を交付すると共に漁船の海上に於ける危険防止並漁況の通報を容易ならしむる爲無線電信電話の設備を助成するに要する經費なり

- 一 漁船漁具改良費補助（標準大さ三〇噸六〇馬力の漁船建造費及漁具費等一隻平均一萬圓の三割補助） 七件
- 二 無線電信電話設備補助（二萬圓の七割五分補助） 一箇所
- 二 漁獲物處理加工獎勵費 三〇、一七九 本費は漁獲物の處理加工を獎勵し漁村の經濟を有利ならしむる爲町村又は漁業組合等の團體に於て漁獲物の保藏並水産物共同製造所の設備を爲すものに對し之が建築費並設備費を補助するに要する經費なり

△水産保藏設備補助二件

冷藏庫、貯氷庫、氷藏庫、水産倉庫（三割補助）

二 共同製造所建設費補助

（建物並設備費一箇所九、〇〇〇圓の三割補助）

三 魚粉製造所建設費補助

（建物並設備費一箇所平均二〇、〇〇〇圓の五割補助）

三 魚油精製所建設費補助

（建物並設備費一箇所平均二七、〇〇〇圓の五割補助）

四 技術員俸給補助（一人平均年額八九〇圓の五割補助）

魚粉製造所 六人

魚油精製所 二人

拓殖計畫

- 六 病害に關する試験
 - 七 蟲害に關する試験
 - 八 農産加工利用に關する試験
 - 九 依頼分析に關する試験
 - ロ 甜菜試験費
- 六二、九三一
- 本費は甜菜栽培の奨励に資する爲栽培法に關する試験を行ひ農業技術上の基本的知識の普及を圖ると共に優良原種の育成及之が配付を行ふに要する經費なり
- 一 耕種法に關する試験
 - 二 土壤管理肥培に關する試験
 - 三 品種改良に關する試験
 - 四 病蟲害試験
 - 五 原種の育成及配付
 - ハ 土性及施肥標準調査費
- 二九、四〇四
- 本費は本道各地の肥培法標準を定むると共に地力涵養の基礎資料を得んが爲全道に互り土壤の性状及其の分布を明にし併せて施肥の標準を設定するに要する經費なり
- 一 土地調査

- 普通土壤 三〇、〇〇〇町歩
 - 二 施肥標準調査
 - 現地試験を施行す
 - ニ 土壤區設定調査費
 - 三三、九一〇
- 本費は本道重要農作物の適地區域を調査選定すると共に區域内に土壤區を設定して土壤の特性に基く土地改良、管理、耕種肥培の方法を明にし其の結果に基き示範的指導地を設置し以て重要農作物の生産を確保するに要する經費なり
- 一 適地調査
 - 宗谷、網走、上川、空知、日高支廳管内
 - 二 土壤區設定 三四箇所
 - 三 指導地設置 六〇
 - ホ 農業經營試驗費
 - 一三、一六四
- 本費は農事試験の結果を應用し以て本道各農業地帯に好適する合理的農業經營方案を確立せんが爲地方精農家をして之が經營試驗を行はしむるに要する經費なり
- 膽振特殊土壤地帯(徳舞村)に畑作農家一戸の試験地を設

- 定す
- 委託經營試驗所設置 五箇所
 - ハ 農業教習生養成費
 - 二四、九七八
- 本費は農村を指導すべき眞摯なる技術員の養成を圖ると共に將來農業經營の第一線に活躍すべき農家の子弟を收容し、人格の陶冶を圖り進歩せる農業技術の有機的應用を習得せしめ、將來農村の中心となるべき模範的人材を養成するに要する經費なり
- 一 實習生養成 農業學校卒業者五〇人を二箇年間養成す
 - 二 練習生養成
 - 一 男子練習生養成 高等小學校卒業者五〇人を一箇年間養成す
 - 二 女子練習生養成 高等小學校卒業者二〇人を一箇年間養成す
 - ト 畜産試驗費
 - 一六三、九九〇
- 本費は本道農業要素の特性に鑑み飼畜農業經營の確立を期する爲家畜に關する試験を施行するに要する經費なり

- 一〇四
 - 一 飼養に關する試験
 - 二 飼料作物に關する試験
 - 三 牧野に關する試験
 - 四 畜産加工に關する試験
 - 五 家畜衛生に關する試験
 - △農事獎勵費 七一五、五〇八
 - イ 農事指導費
 - 一六九、七七八
- 本費は農事各般に對する指導の萬全を期する爲農會及畜産組合技術員に農業合理化に關する事務を囑託し、町村農會又は農事實行組合に農業指導地を設置せしめ或は農事講習會の開催を促し、組合事務表彰等を勸奨すると共に農業に關する調査を行ひ、併て本道氣候の特殊性に鑑み氣象的解決を速かならしむる爲之が觀測施設を充實し、且新開地指導員を囑託して新來移民に對し開墾方法を首め本道農業經營法を指導する等に要する經費なり
- 一 農業合理化事務囑託
 - 農業合理化促進の爲、農會及畜産組合技術員に之が事務を囑託して手當を支給し統制あり
 - 一、〇〇〇町歩
 - ニ 石炭配給事業費
 - 二五五、七六五
- 本費は酸性土壤の改良並飼料及綠肥作物の栽培上必要なる炭酸石灰を壽都、上興部兩工場に於て採掘製造し實費を以て農家に配給し、尙運搬不便なる町村の最寄驛附近に倉庫を設置せしめ之が建設費の一部を補助するに要する經費なり
- 一 配給豫定面積
 - 二〇、〇〇〇町歩
 - 二 配給豫定石灰量
 - 四五、〇〇〇噸
 - 三 石灰貯藏倉庫建設費補助(坪當平均七〇圓の三割補助)
 - 一七棟
 - ホ 農産物加工獎勵費
 - 一三、六五一
- 本費は農家の餘剩勞力利用と利益増進を圖る爲農事實行組合又は産業組合に於て設置する農産物の選別、加工及飼料、肥料の配合等の作業場設備費を補助するに要する經費なり

- 指導に従事せしむるものとす
 - 技師 既設一六人一人手當五四〇圓(一、八〇〇圓の三割)
 - 技手 新設一〇人一人手當四四五圓(八九〇圓の五割)
 - 技手 既設二六二人一人手當二六七圓(八九〇圓の三割)
 - 二 農業指導地
- 農會又は農事實行組合をして適當の箇所に耕種法其他農業經營に關する實地指導地を設置せしめ經營費(一箇所經營費八〇圓)の五割を補助す
- 農業指導地補助豫定
- 一五〇箇所
- 實地指導地、農業經營指導地、特殊作物指導地、病蟲害防除指導地、冷害對策指導地
- 三 講習會、組合事務表彰
 - 農會、畜産組合、産業組合、林業會等をして講習會及組合單位の各種共勵會を開催せしめ組合又は主催團體に對し其の經費を補助するものとす
 - A 講習會補助豫定(一箇所經營一〇〇圓の五割補助)
 - 二〇箇所

- B 品評會補助豫定(一箇所經營六〇〇圓の五割補助) 五
 - C 組合事務表彰豫定
 - 參加組合表彰(一箇所五〇圓) 三〇箇所
 - 主催團體表彰(一箇所一〇〇圓) 五
 - 四 農事調査
- 農業經營の基本的資料調査を農家に囑託し年手當一〇圓を支給す
- 農事調査豫定 二二五戸
 - 農業經營調査、農産物生産費調査、農産物配給調査
 - 五 産業氣象調査
 - 支廳、町村役場、農事試驗場、農事試作所、農事試驗地、森林觀測所、水位觀測所、燈臺等に氣象觀測を囑託するものとす
 - 配置豫定(有給囑託一〇〇人手當一箇年六〇圓) 一四〇人
 - 六 新開地指導囑託 一〇
- 新來移住者に對し開墾耕作等の指導を行ふ
- 採種圃補助費
 - 四一、九八五
- 本費は本道重要農作物たる水

- 稻、麥類、豆類、馬鈴薯等の普通作物及薄荷、亞麻等の特用作物並飼料作物に對する優良品種の普及を圖らんが爲農會、畜産組合、製麻會社等をして採種圃を經營せしめ之が經營に對し補助を行ふに要する經費なり
 - 一 普通作物採種圃補助豫定面積(一反步經營費四〇圓の五割補助) 六六町歩
 - 二 特用作物採種圃補助豫定面積(一反步經營費四〇圓の五割補助) 五六
 - 三 飼料作物採種圃補助豫定面積(一反步經營費四〇圓の五割補助) 五〇
 - ハ 農作物病蟲害防除獎勵費
 - 一四、七四八
- 本費は稻熱病、褐斑病、泥苞蟲、夜盜蟲其他の病蟲害を防除し農産物の増收を圖る爲町村又は町村農會をして防除の施設を爲さしめ之が防除費に對し補助を行ふに要する經費なり
- 防除補助豫定面積(一反步經營費二圓三〇錢の五割補助)

- 一〇五

共同作業場設置補助豫定(設置費五、〇〇〇圓の三割補助)

優良農具購入補助費 七箇所

本費は優良農具、其の他機械力利用の普及を圖る爲農事實行組合等に於て購入する農具に對し補助を行ふに要する經費なり

補助豫定數(農具一式購入費の三割補助) 七〇組

心土改良助成費 二、九〇五

本費は畜力用心土犁を以て改良し難き重粘又は盤層を爲す土壌の改良を奨励する爲トラクターを農事實行組合に貸付して共同的に利用せしむるに要する經費なり

改良豫定面積 三〇〇町歩

酒精原料馬鈴薯増産奨励費 一七九、六六七

無水酒精原料用馬鈴薯の増産を圖る爲病蟲害防除費、乾燥設備費に對し補助するに要する經費なり

洪出豫定數量

基本牝牛補助(一頭購入價格 一五、〇〇〇圓の五割補助)

基本牝牛補助(一頭購入價格 五、〇〇〇圓の五割補助) 三

馬匹奨励費 九四、六二七

本費は農家勞力の按配を適切ならしめ且農耕地力の維持増進を圖らしむる爲馬匹の飼養を奨励するに要する經費なり

一 耕馬補助豫定數 一、三五〇頭

普通農家補助(一頭購入價格 一五〇圓の三割補助)

新移住者補助(一頭購入價格 一五〇圓の五割補助) 三五〇

八 綿羊奨励費 二五七、七五一

本費は綿羊の飼育増産を圖る爲北海道地方經營の瀧川種羊場をして種綿羊を輸入飼育増産せしめ逐次之を民間に拂下をなせしむるものにして其の増産に必要な種綿羊輸入費及飼育設備等を國庫より交付すると共に之が指導監督

拓殖計畫

集區域の集約化せらるゝ迄運搬費を補助する等甜菜奨励に必要な施設を行ふに要する經費なり

一 甜菜調査

二 採種圃補助 補助豫定面積 三五五町歩

反當經營費五〇圓の五割二五圓を補助す

三 肥料共同購入費補助

甜菜耕作面積 二〇、〇〇〇町歩

反當所要肥料補助新耕地四圓二〇錢、舊耕地三圓六〇錢

四 病蟲害驅除豫防費補助 補助豫定面積 二、〇九五町歩

被害面積は耕作豫定面積二〇、〇〇〇町歩の五〇%を見込み補助反別は其の約二割とす

反當所要藥品代六圓の五割三圓を補助す

五 甜菜増收奨励 増收見込面積 一〇、〇〇〇町歩

六 甜菜運搬費補助 補助豫定斤量 六六、〇〇〇萬斤

一三四、二八九 本費は製酪事業を指導奨励し併せて製品の増加を圖る爲之が施設費に對し補助するに要する經費なり

一 共同集乳所建設費補助 (建物及設備費一箇所平均七、〇〇〇圓の五割補助)

二 共同製酪所建設費補助 (建物及設備費一箇所平均五、〇〇〇圓の五割補助)

三 牛酪技術員俸給補助 (一人平均年額の五割補助) 八七人

畜肉處理加工奨励費 二九、四三三

本費は畜肉の處理及消流を圓滑ならしむる爲畜肉共同處理所に對し補助を行ふに要する經費なり

一 畜肉處理所建設費補助 (建物及設備費一箇所平均九、〇〇〇圓の三割補助)

ト 牧野奨励費 一一、二三九

本費は牧野の草生を改善し其

七 甜菜耕作指導

A 耕作法の指導

B 品評會の開催

支廳區域の品評會(一箇所經費一、〇〇〇圓の五割補助)

一四箇所 町村區域の品評會(一箇所經費一〇〇圓の五割補助) 二〇〇

△畜産奨励費

イ 畜牛奨励費 一、〇八八、二九五

本費は農耕地力の維持増進並農家經濟の向上を圖る爲畜牛の飼育を奨励し且之が増産並改良を圖るに要する經費なり

一 牝牛補助豫定數 二、八二五頭

普通農家補助(一頭購入價格 一五〇圓/三割補助)

新移住者補助(一頭購入價格 一五〇圓の五割補助) 二五〇

二 種牝牛補助豫定數(一頭購入價格一、〇〇〇圓の五割補助) 一一二

三 基本種牛補助豫定數四

の利用價值を向上せしむる爲牧草種子及整理費に對し補助を行ふに要する經費なり

補助豫定面積(一町歩經費五〇圓の五割補助) 三五〇町歩

チ 畜肉増産奨励費 八一、二三〇

本費は畜肉の増産を圖る爲牝犢の育成不利なる密集地帯より飼育容易なる地方へ移動せしむる輸送費及牝犢共同育成所の設備費に對し補助を行ふと共に密集地帯に生産せる牝犢を移動可能なる時期迄保有せしむる爲奨励金を交付するに要する經費なり

一 牝犢移動費補助(一頭輸送費一〇圓の三分の一補助) 三、一二三頭

二 牝犢共同育成所建設費補助(建物及設備費一箇所平均三、六〇〇圓の三分の一補助) 三三箇所

三 牝犢保有奨励金(一頭當一〇圓) 三、一二三頭

リ 皮革化製事業奨励費 一〇七、三三三

本費は皮革及化製品の増産を

圖る爲皮革製造工場建設費及
 化製々造工場建設費に對し補
 助を行ふに要する經費なり
 一 皮革製造工場建設費補助
 (建物並設備費一箇所平均二
 五〇、〇〇〇圓の三分の一補
 助)
 二 化製々造工場建設費補助
 (建物並設備費一箇所平均一
 四、四〇〇圓の三分の一補助)
 五
 ヌ 乳製品増産奨励費
 八二、三九九
 本費はカゼイン及乳糖の國內
 自給を圖らんが爲製造設備費
 に對し補助を行ふに要する經
 費なり
 一 カゼイン製造工場建設費
 補助
 粗製工場(建物並設備費一箇
 所平均三、八〇〇圓の三分の
 一補助)
 精製工場(建物並設備費一箇
 所平均一九、四〇〇圓の三分
 の一補助)
 二 乳糖製造工場建設費補助
 粗製工場(建物並設備費一箇
 所平均一五、六〇〇圓の三分

の一補助 六箇所
 △工業試験場費 二七三、七三三
 本費は本道工業の發達を促進
 する爲之等の基礎的試験を行
 ふに要する經費なり
 一 工業試験 窯工業、木工
 業
 二 化學工業 護謨可塑物工
 業、油脂工業、藥品工業、食
 品工業
 三 醱酵工業 酒精、酒類、
 醬油及調味料
 四 纖維工業 纖維業、紡織
 工業、皮革工業
 五 製糖工業 甜菜根貯藏、
 製糖工業
 六 冶金工業 冶金、選鐵
 七 金屬工業 金属材料試験
 金屬加工
 八 機械工場 機械製作
 九 受託試験
 △工業資源調査費 四五、二四〇
 本費は工業資源開發の基本と
 なるべき地質並有用礦物其の
 他の調査を施行するに要する
 經費なり

一 地質基本調査
 二 礦物資源調査
 三 受託調査
 四 品位調査
 △鑛床調査費 九一、三四〇
 本費は本道鑛産物の増加を圖
 らんが爲鑛床調査を施行する
 に要する經費なり
 一 班(渡島、後志) 二七鑛區
 二 班(釧路、石狩、天鹽、北
 見)
 三 班(日高、十勝、釧路、根
 室、千島) 一五
 六
 △工業奨励費 九六、五〇九
 本費は本道工業の改良發達を
 促進奨励するに要する經費な
 り
 一 工場建設費補助(建物並
 設備費の三割補助) 一二箇所
 二 發明研究奨励補助 四件
 三 企業促進施設費補助(展
 覽會、懇談會) 四回
 四 工業振興指導費補助(經
 營講習會、講演會) 四
 五 技術員設置費補助(五割
 補助) 一〇人
 六 規格改善指導費補助(技
 術員講習會) 二回

一〇八
 △販路調査及擴張費 一七一、〇二四
 本費は各市場に於ける本道物
 産の需給状況を調査し且新市
 場に於て紹介宣傳を行ふと共
 に輸移出を助成し以て販路の
 擴張を圖るに要する經費な
 り
 一 機關
 A 物産幹旋事務所(東京、
 大阪、臺北)
 B 貿易調査所(上海、大連、
 天津、ハルビン、シンガポ
 ル)
 二 調査事項
 A 道内生産出廻移輸出入及
 在荷の状況
 B 本道商品の需給状況
 C 本道商品と競争品との比
 較調、其の他
 三 道産品の宣傳及紹介幹旋
 (見本商品の無償頒布、見本
 市、即賣會、博覽會等の參加
 又は開催並市町村施設に對す
 る補助其の他紹介幹旋事業)
 四 輸出振興事業(海外事務
 所費補助、輸出入運賃補助、共
 同運輸施設費補助及取引増進

施設等)
 五 取引改善指導(取引改善
 施設費補助並取引改善講習指
 導等)
 六 包装改良試験(輸送試験)
 土地改良費
 一、九八五、一五二圓
 △改良費 一、一六〇、六二三
 イ 排水工事費 三二八、五一九
 本費は泥炭地濕地の開發を圖
 らんが爲改良後農耕地として
 利用し得べき面積五百町歩以
 上の團地に對する幹線排水溝
 の新設並改良を行ふと共に、
 面積千町歩以上の團地にして
 五百町歩以上の集水面積を有
 する支線排水溝を掘鑿し之が
 改良を圖るに要する工費なり
 一 測量設計
 新設 三、〇〇〇町歩
 改良 四、〇〇〇
 支線 二、〇〇〇
 二 排水溝掘鑿工事
 新設 四、〇〇〇町歩
 改良 二、四二〇
 特殊原野排水工事費
 二七、五二三
 拓殖計畫

本費は特殊原野中泥炭地濕地
 の開發を促進せんが爲支派線
 排水溝を掘鑿するに要する經
 費なり
 尙幹支線排水溝は前記排水工
 事費を以て施行するものとす
 一 測量調査面積 八〇〇町歩
 二 新設工事面積 五〇〇
 ハ 排水工事補助費 二二五、三七六
 本費は泥炭地濕地中改良後農
 耕地として利用し得べき面積
 五百町歩未滿三十町歩以上の
 團地に對し私費を以て排水溝
 幹線並支派線工事を施行する
 もの、工事費の一部を補助す
 ると設計の受託調査に要する
 經費なり
 但設計調査に要する傭人料及
 雜費は願人に負擔せしむるも
 のとす
 一 設計調査面積 二、〇〇〇町歩
 二 幹線工事補助面積 二、二〇〇
 三 支派線工事補助面積

五、三〇〇
 補助歩合
 A 幹線 一町歩當標準工費
 六〇圓の五割三〇圓
 B 支派線 一町歩當標準工
 費五〇圓の五割二五圓
 = 暗渠排水工事補助費 一六〇、二一一
 本費は泥炭地濕地の農耕地力
 増進上緊要とする暗渠排水工
 事を奨励せんが爲之が工事費
 に對し補助すると共に十町歩
 以上の設計を受託調査するに
 要する經費なり
 但設計調査に要する傭人料及
 雜費は願人に負擔せしむるも
 のとす
 一 設計調査面積 一、五〇〇町歩
 二 補助面積 一、九〇〇
 補助歩合 一町歩當標準工費
 一五〇圓の五割七五圓
 ホ 特殊原野軌道客土費 一六三、二六二
 本費は特殊原野に入地する自
 作農業者の起業を助成する爲
 一定地區に客用土を軌道運搬
 するに要する經費なり

但耕地に對する客土運搬は農
 民各自の負擔とす
 客土面積 四〇〇町歩
 客土補助費 二六五、七三二
 本費は泥炭地、重粘土地及砂
 礫地の耕地改良を圖る目的を
 以て耕地面積三反歩以上の客
 土を施行する者に對し之が工
 事費を補助すると客土採取地
 遠隔にして運搬困難なるもの
 に對し軌條及運搬車を無償貸
 付するに要する經費なり
 補助面積 二、三七五町歩
 補助歩合 一町歩當標準工費
 二七〇圓の四割一〇八圓
 △造田奨励費 八二四、五二九
 イ 灌漑溝基本調査費 三七、四八二
 本費は水田適地に對し造田事
 業の基礎を確立する爲灌漑溝
 の基本調査を施行すると共に
 既成水田の維持並更生に資す
 る爲水利調査を行ふに要する
 經費なり
 一 基本調査面積 二、五〇〇町歩
 二 水利調査面積 一〇九

拓殖計畫

四、〇〇〇

日 灌溉溝設計費

一九、九九三
本費は水田事業を助成する爲
當業者の出願に依り一團地三
十町歩以上の灌溉溝工事の設
計調査を施行するに要する経
費なり

但調査に要する備人料及雜費
は願人に負擔せしむるものと
す

調査面積 二、二〇〇町歩
八 灌溉工事補助費
六一五、五〇〇

本費は水田造成の目的を以て
灌溉工事を施行するもの及之
が改良工事を施行するものに
對し其の工事を補助するに
要する經費なり

一 幹線工事補助面積
一、三三七町歩
二 支派線工事補助面積
三、四八

三 改良費補助
二五八、八五九圓

補助歩合
A 幹線 一町歩當標準工費
三三〇圓の五割一六五圓

一一〇

本費は市町村費支辨に屬する
道路の路面改良若は擴築、勾
配緩和等の工事に對し補助
するに要する經費なり

一 補助里數 市道三分
町村道三里三

二 補助歩合
市道標準工事費一里當二四
八、五七二圓の五割

町村道標準工事費一里當二
五、五九〇圓の五割

△驛遞費 二、七九五
三六、六七八
本費は未開僻障地方に於ける
交通の利便を圖らんが爲驛遞
所を設置し人馬の繼立及宿業
を行はしむるに要する經費な
り

一 新設 一箇所
二 改築 二
三 修繕 一七
四 廢止 一五
五 驛遞總數 一三六

△渡船費 八、八〇九
本費は地方の状況又は經費の
關係上拓殖費支辨の道路にし
て未だ橋梁架設の運びに至ら
ず、而も地方交通上之を放置
すべからざる箇所に對し渡船
場を新設すると共に既設渡船
場の維持を圖り、且町村費支
辨に屬する渡船場にして維持
困難と認むるものに對し之が
費用を補助するに要する經費
なり

一 官設渡船場總數一〇箇所
A 渡船場新設 一
B 既設渡船場廢止 六
C 渡船新造
1 人渡船 一隻
2 馬渡船 一

D 渡船場維持 五箇所
二 町村渡船場補助數 一〇

特殊橋梁費 一五〇、〇〇〇圓
本費は昭和十一年度以降六箇
年の繼續事業として特殊橋梁
架設に要する經費なり

一 工事 赤平橋架設工事下
部構造
二 設計調査 四〇〇圓
河川費 一、二二八、八三二圓
一九、八〇四

△調查費 一九、八〇四
本費は本道重要河川二十六箇
川中治水工事未著手區域に對

し治水設計に關する調査を施
行すると共に水位觀測を行ふ
に要する經費なり

一 河川調査 三里五
二 水位觀測 一〇〇箇所
△監視費 六一、二五八
本費は本道に於ける重要河川
二十六箇川に對し河川監守四
十三人を配置し、之が取締並
水位觀測人を監督せしむるに
要する經費なり

△浚渫費 一八、二三九
本費は本道重要河川二十六箇
川に對し河中の障害流木其の
他の障害物等を除去浚渫する
に要する經費なり

△護岸費 二八四、四九五
本費は重要河川二十六箇川中
治水工事未施行に屬する部分
の河岸缺壞甚しく農耕地又は
市街地等に不測の禍害を及ぼ
す虞ある箇所に對し焦眉應急
の施設として護岸工事を施行
し以て河岸の防護並河身の維
持を圖り、且既設の護岸及治
水工事に於て架設せる堤防護
岸等を維持修繕するに要する

經費なり

一 新設護岸工事 一、七〇〇圓
二 護岸維持修繕(小破) 八四、一六四
三 護岸維持修繕(大破) 三〇、〇〇〇
四 堤防維持 八、一一〇
五 水門維持 一四四、〇九九

△町村河川改修費 一四四、〇九九
町村費支辨河川中被害甚大な
る河川に對し改修工事を施行
するに要する經費なり

一切替 五箇所
二 護岸 一五〇圓
三 人道橋架設 一箇所
△堤塘敷地整理費 一五、九八五
本費は堤塘敷地を調査し其の
維持管理の方法を定むるに要
する經費なり

△新十津川災害防止工事費 二三里
瀧川町及新十津川村地内に於
ける石狩川流路の彎曲部を直
流水路に切替以て當面の災害

防止を圖らんとするに要する
經費なり

一切替掘鑿 一四〇、〇〇〇立坪
二 雜工 一七五、〇〇〇
△地方費河川改修費補助 一七五、〇〇〇
地方費支辨河川改修費に對す
る補助金なり

一 補助率 總工費の五割
二 補助河川數 六箇川
治水費 二、九九〇、〇〇〇圓
石狩川治水費 一、六八五、〇〇〇
イ 石狩川本流(第一期) 二四〇、〇〇〇

本費は明治四十三年度以降昭
和十八年度迄の繼續費にして
其の設計の大意は河口より江
別に至る兩岸一萬九千町歩の
浸水を除去し、荒蕪地九千八
百餘町歩の開發を促進すると
共に上流旭川、深川、瀧川の
三市街に對する洪水氾濫の被
害を防止する爲低水工事とし
て生振・當別太間及當別太・
對雁間に於て直流式新水路を
掘鑿し、且同區内に於ける河

拓殖計畫

岸にして缺壞の虞ある箇所に護岸工事を施行し、又高水工事として新水路兩岸に堤防工事を施すと共に旭川、深川及瀧川の市街堤防を築造し、尙附帯工事として排水溝を掘鑿すると共に其の逆流を防止すべき開門を築設せんとするものなり

- 一 堤防工事 一五、七一五立坪
 - 二 護岸工事 一三〇九間
 - 三 其他附帯工事
 - ロ 石狩川本流(第二期) 一、〇〇〇、〇〇〇
- 本費は昭和九年度以降九ヶ年間の繼續費にして、第一期工事に接續し上流月形に至る沿岸平野五萬八千九百町歩の浸水を除去すると共に浸水未開地中の農耕適地二萬二千餘町歩の開發を促進し、併せて第一期治水工事の完壁を期せんとするもの
- 一 掘鑿及運搬(機械力) 二五〇、〇〇〇立坪
 - 二 堤防盛土(利用土) 一五〇、〇〇〇

- 三 同(採取土) 一三〇、〇〇〇
- 四 用地買収 四〇町歩
- 五 家屋移轉 一〇戸
- 六 其他附帯工事
- ハ 江別、夕張、千歳川 二四〇、〇〇〇

本費は大正九年度以降昭和十七年度迄の繼續費にして、設計の主要は江別、夕張、千歳三川沿岸耕地三萬八千餘町歩の洪水被害を除去し、荒蕪地二萬二千八百餘町歩の開發を促進する爲、夕張川クツタリより石狩川「澁川」に至る新水路六千二百四十間を掘鑿すると共に其の兩岸に對し右岸はクツタリ・新水路合流點間、左岸は馬追山麓・江別市街間に堤防を築設し、且附帯工事として必要なる箇所に護岸工事を施行するの外排水溝の掘鑿、水門並橋梁の架設等を爲すにあり

- 一 掘鑿工事 一一、四三〇立坪
- 二 堤防築設盛土工事 一七、五八〇

- 三 護岸工事 九五〇間
 - 四 附帯雜工事 二〇、〇〇〇
- 本費は昭和二年度以降同十九年度迄の繼續費にして、札幌市及下流沿岸に於ける農耕地六千九百町歩の浸水を除去し荒蕪地四千九百町歩の開發を促さんとするにあり、其の設計の主要は米里附近より當別太附近に至る間に一里二十四町餘の新水路を掘鑿し、其の兩岸及必要部分に左岸四里三十三町五間(一里十六町は既設堤防を嵩盛補強す)右岸四里十三町三十間の堤防を築設すると共に新水路及在來水路に對し一萬三千八百四十間の護岸工事を施行するの外、篠路村茨戸市街に於て石狩川本流を横斷する締切堤防延長千三百五十八間五分並創成川左岸に二千五百七十間、右岸に二千五百三十間の堤防を築設するにあり
- 一 掘鑿及運搬投棄 二〇、〇〇〇立坪
 - 二 築堤盛土 一七、五八〇

- 三 護岸工事 一〇、〇〇〇
 - 四 附帯雜工事 一〇〇間
- △釧路川治水費 六五、〇〇〇
本費は大正十年度以降昭和十五年迄の繼續費にして下流沿岸原野一萬二千町歩の浸水を除去し、荒蕪地六千九百餘町歩の開發を圖ると共に釧路港内に流入する土砂を扞止する爲釧路川上流岩保木・頓化海岸間に新水路を掘鑿し兩岸に堤防を築設すると共に支流雪裡川、クチヨロ川の切替工事を施行するにあり
- 一 浚渫 二〇、二〇〇立坪
 - 二 附帯雜工事

△十勝川治水費 四〇〇、〇〇〇
此は大正十二年度以降昭和二十年迄の繼續費にして十勝川沿岸中河西外二郡に亘る二萬六千餘町歩の浸水を除去し荒蕪地三千七百餘町歩の開發を促進する爲本流千代田・茂岩間並支流、利別、帶廣、猿別、途別、十弗、賣買川に各新水路を掘鑿し且茂岩より伏

古に至る區間の堤防を築設するにあり

- 一 機械掘鑿 九〇、〇〇〇立坪
 - 二 人力掘鑿 三、〇〇〇
 - 三 築堤盛土 一〇、〇〇〇
 - 四 護岸工事 三〇〇間
 - 五 用地買収 二五町歩
 - 六 人道橋架設 一箇所
 - 七 附帯雜工事
- △天鹽川治水費 二〇〇、〇〇〇
本工事は昭和九年度以降五箇年間の繼續事業として流域中洪水被害の最も甚しき智恵文村及名寄町地内の切替、築堤工事の一部を施行せるもの更に引續き昭和十四年度以降同十八年度迄に智恵文、下多寄間本支流に於ける既設堤防の擴張及前期工事未施行箇所に對する切替、築堤工事を施行すると共に河岸の缺壞甚しき箇所に對しては護岸工を施行するものなり
- 一 新水路掘鑿 二二、八〇〇立坪
 - 二 堤防盛土

△網走川治水費 一〇〇、〇〇〇

- 三 護岸 一七、八〇〇
 - 四 用地買収 二八〇間
 - 五 其他附帯工事 八町八反歩
- △網走川治水費 一〇〇、〇〇〇
本工事は網走湖より上流美幌鐵道橋に至る沿岸女滿別、木禽、美幌の三平野に亘る耕地面積二千五百餘町歩の水害を輕減すると共に浸水未開地中の農耕適地八百町歩の開發を促さんが爲昭和九年度以降三箇年間に網走湖上流美幌鐵道橋間に於ける切替並護岸工事の一部を施行せるも治水の完壁を期する爲更に引續き昭和十二年以降十箇年の繼續事業として網走町大曲より上流美幌市街間に於ける左岸六千二百間、右岸七千二百二十間の堤防を築設し支流美幌川に對しては逆水堤防左岸千二百五十間、右岸千七百七十間を築造すると共に本流一箇及、支流美幌川一箇所の切替新水路兩岸並在來河道四千六百二十間の護岸工事を施行するものなり

△湧別川治水費 一五〇、〇〇〇

- 一 切替掘鑿 五、〇〇〇立坪
 - 二 堤防盛土 一二、〇〇〇
 - 三 浚渫 八、〇〇〇
 - 四 護岸 五〇間
 - 五 用地買収 一五町歩
 - 六 其他附帯工事
- △湧別川治水費 一五〇、〇〇〇
本工事は昭和九年度以降五箇年間の繼續事業として沿岸耕地千七百餘町歩の洪水被害を除去すると共に浸水未開地中の農耕適地百餘町歩の開發を促さんが爲河口より上湧別鐵道橋に至る區間の切替築堤を施行せるも更に引續き昭和十四年度より同十八年度迄の繼續事業第一期工事として施行せる堤防の擴張並未施行に屬する名寄本線第三湧別川鐵道橋上下流左岸堤防の築設及河岸缺壞甚しき箇所の護岸工事を施行するものなり
- 一 堤防盛土 三、二四〇立坪
 - 二 護岸工事 五五〇間
 - 三 用地買収 一一町

△後志利別川治水費 一四〇、〇〇〇

- 一 一切替掘鑿 一九、一三七立坪
 - 二 堤防築設 三二、〇〇〇
 - 三 護岸工事 一五〇間
 - 四 用地買収 五町歩
 - 五 物件移轉 二件
- △渚滑川治水費 一五〇、〇〇〇
本工事は渚滑川沿岸農耕地二千五百町歩の洪水被害を輕減すると共に浸水未開地の開發を促さんとするものにして昭和九年度以降三箇年間に河

口・中渚滑二十二線間の切替
工事を施行せるも治水の完壁
を期する爲更に引續き昭和十
二年度以降十箇年間の繼續事
業として河口より上渚滑村上
渚滑三十二線に至る區間の兩
岸一萬一千二百二十間及支流
逆水堤防三千四百十間を築設
し且既定工事區域外の屈曲甚
しき箇所に対し切替を施行す
ると共に新水路の兩岸並に來
河道六千五百間の護岸工事を
施行するものなり

一 切替掘鑿

一五、六〇〇立坪

二 堤防盛土

五、一〇〇

三 用地買収

八町五反歩

四 鐵道橋

一箇所

五 護岸工事

八〇〇間

六 其他附帶工事

一〇〇、〇〇〇

△天鹽川災害應急治水費
本費は昭和十五年以降昭和
十九年度迄の繼續費にして天
鹽川下流部中、屈曲甚しき爲
年歲災害を蒙る譽平附近の切
替を施行し流水の圓滑並に洪水
位の低下を圖ると共に應急堤

△室蘭築港費二〇〇、〇〇〇
本費は昭和二年度完成の既定
計畫に引續き昭和四年度以降
同二十一年度に至る十八箇年
間の修築工事施行に要する繼
續費にして、之が設計はその
既設南防波堤に對し尙ほ増築
延長すると共に海陸連絡運輸
設備として海岸町地先の埋立
を施行し、之に接続して埠頭
(岸壁式)一基を築造し其の
附帶工事として浚渫を施行す
るものなり

一 防波堤

場所詰及捨石工

二 埠頭

四〇〇、〇〇〇

△釧路築港費四〇〇、〇〇〇
本費は明治四十二年以降昭
和十九年度迄の繼續費にし
て、既定設計に屬する殘程工
事の完成を圖ると共に追加工
事として新に河口に繫船岸壁
を築設する外、西防波堤尾よ
り釧路川切替河口附近に至る
間に副港を築造し、尙港内及
河口浚渫等の擴張工事を施行
するものなり

一 北防波堤

浚渫

防を築設し沿岸耕地千五百餘
町歩の浸水を除去せんとす

一 新水路掘鑿

一一、〇〇〇立坪

二 用地買収

一三〇反

三 物件移轉

五戸

△港灣費

三、一三五、七〇四圓

△調査及維持費

二〇〇、〇〇〇

本費は港灣修築等の設計調査
及既設港灣の維持修理に要す
る經費なり

一 設計調査

各漁港調査

二 築堤維持

九二、九五八尺

三 浚渫

三六、二七〇立坪

△工業地帯設定調査費

二〇、〇〇〇

本道に於ける重要工業の振興
上各種關聯工業を同一地帯に
於て連鎖的に經營するを有利
とするものあり仍て之が立地
要素並に工業港に關する調査を
行ふに要する經費なり

△函館築港費

三四〇、〇〇〇

本費は昭和四年度以降昭和十
一年度迄の繼續費にして、
其の修築設計は既設南防波堤
延長に對し更に之を増築延長

南部に防砂堤を築設するもの
とす

一 船澗南堤

防砂堤

二 埋築

廣尾港 一〇三、六〇二

本費は昭和四年度以降同十六
年度迄十三箇年間の繼續費に
して其の修築設計は港内南部
に突出せる岩礁を利用し沖合
北方に彎曲して延長二千五十
尺の南防波堤を築設すると共
に港内北部海岸に直角に延長
千二百三十一尺の北防波堤を
設け水面六萬四千五百坪を被
覆するものなり、尙小漁船の
碇繋安全を圖る爲港内南隅に
東堤五百五十尺、北堤千二十
六尺の築堤を以て面積一萬三
千六百十三坪の船澗を設け澗
内を浚渫し且漁獲物處理に便
する爲澗内に物揚場を築設す
るものなり

一 北防波堤

七〇尺

二 船澗北堤

二一八尺

三 埋築

一、六〇〇坪

八 岩内港

一〇〇、〇〇〇

本費は昭和十四年度以降同十

し、且港口を距て、北方に當
たる北防波堤(直線)を新設
し、港内被覆面積を百九十七
萬坪(現在九十萬坪)に擴張
すると共に海陸連絡の運輸設
備として南海岸既設第一防砂
堤附近の埋立及浚渫を施行し
て埠頭二基(岸壁式)を築設
するものなり

一 西防波堤

北防波堤

二 北防波堤

小樽築港費 五四〇、〇〇〇

△小樽築港費

本費は昭和四年度以降同十八
年度迄の繼續費にして、其の
修築設計を見るに、既設北防
波堤の先端より東北に左折し
て之を増築延長し、更に既設
中間南島堤の東端に新に防波
堤を附加延長するものにして
、尙貨物運輸上の海陸連絡
設備として南濱町海岸の埋立
を施行し、堺町市營繫船岸壁
に接続して埠頭(岸壁式)三基
を築造し尙附帶工事として浚
渫を施行するものとす

一 北防波堤

第二號埠頭

二 埋築

三

九年度迄六箇年間の繼續費に
して其の修築設計は既設第一
防砂堤に接続して潜堤上に千
九百八十尺の東防波堤を築設
し既設防波堤と港口五百六十
尺を存して相對し被覆面積を
二十四萬二千坪とし且港内東
隅第一、第三防砂堤間に二萬
七百坪の船入澗を設け又陸岸
を埋立て漁獲物の處理場に充
當すると共に既設船入澗東突
堤を埠頭物揚場に改築し漁船
の接岸、荷役に供するものと
す

△西防波堤

函塊製造及捨石

△北千島漁港試驗工事費

一〇〇、〇〇〇

本費は北千島漁業開發上帆筵
島插鉢灣に漁港修築の要ある
を以て之が試驗工事を施行す
るに要する經費なり

△船入澗築設費

九五、八八四

沖合漁業の發達を促進せしむ
る爲重要漁港以外の樞要なる
箇所に對し船入澗を修築する
と共に既設船入澗の補修、簡

易船澗工事を施行するものに
して昭和十一年度以降同十九
年度迄の繼續費なり但工事の
四分の一を地元市町村に負擔
せしむるものなり

一 修築箇所

一六港

二 其他簡易工事

殖民軌道費 二二四、九四一圓

本費は地方物資の輸送を圓滑
ならしめ輸送費の輕減を圖る
目的を以て建設したる簡易な
る軌道及附屬倉庫等を地方住
民に任意使用せしめ、若は必
要なる地方に於て運輸事業を
官營するに要する經費なり、
尙軌道及附屬物は建設後十箇
年にして該地方の經濟狀態を
考查し町村其他の團體經營
に移すの方針なり、但昭和十
年度迄の既設線にありては右
期間を十五箇年とす

一 軌道維持

二八〇哩

二 倉庫建設

二棟

三 同維持修繕

三五

四 軌道運輸

五一哩

鐵道及軌道助成費

六六二、二一一圓

本費は地方鐵道の經營を助成

一一五

三 埋築

四 岸壁

△根室築港費

七二、三〇〇

本費は根室港の第二期工事に
要する繼續費にして第一期工
事は大正十四年度を以て完了
せるも其の利用充分ならざり
しを以て更に昭和二年度より
昭和十六年度迄に西防波堤
と、北防波堤とを築設し且港
内要部の浚渫を施行するもの
なり

一 北防波堤

△漁港修築費

三二一、五二〇

イ 余市港 一〇七、九一八

本費は昭和四年度以降同十五
年度に至る十二箇年間の繼續
費にして、其の修築設計は市
街北端尻場岬海岸より東南に
彎曲して延長一千八百尺の防
波堤を築設し水面被覆面積四
萬八千四百坪を得るものと
し、尙港内沿岸面積一萬一千
二百坪を埋立て物揚場を築造
し、且北堤五百七十四尺、南
堤千二百九十尺の船澗突堤を
設け面積一萬五千八百二十坪
の船入澗を形成し、更に港内

拓殖計畫

一一五

拓殖計畫

し、且道内主要原野の開發を促進する爲私設鐵道の敷設を獎勵し道路及鐵道の補足的な作用を爲さしむるものとす

一 鐵道補助豫定料數 三九〇千七百九十七

二 軌道補助豫定料數 九七・三

調査費 一六六、〇二九圓

本費は拓殖事業の調査、計畫並千島開發に關する調査に要する經費なり

拓殖鐵道公債利子支出金 四二、五六〇圓

本費は大正六年法律第十號に依り北海道拓殖事業促進の目的を以て鐵道建設の爲帝國鐵道會計に於て公債發行に對する利子支出金にして帝國鐵道會計に繰入るゝものなり

綜合計畫樹立

北海道綜合計畫樹立の趣旨は左の通りであるが、第一回委員會は、昭和十五年六月十八日、札幌に開催され、戸塚北海道廳長官は其の腹案を示し、質疑應

答あつた。

北海道は明治二年北方の資源開發と共に北門の鎖鑰を嚴に樹立し、以て皇威更張の基と爲すべき優渥なる 聖旨を奉拜してより歳を閱すること正に七十餘年、此間、歴代の政府並本道民の携まざる不斷の努力に據り、今や總人口三百二十餘萬人を抱擁し、農耕地は九十八萬町歩に及び、海陸生産總額十一億圓を越え、内外の貿易總額十二億圓に達するに至り。

然りと雖も、今尙廣大なる未墾地を存有する而已ならず、豐富なる各種鐵物資源の利用及重要河川に於ける流水の利用、並世界三大漁場の一たる海田に於ける豐饒なる水産資源の開拓は、共に其の一部に過ぎず、又本道總面積の七割五分を占むる厖大なる森林の經濟的利用に於ても未だ必ずしも十全ならず、併も之等産業の振興に直接至大の關係を有する鐵道、道路及港灣等の設備に於ては、未完成にして

交通運輸の機能を發揮するに遺憾少からず、殊に教育及文化の進歩に在りては、本道の特殊性並文化の現況に鑑み、更に振興向上を圖るを緊急とする状態にあり。

惟ふに、現行第二期北海道拓殖計畫は北方資源の開拓を促進し、國力の充實を企圖したる重大使命を有する具體的方策なりと雖も、既に計畫豫定年度の大半を経過し、殊に計畫樹立の當初とは著しく事情を異にするを以て、現下の状態は斯る拓殖民を基幹としたる施設經營にのみ依存するを許さざるに至り、故に其の規模に於て、將又、其の構想に於て、本道の豐富なる各種資源を對象とし、本道の進展に資すべき將來の大計を策定せる新なる綜合的計畫を樹立するは、最も喫緊の要務なりと信ず。

内務大藏鐵道協定

一 北海道拓殖計畫に依る鐵道建設費既定豫算の繰上及新規追加工事に對する財源は、工事成遂する迄大藏省に於て之を調達すること

前項資金に對し北海拓殖費より支出すべき利子豫定額は、之を毎年度鐵道會計に繰入ること

二 財政其の他の關係に依り、建設費年度割額の増減變更に伴ひ、財源の變更を要する場合あるときは、更に協定すること(昭和二年二月決定)

都市計畫

施設を統制

七都市と八箇町村

都市はいづれも近年の發達にかゝり、道路計畫に關しては相當考慮せられ、府縣に劣らず整備されたものもあるが、尙不完全な點が尠くない。殊に保安、衛生及び經濟等の施設に關して攻究の餘地がある。

是等に關し、永久に公共の安寧を維持し、福利を増進せんがためには、統制ある計畫を樹立する必要がある。大正十二年七月札幌、函館及び小樽の三市に對し、都市計畫法が適用せられ、越えて昭和二年四月旭川市に、同三年九月室蘭市に、同五年九月釧路市に對しても同法が適用せらるるに至つた。而して昭和八年三月都市計畫法が改正されるに及んで、同年五月より帶廣市も同法の適用範圍に入

都市計畫

ることになつた。又、一般町村に對しても本法適用の途が開かれたので、昭和八年六月余市町に、同九年二月、岩内、留萌及び野付牛各町に、同年三月根室及び名寄兩町に、同十三年十月、千歳村に、同十四年一月、夕張町にそれら、これが適用を見られた。更に都市計畫法と密接な關係を有する市街地建築物法が、大正十五年十月以後順次札幌、函館、小樽三市をはじめとし、旭川、室蘭、釧路、帶廣の四市、圓山町の一部(札幌都市計畫區域内)余市町及鳥取村の一部(釧路都市計畫區域内の一部)にも適用せられた。

前記七市及び八町村に對しては既に計畫區域決定せられ、札幌市には都市計畫街路、街路事業及び地域、風致區、函館市には都市計畫街路、街路事業、地域、土地區劃整理、公園、公園事業、防火地區、水道及び水道事業、又、小樽市には都市計畫街路、街路事業及び地域、旭川市には都市計畫街路、街路事業、地域、室蘭市には都市計畫街路

を決定せられてゐる。次に各市及都市計畫法の適用を受けてゐる各町村の都市計畫につき概略を述べることとする。

札幌市

区域 本市は本道の政治的の中心として開發せられ、且、學術産業等においてもその發達大いに見るべきものがある。而して本道拓殖の進歩に伴ひ、現在の市域にては早晚狹隘を告ぐる状況に至るのを豫想されるので、現市域の外、豊平町、白石村、札幌村、琴似村及び圓山町の五箇町村の各一部を包含する境域を編入し、その利用面積二千七百四十三萬四千二百坪に對し、收容人口は五十一萬六千四百三十三人であつて、昭和四十九年において飽和状態に達する見込である。

街路 本市の中央部は明治四十年開拓使の計畫に係り、街衢整然としてその幅員も廣潤であるが、市の發達に伴つて不規則なる街衢が隨所に現はれてゐる。殊に市内の一部及び隣接町村の區域は道路甚だ不整なる上に、

而もその幅員狭く、近代的交通機關の利用に適しないものがある。茲において、街路網計畫を決定して都市構築の根幹を示し、もつて交通上の缺陷を除去すると共に、系統的な交通網を確立するの必要を認め、都市計畫北海道地方委員會の議を経て内務大臣これを決定し、昭和十一年九月二十一日内閣の認可を受けた。

この計畫路線は六十、延長約二百四十七軒、工費概算四千八百九十萬二千圓である。この計畫路線中、市の現況より見て緊急構築を要すると認むるもの、及び幅員の擴張或は短區間の新設により、交通系統上及び都市美上鋪裝を必要と認められたる既設街路約六十一萬二千平方メートルに對し、昭和十一年度より同十七年度に至る、七箇年繼續都市計畫事業を決定せられた。この事業費豫算は二百七十五萬圓である。

地域 本市の地勢は、西南部に藻岩及び圓山の諸山を控へ、豊平川は南東部を流れ、東方より北方に向つて一望際涯なき石

の根幹を定めると共に、交通上の缺陷を排除する必要を認め、昭和十年九月二十六日内閣の認可を受けた。この計畫路線數二十六、延長約四十一軒、工費概算一千五百四十八萬餘圓である、この計畫路線中、市の現況より見て、幅員狭少のため交通の混雑を來す箇所及び今後の發展を豫測して擴張を要するもの五線、又、交通頻繁のため舗装を要する地積が約八萬六千方米、以上の改良を五箇年繼續事業として決定された。この事業費豫算百三十二萬二千圓であつたが、その後に至り、交通激増により、既設街路中、地積約二萬五千平方メートルに對し、緊急舗装をなす必要生じ、昭和十二年十一月二十四日、内閣の許可を受けた、その變更後の舗装地積約十一萬一千平方メートル、事業費豫算百四十六萬二千圓で、繼續年度には變更はないのである。

旭川市 本市は上川平原に位置する産業の中心地であつて、本道交通の要衝に當り、貨物の集散夥しく、且、旭川師團の所在地として軍事上重要な地點たるため、開市以來僅に三十餘年に過ぎないが、他の都市に比して人口の増加顯著なものである。而して本市は隣接農村の發達に伴つて、ますます商工業の隆盛を來すのは明かであるから、本市の都市計畫を定むるに當つても單に市域のみに止まらず、隣接町村即ち東鷹栖村、永山村、東旭川村及び神樂村の各一部を區域に編入し本區域を定めた。その全利用面積は一千三百九十三

萬六千四百六坪であつて、その收容人口は二十三萬三千五百二十五人、昭和五十七年に飽和狀態の域に達する見込である。**街路** 本市の中央部は街衢整然、その幅員は概ね廣潤であるが、市の發達に伴ひ、不規則な街衢が隨所に現はれ、殊に市内の一部及び隣接町村の區域は道路甚だ不整、而も幅員狹隘であつて、近代的交通機關の利用に適しないものがある。茲に於て街路網決定の必要を認め、昭和十二年十一月二十七日決定せられた。**街路** 本市の都市計畫街路及び街路事業は、昭和十二年十月二十九日、都市計畫地方委員會の議決を経た。

計畫路線數三十一、延長約百軒、工費概算三千七十一萬四千三百四十圓、路面改良事業は、緊急改良を要するもの地積七十八萬八千五百六十三平方メートルを都市計畫事業として事業費約九十九萬圓をもつて、昭和十二年度より同十七年度に至る六箇年繼續事業として施行する計畫である。**区域** 本市は三面山を繞らし港口相迫り、港内は水深く、天然の良港である。今、本市發達

の狀況を考察すると、明治三十七・八年以來大正八年に至るまでは、漸次人口が増加して五萬八千餘人を算するに至つたが、其の後人口は減少の趨勢を辿り昭和二年末においては五萬一千餘人となつた。これは全く歐洲大戰後における各種事業の縮小に伴ふ結果であつて、一時的現象に過ぎず、將來拓殖計畫の進捗並に本道與地の開發と相俟つて、ますます市勢の隆昌に向ふであらうことは明かである。而して本市はその發達の經路、地形及び交通の狀況から考察するときは、將來の發展に備へる區域は充分と認められるので、本市の都市計畫區域は本市一圓をもつて適當である。即ちその利用面積一千五百五十萬八千六百六十九坪に對し、人口十八萬一千五百十八人を收容し、昭和十八年六月において飽和狀態に達する見込である。

区域 本市は内浦灣に突出せる狭小なる半島に發達した都市であつて、太平洋に面する東部及南部は斷崖絶壁を成し、平地附近に平地を見る状態である。今、各部分の用途地積を考察すると、市の中央平坦部一帯を商業地帯、又、港に臨む一帯の地及び勝納川兩岸の一帯を工業地帯、市の三方高臺を住宅區域と見るのを適當とするので、昭和七年一月十三日内閣の認可を受け同年二月一日から施行された。**区域** 本市の總面積は一千三百三十九萬二千坪であつて、相當の疆域を有するが、その利用面積は七百六十九萬六千坪であつて、不利用地面積は總面積の四十二パーセントを占める状態である。纏つて人口増加の趨勢を觀るに、昭和五年の國勢調査人口五萬一千五百八十六人に對し、昭和十年の國勢調査人口は五萬六千七百七十人であつて、一箇年平均一・八パーセントの増

加率を示してゐる、然し本市は東部北海道の要衝に當るので、釧路港第二期工事の竣功に伴つて、海陸の交通圓滑となり、産業の勃興を見るべく、従つて市將來の發展を豫想するときは、隣接町村たる鳥取、釧路兩村の一部を包含せしめるのを適當と認め、これをもつて釧路都市計畫區域と定めた。その利用面積一千二百七十二萬八千坪、その收容人口十八萬二百人であつて昭和十五年において飽和狀態に達する見込である。**帶廣市** 本市の面積は一千五百三十四萬四千九百三十三坪であつて、その利用面積は一千四百七十四萬餘坪を占め、相當廣潤なる疆域を有する故に、本市將來の發展に備へるに充分と認め、本市の區域をもつて都市計畫區域と定めた。この收容人口十二萬八千八百二人であつて、昭和七十九年に至つて飽和狀態に達する見込である。**余市町** 本町の區域をもつて余市都市計畫區域と定めた。

全區域面積四千二百六十四萬八千坪、利用面積は一千三百八十八萬坪である。**岩内町** 本町の區域をもつて岩内都市計畫區域と定めた。全區域面積及び利用面積は百六十九萬三千坪である。**留萌町** 本町の區域をもつて留萌都市計畫區域と定めた。全區域面積は八千九百四十一萬六千二百二十坪、利用面積は四千四百二十二萬九千三百三十坪である。**野付牛町** 本町の區域をもつて野付牛都市計畫區域と定めた。全區域面積九千七百八十三萬九千坪、利用面積は二千七百九十九萬九千坪である。**根室町** 本町の區域をもつて根室都市計畫區域と定めた。全區域面積一千六百五十三萬坪、利用面積は一千三百九十二萬五千坪である。**名寄町** 本町の區域をもつて名寄都市計畫區域と定めた。全區域面積五千八百萬一千三百五十坪、利用面積は一千二百六十九萬六千坪である。

△夕張町 本町の區域を以て夕張都市計畫區域と定めた、全區域面積二億三千四百九十九、三百七十五坪、利用面積一千六百八十六萬四千三百七十五坪である。

土地整理組合

近時都市の隆昌に趨くに從つて郊外の發展著しく、團體又は個人に於て土地の發展策として道路の新設又は市街の區劃を企圖する者が漸く多きを加へてゐる。然るに是等は皆都市計畫事業と何等の關係なく、只不規則に計畫を進める状態に、本事業の進歩を阻害することが尠くない。故に之を統制し且適當に誘導するを認め、各地の狀態に應じて土地區劃整理組合設立の設立の助成を爲し來つたが、

既に函館市に十二、小樽都市計畫區域内朝里村に一、釧路市に一、留萌町に一、旭川市に一、余市町に一、計十七組合の設立を見てゐる。内、十三組合は既に工事完了し、何れも換地處分が認可となつてゐる。

計畫新決定と變更

第十八回都市計畫北海道地方委員會は昭和十五年六月二十一日開會。

- 一 室蘭都市計畫街路決定
一 室蘭都市計畫街路事業及びその執行年度割の件
一 千歳都市計畫街路決定
一 旭川都市計畫街路中變更

風致地區規則施行

北海道廳では、風致地區規則を定め、昭和十五年四月二十七日から施行した。

第一條 本令は都市計畫法第十條第二項の規定に依り指定せられたる風致地區内に之を適用す
第二條 風致地區内の現狀を變更すべき行爲を爲さんとする者は別に告示する場合を除くの外長官の許可を受くべし
風致地區規定除外
北海道廳では、昭和十五年四月二十七日、左に掲ぐる行爲は

風致地區規則第二條の規定に依る許可を受くることを要せずと告示した。

- 一 公衆の目に觸れざる限度に於ける建築物其の他の工作物の新築、改築、増築、移轉、修繕又は除却
二 公衆の目に觸れざる限度に於ける邸宅内に存する土地の切取、盛土、水面の埋立其の他土地の形質の變更又は竹木類の採取
三 造林若は竹木類の植栽又は林藪若は竹木類保護の爲の下草刈、蔓切、撫育間伐又は枝打
四 風致を害する虞なき限度に於ける墓碑、墓石類及其の附屬工作物の新設、改設、移轉、修繕又は除却
五 土地の現狀に變更を來さざる限度に於ける一時的施設
六 都市計畫事業又は土地區劃整理事業の施行に伴ふ行爲
七 非常災害の爲必要な應急處置

精神動員

新展開の方策

實踐網整備要綱

國民精神動員北海道廳委員會の新展開方策左の通り。

第一 趣旨

支那事變は今や東亞新秩序の建設に展開しつゝあり、而も國際間の情勢は混沌として、前途寔に逆略し難き時局の現段階に處し、國民等しく其の傳統的精神を發揚し、一致協力して益々加重せらる可き凡ゆる困苦を克服すると共に、苟も東亞新秩序建設に支障ありと認めらるゝ總ての事象に付、之が刷新を期するは刻下の急務なりとする觀點に立ち、昭和十四年四月十一日閣議決定の『國民精神總動員新展開の基本方針』の三綱領及實施要項に基き、現下の時局に即應して、特に強調すべき

精神動員

實施目標を左の通り定め、三百萬國民協心戮力以て、所期の目的貫徹を期せんとす。

第二 實施目標

イ 時局認識の徹底
支那事變の本質に對する正確なる認識と、現下内外の情勢の推移に對する透徹せる洞察とを基礎とし、東亞新秩序建設の聖業を擔當すべき汪溢せる精神力を昂揚し、新東亞の建設は我等國民の光榮ある責務なりとの觀念を把握せしむる爲、左の事項を強調すること。
1 興亞大業の意義
支那事變は其の由つて來る所遠く、且其の本質に於ても極めて深刻なるものあり。而して我が國は東亞に於ける安定勢力として、又亞細亞に於ける指導者として、歐米の自由主義的勢力を排除し、半植民地

あるを強調すること。

的状態より東亞を離脱せしめ、帝國を樞軸として東亞全局の安定、世界永遠の平和の確立を其の最大の責務とするものなることを徹底すると共に、東亞に於ける新秩序の建設は、國內に於ける新態勢の確立を其の前提とするものなることを特に強調すること。
2 歐洲戰爭に對する道民の態度
今次歐洲戰爭勃發に因り、一部國民の間には支那事變處理に對し、極めて安易なる觀察を爲すものあるのみならず、第一次歐洲大戰爭當時の好景氣再來を夢想するが如き者さへ生じたるの觀あるは甚だ遺憾なり、寧ろ之に依りて、國際政局は益々複雑多難を極むると共に、我が國財政經濟に及ぼす影響亦尠からず、單に戰時資材確保の見地よりするも、前途愈々樂觀を許さざるものあるを以て、歐洲の情勢に目を奪はるゝことなく、只管事變處理に邁進する國民的決意を一層鞏固ならしむる要

溜等、徒らに利己を圖り、偷安を貪るが如きは、聖業翼賛に邁進すべき銃後國民の一大汚辱なるを強調し、眞に帝國臣民たるの自覺に基き、進んで之に協力を惜まざること。

2 物資の活用並に消費節約物資需給の現状に鑑み、凡ゆる困苦を忍び、物資の愛用、全面的消費節約、退職品の活用、廢品の回收等を徹底的に實踐すること。

3 貯蓄の勵行
時局下に於ける貯蓄の持つ意味の重要性及其の多面性を一層認識せしめ、益々之が勵行を期すること。

4 金の集中
輸入力強化の必要性に鑑み、民間所有金を残らず政府に賣却せしむること。

5 勤勞増進
長期建設の新體制を整へ、國家の總力を擧げて東亞新秩序建設を期する爲、各自其の職場に於て勤勞を通じ、國に報ずるの國民的信念を作興し、勤勞増進の風潮を振起すると

共に、共同勤勞作業の組織化と、生産資材の共同利用とに依り、時局下に於ける生産力の維持増進を期すること。

ハ 生活の刷新
東亞の新秩序建設遂行は、國民各自の生活に於ける劃期的刷新に俟つところ多きを強調徹底せしむるの要あり、即ち個人主義的自由主義的生活態度の弊風を一掃し、清明にして質實なる國民的奉公的生活を建設し、生産消費兩面に互り、現下時局の國策に順應せる生活様式の再編成を爲すこと。

二 銃後後援の強化持續
長期建設下に於ける銃後後援は、更に組織的計畫的に強化持續し、物心兩面に互り之が萬全を期すること。

第三 實施方法
本新展開方策の實踐は、強力なる國民的組織内に於ける協同的、相互連帶的の關係に於てのみ其の効果を期待し得るを以て、方法に依り之が徹底を期すること。

イ 實踐網の整備擴充
地域的には町内會、部落會を單位とする實踐網を別項要綱に依り整備擴充すると共に、工場、鑛山等に於ける産業報國會、官公衛、學校、會社、商店等の團體に於ける實踐組織をも完備し、以て國策遂行の實踐單位たらしむること。

ロ 指導者養成並に指導網の確立
實踐網整備強化を期する爲には、之が啓發指導の任に當る指導者の養成施設こそ最も緊要なりとす、従つて之等指導者たるべき者の養成方策を講ずると共に、其の相互間に於ける組織の確立を計り、以て強力日本建設の推進力たらしむること。

ハ 青年並に婦人の實踐促進
東亞新秩序建設の長期性に鑑み、次代の擔當者たる青年層に對しては、國民精神總動員の趣旨に則り、之が訓育鍊成の徹底を期すると共に、家庭生活に於て重要な役割を擔ふ婦人の奮起協力を一層促進

すること。

ニ 一般啓發宣傳の徹底
時局の推移に即應し、常に一般に對する啓發宣傳につき一層の効果あらしむる様、適當なる方途を講ずること。

第四 實施上特に留意すべき事項
本運動の實施に當りては、特に左の諸點に付留意すること。

イ 眞に官民一體の實を擧げ飽迄明朗調達なる運動たらしむること。

ロ 本運動の展開に當りては地方の實情、運動の對象に即應し、充分實效あらしむる様配意すること。

實踐網整備要綱
國民精神總動員銃後後援の強化、物資物價の調整等、重要國策の趣旨を徹底し、併せて之が實踐機構たらしむると共に、自治の振興、經濟更生、其の他市町村民の公共的生活の強化向上に資せしむるため、大槪左の方式に依り、各市町村に町内會、

部落會を整備せんとす。

一 組織

- 1 町内會
都市及町村市街地に於て、左記に依り組織するものとす。
- イ 區域 行政區、町内、祭典區、衛生組合、火災豫防組合等の區域等、適當なる區域
- ロ 名稱 何々町内會等、適當なる名稱。
- ハ 會員及會長 區域内の全住民を以て會員とし、會長は會員中より市町村長之を委嘱す。
- ニ 下級組織 町内會の下に凡そ五戸乃至十戸を以て組織する組又は班を設け、組長又は班長を置くことを得。
- ホ 上級組織 都市に於ては適當なる地域毎に數町内會を以て組織する區會を設け、區會長を置き、市(町)と町内會との中間組織たらしむることを得。
- 2 部落會
農漁山村に於て、左記に依り組織するものとす。
- イ 區域 行政區、宇、農事

精神動員

實行組合の區域等適當なる區域。

ロ 名稱何々部落會等、適當なる名稱。

- ハ 會員及會長 區域内の全住民を以て會員とし、會長は會員中より町村長之を委嘱す。
- ニ 下級組織 部落會の下に凡そ五戸乃至十戸を以て組織する組又は班を設け、組長又は班長を置くことを得。
- 二 運營
1 市町村協議會の開催
各市町村に於ては市町村首腦者、學校長、官公衛長、各種團體長、町内會長、部落會長、其の他學識經驗ある者を以て市町村協議會を催し、其の市町村に於ける實施方針其の他を決定するものとす。
- 2 町内會又は部落例會(常會)の開催
町内會、部落會に於ては、毎月日を定めて例會(常會)を催し、諸般の通達、實踐事項の申合、其の他各種の協議を爲すものとす。
- 例會(常會)には各世帯主出席するを例とするも、必要に應じ主婦男女青年等の會合を催すものとす。
- 例會(常會)は町内會長、部落會長之を主催するも、市町村長、學校長(又は其の代理者)等は努めて之に出席し、指導を加ふるものとす。
- 3 町内會、部落會の實踐的活動
町内會、部落會の性質に鑑み、會員相互隣保協同の精神に則り、相扶共勵以て充分なる實踐的效果を擧ぐるに努むるものとす。
- 三 其他
1 町内會、部落會の組織は二三十戸より五六十戸の範圍に於て之を爲すを適當なりとす。
- 2 本要綱に合致する既設組織ある場合は、更めて町内會、部落會を設置する要なきも、右以外の既設の地域的團體は、町内會、部落會に統合するを理想とし、原則として既設團體の代用を認めず。
- 3 本要綱は全道に通ずる一

産業報國事業

昭和十五年一月に結成された北海道産業報國聯合會は、規約第四條及第五條に示す如く「皇國産業の本義に基き産業報國の實を擧ぐる爲産業報國會の指導連絡及其の共同目的の達成」を圖る爲の諸事業を行ふものにして、其の實施經營すべき事業は産業労働問題全部面に及び、廣汎にして且情勢の進展に應じ發展の事業目標を左の如く定られた。

一 産業報國精神の普及徹底
1 未設置工場、鑛山其の他事業場に於ける産業報國會設置勸奨
2 朝禮の實施普及
3 伊勢神宮並に宮城祈願遙

- 拜旅行の實施
- 4 産業報國に關する講演、講習會の開催
- 5 産業報國精神の普及徹底に關する印刷物の刊行及配布
- 6 産業報國強調週間の實施
- 7 殉職産業人の慰靈碑建設準備
- 二 産業報國運動指導者の養成
 - 1 産業報國會長並に役員の講習會の開催
 - 2 産業報國會運営及實踐體験募集發表
- 三 優良産業報國會及優良會員表彰
- 四 産業労働問題の調査研究
 - 1 産業報國會機構及運用の整備充實
 - 2 労働紛争議發生要因の探究と豫防對策
 - 3 産業報國會に於て經營すべき福利共濟事業の種類並其の經營方法
 - 4 労働者移動並に缺勤防止對策
 - 5 賃金制度
 - 6 作業能率増進
 - 7 見習工、技能者共同養成

- 8 綜合體育施設
- 五 生産力擴充其の他國策遂行への協力
 - 1 國民精神總動員への協力實踐申合督勵
 - 2 經濟統制への協力實踐申合
 - 3 生活刷新運動の徹底化
 - 4 資源愛護獎勵徹底化
 - 5 消費節約貯蓄獎勵徹底化
- 六 其他
 - 1 會旗及會員章の制定の研究
 - 2 産業報國道場建設企畫
 - 3 産業體育大會の助成
 - 4 勞務委員の依囑
 - 5 既存各種團體の統整合理研究

報德社の設立

報德道の要諦は、報德社の團體的協同組織に依り、一定事業の實踐を通じ、道徳經濟一元の徳化を成就するにありて、常時非常時を問はず、國民生活確立上極めて適切なものとされるが、本道に於ては、報德社の先

農事實行組合施設

第一 趣旨
 華國の理想實現の第一歩たる今次聖戰の完遂は、懸つて銃後國民の覺悟如何に存するも在るの秋、本道百萬農家は戰時食糧並に資材生産供出者としての重大責務を自覺し、

驅とも謂ふべき農事實行組合の著しき普及發達の實情に鑑み、且つは、當局獎勵の意を體し、農村地域に對しては同組合と報德社とを併立併進（又は同組合に報德部を設置）せしめ、兩々相俟ち相扶け、運営の妙を發揮し、兩者目的の完遂に資するの方針を以て、之が獎勵に努めたる結果、既に石狩、後志、上川管内に於て夫々好成績を挙げ、益々該施設の適切なるを確信し昭和十四年度内に於て更に全道に互り十數箇町村を選び、市町村內全農事實行組合（都市漁村並に市街地は適宜）をして、一齊に報德社を設立せしめ、精進實踐網、生活刷新班の實踐遂行上にも寄與するところがあつた。

第三 實行目標

△精神確立運動
 一 吾等の經營は皇國精神に基き、華國の理想を達成し、皇運の隆昌を翼賛するに在ることの信念を確立すること。
 二 和衷共同、各自の天分を發揮し、奉公報德の誠を全うすべき理想郷土の建設に努力すること。
 三 常會（例會）を重じ、會合を通じ相互の鍊磨に依り目的の達成を期すること。
 △生産擴充運動
 一 増産に關する事項
 米麥其の他重要農産物増

- 産上必要な耕種改善實施事項に關する制度（耕種改善規準方案）並に督勵委員等を活用し、農事實行組合戰時農業生産擴充計畫を樹立達成すること。
- 2 稗、玉蜀黍、大豆其の他飼糧作物の自給並に供出、増産計畫を樹立し、督勵委員を設け、之が完遂を圖ること。
- 3 荒地、休耕地を生ずる虞あるときは、共同耕作等に依り、飼糧及綠肥作物の栽培を爲し、不作付地防止方法を講ずると共に、積極的に未耕作地の開墾を爲し、割當作物消化の完壁を期すること。
- ロ 地方維持に關する事項
 一 堆厩肥増産の年度別計畫を樹て、督勵委員並に共勵制度に依り之が必成を期すること。
- 2 地方維持増進上必要な耕水、客土、深耕、秋耕等土地改良に依る共同作業方策を樹立實施すること。
- 3 堆厩肥場、尿溜の設置、草木灰の蒐集、綠肥增收及採

- 種増殖の目標を定め、之が自給に努力すること。
- ハ 勞力資材に關する事項
 一 生産資材（肥料、農具、種子、飼糧等）の要求並に配給は、増産と合致せしむること。
- 2 季節的勞力調整計畫を樹立し、組合内に於て調整し得ざるものある場合は、市町村の機關に諮ること。
- 3 生産維持及増産の重大性に鑑み、不作付地を出さざる様、共同耕作、勞力融通等に依り、適切なる措置を講ずること。
- 4 共同に依る動力、畜力、農機具の移動、借入、利用施設を徹底し、利用率の向上を期すること。
- 二 産駒、乳肉、毛皮に關する事項
 1 畜牛の改良、飼料の自給、確保を圖り、牛乳の維持増産に努むること。
- 2 實行組合の共同種付、放牧場の共同經營等を実施し、産駒の増産に務むること。

- 3 肉皮資源として牡牝の育成を爲すこと。
- 4 兎、綿羊、豚、鶏の維持増産を爲し、毛皮、肉卵の充實を期する事。
- △生産物供出運動
 一 食糧供出に關する事項
 1 消費節約に努め、就中、米穀の消費に對しては、混食代用食等の勵行に依り、消費地に對する供出を多からしむること。
- 2 次年新穀期迄の最少限度の所要量を組合員各個に付き調査し、余剩米、麥類其他に就き、供出し得る豫定數量調整を遂げ、當局應急の措置に便すること。
- 3 早場米地方に於ては、特に調製を急ぎ早期供出に應ずること。
- 4 新穀收穫と共に、供出實査を爲し、當局の要求に對し遺憾無きを期すること。
- 5 重要農林産物（木炭を含む）就中米穀、時局割當作物等の供出には、供出委員等を設け供出を全からしむること。

- △混食榮養運動
 如作地帯に關する事項
 1 如作地帯は前年消費飯米の四割減程度を目標として、主として他の自給食糧を以て完全榮養の攝取を爲すこと。
- 2 馬鈴薯、南瓜、蔬菜、山菜、根菜クローバー（乾草粉末）玉蜀黍、燕麥、裸麥、蕎麥、粟、稻黍等の利用部門を擴大し、部落内食糧自給計畫を樹て、相互融通の方法をも採用し、成るべく飯米不買の方針を協定し、戰時食糧の確保を期すること。
- 3 前項の節米實踐に當り、必要な榮養獻立合理的調理の徹底を爲すこと。
- 4 地方に適應する食糧作物の一齊増反をなし、榮養と節米の給源確保を期すること。
- 5 買置の米穀調を爲し、組合内相互融通等に依り、今後購入を差控ふること。
- ロ 水田地帯に關する事項
 1 水田地帯は雜穀（麥薯、芋類、豆類）玉蜀黍、蔬

菜類の混食又は代用食の徹底に依り、少くとも節米二割以上を目標に、戦時食糧確保を爲すこと。

2 七分搗米常用の徹底を期すること。

3 畦豆の播種並に食用化を一齊実施すること。

△国民貯蓄運動

1 国民貯蓄組合の未設置を一掃すること。

2 市町村及其他團體よりの割當ありたる額以上の協定をなし、貯蓄の勵行を爲すこと。

3 増産増収に依る収入は總て之を貯蓄に振向くる様、天引共勵の方法を講ずること。

4 實行組合の共同耕作、其他共同に依る収入、又は獎勵金等は成るべく國民貯蓄と爲すこと。

△勤勞奉仕運動

1 聖戰の意義を徹底し、勤勞奉仕の實行に努むること。

2 實行組合内勤勞奉仕班の活動に依り、應召軍人の農業經營並に生活を確保すること。

と。

3 前項經營確保上必要な場合は、市町村統後奉公會其他の關係團體と連絡し、援護に就き機宜の措置を講ずること。

五戸組の協同報國

全道農村の非常時打開に起ち上つた「北海道農業生産擴充五戸組協同報國運動」は北海道農業報國聯盟、道農會、産青聯、男女青年團の水も洩らさぬ指導陣に由つて著々その効果を擧げつゝあるのであるが、更に一段の飛躍を期し、次の如き行事を決定した。

一 協進會開催の件

さきに決定の「北海道農業生産擴充五戸組報國協進會規定」に依て協進會を開催し、優良團體又は五戸組を表彰するのであるが、出品資格は農事實行組合、産青聯支部、男女青年團支部等で一町村一點に限られ、町村關係團體の合議によつて選拔推薦し、更に地方關係團體を経て道農會に提出。

二 冬季共同作業強調週間

冬季共同作業強調週間は昭和十五年一月二十日より二十一日まで、強調事項は
共同修養 共同貯金
共同土地改良 家畜愛護
木炭集取 藁細工
共同設計
等であつた。

空閑地の利用

一 趣旨

今や我國は朝野を擧げて米の消費節約に、或は其の増産に努めつゝある現下の状況に鑑み、主として都市に於ける勤勞報國精神の發揚に依り、空閑地又は荒廢地を開發して、郷土食(代用食)用作物又は混食用作物を耕作し、以て戦時食糧の充實に寄與せんとす。

二 經營

經營は主として都市及市街地の男女青年團、商業青年會、各學校、婦人團體、町内會等が其の所屬團體員、生徒兒童

の勤勞奉仕に依り之に當ること。

三 利用土地

耕作地は都市及市街地内若は其の近郊の空閑地又は荒廢地にして、利用開發の容易なる私有地、國有地、公有地とし、主として地元市町村長之が幹旋に當ること。

四 作物の種類

馬鈴薯を最も適當とするも、土地其他の状況に依り已むを得ざる場合は玉蜀黍、麥、豆、蕎麥等を選定すること。

五 所要種子、肥料、資材等は經營者に於て調達すること。

六 生産物の處理

生産物は經營團體に於て本運動の趣旨に副ふ様、適宜處分すること。

七 指導監督機關

道廳各關係部課、支廳、市役所、町村役場は關係團體と協力して指導監督を爲すこと。

飼料資源開發

一 目的

標額は、全國目標百二十億圓(内譯國債消化資金六十億圓、生産擴充資金四十億圓)、購買力吸收二十億圓)に呼應すると共に、本道人口、生産額、租稅負擔其他を斟酌綜合して四億圓とし、各種金融機關別目標、支廳市町村別目標、各種團體別目標等の個別目標額を樹てしむるものとす。

第二 一般方針

1 貯蓄實行の爲には、此の際道民一般の戦時意識を徹底せしめ、更に一般の緊張を促し、生活費の切下消費節約に努めしむると共に、一層天引貯蓄を勵行すること。

2 貯蓄獎勵委員制度の運営に努め、之が一層の協力を求むるのみならず、各地方各層に於ける指導的立場に在る各種機關並に各種團體の協力を求むること。

3 町内會、部落會を貯蓄獎勵の機構として活用すること。

4 貯蓄増加の實效を擧ぐる爲には、各人の収入狀況資産

豫て報國運動の實踐に邁進し來れる全道青年團員をして、空地未墾地の急速なる開墾利用に挺身せしめ、飼料の積極的増産供給に寄與せしめんとす。

二 助成計畫

イ 助成金は勤勞及農具等開發施設を要する經費に對し之を交付す。

ロ 未利用地の開發に伴ふ道路、水路等の新設改良工事は附隨的のものに限り之を認む。

三 利用土地

イ 荒地又は不作地(一箇年以上作付せざる土地)にして利用開發の容易なる私有地等を努めて利用すること、土地使用條件に關しては、市町村長に於て然るべく配意をなし成る可く無償貸與又は低廉なる賃借料とすること。

ロ 公有地、學校敷地等に於て使用し得るものは努めて利用すること。

ハ 堤防敷地、工場建設豫定地、漁業用干場等にして、一

時的使用を許すものは利用すること、但し堤防敷地等の利用に付ては左の事項に付考慮すること。

一 立木地帯を避くること
二 地形は變更せざること、例へば堤防敷地内に圍堤等を築造せざること
三 萬一洪水の場合に於ても通水に支障なき作物を選定すること(牧草等は最も可)

四 名稱

開發耕作地には「何々青年團飼料資源開發報國畑」と名稱を附し、必ず標識を建つること

五 作物の種類

玉蜀黍、燕麥、ライ麥、大豆、稗を主とするも、都合に依りては牧草、稻黍、ルタバカ、家畜ビート、燕菁、馬鈴薯等を作付するも差支へなし

六 種子

種子は經營者に於て準備し耕作すること。

七 肥料

第一 貯蓄増加目標額

昭和十五年度本道貯蓄増加目標額

十五年度貯蓄

四億圓と決定す

状況等、能力に應じて能ふ限りの多額の貯蓄を行はしむるの方法を一層徹底すること。尚、消費の機会を捕捉して貯蓄を實行せしむるは貯蓄力に即應するを以て、生活必需品以外の物品を一定金額以上購入するが如き場合に於ては、其の機会に國債、貯蓄債券の購入其の他一定金額の貯蓄を爲さしむること。

の場合には、其の一部を國債貯蓄債券を以て支給し、各種表彰の副賞並に記念品の贈與等の場合にも、國債又は貯蓄債券を用ひる様勧奨すること。第三 特殊方策 1 都市及股販産業方面に於ける貯蓄徹底 都市時局産業關係工場及鑛山方面に對する貯蓄奨励に關しては、之等方面に於ける貯蓄實行狀況消費狀況に鑑み、特に政府資金撤布に伴ふ増加購買力吸収の見地より見て、一層之が強化を圖り、特に左の事項を實施すること。

2 農山漁村方面に於ける貯蓄奨励方法 農山漁村は生産物價格の騰貴、勞銀收入の増大に鑑み、此の方面に於ける流通資金の回收を策し、購買力を吸収し、以て低物價政策に協力せしむること。イ 農村水産關係團體等をして最大限度の貯蓄増加目標額を設定せしめ、極力之が實現を期せしむること。ロ 生産物共同販賣に際しては、責任者は値上りの全額若しは一定の部分を天引の方法に依り貯蓄を取纏め郵便貯金、産業組合預金等、組合に於て適當と認むる貯蓄方法に依り蓄積すること。

昭和十五年度に於ける本道貯蓄組合の貯蓄増加目標額を定め、之が達成に努むること。尚、各貯蓄組合に於ては、其の貯蓄率と組合員の生活狀況に即應し、同年度中達成すべき貯蓄額の目標を定め、其の實行に努むること。貯蓄組合の普及せざる方面に於ては町内會、部落會を單位とする組合を急速に普及する様努むること。

四億貯蓄の割當

百二十億國民貯蓄運動として、本道へは四億貯蓄の達成を割當てられたが、これは前年度(昭和十四年度)目標三億圓、実績三億二千萬圓に比して、著しい増額であるが、その割當は左の通り決定した。(括弧内は昭和十四年の目標) △郵便貯金 七千萬圓(五千萬圓) △簡易保險 二千萬圓(千六百萬圓) △郵便年金 二百萬圓(百萬圓)

△銀行預金 一億九千萬圓(一億三千萬圓) △信用組合貯金 三千九百萬圓(二千五百萬圓) △保險會社準備金 二千九百萬圓(二千五百萬圓) △無盡會社 一千萬圓(四百萬圓) △私人有價證券 五千萬圓(四千九百萬圓)

Table with columns for location (e.g., 渡島, 檜山, 後志, 石狩, 空知, 上川, 留萌, 日高, 室蘭, 十勝, 網走, 釧路, 根室, 市街地) and target amount (目標額).

Table with columns for location (e.g., 室蘭, 旭運, 釧運, 野運, 稚運, 札保, 函保, 室保, 旭保, 釧保, 野保, 名保, 保事, 苗工, 五工, 旭工, 釧工, 工場計) and savings rate (貯蓄率).

Table with columns for location (e.g., 南渡島, 北渡島, 後志, 日高, 釧路, 石狩, 空知, 上川, 西十勝, 東十勝, 釧路, 根室, 北見, 留萌, 稚内) and savings rate (貯蓄率).

精神動員

昭和十五年度の本道産業組合貯蓄増額は、産組貯蓄奨励委員會で三千五百萬圓に決定し、昭和十四年十二月末の貯蓄高八千八百十四萬六千七百四十四圓に對し、目標額は一億二千八百九十三萬四千四百圓(十六年三月末)であるが、これが割當に就いては、産組支會に於て、左の如く

支應別の割當額を決定した。 目標額 渡島 五、七九〇、七〇〇 檜山 二、三六、一〇〇 後志 八、三四、六〇〇 石狩 八、一四、三〇〇 空知 二、六、八三、六〇〇 上川 二、〇八、〇〇〇 留萌 二、五、一〇〇〇 日高 三、九一、〇〇〇 室蘭 三、三、七、四〇〇 十勝 三、三、七、四〇〇 網走 一、三、三、三、〇〇〇 釧路 一、七、五、七〇〇 根室 七、三、〇〇〇 市街地 二、三、四、二〇〇 札鐵所屬別貯金調 一、六、三、四、〇〇〇

地方別郵便貯金率 札鐵通信局管内、昭和十四年度の一人當り平均所得額は年百六十一圓で、このうち郵便貯金として貯蓄されたものは、一人平均二十四圓となつて居り、所得額に對する貯金は僅か一割四分に過ぎず、これを地方別に見ると次の如くである。

方面別貯蓄強化策 一 各會社、工場、鑛山は所定の率に依る貯蓄増加目標を決定し、且之が目標達成のため貯蓄増加計畫を樹立し、極力之が實現を圖るものとす。 二 目標決定の基準 當該會社、工場、鑛山に於て、昭和十五年中に支拂はるべき給料並に賃金賞與の豫定總額

を算出し、給料賃金に對しては二割五分、賞與に對しては二割五分を最低限度とする割合に該當する金額を以て貯蓄増加目標とすること、但し股販部門以外の會社、工場は、給料の賃金に對しては一割、賞與に對しては二割迄引下ぐることを得、又現在の貯蓄狀況が右の一定割合を越ゆる會社、工場、鑛山に對しては、其の貯蓄増加目標額は現在の貯蓄割合に依る金額以上とす。

三 貯蓄増加目標は重役、職員、勞務者を通じ、一箇年間に達成すべき金額とすること。

四 貯蓄増加目標額は、貯蓄額より引出額を控除せる純増加額とすること。

五 貯蓄額は獨り貯蓄組合に依る貯蓄のみならず、會社、工

場、鑛山内に於て行ふ總ての貯蓄を包含せしむるも、退職積立金、身元保證金、健康保險料等は之を除くこと、尙國債、貯蓄債券、報國債券の購入又は支給の會社、工場、鑛山に於て當該證券に付保管其の他換價防止のため適當なる方法を講じたる場合に限り、之を貯蓄額に算入すること。

六 貯蓄増加目標額を會社、工場、鑛山に於て如何なる標準に依り重役、職員、勞務者各人に配分し貯蓄せしむるやは、各會社、工場、鑛山の任意とするも、生計費指數の騰貴、家族手當支給の事情等を考慮し、一率に貯蓄強化する方法を避け、各人収入狀況、扶養家族多少等を斟酌したる現實の貯蓄力に應じ貯蓄額を配分する方法を執ること、而して特に事變前に比し増加せる所得或は獨身勞務者の一定額(例へば四十圓)以上の所得は、原則として全額貯蓄せしむる等の考慮を加ふること。

七 工場、鑛山の従後生活刷新

運動は、産業報國會を活用し一層之が普及徹底を圖り、此の方面より貯蓄額の増加を期すること。

八 貯蓄の充實を求むる一方、一層の教養施設健全なる娛樂施設等の整備擴充、不時の必要に備ふる資金貸付制度の創設をなすこと。

九 以上の諸方策に依り貯蓄増加に努むる一面、最近に於ける物資不足、物價騰貴の狀況に鑑み、従業員及其の家族の生活指導生活必需品の斡旋等を実施し、従業員に對しては物價騰貴に依る困難ありとするも、其の困難を克して貯蓄増加に努むるに非ざれば、物價は益騰貴し、國民生活を愈困難ならしめ、延いては聖戰の遂行に支障を來さしむる虞ある所以を充分徹底せしむること。

第一 公共團體
公共團體其他各種團體の基金若くは資金は、出來得る限り國債を以て保存し、共濟組合等に在りても、經費の節約運用豫定利率の引下げ等の方法を講じ、以て國債保有額の増加を圖らしむること。

第二 金融機關
諸金融機關に於ては、一般に貯蓄及預金の利率平準化を更に徹底し、且經營の合理化を促進する等の方法を講じ、出來得る限り國債に投資せしむること。

第三 其他一般
國民貯蓄獎勵運動に依り、公衆其他の國債消化を圖りつつあるも、尙左に依り其の徹底を期すること。

イ 個人關係
1 一般公衆特に資産階級及最近所得の増大したる者に對し、極力國債の購入を勸奨すること
2 賞與又は退職手當等の國債支給及金賣却代金に依る國債購入を一層徹底せしむること
3 各種保險金、恩給、退職料其他之に類する収入ありたる場合は、餘裕ある限り之

を國債に投資せしむる様、適當の措置を講ずること

4 地方公共團體等の用地其他の不動産買収の際等には其の代金受領者をして、可及的國債に投資せしむること

5 公共團體其他各種團體の行ふ表彰に際し、金品を授與するときは、一層國債の利用を徹底せしむること

6 信用組合又は金融組合等に於ける國債購入貯金の如き施設を、更に普及せしむること

7 貯蓄組合貯蓄額は可成國債に振向けしめること(此の場合組合に於て郵便局或は日本勸業銀行保管方委託のこと)

8 一般公衆の購入したる國債を賣却せしめざる様、極力之が阻止を圖ること、特に國債の登録制度又は郵便局に於ける保管制度の周知徹底を圖ること

9 國債保有者の無知に乘じ、不當なる安値にて之を買入る業者の取締に付ては、

今後更に之が徹底を圖ること

10 一般公衆が購入せる國債を直接支拂の具に供へ、又は國債を以て代金に代用する旨の販賣廣告を爲すが如きことなき様、之が防止策を構ずること

ロ 神社、寺院、其他公益法人關係
神社、寺院其他公益法人(社團又は財團)の基金又は資金は、可及的國債に運用せしむること

ハ 一般事業會社關係
一般事業會社に於ても、資金に餘裕のあるものは可成、國債投資を爲す様、又退職積立金等は出來得る限り國債に運用せしむる様勸奨すること

補給金で國債購入
臨時地方財政補給金の趣旨徹底に關して、本制度實施以來、殊に國民精神總動員運動と相俟つて盡力し來りたる所なるも、事變下國民貯蓄の徹底を圖り、國債の一般民間消化を一層増加せしむるの要あるとき、本制度を活用し、昭和十

入額	補給金 入額
石狩	一四、四三・五
渡島	二二、一五・五
檜山	一〇、三六・〇
後志	一九、三六・五
空知	三四、五七・〇
上川	二七、四二・〇
留萌	八六、四八・五
宗谷	一四六、四七・五
網走	二七三、六四・五
膽振	七五、四七・五
日高	八三、一七・〇
十勝	三六、三六・〇
釧路國	六四、九六・〇
根室	四四、二六・〇
計	二、七、九七・五
札幌市	六四、五八・五
函館市	三六、八四・五
小樽市	二二、五九・〇
旭川市	四〇、〇三・〇

室蘭市 一、八五・五
釧路市 一七、二〇・〇
帶廣市 一八、四七・〇
計 二〇〇、六三・〇
合 計 二、三、七三、五九・〇

賞與國債支給勸誘
趣旨
賞與に對する高率貯蓄の實現を圖り、一面國債及貯蓄債券の消化に寄與する爲、銀行、會社、工場、鑛山各種團體等に於ては、昭和十五年上期末支給すべき賞與、期末手當等の内、能ふ限り多額を支那事變國債又は貯蓄債券を以て支給するやうにした。

二 支給標準
イ 國債又は貯蓄債券を以て支給すべき金額は、左記割合を最低限度とし、各自の貯蓄能力に應じ、能ふ限り多額を國債又は貯蓄債券を以て支給すること。

賞與、期末手當、臨時手當、國債、貯蓄債券支給割合
等金額 一割相當以上
百圓以下 一割五分同
二百五十圓以下 一割五分同

酒いよ番一



余市酒造株式會社

社長 阿部鶴松

余市町

鐵道省指定貨物取扱
積丹半島連絡運輸

通 株式會社 余市運送社

社長 阿部鶴松

電話一三・二四八・六八番
自動車部 一一三番
濱余市出張所 二六三番

表

彰

銃後の善行者

銃後後援強化週間
十四年十月三日

銃後後援善行者

千歳郡千歳村字ホロカ

小學校代用教員

今倉トモエ(三八)

農業に従事したことなく全く刈取作業等の経験なき爲め昭和十二年八月偶々夏作物刈取繁忙を極めつつあるを見先づ自宅附近に於て毎朝燕麥等の刈取を夫と共に練習し漸く修練を積み爾來今日に至る迄三ヶ年、春、夏、秋軍人家族の手不足なる家庭に對し手辨當にて早朝より手傳先の家族と同様全く暗くなる迄勞力奉仕を爲しつあり。又家庭に在りては老母に對する孝養は勿論四人の母として子女の養育に努めて遺憾の點なし
札幌郡札幌村字丘珠

表 彰

農業 渡邊 政盛(四八)

大農を嘗み自家より現役軍人を出し家業に追はれつつあるにも拘らず銃公奉公會實行班長として全部落民を動員し軍人遺家族の耕作、除草收穫に全力を盡し之等家庭をして従前に比し良好の成績を挙げしめつつあり又毎月一回は班内の遺家族を訪問し慰問すると同時に家庭状況を調査して家族に少しの不便を爲さしめざる様努むる外農閑の折には神社に部落民の參集を求め武運長久の祈願を行ひ更に前線勇士に對する慰問文、慰問品發送を爲す等全部落一丸となつて銃後後援の完璧を期しつあり
虻田郡狩太村字富士見
裁縫教師 服部靜江(三四)
今次事變勃發するや女子青年の正しき時局認識と其の使命に邁進せしむべく講演會を開催して之が指導に當り又出征兵の歡送

迎には風雪を厭はず自ら陣頭に立つて指揮に當り或は銃後奉公會の御守袋、禪の製作は自ら之を引受て奉仕する外傷病兵の通過都度花束を贈りて慰問に努め或は廢品回収は毎月一回必ず實行し時には吹雪を冒して敢然街頭に奮闘する等常に自踐窮行よく女子青年を指導し銃後後援に貢獻しつあり

虻田郡留壽都村字豊岡

農業 林 始(六〇)

日露戦役の勇士にて平戦兩時共に銃後後援に對し熱心なり。事變發生以來特に部落民の統制強化を圖り農業生産力の擴充及銃後後援に獻身的努力を爲しつあり。出征軍人の壯行慰問には動員都度家事を抛つて部落は勿論全村に亘り鼓舞激勵し銃後便りに付ては特に努むる等其の愛國の至情は村民は勿論出征軍人を激勵しつあり
空知郡音江村字音江原野
精神治療師 加納 寅吉(七五)
銃後後援事業には特に熱心にして村内出征軍人の家庭全戸に對

し三回に亘り二圓より三圓の見舞金を贈呈して慰問に努むる外銃後奉公會に對する寄附等多額の出捐を爲せり又奉告祭並に出征軍人の歡送迎には、必ず家族を出席せしむる等銃後後援に盡しつあり
空知郡岩見澤町元町
商業 庄野雪次郎(六三)
銃後後援の爲には自己の職業を抛つて盡瘁し特に傷痍軍人の身上を深く勞り病院に入院中の傷病兵を見舞ひて座談會を開き其の意見を聴き銃後後援の參考となし又は自らの思の儘を書き連ねて病室に掲げて鼓舞激勵する等常に傷痍軍人の精神指導に努めつつあり
上川郡愛別村字伊香牛
運搬業 栗山 虎雄(三八)
同部落内の某は人命を奉じ出征せるに妻女は間もなく病氣となり十三歳を頭に三人の子女を擁し其の日の生活は勿論醫藥費に窮する實情なれば妻女は銃後奉公會にて入院治療せしめたるも子女を託する親戚もなく困却し居るを見て之を引取り養育せり

然るに妻女は百方醫療の效もな
く遂に永眠するに及び萬端の世
話を爲し莊嚴盛大なる葬儀を執
行し引續き子供の養育に當り村
當局の養育料を固辭し或時は病
氣に罹りたる幼児を連れて數度
旭川市にて治療を受けしめ家族
全員の慈愛の看護に依り全治せ
しむる等親身も及ばぬ慈愛を以
て子供を養育し昭和十四年八月
五日無事歸還せる某に引渡した
り

空知郡南富良野村字幾寅市
街地

商業 鋤柄 初藏(七〇)
事變勃發と共に家業を家人に委
せ専心銃後奉公會の設立に寄附
金の募集、銃後援趣旨の徹底
に全力を盡し銃後奉公會の収入
は豫算額以上に達し事業遂行上
何等支障なきは其の努力による
こと大なり又區内の出征軍人家
族に對しては恰も我子を勞る様
に早朝各家庭を訪問し病人はな
いか、勞力は不足して居らぬか
と總てに意を配り出征兵に後顧
の憂なからしむる様若人は戦線
に、吾等は銃後にの信念の下に

銃後強化に全力を傾注しつつあ
り

苦前郡天賣村
醫師 鈴木 醇三(六〇)

常に軍人遺族家族の無料診療に
努むる外慰問慰藉に心を盡し又
國防獻金或は銃後奉公會に幾多
の寄附を爲す等常に銃後援に
努めつつあり

宗谷郡稚内町字北濱通
無職 寺江 みつ(五八)

愛國婦人會幹事にして銃後援
事業は自ら計畫し會員を糾合し
出征勇士の歡送迎に、慰問袋の
蒐集、廢品の回収に時には私財
を投じて之が實行に當りつつあ
り殊に稚内町は北鎮の要地に當
り利尻、禮文兩島並に樺太方面
よりの出征將兵、歸還軍人、或
は英靈の通過は殆んど一日も缺
くことなく時には一日四、五回
に及ぶことあるも其の都度供
物、茶葉、生花等を携へて率先
之が送迎に當りつつあり

宗谷郡稚内町字北濱通
商業 高林吉太郎(五九)

銃後奉公會中央班長にして事變
勃發するや區内軍人家族を月數

回到互り慰問する等家族の援護
に努力し更に銃後奉公會相談所
の商業奉仕委員として軍人家族
の商業者を指導し商品の斡旋に
努めて之等家庭を護り更に又出
征軍人の歡送迎は勿論、樺太及
利尻、禮文等の出征軍人の歡送
迎にも晴雨に拘らず出席する等
銃後援に對する熱意は其の班
をして模範的活動を爲さしめつ
つあり

斜里郡斜里町字上斜里市街
醫師 山田 一(四八)

銃後援事業には夫妻揃つて協
力し私財を投ずること一切なら
ず常に「時間的に恵まれざる境
遇なれば物質を以て銃後の務を
果す」の信條を以て行動しつつ
あり。即ち愛馬獻納人參の耕作
には地代を引受け軍人家族の勞
力奉仕班には必ず出場して一回
十圓乃至二十圓を茶葉代として
負擔、或は軍人家族の患者には
殆んど無料にて醫療に當り或は
町全般の軍人家族を經て戦線の
勇士に慰問新聞を贈り更に又歲
末には市街地軍人家族全戸に蜜

柑を贈りて慰問に努むる等常に
銃後援に盡しつつあり

網走郡網走町北六條西一丁
産婆 福井 とき(六〇)

事變勃發するや老軀を捉げ風雪
寒暑を厭はず率先勇士の歡送迎
に又遺族家族の慰問慰藉に寧日
なく其の活動壯者を凌ぐものあ
り或は應召農家の勞力奉仕に參
加勤勞する等常に銃後の人々を
誘導し銃後援に貢献しつつあ
り

新冠郡新冠村大字高江村
海産物仲買商

常に部落の指導者として生業の
余暇誠意を以て部落民の爲活動
しつつありたるに今次事變勃發
するや深く時局を認識し銃後奉
公會實行班長として勇士の歡送
迎に或は遺族、家族の援護に勤
勞奉仕班の指導者として獻身的
活動を爲しつつあり

二、軍人の遺族家族善行者
札幌郡豊平町大字月寒
鮮魚商 渡邊 モト(三七)

夫戦死せるも聊も屈することな

く女手にて刻苦奮闘克く家業を
維持し十二歳を頭に五人の子女
の養育に努力しつつあり

岩内郡小澤村字シマツケナ
イ

國富鎮山雜役夫
西村 サキ(三五)

夫は國富鎮山の従業員にして事
變勃發直後勇躍出動せり、留守
宅には十三歳の長女を頭に七名
の子女あり平常にても裕ならざ
る家計を維持する爲鎮山雜役夫
として鎮山より支給せらるる夫
の手當と自己の収入を以てよく
家計を整へ子女の養育に努め余
暇を割きては夫に激勵文を送り
て後顧の憂なからしめつつあり

農業 米村ウメノ(三三)

父は六十八歳の高齢に達し活動
意の如くならず本人並に弟はよ
く父を助けて家業に精勵し貧困
なるも家計を維持し來れり。然
るに弟は事變勃發直後應召し働
手を失ひたる一家は忽ち生活困
難に陥りたるも村當局の再度の
軍事扶助の勸奨も固辭し父を勵
まし寢食を忘れて家業に精勵し

農業 米村ウメノ(三三)

家計を維持し來れり
虻田郡東俱知安村市街地
日傭業 本間 サフ(六五)

一家の柱石たる息子が抜群の功
績を残して壯烈なる名譽の戦死
を遂げて間もなく嫁は九歳を頭
に三人の幼児を残して頓死す然
るに此の重ねの出来事にも
拘らず男勝りの老母の意思は益
々強固になり日夜賃仕事に精勵
して家計を維持し幼き孫達の養
育に全力を盡しつつあり

農業 岡部 いと(四八)

昭和六年夫急死するや子女九人
を残され加へて當時相當の負債
を有し女手一つにて家業を繼續
すること能はずと近親者相談し
土地の賣却、子女を奉公に出す
等勸告せるも家業の繼續を決意
して應ぜず爾來不眠不休身を粉
にして家業に精勵、子女の教育
に努めたり。事變勃發直後長男
は應召更に其後次男は現役とし
て入營し全く男手なく眞に苦難
に遭遇したれば銃後奉公會より
勞力奉仕を申込むも固辭して受
けず息子の御奉公を喜び乍ら家

業維持に普通通り涙ぐまじき活動
を爲しつつあり

夕張郡角田村字鳩山
無職 矢口トメヨ(四八)

長男正は今次事變に従軍中壯烈
無比なる戦死を遂げたるも毫も
悲嘆することなく寧ろ一家一門
の榮譽之に過ぐるものなしと欣
然左の二首を詠じ只管愛兒の冥
福を祈ると共に一層各方面の銃
後援事業に熱心に努力しつつ
あり

かしこしや
君に召されて雄々しくも
みたてとなりし
父のうれしき
身はくちて
若むすまでも大陸の
平和を守れ
友の武運も

苦前郡苦前村字苦前原野
農業 太田 實(二〇)

父應召後母を助け弟妹を勵まし
て田三町歩、畑四町歩の耕作に
従事再三に亘る部落勞力奉仕班
の援助の申出も斷り却つて他の
應召家族に援助することも度々
にして早朝より夜遅く迄活動を

農業 太田 實(二〇)

續け父に代りて完全に家業を維
持しつつあり
斜里郡小清水村大字止別村
字札鶴
農業 大矢田 兼(六四)

長男、次男は共に軍隊に在りて
妻及子女二名を相手に農耕に従
事しつつあり本年は天候關係に
て各家庭とも若干仕事は遅れた
るを以て勞力奉仕班が援助に出
働せるに「近時軍人の家族は部
落の手助を受くる事は兵役の代
償の如く考へ居る觀ありて誠に
残念に想ふ自分の家の如きは現
在の人員を以て從來より朝夕一
時間宛多く就勞せば長男次男の
勞働力は補はるる筈である三年
後には三男も國家に捧げる身體
なれば今から他の手助を受くる
様では家族に依頼心を生ぜしむ
る虞があるので切角の御志です
が御斷り致したい」と申述べ之
を受けざるのみならず却て同部
落中の應召農家の一家庭に對し
常に娘をして手傳はしめつつあ
り

農業 清瀬キヨノ(三五)

勇拂郡穂別村字中ホベツ

事變勃發直後夫を戦線に送り六十八歳の老母に孝養を爲しつ

郵便集配手 高橋をり江(一六)

夫は應召北支に於て活躍中名譽の戦死を遂げたり本人は十一歳

農業 前田ミサオ(三三)

夫は應召北支に於て活躍中名譽の戦死を遂げたり本人は十一歳

を樹て女手一人にて耕作し而も優良の成績を挙げつつあり又子

農業 小泉 あき(五四)

夫は應召し一家の働き手を取られたるにも不拘家業を維持し五

雜貨商 田村 けい(三六)

夫は應召し一家の働き手を取られたるにも不拘家業を維持し五

若くして夫に死別し爾來女の細腕にて一家を支へ子女の養育に

農業 石田 マノ(五七)

事變勃發直後夫出征するや直ちに豊かならざる家計を維持する

石川美津野(三四)

事變勃發直後夫出征するや直ちに豊かならざる家計を維持する

行商意の如くならざる時は薪切をして賃銀を得る等常に其の精

農業 和田 まほ(六三)

一人息子に名譽の召集下りたれば不具の娘を相手に減作するこ

夕張郡田村

事變勃發するや應召將兵の壯行會計畫に或は歸還軍人の歡迎に

つあり

斜里郡斜里町大字斜里村

農事實行組合長、部落區長として日露戦役の體驗を基礎として

帝國水難救濟會

在在り乍ら一方公職に在りては寢食を忘れ其の職に盡瘁す亦江

入選の篤行勤勞者

勤勞者教育中央會

兵役免除となりたる後精勵業を營み孜孜として怠ることなく家

つあり

在在り乍ら一方公職に在りては寢食を忘れ其の職に盡瘁す亦江

差軍友會長に當選するや自己を犠牲に一般會員を指導統率し會

五十周年記念表彰

勤續四十年餘の永きに亘り至誠一貫精勵恪勤今日七十六歳にし

大日本麥酒株式會社

右は資性温厚にして篤實精勵、思想堅實克く上司の命令を遵奉

右は明治四十一年三月大日本麥

員の模範たるものなり

苗穂鐵道工場鑄物職場

船渡 志乃

明治二十九年生

五稜郭鐵道工場

菅野 はる

明治十七年生

小樽築港鐵道檢車區札

幌支區

吉田 とめ

明治二十一年生

右は執れも永年札幌鐵道局管内に職を奉じ職務に忠實眞摯精勵にして同僚の融和圓滿を計り業務の向上に力を致す公私生活ともに善良卓抜にして洵に衆庶の範たり

殖民軌道の現業員

昭和十四年十二月

北海道廳表彰

(保線手)根室線中標津停留場澤藤清次郎、藻琴線藻琴停留場堀江幸三郎、幌別線幌別停留場中塚龜松、枝幸線幌別停留場秋津龜傳、居邊線高島停留場林形庄七(機關手)枝幸線幌別停留場加藤良三(換車手)枝幸線幌別停留場齋藤良三(車掌)枝幸線幌別停留

留場牛島正三

大日本青年團文書

教育表彰(十四年)

一 支廳市聯合青年團の部

十勝聯合青年團

二 町村青年團の部

石狩支廳新篠津村青年團

檜山 東瀬村聯合青年團

後志 狩太村聯合青年團

空知 赤平村青年團

上川 鷹栖村聯合青年團

留萌 遠別村聯合青年團

宗谷 鬼脇村聯合青年團

網走 瀧ノ上村聯合青年團

膽振 幌別村青年團

日高 萩伏村青年團

十勝 芽室村青年團

釧路國 弟子屈村青年團

札幌 苗穂鐵道工場青年團

旭川 近文青年團

帶廣 北辰青年團

三 個人の部

石狩 新篠津村青年團

副團長 背戸 直記

千歲村青年團

幹事 高橋 爲次

渡島 江差町青年團

第二支部長 三橋 二三

福島村聯合青年團

福島分團理事 島本 啓一

檜山 奥尻村青年團菰淵青年團

團長 坂本源次郎

厚澤部村青年團俄虫支部

支部長 關川 正三

後志 眞狩別村青年團

農事部長 鈴木 克己

空知 妹背牛村青年團

團長 井口喜一郎

月形村青年團

書記 萬谷 治一

留萌 天鹽聯合青年團

幹事 祐川 芳雄

網走 瀧ノ上村聯合青年團

幹事 遠間 榮治

膽振 苫小牧町女子青年團

團長 小石川 良

日高 萩伏村青年團

幹事 小泉 一郎

門別村青年團

書記 小島 盛

十勝 芽室村青年團

幹事 加藤 藤太

釧路國 弟子屈村青年團

昭榮分團長 佐藤 勇

副團長 辻岡 正雄

帶廣 帶廣青年團

辨論部長 有澤 清

明星青年團

團長 河合 清

二十年以上の村長

十五年一月廿六日

全國町村長會

空知郡南富良野村

村長 木造 右衛

留萌郡小平藥村

村長 林 利作

虻田郡豊浦村

村長 齋藤 益之

慶福會の表彰一人

十五年二月十一日

函館慈惠院總務部長

久保田權五郎

德行者九名

十五年二月十一日

北海道廳長官表彰

函館市 島山 清

資性温順にして操志堅く、幼少父母を喪ひ、函館市田代家に仕ふ、雇主病歿して主家の困窮するや身は職工となり勤勉力行、主家の生計を扶けて遺兒の養護

に努む、其の志行を渝へざること既に十有五年、洵に奇特とす

龜田郡戸井村

吉田 ちや

資性温順克く婦道を守り、夫歿後父祖の業を繼ぎて困苦の内に六兒を養育し、専心家政を整へて家運の挽回に努む、其の志行を渝へざること二十有三年、其の篤行洵に奇特とす

龜田郡錢龜澤村

松田 カシ

資性温順、夫歿後遺兒七名を擁し、克く困窮に耐へ、家運の興隆子女の撫育に力め、志行を渝へざること二十有三年、其の篤行洵に奇特とす

上磯郡木古内村

工藤 藤吉

性善良醇朴、幼少より養父母に事へて孝悌至厚、近隣に對し亦慈愛仁俠の心篤く、黙々陰徳を積むこと多年、其の篤行洵に奇特とす

空知郡山部村

用川 ちい

資性温和、克く婦道を竭し、農耕に勵む、夫歿するや貧窶に處

表 彰

して屈せず、艱難を凌ぎ遺兒を撫育し、家政を整へ、志行を渝へざること二十有餘年、洵に奇特とす

虻田郡狩太村

山崎セチ子

資性温良、父母に仕へて孝養懈らず、父を喪ふや織手克く一家を擔ひて弟妹を起しめ、以て婦道を全うす、其の篤行洵に奇特とす

奥尻郡奥尻村

林 イサ

資性温良醇朴、歸嫁以來勤勉克く夫を扶く、夫病歿するや貧窶の中に織手を以て家計を支持し、克く姑に仕へて孝養を盡し、子女の養育に努め、以て家運を挽回す、其の志行を渝へざること十有五年、洵に奇特とす

樺戸郡月形村

黒宮 とみ

資性温順にして貞節、夫を助けて開墾に努む、夫歿後困窮の中に遺兒を擁して農耕に勵み、専心家運の挽回を圖る、其の篤行洵に奇特とす

釧路市 森山 ミワ

資性温良勤勉にして家業に勵み、起居不自由の夫に仕へて貞節を守り、幼兒を撫育して終始渝らず、其の篤行洵に奇特とす

少年教護の功勞者

十五年二月十一日

大日本少年教護會

△財團法人家庭學校社名淵分校

教師 寺山好(遠輕)

△少年教護委員 南野三郎(小樽)

統計功勞六從事員

十五年二月十一日

農林大臣の表彰者

釧路市書記 田中 善治

猿拂村調査員 村松 義重

上士幌村調査員 丹羽 敏夫

三石村調査員 東川 彦四

長沼村調査員 阪 正太郎

遠別村調査員 堀川 潜龍

統計事務の功勞者

十五年二月十一日

北海道廳長官表彰

△市町村吏員

厚田村書記 文字秀太郎

風連村書記 十川 勳

利別村書記 柳 太一

穂別村書記補 中村正七郎

厚岸町書記 喜島 賢吾

石狩支廳管内二四名

札幌村 山本 豊信

篠路村 上杉 渡

同 似村 三浦 惠藏

同 同 後藤 則正

同 同 宮本 順作

同 同 佐々木 繁

同 同 正木 利明

同 同 土門 一太郎

同 同 淺野 寅吉

同 同 白鳥 龜吉

同 同 廣島 中川 義政

同 同 江別 間野 辰藏

同 同 當別 久保 泰次郎

同 同 同 平本 相吾

同 同 同 長谷川 榮吉

同 同 同 谷口 清作

同 同 同 黒壁 權太郎

同 同 同 久木 重治

同 同 同 東 初太郎

同 同 同 横山 孫一

同 同 同 八木澤重太郎

同 同 同 山下 定次郎

同 同 同 千歲村 福岡 守

同 同 同 同 橋爪 孝雄

同 同 同 空知支廳管内 一三名

一四三

表彰

長、出足平草本組合長
△俱知安 赤石小倉伍長、同山
△檜山 中須田金子伍長、向突
符中村元伍長、上古丹川端組
合長、平田内齋藤伍長、蚊柱
石山伍長
△函館 豊田津田組合長、若松
木野田副組合長、豊田南川伍
長、日進第二本田組合長
△天鹽 雄信内見延組合長、福
永佐々木組合長、雄信内今野
副組合長、豊富森副組合長
△稚内 美也頃安田伍長
△遠輕 計呂地長屋組合長、上
和訓邊田村組合長、同谷内伍
長
△野付牛 幌内高橋組合長、上
武華金山伍長
△蔭別 本別村第四部我妻副組
合長
△帶廣 新得西小松副組合長、
上佐幌上區植田伍長
△釧路 庶路松川組合長、中チ
ヤンベツ成田副組合長、幌呂
伊藤副組合長、上庶路管野伍
長、塘路高村伍長
△根室 長節工藤組合長、温根

沼佐々木伍長、同倉谷伍長、
崎無異佐々木組合長、川北山
木伍長
△林業試験場 大澤吉村組合
長、上中ノ澤間野組合長、大
澤獅子原組合長、野幌長谷川
元組合長
△福山森林事務所管内 木ノ子
佐藤組合長
△岩見澤 上赤平萬井組合長、
中赤平中村元組合長
△留萌 秀浦船切組合長
△興部 興部林川組合長
△浦河 新様似早坂副組合長、
冬島山本元組合長
道路工夫土木組合
十五年二月十一日
北海道廳長官表彰
△道路工夫
札幌現業所 福島留吉(五四)
勤務年限二十二年
函館同 龍澤小吉(四八)勤務
年限二十六年
網走同 佐々木健治(四五)勤
務年限二十二年
△土木關係組合
狩太村道路保護組合
本別町河川保護組合

神龍土功組合
優良町村青年團
十五年二月十一日
北海道廳長官表彰
石狩郡 當別青年團
雨龍郡 妹背牛村青年團
虻田郡 洞爺村聯合青年團
河東郡 上士幌村青年團
網走郡 網走町聯合青年團
紋別郡 西興部村聯合青年團
苦前郡 天賣村青年團
天鹽郡 遠別村聯合青年團
旭川市 大有青年團
家畜保險の功勞者
十五年二月十一日
農林大臣表彰
△家畜保險功勞者
帶廣市 富永 全
網走町 高屋 賛四郎
△優良家畜保險組合
帶廣市 十勝家畜保險組合
△家畜保險の小團體施設に功績
ある町村、町村農會、其他團
體
紋別郡 生田原村
上川郡 清水町
中川郡 池田町
北海道廳長官表彰

一四六

△組合 北見家畜保險組合
△町村 訓子府村 角田村
漆別村 新藤津村
芽室村 俱知安町
比布村
日本園藝會て表彰
十五年二月十一日
蔬菜栽培及加工功勞者
岩内町 下田 喜久三
園藝一般改良發達功勞者
大野村 藤田 市五郎
北海道河川愛護會
十五年三月廿一日
△河川保護組合表彰順位
上湧別河川保護組合(網走)
岩見澤町幌向川(空知)美
唄町美唄川(同)神樂村同
(上川)遠別村同(留萌)芽室
村同(十勝)大正村同(同)
比布村同(上川)中川村同(同)
永山村同(同)余市町同(後
志)大江村同(同)喜茂別村
(同)苦前村同(留萌)羽幌
川同(同)留萌川同(同)留
邊藥町同(網走)新十津川同
(空知)幕別村同(十勝)八
垂別同(石狩)浦河町幌別川
左岸保護組合(日高)同町同

表彰

川右岸同(同)廳立瀧川中學
校、藤高等女學校
△聖旨奉體第三回河川清掃作業
成績表彰
札幌村河川保護組合(石狩)
惠庭村同(同)白石村同(同)
千歲村同(同)江別町同(同)
八雲町(渡島)小島村同(同)八
雲町鷲ノ巢河川保護組合(同)
森町上濁川同(同)江差町河
川道路保護組合(檜山)泊村
河川保護組合(同)狩太村同
(後志)南尻別村同(同)喜
茂別村同(同)歌志内村(空
知)角田村同(同)夕張町同
(同)長沼村同(同)栗澤村
同(同)赤平村同(同)北龍
村同(同)雨龍村同(同)瀧
川町同(同)神居村同(上川)
南富良野村同(同)東川村同
(同)當麻村同(同)上士別
村同(同)釧淵村同(同)和
寒村同(同)野付牛町同(網
走)下湧別村同(同)遠輕町
同(同)紋別町同(同)枝幸
村同(宗谷)頓別村同(同)
中頓別村同(同)歌登村(同)
安平村同(膽振)苦小牧同

(同)長流同(同)穂別村同
(同)伊達町同(同)厚真村
同(同)獲伏村同(日高)靜
内町同(同)平取村同(同)
鹿追村同(同)音更村同(同)
浦幌村同(同)士幌村同(同)
川西村同(同)鶴居村同(釧
路)鳥取村穩根平同(同)
弟子屈村札友内同(同)磯分
内同(同)標津村同(根室)
別海村同(同)羅臼村同(同)
紗那村同(同)幌延村同(留
萌)増毛同(同)天鹽町同
(同)初山別村同(同)札幌
市同、帶廣市同、札幌第二高
等小學校、札幌商業學校、札
幌光星商業學校
優秀農村を顯彰
十五年四月三日
農業報國聯盟表彰△全國賞
(農林大臣賞)東瀬棚村豊岡
農實組合
△道府縣賞(町村)虻田郡留
壽都村(同)空知郡中富良野
村(部落)釧淵村日ノ出農實
組合(個人)美瑛村農會技手
奥村光信(同)興部村農會技

手川村義勇
北海道支部表彰(町村)日
高三石村外二村(部落)後志
小澤村九號農實組合外一組合
(個人)上川郡士別町書記本
郷勝己外九名
三 五戸組報國協進會表彰 十
三郡農會一市農會管内六十八
組合
優良産組と功勞者
十五年四月三日の
全國産業組合大會
昭和十五年度第二十五回功勞章
贈進者地方推薦
紅綬功勞章
北海道 佐藤 善七(經營)
綠綬功勞章
北海道 辻村 高藏(經營)
同 森 正男(普及)
第三十一次普通表彰組合
北海道
保證責任栗澤信用購買販賣利
用組合
軍馬獻納へ感謝狀
十五年四月七日
師團獸醫部から
中谷芳太郎(鷹栖村)河合市三
郎(栗澤村)箱崎正次郎(同)

一四七

關根貞介(幌向村)石田金藏(増
毛町)小野寺久右衛門(南富良
野村)奥野小四郎(帶廣市)田
村条吉(池田町)大野精七(札
幌市)坂本儀助(美唄町)池田
與吉(岩見澤町)松岡嘉都治(留
邊藥町)吉田權太郎(安平村)
高橋鶴治(小清水村)神八三郎
(釧路市)横石房次郎(雄武村)
佐藤寛(岩見澤町)後藤忠太(妹
背牛村)鳴海平太(江差町)北
原忠與内(長沼村)谷虎五郎(網
走町)酒井佐一(上湧別村)伊
藤政信(富良野町)御村長太郎
(室蘭市)湯本吉三郎(佐呂間
村)吉原榮作(狩太村)瀧本瑞
龍(枝幸村)山川儀平(瀧ノ上
村)吉川嘉平(門別村)金澤市
之亟(知内村)
第七回通信記念式
十五年四月二十日
△業務監察成績良好で札幌通信
局長から表彰された
優良三等局
大洞局(渡島)
局長、海老名喜久馬
望來局(石狩)山田 源四郎
志文内局(天鹽)中山 敏明

表彰

津別局(北見)小澤 勇介
十弗局(十勝)竹田 夏樹
關内局(渡島)大江 金藏
△三十年以上勤続の優良局長として選信大臣から表彰された三等局長
白尻局(渡島)駒澤 三郎
砂川局(渡島)阿部 正直
珊内局(後志)田中 秀次
御園局(日高)本庄 秀次
荻伏局(同)加集 太一
猿留局(同)工藤 紋彌
美流渡局(石狩)村重 其一
金山局(同)岡本 初次郎
幌糠局(天鹽)星栖 常一
舍熊局(同)竹内 虬四郎
沙留局(北見)町田 成朝
芭露局(同)島崎 卯一
池田局(十勝)佐藤左衛門
白糠局(釧路)小泉 八藏
函館天宮局 山口 時夫
美谷局(後志)山口 庄太郎
札幌四條局 高橋 福治
目梨泊局(北見)佐藤 定次
△同通信手
木古内局(渡島)山本 深

十五年四月廿二日
全國農産物販賣協會では、昭和十五年四月廿二日、農林大臣官邸に於て農會、産組連絡提携による左記の統制販賣の優良事例顕彰式を舉行した。
石狩郡新篠津村、新篠津村農會、保證責任新篠津村信用購買販賣利用組合
觀光事業の功勞者
十五年四月廿四日
日本觀光聯盟表彰
△觀光事業功勞者として感謝状を贈呈された三名
岡田健藏(五八) 現函館圖書館長で本道史蹟研究家として觀光事業發達に寄與貢獻した人
佐藤門治(四八) 旭川市會議員旭川觀光協會常務理事及び大雪山國立公園觀光聯盟の職にあるが天人峽並に松山温泉の開發に際して私財を投じ協會設置に當つては生みの親として奔走してゐる功勞者
佐藤國司(六五) 現釧路市長阿寒地帯を國立公園として指定を受くるに至りたるは全く

同氏努力の賜物とある
△表彰状を贈呈された六名
落合榮雄(六八) 曾つて小樽手宮驛長として奉職、退官後は小樽旅行協會理事として活躍就任以來滿十年その發展に寄與す
近藤直人(五五) 昭和三年釧路管林區署長就任當時阿寒國立公園指定及其の開發に對し銳意盡力せるのみならず札幌市役所に奉職以來觀光協會設置に努力し設立後も主事として協會發展のため獻身的盡瘁した人
猪俣順平(六〇) 現在登録温泉株式會社事務取締役の職にあり登録温泉觀光協會理事長として觀光事業に功績顯著なるものあり
鹽谷忠(四七) 明治四十年以降層雲峽後に大雪山開發に貢獻せる事實は餘りにも有名にして層雲峽温泉の今日あるは氏の努力に依る處大なり
溝口コト(五二) 登録八子旅館
小杉鐵四郎(四八) 同きぬき

一四八
屋旅館は何れも旅館従事員として特に模範たるに依り表彰
教練教官在郷軍人
十五年五月廿二日
陸軍大臣から表彰
北大豫科退役陸軍歩兵准尉佐山八百治、同退役歩兵中尉大塚貞次郎、小樽商業學校元歩兵軍曹太田佐藤治、俱知安中學校後備歩兵少尉千葉吉兵衛、函館商業學校退役歩兵少佐堀越圭介、小樽水産學校退役歩兵少尉神六男、旭川師範學校後備砲兵准尉佐藤登、札幌一中後備歩兵准尉本間治助、札幌二中後備歩兵准尉石井理八郎、同二中後備歩兵准尉松本義雄、名寄中學校後備歩兵准尉白土盛吉
映畫協會で感謝
十五年五月廿五日
△設立功勞者 松竹、日活、東寶、新興、大都、須貝留藏
△二十年以上勤続者 上島甚一郎、岩崎雷太郎、加藤正勝、間宮賢二郎、石川長助(以上札幌) 黒山吉五郎(小樽) 富

表彰

岡健太郎(函館)前田梅吉(室蘭)吉田ヒデ、古川喜三郎(名寄)眞野馨、松本仙太郎(釧路)小野トメ(野付牛)
△十五年以上 出村宗一郎、長窪刀雄、石森駒太郎、秋元邦彦、鈴木兵四郎、佐野勝太郎、渡邊道、谷井覺、作田米一、林勝太郎、前原龜市、宮川勝一、近澤美智夫(以上札幌)
山下陽晃、吉永仙太郎、山下朝幸、山本保邦(以上小樽)
名川安治、工藤英雄、岩清水他人、渡邊末次(以上函館)
坂井彌(旭川)菊地吉治、作田正二、武田義市(以上帯廣)
中村龜彌、淵田吉倉(根室)
△十年以上 北風幸作、永井貫一、岡山キヨ、田中吉平、岩崎與七、橋立ヨシ、宮古芳夫、佐々木菊助、佐々木コト、原田強二、河原榮松、中塚岩之助、工藤みな、佐藤三三(以上札幌)
工藤克己、浦本清治、近藤宇八、高橋ミサ、佐藤兵次郎、石川林藏、島田勇三郎、吉田徳太郎、熊谷權太郎(以上小樽) 大門由太郎、齋藤作

太郎、中村源次、藤巻孝一、遠山ヨシ(以上岩内) 石田玉三郎(余市) 米田松次郎(美園) 鈴木次郎、中川清、金吉勝利、山岸いさ、西澤豊治、三浦惣吉(以上函館) 平山喜三郎、古館恒夫(森) 柏木三男(苫小牧) 堀信(旭川) 湯淺哲夫(池田) 伊勢久(帯廣) 北山義郎(釧路) 佐藤國藏、鈴木善雄(根室) 西村彦道(網走)
海軍兵徴募に功勞
横須賀鎮守府司令官より、海軍志願兵徴募に關し功勞ありたる廉を以て、道内左記諸氏が表彰せられ、昭和十五年五月二十七日第三十五回海軍記念日を卜し、表彰状を傳達された。
小樽市海軍分會長 杉山 秀夫
北海道廳屬 宮城 松藏
小樽市海軍分會 本間外次郎
網走支廳在勤北海道廳屬 嶺 信一
常呂郡野付牛町分會海軍部長 大場 光三
上川支廳在勤北海道廳屬

榎本 幸治
空知郡岩見澤町 萩原 貞亨
紋別郡上湧別青年學校長 須貝麟太郎
勇拂郡苫小牧町 杉本 福松
札幌市海軍分會副會長 青山 梢吉
同 水野 權作
函館市聯合分會常務參事 塚田榮太郎
小樽市海軍分會長 玉置 康良
帶廣市海軍分會長 中村 雅一
郷軍有功章を拜受
十五年六月四日に
札幌聯隊區 △元歩兵伍長細川孫作 △元歩兵伍長千徳政一 △同工兵中尉町田勇 △同騎兵中尉小林房之助
釧路聯隊區 △退役騎兵准尉田中伊三郎 △同砲兵少尉安達辰耕
△退役軍醫中尉吉井正次 △豫備歩兵少佐佐藤清彌 △退役砲兵中尉大野孝英
函館聯隊區 △退役歩兵中尉常盤野清
旭川聯隊區 △退役歩兵中佐伊

陸軍・軍事功勞
十五年六月四日
陸軍大臣表彰
△小樽市高島町 黒澤 仁助
△小樽市末廣町 辻 徳夫
△樺太眞岡郡眞岡町 三井 詳道
△河西郡大正村 光地鶴次郎
(以上感謝状、木盃、功勞徽章贈與)
△空知郡栗澤村字清眞布 退役陸軍歩兵中尉 植村 貞吉
從七位
旭川市三條通 退役陸軍騎兵少尉 正八位 瀨古 退助
(以上表彰状、木盃、功勞徽章贈與)
生活改善時の功勞
十五年六月十日
生活改善中央會
△時の功勞者
枝幸郡中頓別村藤山報徳社、常呂郡野付牛町更吉青年團、

上川郡東鷹栖村消防組第一部
互助會、釧路市教化團聯合會、
札幌郡廣島村中、澤報德社
△生活改善功勞者
枝幸郡中頓別村昭和町内會、
上川郡東旭川村第十八區

昭和十四年度農事
實行組合業績表彰

紋別郡興部村上沙留農事實行組
合△石狩郡石狩町西生振第三
同△廣尾郡大樹村振別同
(支廳區域團體郡農會) 札幌郡
江別町對岸第一同△雨龍郡妹
背牛村社地同△上川郡風連村
東風連第一同△壽都郡樽岸村
湯別第一同△瀬棚郡東瀬棚村
銅坂同△山越郡長萬部村定牧
内同△勇拂郡安平村本安平同
△三石郡三石村共和同△河東
郡士幌村共成同△足寄郡足寄
村奧足寄同△常呂郡佐呂間村
仁倉東同△宗谷郡稚内町上勇
知第一同△天鹽郡天鹽町南川
口第二同△野付郡別海村西春
別第六同
(畜産組合) 札幌郡廣島村下中
、澤同△夕張郡由仁村東三川

恩賜開拓獎勵金に依る既表彰者

功勞の種別	第一回	第二回	第三回	第四回
自給	山内鐵藏	村田不二三	貝田保治	吉田貫一
教育	山田幸太郎 白井柳治郎	江原玄治郎 齋藤與一郎	飯田復鹿	戶津高知
社會教育		小池九一 谷口元次郎	岡田健藏	喜多村慎吾
社會事業		持田直四郎 持田謹也	奧水伊與吉 菅安右衛門	佐藤萬太郎
農事	鹿野惠造	齋藤與一郎 小池九一	井越和吉 奥野小四郎	吉田權太郎
畜産		森谷嘉七 嵯峨久	池本煤吉 八木安太郎	黒澤西藏
産業組合	岩井治三郎 藤山要吉	中村多四良 北村龍信	長谷川源之丞 今村藤次郎	飯田要次郎
土地改良	富生貞吉 前田駒次	田下禎信 最上谷慶次郎	金谷菊三郎 鹽崎勝郎	竹内學一
殖産	新島善直 向井次郎	勝田彌吉 松崎半五郎	鈴木莞爾 鈴木莞爾	守田岩雄
衛生	壽原重太郎 右十一名	右十七名	右十五名	小野政廣

同△三石郡三石村本桐第一同
女子青年團功勞者
大日本聯合女子
青年團(十五年)

△分團
札幌市女子青年團桑園分團
△個人
札幌市豊平尋常小學校訓導女
子青年團豊平分團幹事
久保 千ヨ

青年優異専任教員

十五年度全國青年
學校教員大會席上
△函館市函館市立商工青年學校
教諭村田專三郎△空知支廳美唄
町美唄町立青年學校教諭松田與
作△日高支廳三石村三石村立農
業實習青年學校教諭三石正△十
勝支廳幕別村幕別村立白人農業
青年學校教諭中島國男△石狩支
廳江別町江別町立江別青年學校
教諭鈴木常作△留萌支廳天鹽町
天鹽町立家政女學校教諭富樫キ
ワ△札幌市札幌公立青年學校札
幌商工學校教諭山本昌△室蘭市
室蘭市立天澤青年學校教諭田中
昌五郎△後志支廳南尻別村立蘭
越實科青年學校教諭佐藤信勝△

膽振支廳伊達町伊達實業專修青
年學校教諭佐々木勝治
土木事業上の功績
十五年に道廳表彰

△石狩當別村道路保護組合(一
等)外九組合△渡島小島村小島
尋常高等小學校(三等)外十三
學校、組合、部落、青年團△檜
山厚澤部村第六區(五等)△後
志狩太村道路保護組合(二等)
外七組合、個人△上川永山村道
路保護組合(二等)外五組合、
區、農業實組合△留萌留萌町道
路保護組合(五等)外十一區、
小學校道路愛護會、天理教宣教
所△網走野付牛町道路保護組合
(五等)外二組合△膽振厚真村
道路保護組合(四等)外二組
合、部落、小學校△日高平取村
道路保護組合(四等)外二個人
△十勝芽室村道路保護組合(四
等)外二組合△函館市日魯漁業
株式會社(五等)
工場協會から表彰
十五年二月廿八日
△二十年安保寅治(岩見澤町櫻
田栖木工作所)
△十五年 八子榮五郎(大日電

幾春別變電所(高橋昇(櫻田)
△十年 成田長七(日本火藥製
造會社岩見澤作業所)佐藤清
太郎(同)北口寛二郎(同)
舟木道隆(大日電岩見澤事務
所)菅原長太郎(同)萩原作
助(同)永井仁作(同北村發
電所)田村賢五郎(同幾春別
發電所)成田英次郎(櫻田)
△五年 大玉十郎(日本火藥)
今村三郎(同)山口富子(同)
麻栖幸太郎(同)廣實敏喜
(岩見澤吉田工業所)谷本
ユイ(同)遠山ハナ(同)船
越玉子(同)杉本辨次郎(大
日電向)濱田政一(同砂濱)
千葉菊助(同幾春別)小椋爲
五郎(櫻田)
岩内郡薬工品改善
岩内郡薬工品生産聯合會では
設立以來、薬工品の改善發達に
努め、農村副業の振興隆に寄
與し、その功績顯著なるを以て
昭和十五年三月二十八日開催の
第十一回總會に於て、北海道副
業協會長より第一回の表彰を受
けた。
十四年度の優良局

△集配郵便局
(二等)天賣 (二等)上士幌、
初山別、占冠、白老
△無集配局
(二等)大和田 (二等)熊泊、
濁川、上菅別
△郵便取扱所
(二等)生花苗、吉野 (二等)
北見活汲、膽振二股
北海司法保護大會
十五年七月二日
△司法大臣表彰者(旭川)金
坂作之助(帶廣)高橋仁兵衛
△北海司法保護事業聯盟表彰
函館市 大平靈明 小畑信愛 鈴木
鍊榮 島田松平
旭川市 金坂作之助 鶴間禮藏 毛
利忠雄 太田盛
札幌市 土田利生 尾崎末松 珠淵
啓二
帶廣市 高橋仁兵衛 竹内勝次
小樽市 大越泰三郎 濱林生之助
釧路市 伊藤三郎



日本アスハラガス株式会社

北海道岩内町

支店
札幌支店 札幌市南二條西四丁目一三番地
室蘭支店 室蘭市千歳町一三番地
旭川支店 旭川市四條通十丁目左六號

高約五千萬圓

小樽無盡株式會社

取締役社長 壽原重太郎

出張所
岩見澤、苦小牧、江別、余市、夕張、深川、當別、幌泉、岩内、俱知安、浦河、名寄、壽都

代理店
栗山、黒松内、上砂川

製造機械用醸造

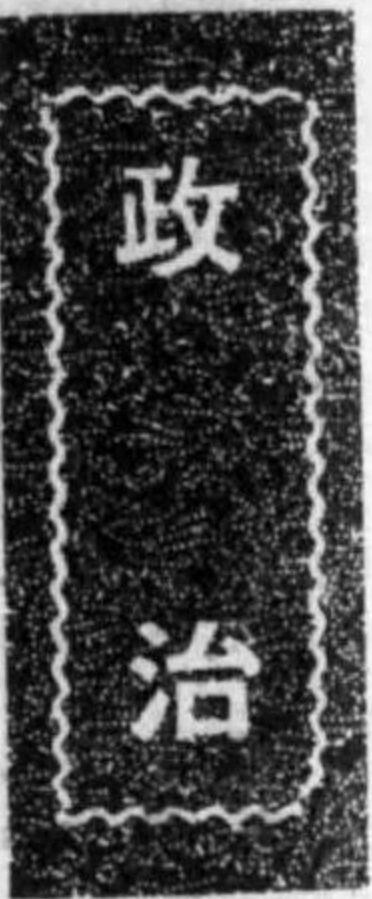
造機械一般
醬油味噌類
酒・焼酎類
各種蒸溜器
水壓壓搾器
各種ポンプ
壘詰用機械

日本醸造機械株式會社
中野式精米機精麥機
横濱ゴム製造株式會社

北海道總代理店

庄子守衛商店

札幌市北一條東四丁目
電話 四四三番
振替小樽一一〇五二番



選舉取締改正

道議院に初適用

昭和十四年八月十四日内務省令第二十四號を以て衆議院議員選舉運動等取締規則、同第二十五號を以て地方議會議員選舉運動等取締規則、夫々一部改正せられたるが、右は選舉運動費用の低減、取扱の便宜及物資節約等の趣旨に基くもので、公布の日より施行せられた、従つて本令公布後に行はれたる市町村會議員の總選舉並に補缺選舉等には既に適用せられ、昭和十五年八月施行の北海道議會議員總選舉に對しても固より適用せらる、改正要旨左の如し。

政治

一 該立札看板の箇數、大き、記載事項等の制限左の如し。

1 箇數
選舉事務所又は演說會場各一箇所に付二箇以内とす。

2 大き
縦二米七十三釐(約九尺)横六十一釐(約二尺)以内とす(從來の立候補告知の立札に同じ)

3 記載事項
議員候補者、其の黨派別及選舉事務所又は演說會場の表示に限る(從來に同じ)

4 色 合
白色に黒色を用ひたるものに限る(從來に同じ)

5 尙該立札には從來の如く警察官署の検印を要せざるものとす。

二 立候補告知の爲使用する張札
立候補告知の爲立札看板等の掲出を禁止したる代りとして、新に立候補告知の爲使用する張札を掲出し得ることとした、之が制限事項左の如し。

イ 衆議院議員選舉の場合には七百五十枚以内

ロ 道府縣及市會議員選舉の場合には二百枚以内

ハ 町村會議員の選舉の場合には三十枚以内

ニ 右は各議員候補者一人に付ての制限枚數とす。

2 大き
長さ一米十釐(約三尺六寸)幅七十九釐(約二尺六寸)以内とす。

3 記載事項
議員候補者及黨派別に限る(從來の立候補告知の立札に同じ)

4 色 合
白色に黒色を用ひたるものに限る(從來の立候補告知の立札に同じ)

5 掲出場所の制限
選舉事務所を設置したる場所の入口より百九米(約一町)以内の區域に於ては五枚以内とす、其の他の場所に付ては從來の立候補告知の立札の場合と同様、當該土地又は工作

物の管理者の承諾を得て掲出するものとす(警察官署に於て斡旋したる場所に限り承諾を要せざること從來の立札の場合に同じ)

6 検印
張札には選舉事務長選任届出を爲したる警察官署の検印を受くることを要す、但し町村會議員選舉の場合に於ては、當該町村の巡査駐在所等に於ても検印を受くることを得。

7 其他
張札は總て白地の紙を以て作製すべし、板、布又は厚紙等に白色ペンキを塗り、或は木枠に嵌込みを爲す等の工作は許容せられざるものとす。

三 演說會告知の爲使用する張札
演說會告知の爲使用する張札は、從來一律に一演說會に付三十枚以内とせるを、議員候補者及法定選舉運動者の開催する演說會に用ふるものと、第三者の開催する演說會に用ふるものとに區別し、左の如く制限した。

- 1 議員候補者又は法定選挙運動者の開催する演説會に用ふるもの
- イ 衆議院議員選挙の場合三千枚以内
- ロ 道府縣會及市會議員選挙の場合五百枚以内
- ハ 町村會議員選挙の場合六十枚以内
- 右は各議員候補者一人に付ての制限数とす。
- 2 獨立選挙運動者の開催する演説會に用ふるもの
- 選挙の區別如何に不拘一演説會に付三十枚以内とす。
- 3 檢印
- イ 議員候補者又は法定選挙運動者の開催する演説會に用ふるものは、選挙事務長選任届出を爲したる警察官署の檢印を受くることを要す。
- ロ 獨立選挙運動者の開催する演説會に用ふるものは、當該演説會場所所在地を管轄する警察官署の檢印を受くることを要す。(此の張札に限り巡查駐在所に於ても檢

印す) 其の他大き、記載事項、色合等の制限は別段改正せられざるを以て従来と同様とす、演説會告知の爲使用する張札に付ては何等の改正なし總て従来通りとす。

(大き、張札に在りては長九十四糎—約三尺一寸、幅六十四糎—約二尺一寸以内
引札に在りては長三十一糎—約一尺、幅二十二糎—約七寸以内)

記載事項 演説會の日時、場所、出演者及演題並に議員候補者及其の黨派別、色合二度刷又は二色以下)

改正省令に於ては、演説會告知の張札に記載すべき演説會場は原則として張札一枚に付一箇所に限り、若し二箇所に以上の記載を爲したるときは、各一箇所に付一枚として制限枚數に加算(例へば一枚の張札に二箇所の演説會場の記載あるときは二箇所に檢印の上二枚として計算す)すべきを以て注意を要す。

尙議員候補者及法定選挙運動者の使用する張札は、豫め一時に制限枚數に相當する總數に對し檢印を受くることを得るも、第三者の使用する張札は、必ず當該演説會場の記載を爲したる上に於て檢印を受くることを要す。

張札枚數の制限に付ては尙左の事項に留意すること。

イ 數人の候補者が共同演説會を開催する場合に於て用ふるものは、各候補者に付認められたる制限枚數より持寄り掲出すること。

ロ 第三者の開催する演説會に付ては候補者と意志を通じたると否とに拘らず、一演説會に付三十枚以内の張札を掲出し得ること。

ハ 候補者が張札の制限枚數の苦痛を免るる爲第三者と意志を通じて推薦演説會を開催せしめ、事實上制限枚數を超過する行爲ある場合は、第三者と從屬關係あるものと認められ、從て選任せられざる選挙委員を選挙

運動の爲使用したるものとす、法第八十九條の違反となる場合多かるべし。

因に、選挙取締に關係ある法令にして改正せられたるものは、以上の諸事項のみにして其の他に付ては改正せられたる法令なく、總て前回選挙に於ける場合と同様であつた。

三十九回道會

第三十九回道會は、昭和十四年十一月十五日開會された開會に先立つて議員一同並に長官代理岩上總務部長以下全參與員は、札幌神社に参拜、戸津副議長神前に奉告文を奉讀、一同禮拜して退下した。

前議長村上元吉氏代議士進出に伴つて、開會劈頭、議長選挙の結果左の通り民政黨の坂東秀太郎氏が當選した。

三二票 坂東秀太郎(民政)
二六票 奥野小四郎(政友)
六票 戸津 高知(中道)
一票 高橋日出男(政友)

長官代理岩上總務部長は、未曾有の尨大額に上る昭和十五年度地方費豫算について、約五十分分に互り編成の根本方針及新規事業につき左の通り説明した。

- 一 新規事業は生産力の擴充その他時局に鑑み、眞に緊要とするものに止むること
- 二 新規事業を計畫するに當つては、政府の物資動員計畫に順據し、極力制限物資の消費を抑制する等、物資勞力及び資金に關する經濟諸方策との調和を圖ること
- 三 既定經費につき嚴密なる再檢討を加へ、苟も時局に即應せざるものは極力削減するとともに、事業の繰延べ、規格の低下、能率の増進等各般の工夫により、努めて經費節約を行ふこと
- 四 地方税の負擔は明年度において國稅地方税を通ずる税制改革を斷行せらるる見込みなるをもつて、課率を變更するは適當ならずと認め、總て前年度の課率によること

かくの如き方針の下に編成した昭和十五年度地方費豫算總額は千六百七十七萬九千七百圓で、これを前年當初豫算に比較すると、九十八萬五千四百三十三圓の増額となるのである。

増額のものには

- △新規計畫に關する増額百八十二萬八千九百三十一圓
- △法令規定又は既定計畫に基く増額百二十四萬二千四百四十六圓
- △其の他の増額二十三萬九千八百十圓

合計 三百四十一萬千八百八十七圓

減額のものには

- △法令の規定又は既定計畫に基くもの二百七萬千八百十二圓
- △整理節約によるもの三十五萬三千九百四十二圓

合計 二百四十二萬五千七百五十四圓

差引 九十八萬五千四百三十三圓

この日、支那派遣軍總司令官、支那方面艦隊司令長官、南

支方面海軍最高指揮官並に郷土部隊長宛感謝電報發送の件を可決し、直に議長の名をもつて發送した。

議長選挙並に豫算案説明を終了した道會は、十六日から十日間議案審査の名目で休會し、二十七日再び開會に決定したが、此間、拓計豫算の復活應援のため各派から十二名上京せしめ、また傷病兵慰問のため二十五名を道内各陸軍病院に派遣した。

十一月二十七日再開、十二月一日まで休會することとし、二日から十一日まで大體質問、款項の質問なく直に三十七名の委員附託となる。

- 豫算委員長 山本與七郎(政)
決算委員長 反橋 信一(民)
建議案委員長 山田 正元(中)
- 代決委員長 西岡 斌(更)
十二月十二、十三兩日は委員會、十四日日本會議を開き、一千六百七十七萬九千七百圓に及ぶ昭和十五年度北海道地方費豫算を(内容は財政欄参照)原案通り可決し、其他は各委員長報告

通り確定、參事會員十一名の補充選挙をし、聖戰下三年目の道會は總親和裡に終了した。

衆議院議員定數と選挙有權者

第一區(定員四名)	第二區(定員四名)	第三區(定員三名)	第四區(定員五名)
札幌市 三五、五七七	旭川市 一五、五四五	函館市 三九、六三四	室蘭市 一七、〇七八
小樽市 二九、〇一五	上川支廳 五一、五九五	檜山支廳 一四、九九七	空知支廳 八三、八一八
石狩支廳 二六、六七九	宗谷支廳 一四、二八五	渡島支廳 三四、八三三	膽振支廳 二〇、四一一
後志支廳 三四、〇九七	留萌支廳 一七、四五五	計 八九、四六四	
計 一二五、三六八			

日高支廳 一四、五四一
計 一三五、八四八
第五區(定員四名)

釧路市 一〇、四六三
帶廣市 六、七六五
十勝支廳 三一、六八二
釧路國支廳 一八、六一五
根室支廳 一四、三〇三
網走支廳 四九、七二七
計 一三一、五五五
合計(定員二十名)
市 部 一五四、〇七七
郡 部 四二七、〇三八
計 五八一、一一五
(十四年十二月廿日)

代議士の黨派別

△民政黨
山本 厚三 手代木隆吉
澤田 利吉 坂東幸太郎
大島 寅吉 深澤 吉平
松浦周太郎 南雲 正朔
△政友會(革新派)
木下成太郎 田代 正治
同(正統派)
板谷 順助 東條 貞
松尾 孝之 村上 元吉
同(中立)

△時局同志會 赤松 克磨
△第一議員クラブ 北勝太郎
△無所屬 渡邊 泰邦

道會議員定數と選舉有権者

選舉區 定員 人員
石狩 三 二五、五九二
渡島 四 三、九七
檜山 二 一四、六四
後志 四 三、七五
空知 八 七、四九六
上川 六 四、六一
留萌 二 一六、四〇
宗谷 二 一三、六五
網走 六 四、四三
日高 二 一、九〇八
釧路 二 二九、九四
十勝 四 一六、二六
根室 二 一三、一三
札幌 四 三、四〇一
函館 四 三、七五
小樽 三 二七、五〇
旭川 二 一四、二七
室蘭 二 一四、〇〇
釧路市 一 九、四一

道會議員

帶廣市 一 六、〇七六
計 六五 五、八八六
(十四年十二月廿五日)
札幌市(定員四名) 正木 清 戶津 高知
池田新三郎 井川 伊平
函館市(定員四名) 鳥井小次郎 岡田 幸助
山崎藤太郎 西島 儀助
小樽市(定員三名) 岩谷 靜衛 横山 準治
林 松藏
旭川市(定員二名) 高瀬 恰 前野與三吉
室蘭市(定員一名) 德中 祐滿
釧路市(定員一名) 菊地三之助
帶廣市(定員一名) 森久 彌市
石狩支廳(定員三名) 河合才一郎 田中 菊治
小樽 幸勝
渡島支廳(定員四名) 鍵谷萬次郎 廣部 太郎

川村善八郎 米澤 勇
檜山支廳(定員二名) 北林 屹郎 大東 勝市
後志支廳(定員四名) 田中 信夫 小川原政信
出町初太郎 藤田 淳一
空知支廳(定員八名) 香川 兼吉 村田 要助
北 政清 吉野五郎次
兒島 銀藏 川口 常作
山田 清壺 深見松太郎
上川支廳(定員六名) 高橋日出男 反橋 信一
安達利三郎 鴻上 覺一
松本六太郎 太田鐵太郎
留萌支廳(定員二名) 堺 太一 麻里 梯三
宗谷支廳(定員二名) 西岡 斌 渡邊 照平
網走支廳(定員六名) 山田 正元 谷 虎五郎
飯田 義茂 河西 貴一
古屋 正氣 土田巳之助
膽振支廳(定員二名) 伊藤政治郎 齋藤 主計
日高支廳(定員二名) 吉田 貫一 坂東秀太郎
十勝支廳(定員四名)

參事會員

(民政)小谷 幸勝 出町初太郎
河西 貴一 林 松藏
(政友)高橋日出男 麻里 梯三
飯田 義茂 土田巳之助
菅野 冬治 横山 準治
(中道)田中 菊治
(更新)北林 屹郎

道會議員黨派別

政友會(二六名)
廣部 太郎 川村善八郎
大東 勝市 小川原政信
香川 兼吉 村田 要助
吉野五郎次 深見松太郎
鍵谷萬次郎 高橋日出男
安達利三郎 松本六太郎
麻里 梯三 渡邊 照平
飯田 義茂 土田巳之助
齋藤 主計 吉田 貫一
山本與七郎 奥野小四郎

民政黨(二九名)

菅野 冬治 伊藤 八郎
太田鐵太郎 西島 儀助
岩谷 靜衛 横山 準治
河合才一郎 小谷 幸勝
米澤 勇 田中 信夫
出町初太郎 藤田 淳一
兒島 銀藏 川口 常作
山田 清壺 反橋 信一
堺 太一 谷 虎五郎
河西 貴一 古屋 正氣
伊藤政治郎 坂東秀太郎
高野 源藏 安藤 石典
池田新三郎 井川 伊平
鳥井小次郎 岡田 幸助
山崎藤太郎 林 松藏
高瀬 恰 前野與三吉
菊地三之助 德中 祐滿
梅谷 周造
中道俱樂部(六名)
田中 菊治 北 政清
山田 正元 楠木熊太郎
正木 清 戶津 高知
更新俱樂部(四名)
鴻上 覺一 北林 屹郎
森久 彌市 西岡 斌

定議數員

札幌市 三、四〇一
函館市 三、七五
小樽市 二、七五〇
旭川市 一、四二七
室蘭市 一、四〇〇
釧路市 九、四三
帶廣市 六、〇七六
一級町 一、一七六 一、一三六
一級村 一、五〇七 一、七三六
二級村 二、〇八七 一、七五二
計 五、〇三四 五、三五六
(十四年十二月二十五日)
昭和十五年町村會
議員選舉施行期日
△石狩支廳
一級 豐平町 五月三十一日
一級 石狩町 五月三十一日
一級 白石村 八月三十一日
一級 當別村 五月三十一日
一級 厚田村 五月三十一日
一級 濱益村 五月三十一日
二級 篠路村 六月三十一日
二級 手稲村 六月三十一日
△渡島支廳
一級 森飯村 六月三十一日
一級 渡島支廳 六月三十一日
△檜山支廳
一級 龜田村 五月三十一日
一級 錢龜澤村 五月三十一日
一級 戸井村 五月三十一日
一級 長萬部村 四月三十一日
一級 尻岸内村 六月三十一日
一級 茂別村 六月三十一日
一級 知内村 六月三十一日
一級 尾札部村 六月三十一日
一級 白尻村 六月三十一日
一級 鹿部村 六月三十一日
一級 砂原村 八月三十一日
一級 吉岡村 六月三十一日
一級 大島村 九月三十一日
二級 大島村 九月三十一日
△後志支廳
一級 上ノ國村 六月三十一日
一級 泊部村 六月三十一日
一級 厚澤部村 六月三十一日
一級 乙部村 六月三十一日
一級 熊石村 六月三十一日
一級 久遠村 六月三十一日
一級 奥尻村 六月三十一日
一級 太櫛村 六月三十一日
一級 東櫛村 六月三十一日
一級 東櫛村 六月三十一日
一級 古平町 五月三十一日
一級 朝里村 六月三十一日
二級 狩太村 六月三十一日
二級 狩太村 六月三十一日

一 根室國野村別海村西別市街地より虹別に至る道路に急速改修工事を施行せられんことを望む

一 標津郡標津村字川北より武佐、開陽を経て中標津に至る道路を準地方費道に認定せられんことを望む

一 根室郡根室町に廳立水産學校を設立せられんことを望む

一 天鹽國中川郡中川村地内アベシユナイ川の管理を地方費に移管せられんことを望む

一 札幌市内準地方費道以上の左記幹線道路に對し速かに舗装工事を施行せられんことを望む

イ 國道第四號線琴以村々界より南一條西四丁目を経て北海道廳(北三條西五丁目)に至る間

ロ 國道第二十號線北一條西四丁目(國道第四號線より分岐)より東橋を経て白石村々界に至る間

ハ 地方費道札幌、稚内線南一條西四丁目(國道より分岐)より東二丁目を経て豊

平町市町村界に至る間

二 地方費道札幌、室蘭線豊平五丁目(札幌、浦河線より分岐)より豊平町平岸村に至る間

ホ 地方費道札幌、稚内線北三條西四丁目(國道より分岐)より苗穂を経て札幌村市村界に至る間

ヘ 準地方費道札幌、留萌線北三條東一丁目(札幌、稚内線より分岐)より札幌村市村界に至る間

ト 準地方費道札幌、札幌村線北八條東一丁目(札幌、留萌線より分岐)より札幌村市村界に至る間

一 地方費道札幌室蘭線札幌郡豊平町大字平岸村地内に對し路幅の擴張並に路面改良工事を施行せられんことを望む

一 準地方費道根室、羅臼線中目梨郡羅臼村字松法より同村字羅臼に至る間四軒の道路に對し速に改良工事を施行せられんことを望む

一 目梨郡羅臼村字羅臼より同村字サシルイに至る間延長八

料の道路に對し速に拓殖費を以て改良工事を施行せられんことを望む

一 目梨郡羅臼村字サルシイより同村字知圓別に至る間延長八軒の道路を新設開鑿せられんことを望む

一 羅臼、斜里間道路第一工區目梨郡羅臼村字羅臼より同村字羅臼山に至る間延長四軒の道路を速に開鑿せられんことを望む

一 目梨郡羅臼村羅臼船入間に對し防波壁並に現在の陸地續に繋船用岸壁を築設し併せて湖内の浚渫工事を施行せられんことを望む

一 目梨郡羅臼村字松法並に知圓別に船入湖築設せられんことを望む

一 目梨郡羅臼村地内ラウス川を河川法準用河川に認定せられんことを望む

一 目梨郡羅臼村字知西別並に同村字知圓別に三等郵便局を設置せられんことを望む

一 目梨郡羅臼村地内適當の箇所に鮭鱒孵化場を新設せられ

んことを望む

一 近く開通する國有鐵道斜里標津線古多榊驛を起點として標津郡標津村字蕪別に敷設せらるる殖民軌道を目梨郡羅臼村字春古丹迄延長敷設せられんことを望む

一 目梨郡羅臼村大字植別地内國有林一千町歩を解除し殖民地を設定せられんことを望む

一 目梨郡羅臼村地内六箇所に牧野を設定せられんことを望む

一 目梨郡羅臼村に漁業用資材並に日用物資の配給を圓滑ならしむ様急速適切な措置を執られんことを望む

一 札幌郡江別町に廳立中學校を設置せられんことを望む

一 札幌市より空知郡岩見澤町に通ずる間に鐵道省管バスを運行せられんことを望む

一 石狩川河口より北村下流に至る間並に支流夕張川及千歳川の治水工事中未施工の箇所に對し速に完成せられんことを望む

一 札幌郡江別町大字野幌に實

科農林學校を設置せられんことを望む

一 道内未墾地開發の爲排水工事の必要とする箇所には速に之を施行し又開墾、造田、客土等に對する補助額を増加し以て積極的に農産資源を増殖せられんことを望む

一 空知郡瀧川町に農事試驗場支場を設置せられんことを望む

一 空知郡赤平村字茂尻より同村字有戸に通ずる間空知川に橋梁を架設せられんことを望む

一 空知郡江部乙村十二丁目より雨龍郡雨龍村市街に至る間石狩川に橋梁を架設せられんことを望む

一 準地方費道網走、下生田原線中奔武華、上生田原間を生田原村與生田原經由に路線を變更せられんことを望む

一 上川郡神樂村西神樂十九號壽橋架替工事を國費を以て速に施行せられんことを望む

一 十勝國上川郡清水町地内佐幌川支流ベケレベツ川(字清

水五號合流點より殖民地終點間)約一萬二千米を地方費支辨に移管せられんことを望む

一 十勝國中川郡豐頃村地内禮作別川、打内川切替工事を促進せられんことを望む

一 十勝國中川郡豐頃村字農野牛國有未開地六百十二町歩を混牧林として地元村に賣拂はれんことを望む

一 廣尾郡廣尾村に水産加工試驗場を設置せられんことを望む

一 河東郡上士幌村省線糠平驛を起點とし同村省線三股驛に至る六里及省線三股驛を起點とし上川郡省線上川驛に至る約十二里の道路を開鑿せられんことを望む

一 河東郡上士幌村字幌加及三股に官設驛遞所を設置せられんことを望む

一 河東郡上士幌村字上士幌、糠平地方に森林監視舎を設置せられんことを望む

一 十勝支廳管内左記國有林を解除し殖民區劃地を設定せられんことを望む

イ 廣尾郡大樹村大字大樹村字上歷舟區劃地續約一千二百町歩

ロ 中川郡西足寄村大字大譽地字トマム區劃地續約五百町歩

一 十勝川治水事業を左記區域に擴張せられんことを望む

イ 豐頃村字茂岩より大津村大津川河口に至る間本流及必要支派川

ロ 帶廣市字伏古より上流屈足二十七號間本流及必要支派川

ハ 利別川兩岸既定計畫外上流

ニ 音更川

一 左記原野に對し國費を以て幹線排水工事を施行せられんことを望む

イ 河西郡大正村サラベツ原野約四千二百町歩

ロ 十勝郡浦幌村下浦幌原野中川郡豐頃村豐頃原野約三町千歩

ハ 中川郡豐頃村統内原野約四千町歩

一 十勝支廳管内左記道路を準

地方費道に認定せられんことを望む

イ 十勝郡浦幌村字シタコロベより中川郡池田町池田停車場に至る間延長六里

ロ 中川郡豐頃村字石神より同郡幕別村似平に至る間延長七里

ハ 中川郡池田町字利別市街より河西郡芽室村に至る間延長七里

ニ 十勝郡大津村字旅來札幌、根室線より同村字湧洞に至る間延長三里

ホ 十勝郡大津村字生花苗より廣尾郡大樹村字忠類に至る間延長三里

ヘ 河東郡上士幌村四十一號道路より中川郡本別町字勇足に至る間延長七里

ト 河西郡芽室村より河東郡鹿追村に至る間延長五里

一 十勝國河西、上川兩郡樞要の地點より日高國に連絡する道路の開鑿を急速施行せられんことを望む

一 北海道農事試驗場十勝支場の事業を擴張せられんことを

- 一 望む
 - 一 十勝國內鐵道豫定線に屬する日勝線(廣尾—浦河間)邊富内線(御影附近—邊富内間)及石勝線(三股—上川間)の敷設を促進し並に海岸線たる大津、忠類間鐵道を新設せられんことを望む
 - 一 十勝支廳管内に於て地帯別に農業經營試驗地を設置せられんことを望む
 - 一 廣尾郡大樹村所在の拓殖實習場に模範農業經營部を附設し模範農家の入地經營を爲さしめ地方農家を指導誘掖せられんことを望む
 - 一 十勝支廳管内新得、清水、御影、芽室、川西、鹿追、士幌、上士幌、西足寄、本別等各町村内山麓地帯農業開發計畫の實施を促進せられんことを望む
 - 一 中川郡幕別村地内猿別川に對し河川改修工事を速かに施行せられんことを望む
 - 一 河東郡鹿追村字上幌内所在合資會社新田帶革製造所所有の農場の開放促進に協力し自

- 作農を創設せられんことを望む
 - 一 河東郡鹿追村地内美蔓十四線道路中宇美蔓西十四線十八號及十九號間崩壞の箇所を對し速に改修工事を施行せられんことを望む
 - 一 河東郡鹿追村地内然別川三箇所に對し急速護岸工事を施行せられんことを望む
 - 一 上川郡風連村二十五線下流の多寄湖川改修工事を國費を以て速に施行せられんことを望む
 - 一 日高支廳管内適當の地を選定し廳立農林學校を設置せられんことを望む
 - 一 沙流郡右左府村より十勝國清水町に通ずる道路を速に開鑿せられんことを望む
 - 一 沙流郡平取村字上貫氣別より同郡門別村美和に通ずる道路を速に開鑿せられんことを望む
 - 一 新冠郡新冠村字節婦に急速船入澗を築設せられんことを望む
 - 一 沙流郡門別村字厚賀に船入

- 澗を築設せられんことを望む
 - 一 浦河郡荻伏村字荻伏に船入澗を築設せられんことを望む
 - 一 有珠郡壯警村久保内市街地より字仲洞爺に連絡する道路を拓殖費支辨に依り開鑿せられんことを望む
 - 一 龜田郡大野村に廳立農林學校を設置せられんことを望む
 - 一 龜田郡龜田村より戸井村に至る鐵道各驛より地方費道に通ずる道路を地方費支辨に依り開鑿せられんことを望む
 - 一 龜田郡樺法華村より茅部郡尾札部村に通ずる道路を速成せられんことを望む
 - 一 上川郡士別町に農畜を主とする廳立中等學校を設置せられんことを望む
 - 一 全道治療師保護取締に對し昭年十三年本會より北海道廳令の制定を建議したるも最近聞く所に依れば厚生省に於ても其の必要を認め近く省令發布の議ありと傳ふ從て廳令は該省令發布を待つて制定し彼此扞格なからしむると共に本道の實情に即應する規準を以

- て統制ある保護取締の途を講ぜられんことを望む
 - 一 北見國留邊、伊頓武華間鐵道を敷設すると共に更に同線を延長し士幌線(帶廣、旭川間)に接続せしめられんことを望む
 - 一 常呂郡佐呂間村より網走郡津別村に至る鐵道を敷設せられんことを望む
 - 一 北見國常呂川治水工事豫定年度を繰上げ速に之が完成を遂げられんことを望む
 - 一 常呂郡野付牛町に廳立工業學校を設置せられんことを望む
 - 一 省線鐵道野付牛驛舎並にホームを擴張せられんことを望む
 - 一 常呂郡野付牛町にラヂオ放送局を設置せられんことを望む
 - 一 石狩川を以て界せる空知郡砂川町と樺戸郡新十津川村との間に橋梁を架設せられんことを望む
 - 一 勇拂郡追分村市街地より夕張郡夕張町に通ずる道路を開

- 鑿せられんことを望む
 - 一 松前郡福島村字濱中より同村字岩部に通ずる町村道改修工事を繼續施行せられんことを望む
 - 一 上磯郡上磯町、龜田郡大野村界久根別川に溢流溝を施設せられんことを望む
 - 一 上川郡和寒村地内國有林八百町歩を解除し同村薪炭備林として特賣せられんことを望む
 - 一 上川郡劍淵村地内二千町歩の特殊土壤地を拓殖費を以て速かに改良せられんことを望む
 - 一 上川郡上士別村役場所在地より類似に至る道路を準地方費道に認定せられんことを望む
 - 一 上川郡温根別村地内イヌンウシベツ川を速かに改良せられんことを望む
 - 一 野付郡別海村の一部上春別、西春別兩移住者世話所管内に中西別世話所管内の一部を加へたる區域に標津郡標津村の一部計根別移住者世話所

- 管内と合して廣袤約四十方里の地域に新村を創設せられんことを望む
 - 一 一般農産物と軍需農産物との價格に對し大差を生ぜざる様調整の途を講ぜられんことを望む
 - 一 石狩郡新篠津村地内篠津川に對し急速護岸並に改修工事を施行せられんことを望む
 - 一 石狩郡當別村地内當別川護岸工事を促進せられんことを望む
 - 一 札幌郡江別町野幌市街地より札幌市外雁來を経て苗穂に通ずる道路を速に開鑿せられんことを望む
 - 一 室蘭市に廳立工業學校を設置せられんことを望む
 - 一 斜里郡小清水村小清水市街より同村古樋に至る間に殖民軌道を敷設せられんことを望む
 - 一 中川郡本別町地内本別より士幌に通ずる地方費道中本別市街先利別川に架設せる開成橋の架替工事を速に施行せられんことを望む

- 一 中川郡本別町地内左記道路を開鑿せられんことを望む
 - イ 上美別橫斷道路
 - ロ 活込、上士幌間橫斷道路
 - ハ 押帯、上押帯間道路
 - ニ 本別、上茶路間道路
 - ホ 仙美里、稻牛間道路
- 一 中川郡本別町市街地を貫通する地方費道中本別郵便局前角十字路より左折東進し更に右折南進して本別橋を渡り新津町に出で左折して鐵道踏切に至る區間を廢し本別郵便局前大通より一直線に南進し大通橋(木橋)を経て新津町に出で左折東進して鐵道踏切に至る區間に變更せられんことを望む
- 一 石狩工業港築設費を昭和十六年度北海道拓殖費豫算に計上し急速之が完成を期せられんことを望む
- 一 國民精神總動員實行委員會に加はる本會議員の數を増加し且つ各方面より更に人材を物色網羅し以て之が擴大強化を圖らんことを望む
- 一 上川郡士別町地内模範林六

- 百町歩を解除しより之を地元町に賣拂ひ薪炭備地を設定せしめんことを望む
 - 一 留萌郡留萌町所在町立高等女學校を廳立高等女學校に移管せられんことを望む
 - 一 政府は速に改訂日蘇漁業條約を締結し多年紛争の因を絶ち我が極東ノ領漁業の權益を確保せられんことを望む
 - 一 第二期拓殖計畫函館港修築工事年度割を三ヶ年繰上げ昭和十八年度に於て完成を期し並に繫船埠頭も壹萬噸級船舶を目標とし適當に計畫施工せられんことを望む
 - 一 函館港に於ける鐵道省管海陸連絡設備を擴充し客貨の輻輳に備ふる爲特に貨物専用埠頭を築設せられんことを望む
 - 一 函館市春日町相生町地先公有水面埋立工事を速に竣功せしむる様起業者に對し適切嚴重なる措置を執られんことを望む
 - 一 函館市高等水産學校の機構を擴大し現行學科の外遠洋漁

業科、水産化学工業科、水産機工科、水産経済科の四学科を速に増設整備せられんことを望む

一 文部省直轄の官立商船學校を函館市に設置せられんことを望む

一 地方費道戸井、函館線の内函館市松風町より昭和橋を経て湯川根崎に至る區の認定を廢して市道に移し大森橋、宇賀浦町、湯ノ川町を経て錢龜澤村字根崎に至る區間を新に認定し之に改修を加へられんことを望む

一 地方費道福山、函館線の終點函館市吉川町及萬代町地内の道路幅員を擴張し且屈曲を緩和せられんことを望む

に接続する部分の砂礫地を整理し河川を兩側に分け中央に六萬坪の逍遙地を造成せられんことを望む

とを望む

組合の區域二萬五千町の地に被害を及ぼさざる施設を爲さしむる様適當なる措置を講ぜられんことを望む

和十四年八月の水害善後措置として諸種施設を講ぜられんことを望む

ゾ狸の種獸育成場を設置せられんことを望む

政友會北海道支部臨時總會は昭和十五年七月十日、札幌市豊平館に開催され、左の決議(甲號)を可決した。

主義體制を確立すべし

社會大衆黨の聲明

は木下源吾(旭川)正木清(札幌)荒哲夫(空知)の三氏を擁立に決定し、當日の申合により、十日聯合會執行委員會の名において左記署名書を發表した。

支那事變第三周年の記念日に際し、吾社會大衆黨北海道聯合會は茲に執行委員會を召集し、黨本部の解黨に應へ聯合會の解黨を斷行し、新政治體制の確立のために挺身協力せんことを聲名す

惟へば日本の革新を志してより二十年、血盟の同志前に斃れ、受難の友人後に傷付き、具に霞餐露宿の苦を嘗めたり今にして思へば感慨無量なるものあり、然れども今や國民組織の聲は國家の聲となり、我が職分奉公の主張は民族の主張となれり、更に身を挺して革新の歩道を開き、廣く大きく我等の素志を貫く日の來れるを欣ぶ、吾等の今日までの努力の徒爾ならざりしを、されど吾等の運動は之れを以て終れるに非ず、更に血盟を堅くし、革新的新政治體制の

確立に協力し、國家に忠誠を致すと共に、新なる東亞の秩序建設のために決死の努力を竭さんことを
右署名す

選舉肅正運動

昭和十五年六月十一日開催せられたる北海道選舉肅正委員會に於て「重大時局下に於て行はるべき北海道會議員選舉肅正運動の方策如何」の長官諮問に對し左記の通告申立に希望決議あつたので、これに則り、選舉肅正運動を展開した。

選舉肅正運動の方策

趣旨
選舉肅正運動は既に數次の經驗を経て相當の實績を收め來りたりと雖も、尙未だ積年の宿弊を根絶するに至らざるの憾あり、是を以て昭和十五年夏行はるる選舉こそは、道民各自の自覺に依り、興亞日本に相應しき理想選舉の實を擧げ、銃後奉公の赤誠を如實に具現すべき好機會なり

依つて之が目的を達成せんが爲、國民精神總動員運動の一翼として、選舉報國運動を展開し、大要左の事項を實施するを最も適當なりと認む

實施目標

- 一 戦時下に行はるる選舉の意義徹底
戦時下に於ては特に國內政治力の強化を必要とし、選舉は即ち其の基調をなすと共に、臣民翼賛の實踐なるを以て、盡忠報國の至誠を選舉に具現せしむること
- 二 優良人物の選出
時局の重大性に鑑み、人材總動員の必要を強調し、廣く優良人材の進出を容易ならしむるの氣運を醸成せしむること
- 三 違反の防止
國民精神總動員の趣旨を體し、益時局の認識を深むると共に、選舉法令の周知徹底を圖り、苟も肅正選舉を冒瀆するが如きことなきを期すること
- 四 棄權の防止

選舉の重要性を強調して、選舉に依る國民奉公の眞意義を徹底せしめ、正しき選舉權の行使こそ銃後國民の崇高なる責務たることを自覺せしめ、誓つて棄權なきを期せしむること

實施細目

- 一 新有權者の指導
市町村に於ては有權者の指導に力を用ふべきこと勿論なるも、特に新有權者に對しては、奉告祭又は宣誓式を實施するの外、講習會を開催する等、所謂公民的訓練の實施に萬全を盡す
- 二 選舉運動關係者の協力要望
議員候補者並に選舉運動者との懇談會を開催し、時局に鑑み選舉運動に要する諸物資勞力等の節約を圖り、運動の自肅を促す爲、適當なる方策を樹て、之が申合を爲さしむること
- 三 市町村選舉肅正機關の活動促進
市町村に於ける選舉肅正關係機關は其の機能を充分に發揮

すると共に、各種團體と密接なる連絡を保ち、本運動の中心となる様積極的活動を促すこと

四 町内會、部落會若は職場常會の活動促進
選舉肅正運動の趣旨徹底を期せんが爲、普く町内會、部落會及職場常會等をして積極的に協力せしむること

五 官公衙、銀行、會社、工場及各種團體の協力要望
官公衙、銀行、會社、工場、各種産業團體、宗教團體、在郷軍人會、壯年團、青年團、婦人團體、各種組合等の積極的協力を求めること

六 學校との協力
中等學校、青年學校、小學校の生徒児童を通じて本運動の家庭への浸透を圖ること

七 言論報道機關の協力
道内各新聞社放送局等、言論報道機關の協力を求め、本運動の趣旨徹底に努むること

八 選舉報國週間の實施
適當時期に國民精神總動員選舉報國強調週間を實施し、選

舉肅正並に棄權防止に關する特別なる施設を講ずること
九 講演映畫會並に講習會の開催
1 市町村を單位とする國民精神總動員並に選舉肅正講演映畫會を開催し、趣旨の普及徹底を圖ること
2 市町村吏員、青年學校、小學校職員、町内會、部落會の幹部其の他適當なる者に對し講習を行ひ、部内の指導者たらしむること

十 棄權防止の督勵
違反又は棄權の多かりし町村部落を廻り懇談する等、特別の施設を講ずること
十一 其の他各種宣傳の施設
各種印刷物の配付、紙芝居の利用、商店デパート等の利用、交通機關興行場の利用、標語の懸賞募集、其の他適當なる方法

希望決議事項
一 優良人物選出促進に資する爲、人物選定の標準を一般有權者に示すこと
二 公區長、町内會長、部落會

第七十五回帝國議會において採擇になつた北海道關係の主な建議案並に請願は左の通りである。

議會と請願・建議

- 一 北海道資源開發の件
請願
- 一 北海道鐵道敷設促進の件
請願
- 一 室蘭區裁判所に地方裁判所甲號支部設置の請願
- 一 室蘭、大畑間連絡航路開始の請願
- 一 北海道鐵道沼の端、苗穂間買收の請願
- 一 青森、室蘭間連絡航路國營に關する請願
- 一 濃粉公定價格改定に關する請願
- 一 國立濃粉試驗場設置の請願
- 一 市町村經濟會議所法制定に關する請願

- 一 船泊村海馬島に航路標識施設の請願
- 一 網走港擴張に關する請願
- 一 網走刑務所名改稱に關する請願
- 一 藻琴、川湯間鐵道敷設の請願
- 一 豊浦、定山溪間鐵道敷設の請願
- 一 北海道廳森林監守より森林主事と爲り退職せる者に對し恩給支給の請願
- 一 青年禁酒法制定に關する請願
- 一 灌漑溝水温に關する請願
- 一 稚内港を檢疫港に指定の請願
- 一 稚内港改修に關する請願
- 一 稚内區裁判所に旭川地方裁判所甲號支部設置の請願
- 一 聲問、更喜苦内兩川治水工事促進の請願
- 一 稚内町宇拔海に船入測築設の請願
- 一 稚内町に國有種馬所設置の請願
- 一 邊富内線工事促進並に十勝分岐點に關する請願

- 一 納内、下蘆別間鐵道敷設の請願
- 一 天鹽河口修築の請願
- 一 上湧別村に無水酒精製造工場設置の請願
- 一 國幣中社函館八幡宮昇格に關する請願
- 一 函館港に港務部設置の請願
- 一 厚内、忠類間鐵道敷設の請願
- 一 中標津市街地に北海道拓殖銀行支店若は出張所設置の請願
- 一 野付牛町に放送局設置の請願
- 一 猿別川改修工事急施の請願
- 一 中佐呂間、遠輕間鐵道敷設の請願
- 一 幕別村字止若に區裁判所出張所設置の請願
- 一 車橋資材配給に關する請願
- 一 士別、溫根別間省營バス運輸開始の請願
- 一 大樹、浦河間鐵道敷設の請願
- 一 薄荷取卸油に對し統制撤廢其他の請願
- 一 札幌、増毛間鐵道速成の請願
- 一 羽幌、名寄間鐵道速成の請願
- 一 名寄支廳設置の請願
- 一 名寄區裁判所に地方裁判所甲號支部設置の請願
- 一 名寄町に國有種馬所設置の請願
- 一 名寄町に運輸事務所設置の請願
- 一 名寄町に於ける御料林一部開放に關する請願
- 一 苦前村に航路標識施設の請願
- 一 天賣、燒尻兩島苦前港間に命令航路開設の請願
- 一 苦前漁港修築の請願
- 一 苦前村に區裁判所出張所設置の請願
- 一 苦前村字力畫に乗降場設置の請願
- 一 青年禁酒法制定に關する請願
- 一 北海道舊土人溫泉療養所設置の請願
- 一 北海道に於ける家庭用綿縫糸生産に關する請願
- 一 江差、瀬棚間鐵道敷設の請願

- 一 北海道産澱粉販賣價格引上に關する請願
- 一 日勝線廣尾、様似間鐵道速成の請願
- 一 廣尾村に測候所設置の請願
- 一 小樽築港、錢函兩驛間複々線施設の請願
- 一 小樽港に於ける鐵道省第二期計畫速成の請願
- 一 高島港修築の請願
- 一 小樽市内鐵道を高架線に改造の請願
- 一 小樽港臨港工業地帯造成の請願
- 一 幕別村、池田町間十勝川に橋梁架設の請願
- 一 幕別川治水計畫擴張に關する請願
- 一 歌志内村字文珠に簡易停車場設置の請願
- 一 札幌市に少年審判所並矯正院設置の請願
- 一 厚内漁港修築の請願
- 一 大津漁港修築の請願
- 一 十勝川治水區域延長の請願
- 一 米穀專賣法實施に關する請願

- 一 美深町字恩根内に停車場設置の請願
- 一 中頓別村に農事試驗場支場設置の請願
- 一 中頓別村に簡易保險健康相談所設置の請願
- 一 旭川市内舊土人共有地拂下の請願
- 一 俱知安町に區裁判所設置の請願
- 一 室蘭、大畑間連絡航路開始の請願
- 一 占冠、清水澤間鐵道敷設の請願
- 一 層雲峽、留邊蘆間自動車道開鑿の請願
- 一 旭川市に貯金支局設置の請願
- 一 雄武、枝幸間鐵道速成の請願
- 一 上川、三股間鐵道速成の請願
- 一 中湧別驛に機關庫設置の請願
- 一 網走支廳管内蟹専用漁業權に關する請願
- 一 宗谷支廳管内トラバ蟹専用漁業權に關する請願

- 一 戸井線中一部營業開始に關する請願
- 一 北海道拓殖鐵道補助年限延長に關する請願
- 一 タラバ蟹専用漁業權付與反對の請願
- 一 豐頃村に區裁判所出張所設置の請願
- 一 上士幌村に區裁判所出張所設置の請願
- 一 留邊蘆町に區裁判所出張所設置の請願
- 一 火災豫防に關する法律制定の請願
- 一 士別、似峽間鐵道敷設の請願
- 一 士別、苦前間士別、北見瀧ノ上間鐵道敷設請願
- 一 北海道廳管内に於ける療術取締規則制定の請願
- 一 余市、余別間鐵道敷設の請願
- 一 鐵道豫定線函館、戸井間を古武井迄延長の請願
- 一 岩内區裁判所廳舎改築の請願
- 一 瀬棚、岩内間鐵道敷設の請願
- 一 北見相生、釧路間鐵道速成の請願
- 一 長沼村に國有種牡馬種付所設置の請願
- 一 多度志村に區裁判所出張所設置の請願
- 一 所得稅調査委員優遇に關する請願
- 一 石狩河口に工業港築設の請願
- 一 旭川、沼田間鐵道敷設の請願
- 一 國民健康保險組合に對する國庫補助金増額の請願
- 一 函館市に官立商船學校設立の請願
- 一 渡島、輪山管内産米の公定價格引上に關する請願
- 一 神祇院再興に關する請願
- 一 中徳富驛を新十津川驛と改稱するの請願
- 一 深川町に區裁判所設置の請願
- 一 邊富内鐵道速成の請願
- 一 苦小牧町に工業港築設の請願
- 一 小糸魚信號所を停車場に變更の請願

- 一 沼田村に國有種牡馬種付所設置の請願
- 一 厚岸町大字床潭村に船入澗築設の請願
- 一 石狩川治水事業促進に關する請願
- 一 石狩川に橋梁架設の請願
- 一 瀧川町に區裁判所設置の請願
- 一 新十津川村に區裁判所出張所設置の請願
- 一 瀧川、砂川間複線敷設の請願
- 一 瀧川、濱益鐵道敷設の請願
- 一 大黒島燈臺に霧笛信號所併置の請願
- 一 天鹽沿岸鐵道完成の請願
- 一 標茶、厚岸間鐵道速成の請願
- 一 深川、下蘆別間鐵道敷設の請願
- 一 留萌港擴張並工業港併置に關する請願
- 一 占冠、金山間鐵道敷設請願
- 一 上磯町に船入澗築設の請願
- 一 官立吃音矯正所設置の請願
- 一 民政支部評議員會

十四年十二月十日札幌市豊平館において評議員會(大會に代へる)を開き、皇軍慰問感謝文を可決し、函館支部を合併することにしたが、決議事項左の通りで、同夜公會堂に演說會を開いた。

一 北海道拓殖計畫を時局に即應する如く改訂しこれが實現を期す

二 物資、勞働力需給の圓滑適正を計り生産力の擴充を期す

政友支部選舉對策

政友會北海道支部では、昭和十五年五月五日議員總會を開き、この年の道會議員選舉に關する協議をしたが、公認の方法は從來の慣例によらず、すべて支部の銜を経て「支部公認」とすることに決定した、候補者の選定その他に關しては、選舉對策委員を設置することとした

△第一區 寺田省歸、板谷順助、岡田伊太郎△第二區 田中喜代松、村上元吉△第三區 登坂良作、田代正治△第四區 松實喜代太、松尾孝之、南條徳男△第五區 前田駒次、三井徳實、尾崎天風

道會議員選舉

一十五年八月十日
一〇の印は當選者

札幌市 (定員四名)

- 立候補八名
- 正木 清(札幌)前 運搬業
- 寺島 裕(同)前 出版業
- 井川 伊平(同)前 辯護士
- 浦口 鐵男(岡山)前 會社員
- 福島 利雄(札幌)前 農業者
- 戸津 高知(同)前 學校長
- 吉田 豐吉(同)前 釀造業
- 笹沼 孝藏(同)元 辯護士

函館市 (定員四名)

- 立候補十一名
- 渡邊 照平(函館)前 會社員
- 富永格五郎(同)前 印刷業
- 白木 豐壽(同)前 辯護士
- 野崎竹治郎(同)前 海産商
- 岡田 幸助(同)前 運送業
- 厚谷 厚(同)前 辯護士
- 鎌田 專治(同)前 餅屋
- 島井小次郎(同)前 米穀商
- 白尾 宏(同)前 會社員
- 西島 儀助(同)前 會社員
- 岡川 香風(同)前 新聞人

小樽市 (定員三名)

- 立候補六名
- 岩谷 靜衛(小樽)前 辯護士
- 永野 傳吉(同)前 會社員
- 奥谷 甚吉(同)前 農業者
- 林 松藏(同)前 雜穀商
- 横山 準治(同)前 燃料商
- 旭川市 (定員二名)
- 立候補五名
- 高瀬 恰(旭川)前 玩具商
- 木下 源吾(同)前 陶器商
- 黒田 岩吉(同)前 會社員
- 前野與三吉(同)前 會社員
- 永田 榮作(同)前 製飴業
- 室蘭市 (定員一名)
- 立候補二名
- 山中日露史(室蘭)前 辯護士
- 徳中 祐滿(同)前 會社員
- 釧路市 (定員一名)
- 立候補三名
- 菊地三之助(釧路)前 會社員
- 武本實三郎(同)前 果實商
- 栗山 榮吉(同)前 船具商
- 帯廣市 (定員一名)
- 立候補二名
- 森久 彌市(帯廣)前 農業者
- 小川掌二郎(同)前 釀造業
- 石狩管内 (定員三名)

- 立候補九名
- 宇野秀次郎(岡山)前 農業者
- 谷本 龜(千歳)前 通船業
- 鈴木孫四郎(札幌)前 商業
- 佐藤 一雄(同)前 園藝業
- 許士善太郎(同)前 農業者
- 田中 菊治(惠庭)前 農業者
- 小谷 幸勝(琴似)前 農業者
- 河合才一郎(江別)前 農業者
- 飯尾 圓什(石狩)前 僧侶
- 渡島管内 (定員四名)
- 立候補八名
- 廣部 太郎(上磯)前 農業者
- 幡野 直次(八雲)前 農業者
- 米澤 勇(同)前 漁業者
- 岡部 五郎(同)元 醫師
- 松本 隆(松前)前 著述業
- 稻川 廣光(大野)前 農業者
- 中村 長市(同)前 精米業
- 岩田 留吉(森)前 漁業者
- 檜山管内 (定員二名)
- 立候補三名
- 北林 屹郎(江差)前 新聞人
- 大東 勝市(東瀨棚)前 農業者
- 古賀規矩之(利別)前 農業者
- 後志管内 (定員四名)
- 立候補九名
- 佐藤彌十郎(岩内)前 無職

- 出町初太郎(神惠内)前會社員
- 三浦 義覺(俱知安)新鐵道員
- 藤田 淳一(余市)前 藥種業
- 坂本角太郎(同)前 無職
- 田中 信夫(俱知安)前木材商
- 中西 年夫(小樽)前 酒造業
- 小川原政信(俱知安)前印刷業
- 今 善作(余市)前 會社員
- 空知管内 (定員八名)
- 立候補二十四名
- 澤田 輝雄(岩見澤)新果實商
- 坂東 浩一(美唄)前 會社員
- 香川 兼吉(津川)前 獸醫師
- 菅 舜英(安平)前 僧侶
- 吉田 堅治(江部乙)新測量業
- 村田 要助(三笠山)前農業者
- 川口 常作(砂川)前 請負業
- 兒島 銀藏(深川)前 農業者
- 北 政清(北龍)前 農業者
- 定田 信一(芦別)前 雜貨商
- 山田 清壹(瀧川)前 辯護士
- 岡田 春夫(美唄)前 木材業
- 長尾 信幸(札幌)前 會社員
- 三宅 助彌(由仁)前 倉庫業
- 大江 芳雄(瀧川)前 賣炭業
- 荒 哲夫(津川)前 著述業

- 立候補十五名
- 吉野五郎次(夕張)前 請負業
- 山田 利忠(栗澤)前 農業者
- 牧野 善一(長沼)前 商業
- 山吹彌太郎(砂川)前 精肉業
- 庵 義太郎(三笠山)前 農業者
- 山中 由忠(津川)前 農業者
- 深見松太郎(岩見澤)新會社員
- 久本 久次(同)前 農業者
- 上川管内 (定員六名)
- 立候補十五名
- 小笠原六郎(旭川)前 辯護士
- 鴻上 覺一(同)前 著述業
- 反橋 信一(同)前 農業者
- 淺田 政義(東旭川)前 農業者
- 平川 兼治(中富)前 農業者
- 松本六太郎(和寒)前 農業者
- 宮川理三郎(下富)前 料理店
- 濱下 市郎(士別)前 酒造業
- 明田 儀一(比布)前 農業者
- 竹内 武夫(下富)前 立賣業
- 武田信之助(東鷹)前 農業者
- 太田鐵太郎(名寄)前 農業者
- 山下 清八(常盤)前 農業者
- 永江 天亮(東川)前 僧侶
- 高橋日出男(美深)前 農業者

- 留萌管内 (定員二名)
- 立候補四名
- 堺 太一(留萌)前 海産商
- 麻里 梯三(初山別)前 漁業者
- 蒔田 余吉(羽幌)前 獸醫師
- 玉置 信一(留萌)元 新聞人
- 宗谷管内 (定員二名)
- 立候補八名
- 西岡 斌(稚内)前 新聞人
- 戸田 達元(香深)前 僧侶
- 林 清(猿拂)前 農業者
- 北村 密藏(稚内)前 洗濯業
- 辻 力三(同)前 鐵工業
- 村山 喜作(枝幸)前 會社員
- 佐々木熊吉(頓別)前 農業者
- 袖洞 音一(同)前 農業者
- 網走管内 (定員六名)
- 立候補二十名
- 伊藤 清(網走)前 著述業
- 石川清之進(美幌)前 農業者
- 宮津順太郎(網走)前 水産業
- 古屋 正氣(紋別)前 漁業者
- 阿部 忠治(網走)前 漁業者
- 永井勝次郎(野付牛)新著述業
- 林 好次(網走)前 漁業者
- 桑原啓次郎(野付牛)元鐵山業
- 堀川 重敏(留邊蘆)前無職
- 河西 貴一(野付牛)前農業者

- 土田己之助(紋別)前 米穀商
- 飯田 義茂(野付牛)前 農業者
- 谷 虎五郎(下湧別)前 農業者
- 山田 正元(斜里)前 農業者
- 安藤 經藏(札幌市)新會社員
- 岡本 政道(瀧上)前 農業者
- 林 由一(遠輕)前 旅館業
- 多田 輝利(興部)前 産組
- 太田 勝信(斜里)前 農牧業
- 釧路管内 (定員二名)
- 立候補七名
- 相武吉治郎(苦小牧)新印刷業
- 菊地 善吾(同)前 文房具
- 正源 次作(豊浦)前 農業者
- 齋藤 主計(伊達)前 漁業者
- 伊藤政治郎(同)前 米穀商
- 出雲路 蕙(苦小牧)新僧侶
- 伊東 軍治(白老)前 畜産業
- 日高管内 (定員二名)
- 立候補二名
- 坂東秀太郎(三石)前 木材業
- 吉田 貫一(静内)前 公吏
- 十勝管内 (定員四名)
- 立候補八名
- 川人 源市(本別)前 米穀業
- 平田 助市(音更)前 農業者
- 竹田 謙二(御影)前 農業者
- 高倉 定助(帯廣)前 農業者

- 梶野宗五郎(帯廣)元 酒造業
- 安達 辰壽(芽室)前 農業者
- 小高 春雄(音更)前 種苗業
- 楠木熊太郎(大正)前 農業者
- 釧路管内 (定員二名)
- 立候補六名
- 黒木 俊吾(白糖)前 木材業
- 阿部 剛三(阿寒)前 木材業
- 高野 源藏(釧路)前 漁業者
- 柿崎惣太郎(厚岸)前 會社員
- 遠藤 文七(足寄)前 農業者
- 米倉 榮治(標茶)前 元教員
- 根室管内 (定員二名)
- 立候補四名
- 梅谷 周造(根室)前 海運業
- 安藤 石典(同)前 水産業
- 竹原平太郎(同)前 船具商
- 近藤政五郎(標津)前 雜貨商
- 前道會議員の復職
- 昭和十五年七月十七日、前道會議員の復職に關し、北海道參事會に於て左の通決定した。
- 決定書
- 石狩支廳長管轄區域選出
- 前北海道會議員 佐藤 一雄
- 右者支那事變に際し召集せられたる爲北海道會議員の職を

失ひたるところ昭和十五年七月五日召集を解除せられたる旨本人より届出ありたる趣を以て北海道會議員の復職に關し北海道廳長官は昭和十五年七月十三日本會の決定に付した

按ずるに同人は昭和十五年七月五日召集を解除せられたるは同人所屬部隊長の證明に依り明かにして右は支那事變に際し召集中の者の選舉權及被選舉權等に關する法律第二條第一項の規定に該當し且他に被選舉權の要件を闕くことなきを以て北海道會議員の職に復すべきものとす
仍て決定すること左の如し
前北海道會議員佐藤一雄は北海道會議員の職に復す
右の結果、北海道會議員の定數及選舉區の配當議員數に左の通異動を生じた。
議員定數 六十六人
石狩支廳長管轄區域配當議員數 四人
道議選舉と諸制限
昭和十五年八月十日執行、北

北海道會議員總選舉に於ける各選舉區の選舉委員の數、選舉運動の爲使用する勞務者の數、選舉運動の費用額は、議員候補者一人に付次表記載の人數及金額を超過することを得ざる制限があつた。

選舉區	選舉委員者	勞務者	運動費
石狩	八人	二、四九〇・〇〇	四、〇〇〇・〇〇
渡島	八人	二、四六八・七七五	三、〇〇〇・〇〇
檜山	八人	二、一九三・三〇〇	二、三〇〇・〇〇
後志	八人	二、三〇四・三〇〇	二、六八一・〇〇〇
空知	八人	二、六八一・〇〇〇	二、四四〇・〇四八
上川	八人	二、四四〇・〇四八	二、五一二・一五〇
留萌	八人	二、五一二・一五〇	二、四六六・三〇〇
宗谷	八人	二、四六六・三〇〇	二、四六六・九〇〇
網走	八人	二、四六六・九〇〇	二、八四四・七〇〇
膽振	八人	二、八四四・七〇〇	二、〇三三・九五〇
日高	八人	二、〇三三・九五〇	二、四三三・五五〇
十勝	八人	二、四三三・五五〇	二、四三九・三〇〇
釧路國	八人	二、四三九・三〇〇	一、九六九・六五〇
根室	八人	一、九六九・六五〇	二、四三三・〇七五
札幌市	八人	二、四三三・〇七五	二、八三三・三七五
函館市	八人	二、八三三・三七五	二、九七六・六九八
小樽市	八人	二、九七六・六九八	二、一四〇・〇五〇
旭川市	八人	二、一四〇・〇五〇	二、四一〇・〇〇〇
室蘭市	八人	二、四一〇・〇〇〇	

釧路市 八 二、八三三・三〇〇
帯廣市 八 二、一八三・八〇〇
附記
一 選舉委員の定數十人の選舉區に在りては其の異動ありたる場合と雖も通じて二十五人を、選舉委員の定數八人の選舉區に在りては其の異動ありたる場合と雖も通じて二十人を超ゆることを得ず
二 選舉事務所は各選舉區共議員候補者一人に付一箇所に限る
○舊政友派の申合せ 舊政友會北海道支部では、昭和十五年八月十五日、札幌市に、新道會議員の顔合せを兼ねて會合し、左記申合せをした。
一 我等同志は舊來の行懸一切を放棄して虚心坦懐、新政治體制促進に努むること
二 同志中より世話人を挙げ各道會議員一團となつて先づ新政治體制建設の一翼を結成すること
三 右に關する臨機の處置は世話人に一任すること
○民政黨支部の會合 民政黨支

部では昭和十五年八月十二日、新道會議員の初顔合せを兼ね幹部會を開催したが、今後共本道開發綜合計畫の實現は一日も忽せにすべからざる緊喫事なるを以て、この際、北海道新拓殖研究會を創立し、本道の使命完遂に寄與すべく申合せた。
○供託金沒收十一名 昭和十五年の道會議員の選舉は、各地とも候補者の濫立を見て激戦を極めたので、開票の結果、法定數に達せず二百圓の供託金を沒されたもの十一名に及び、前回の六名に比して五名の増加であつた。
○臨時道會招集さる 道會議員改選後、初の臨時道會は、昭和十五年九月四日招集の旨告示されたが、主なる議案左の如し。
一 議長選舉
一 副議長選舉
一 名譽職參事會員選舉
一 名譽職參事會員補充員選舉
一 都市計畫地方委員會委員選舉
一 北海道地方稅條令中改正

木大肝精

服用容易・貧血結核治療劑

虛弱兒 貧血結核胃病

本劑は牛胆汁の協力により單一肝油劑の如き下痢 胃腸障礙を伴はず成分の消化吸収最も佳良且つ胃腸機能強化し貧血結核腺病質等の所謂肝臟ホルモン療法の使用を一層有効に發揮すると共に豊富なる營養素の給源として虚弱體質の改善に賞用さる



鱈肝汁配製 牛膽汁配製 特許製劑

120錠 2100
1000錠 6000
2500錠 13000

株式會社 藤澤友吉商店 大阪・東京・京城・奉天

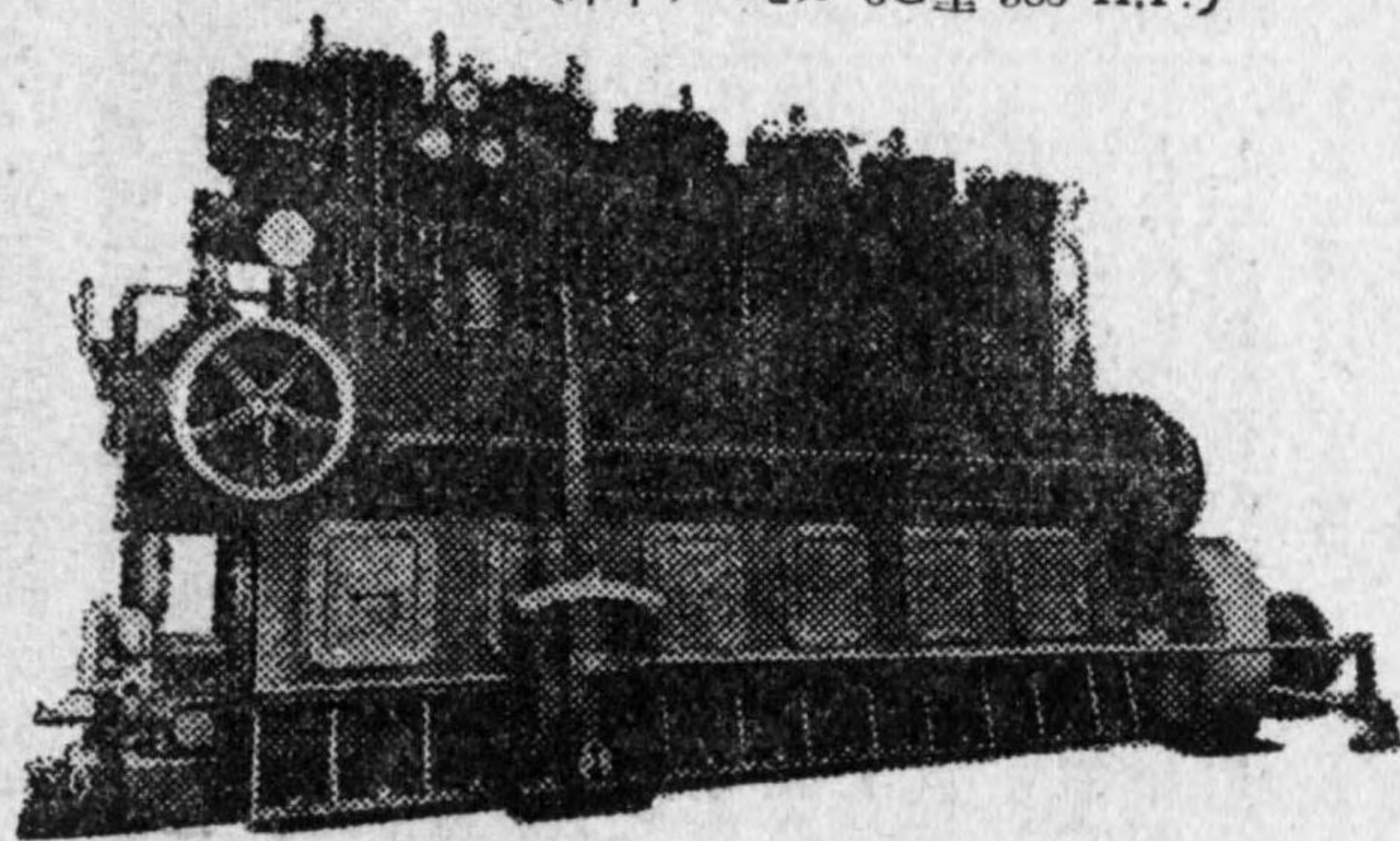


NK1597

關 機 關 機 關 關 機 關 機 關 關 機 關 機 關 關 機 關 機 關

陸海軍省御用工場 逕信省認定工場

(木下ヂーゼル 6G型 385 H.P.)



製作範圍 100—500 B.H.P.
無水電油機關 20—240 B.H.P.

製產能力 (一ヶ年) 20,000 B.H.P.

創立最古 材料精選
設備完全 工作叮嚀
信用確實 效率優秀

(型錄贈呈)

兵庫縣明石市(明石郵便局私書箱第十一號)
株式會社 木下鐵工所

電話一六五、六七二、壹二壹壹
振替貯金口座神戸五一七

財

政

補給金の交付

地方財源喪失考慮

昭和十四年度臨時地方財政補給金中、本道市町村に對する一般補給金は六市、二百六十一箇町村(不交付市町村、室蘭市、江別町、夕張町、苫小牧町、鳥取村、紗那村)に四百九十九萬九千三百七十四圓の交付を見、前年度交付額より十九萬四千九百八十一圓の増額となる。尙、昭和十四年度に於て國稅の改正(遊興飲食稅の創設)に因る遊興稅附加稅の減收に對する特別補給金は七市二百三町村に十五萬九千六圓を交付せられた。

財政

件ふ經費及歳入の減收補填、又、稅の増徴に依り補填を要する歳入缺陷の補填、並に、將來の負擔を著しく過重ならしむべき公債の繰上償還に充當する例外的使途に付ては、略昭和十三年度と同様の認可方針を樹て、克く當該市町村の實情を考察し之が使途を認めた。尙、遊興稅附加稅の減收に對する特別補給金は先づ遊興稅附加稅の減收補填に充當し、剩餘ある場合は一般補給金の例に依り、夫々他の使途を認めた。補給金使途狀況左の如し。

- △一般補給金交付總額 四、九九、三七四
- 一 稅の減收補填 二四、〇三三
- 二 減 稅 四、四九、〇八八
- 三 支那事變に伴ふ經費及歳入の減收 二〇、四七四
- 四 其 他 八、七九
- △特別補給金交付總額 一五、〇〇六
- 一 稅の減收補填 一五、三八一

減稅戶數割

二 支那事變に伴ふ經費及歳入の減收 二、二二三
補給金は内務大臣指示に基く稅の減收補填を爲し、爾餘の額を戶數割減稅に充當したるも、當該市町村の財政情況並に住民資力等の諸事情に應じ、他の過重なる稅の減稅を併せ行はしめた、尙、町村に於ける戶數割減稅の狀況を昭和十三年度に比較するに、昭和十四年度稅額(減稅前)に於て四十七萬圓を増したりと雖も、猶四割八分餘の減稅に當り、即ち一世帶當二十三圓五厘の負擔額が十一圓九十三錢三厘に輕減を見た。

特別補給金狀況

雜種稅附加稅の減收著しきも、人口の密度稀小にして經費負擔の多きもの、公用地等の面積廣大にして負擔力なきもの、其他住民資力薄弱にして負擔過重なるもの等の特別事情を有する五十三箇町村に對し、昭和十四年度特別補給金十七萬八千

財政の特異性

本道の財政は幾分他府縣と其の趣を異にするが、夫れは本道が今尙開拓の道程にある拓殖地にして、拓殖事業に要する經費の大部分が國庫より支出されてゐる爲である。抑々本道の開拓は遠く松前藩時代に創つたとは云へ、計畫的に開拓事業を經營したのは明治二年に於ける開拓使設置以來のことである。當時の本道は未開の地多く租調徴々たるものであつた。茲に於て開

拓使は十箇年一千萬圓の國庫金と道内の租稅並に官業收入等を合せ、以て拓殖事業經營の費に充つると共に、財政運用上兌換券並事業公債を發行して經營事業の進捗に努め、更に明治八年より地方出航稅を地方的行政の費途に充て其の收支を明かにした。然るに明治十五年開拓使の廢止となり、三縣(函館、札幌及根室)及一局(農商務省北海道事業管理局)設置の運びとなるや、財政も各縣に於て按配經理することゝなつたのであるが、當時既に政府は之等の縣をして自賄主義の方針を採らしめたのであつた。故に歳入の少ない縣は拓殖事業に多額の經費を支出し得ないこととなり、各縣の政策不統一と共に本道の拓殖は著しく萎微不振の状態となつた。茲に於て政府は明治十九年再び三縣一局を併合して北海道廳を設置するに至つたのである。然るに其の財政は未だ餘裕を有せず、拓殖事業の如きも其の著しき進展を見ることが出来なかつたが、漸次國庫歳入の増

加しつゝあつたことは言ふ迄もない。斯くして明治三十年代に至り稅務、遞信及鐵道等が分立して今日に至つた。此間特筆すべき事柄は區町村制及地方費法並に拓殖事業計畫を實施したことである。即ち明治三十年には區町村制の實施となり、更に明治三十二年に立案せる拓殖十年計畫の實施に次いで、同三十四年には北海道地方費法の實施となり、茲に本道の自治制度が確立し財政亦獨立して今日に及んでゐる。而して本道の財政が他府縣と異なるは、本道が未だ開拓途上にある爲、多額の拓殖事業經營費が自賄主義の下に、換言すれば準特別會計制度の下に國庫より支出されてゐることであるが、更に特殊なことは其の事業實施に伴ふ拓殖の進展と共に、國庫並地方的の歳入を増加すべき因果的關係の存することである。従つて本道の財政は何等か特殊なる事情の存せざる限り必然的に膨脹すべき特性を有する。尤も近年經濟界の不況と政府の財政緊縮或は累年打續

いた水害、凶作及凶漁等に因り歳入歳出共に順調を缺く傾向があつたが、斯くの如きは全く特殊の事情に支配された結果に外ならない。次に項を分ちて既往實績により其の概要を述べることとする。

國庫

昭和十年度の歳入總額は前年には農漁村の不況にも拘はらず一般經濟界に於ても好轉の兆現はれた爲、著しき増收を示して未曾有の記録を爲し、一億二千八百九十九萬餘圓に達した。又歳出も相當多額に達したが、七百四十九萬圓の歳入超過となつた。而して昭和六、七年度に於ける歳入總額は既往數十年間に互る漸増の傾向より逆轉して大正十三年度以來の最低額を示したが、之は一般經濟界不況並凶作凶漁の結果、租稅收入及租稅外收入の減收せる爲である。又、歳出總額に於ても右の如き事情と政府財政の緊縮方針に依り昭和六年には著しく減少し、同七年は前年度に比較し一千二百萬圓といふ著しき増加を示し奇異

なる現象を呈してゐるが、之は逼迫せる經濟界の窮境を打開して産業の振興を圖り、疲弊せる農山漁村並中小商工業者の振興助成策として、政府は所謂時局匡救費を計上して第六十三議會に提出し之が協賛を経、昭和七年度以降三箇年間に社會、土木事業及經濟更生施設其他に對し多額の支出を圖つた爲である。尙、明治二年開拓使設置以來政府が本道に支出したる國費總額は、昭和十三年度末に於て二十五億三千八百三十七萬餘圓にして、又歳入總額は二十六億五千一百一萬餘圓(歳入出共に陸海軍省並宮内省所管を除く)に達し、差引一億一千二百六十三萬餘圓の歳入超過となつた。

Table with columns for '歳入' (Revenue) and '歳出' (Expenditure) from 昭和三 to 同六. Revenue values range from 1,170,000,000 to 1,460,000,000. Expenditure values range from 1,040,000,000 to 1,440,000,000.

Table with columns for '昭和五' to '同二' and '備考'. Revenue values range from 1,040,000,000 to 1,460,000,000. The '備考' section contains text about the inclusion of military and naval provinces.

徴法並に支那事變特別稅法に依る新稅の創設及増徴に依ると、自然増收に依り租稅收入に於て著しき増收を示して未曾有の記録を爲し、二億二千六百九十萬餘圓に達した。又歳出も最高額を示すに至つたが六千二百七十四萬餘圓の歳入超過となつてゐる。

△歳入(租稅)道内に於ける租稅收入は本道拓殖の重要な財源を爲し、之が増減は直ちに拓殖費事業に影響を及ぼすものである。而して之が増減は稅法の改正、若しくは財界の好況不況に支配される事勿論であつて、昭和四年迄順調なる増收を示した。然るに最近數箇年間は經濟界の深刻なる不況と凶作凶漁等の災害に原因して誠に憂慮すべき減少であつた。即ち昭和五年以降は漸減の經路を辿り、同七年度の如きは其の實收額一千五百八十萬八千餘圓で、昭和五年に比し實に五百六十四萬餘圓の激減であつた。而して同六、七年は稀有の凶作及水

Table with columns for '昭和三' to '同四' and '備考'. Revenue values range from 1,170,000,000 to 1,460,000,000. The '備考' section contains text about the inclusion of military and naval provinces.

備婦人稅	九、九五五	災害貸與金返納	八〇	臨時部合計	三、八四三、七三三	青年學校教員養成所費	四、四九
備獵人稅	一、三四六	過年度收入	四〇、〇〇〇	歲入總計	一六、七九、七〇〇	圖書館費	二〇、一三三
流木稅	三、九三二	警察恩給分擔金	一三、〇〇〇	歲出(經常部)	二、二八八	學事諸費	三九、二〇八
不動產取得稅	三九、〇九六	職業紹介所費分擔金	三、五五四	神會議費	二、二八八	社會教育費	三九、六〇九
漁業稅	五、八六〇	警察恩給納金	一四、五三〇	道會議費	一〇、四八七	衛生及病院費	三九四、三八八
都市計畫特別稅	二七、九三三	金庫運用金利息	六四、〇〇〇	道參事會費	七、七九四	結核豫防費	一〇、〇六四
地方稅收入計	六、九一九	公報收入	一六、五〇〇	諸達書及揭示諸費	三、六九三	結核豫防特別施設費	一四、六七六
財產收入	九、七八、九〇四	雜入	一〇、〇〇〇	地方費吏員費	一〇、〇六五	保健所費	五、二〇四
國庫下渡金	一八、七七八	經常部合計	一三、九五、九七七	警察費	二四九、三〇四	診療所費	六五、二〇七
請願調査費納金	四、四八八	歲入(臨時部)	三、九五、九七七	俸給及諸給	三、三三、九九九	癩患者救護費	五、三〇四
使用料	四、六九二	國庫補助金	二、九四、四八一	機密費	二、七七、〇三九	廳立病院諸費	四三、六六六
道路占用料	三、四八七	警察費補助金	四、四五一	共濟組合給與金	四〇、〇〇〇	農業試驗場費	一、二八、五五六
種畜種付料	六、二〇〇	衛生費補助金	四、三三二	電話保修費	三〇、九九七	蠶業取締所費	四九、九三三
種畜貸付料	一、七六八	教育費補助金	八、三六二	防空諸費	二五、二八七	種畜場費	八、三四四
授業料	一、四六、二二七	勸業費補助金	一、二六、五九五	警察廳舍修繕費	一三、一九二	種羊場費	一、九四六
入學料	一、四六、二二七	社會事業費補助金	三〇、六二二	土木費	一七、八二七	勸業諸費	二八、七二七
延滞料	三三、六三八	統計費補助金	八、九七、七六一	公園費	八、五〇六	社會事業費	五、八、四四六
賦金	四、〇〇〇	貸付金補助金	一六、四三三	大沼公園費	六、八五六	俸給及諸給	二、八、六七六
物品賣拂代	三〇、〇〇〇	寄附金	七、三三五	國立公園費	一、六四八	事務費	三、八八八
藥價收入	二、七六〇	教育費寄附金	一〇、三九九	北海道廳舍修繕費	六、三九五	救護施設費	七、九、三〇〇
診療所收入	四、七、二四七	衛生費寄附金	五、二〇四	教育費	二、八五、一七九	方面事業費	一、六、六〇三
賠償及辨償金	五、七三三	勸業費寄附金	一四、〇〇〇	師範學校費	三、二七、一三三	農山漁村醫療救護費	一〇、八〇〇
拘禁及留置諸費國庫償還金	五、七三三	一般寄附金	一、八〇〇	女子師範學校費	三、二八二	大沼學院費	三、三四四
兒童監護費徵收金	三、一〇〇	財產賣拂代	七、六九三	中學校費	八、四、〇五三	職業紹介事業費	八、八四三
		臨時地方財政補助金	七、八〇〇	高等女學校費	六、五、五八七	都市計畫費	六、九一九
				實業學校費	八、九、六八六	史蹟名勝天然紀念物保存調査費	三、三三九

二級町村費	五、六、七、五五	種羊場費	一、二、二、六七	農產物検査費	九、七、六、一七
地方改良獎勵費	二〇、八、三、七	農事諸費	一、三、三、九一	水産物検査費	四、三、八、〇七
指導獎勵費	七、七、九	畜産諸費	五、一、〇、九四	林産物検査費	四、六、七、四三〇
自治講習所費	一、三、一、八	工業諸費	三、七、九、二〇	牛酪検査費	二、七、二、二五
選舉費	三、四、三、九	經濟更生諸費	一〇、四、四、八〇	模範林費	六、五、四、三三
衆議院議員選舉費	五、九、五	經濟調整諸費	四、五、二、六二	公有林費	二、〇、九、五三三
道會議員選舉費	二、四、七、四六	統計費	三、四、四〇	記念林費	三、〇、二、六九
選舉正費	八、九、七、八	補助費	一、〇、五、三五六	拓殖實習場費	一、五、九、五〇八
統計諸費	三、六、九、七五	神社協會補助費	一、五〇	轉貸資金	五、三、七、三四四
家計調査費	三〇、四、〇一	在郷軍人會補助費	一〇、〇〇〇	民有未墾地開發	二、三、五、三三八
米穀調査費	九、四、九	傷痍軍人會補助費	一、〇〇〇		
建築統計調査費	五、四、三	警防協會補助費	一、四、〇〇		
財產費	一、九、三	火災豫防組合聯合會補助費	一、四、〇〇		
地方稅取扱費	一、六、四、四五	土木補助費	三〇、三、五、六五		
收用審査會費	三、六〇、三、三三	教育補助費	四、六、四、一〇		
雜費	一〇〇	衛生補助費	六、六、六、九		
豫備費	三、三、四、九一	勸業補助費	六、六、六、九		
經常部合計	一〇、二、八、七、三三	社會事業補助費	三、六、八、八〇		
歲出(臨時部)	一〇、二、八、七、三三	二級町村補助費	九、四、二、四四		
警察費	一、二、五、三〇〇	町債整理補助費	三、八、〇〇〇		
土木費	三、三、三、八六九	町村及土功組合利子補助	一、二、七、一		
橋梁費	三、三、三、八六九	自治協會補助費	一、二、七、一		
教育費	六、五、七、〇	統計補助費	三、六、九、六五		
女子師範學校費	六、五、七、〇	景勝地協會補助費	一、〇〇〇		
實業學校費	三、五、七、〇	繼續費本年度支出額	九、四、一、九、九		
勸業費	九、四、一、九、〇	土木補助費本年度支出額	九、四、一、九、九		
種畜場費	五、〇、三、六				

昭和十五年度市町村豫算の編成に就ては、物資勞力の需給調整並に消費節約の方針に基き、時局上緊要なるもの以外は極力整理緊縮を加へ、既定經費と雖も緊急差措き難き施設事業の外は打切、中止、減額又は繰延を爲し、其の豫算額は特別の事情なき限り、前年度豫算の程度に止むる方針の下に編成したのであるが、市町村會への提案額に於ては、一般會計に於て四千三百三十九萬一千餘圓(前年度當初豫算額三千九百八十九萬圓)に比し三百五十萬一千圓の

十五年度市町村豫算(提案額)

農產物検査費	九、七、六、一七
水産物検査費	四、三、八、〇七
林産物検査費	四、六、七、四三〇
牛酪検査費	二、七、二、二五
模範林費	六、五、四、三三
公有林費	二、〇、九、五三三
記念林費	三、〇、二、六九
拓殖實習場費	一、五、九、五〇八
轉貸資金	五、三、七、三四四
民有未墾地開發	二、三、五、三三八

増加)特別會計では千五百十一萬三千圓(前年度當初豫算額千五百九十六萬七千餘圓に比し八十五萬四千餘圓の減額)となり、一般及特別會計を通し、其の總額五千八百五十萬四千餘圓となり、前年度當初豫算額五千五百八十五萬七千餘圓に比し、二百六十四萬七千餘圓即ち四分七厘餘の増額を見た、而して一般會計に於ける増加の主なる事由は、災害復舊費、公債償還費及時局に緊切なる事業費又は鑛業若しくは工業地に於ける人口の急激なる増加に伴ふ經費の膨張、時局事務増加に依る役所(場)費の増額、教育、衛生、警防費等の自然増高等に基因するもので、前年度に於て六分八厘の整理緊縮を圖りたる後とて、右は必須不可避的増額とされた。

Table with 2 columns: Location (e.g., 石狩, 渡島, 檜山, 後志, 空知, 上川) and Amount. Total amount is 5,143,095.

Table with 2 columns: Location (e.g., 留萌, 宗谷, 網走, 釧路, 十勝, 日高, 釧路, 根室, 札幌, 函館, 小樽, 旭川, 室蘭, 釧路, 帯廣, 合計) and Amount. Total amount is 58,504,331.

Table with 2 columns: Location (e.g., 昭和一, 昭和二, 昭和三, 昭和四, 昭和五) and Amount. Total amount is 1,735,816.

なる事變處理目的の達成に努むることになった。一 豫算の實行に當りては、施設の緩急要否に付慎重なる再検討を遂げ、極力冗費を節約し、殊に情勢の變化に伴ひ不要となるべき經費に付ては、釐毫の末に至るまで之が使用を避け、出來得る限り經費の不用額を生ぜしむる様努むること。二 新規増加に係る經費の使用は、物價情勢等に鑑み、特に慎重を期し、其の効率を昂ぐるに付豫め慎重熱慮を遂げた上、之を使用すること。三 物資需給の大勢に順應し、施設の爲に必要とする物資の全數量を獲得し得るの見込確實ならざる限り、之が著手を見合はすこと。四 諸般の施設に要する人員の配備に付ては、既存定員の利用に付更に一段の工夫を凝らし、新規増員の抑制に努むること。五 補助費に付ては、成るべく被補助者側に於て物資、勞務

等の關係上、所期の効果を擧げ得ること確實なる場合に非ざれば指令を發せざること。六 支拂豫算は原則として豫算定額の四分の一以内に於て之を調整することとし、歳出義務の負擔は成るべく右の範圍内に於て之を爲すこと。

昭和十五年四月施行の新稅法による昭和十五年の全道納稅人員は

Table with 2 columns: Category (e.g., 分類所得稅, 綜合所得稅, 營業稅, 臨時利得稅) and Amount. Total amount is 1,487,712.

負債整理促進

一 負債整理組合の設立に關する事項

イ 負債整理組合の設立促進に關しては、特に農會及産業組合、漁業協同組合の積極的協力を促すこと。ロ 負債整理組合の設立は舉村一致の事業として着手せしむること。ハ 町村經濟更生計畫に照應し、負債整理組合設立の促進を圖ること、殊に經濟更生計畫特別助成町村に在りては、本事業の實績と其の計畫に著しき懸隔あるもの尠からざるを以て、速に其の原因を究明し、計畫の達成に努むること。ニ 負債整理組合の設立に當りては、區域及役員を選定に充分考慮せしむること。三 組合員の指導に關する事項。イ 最近の經濟事情に伴ひ、負債額其の他に相當變動を生じたるべきを以て、之が再調査を行ひ、負債償還計畫並に經濟更生計畫の再検討を行はしむること。ロ 組合員の殘債務に付き出來得る限り整理統一を圖らしむること。

三 負債整理組合の指導に關する事項。イ 負債償還積立金の趣旨目的を徹底せしめ、其の充實を圖らしむること。ロ 時局に即應し、共同收益地其の他各種共同事業の擴充を圖ること。ハ 融資機關との連絡を緊密ならしむること。四 指導關係機關に關する事項。イ 負債整理組合數組合の設立ある町村に於ては、速に相互連絡機關(例へば聯合會)を組織せしめ、相互共勵に努めしむると共に、事業並に事務の整理統一を圖り、且、農會、産業組合、漁業協同組合其の他産業團體及諸機關の之に對する積極的援助を促すこと。ロ 負債整理資金の融通手續は迅速に取運ばしめ、之が融通の適期を失せしめざることを期し、市町村に於ては負債整理組合監査計畫を樹立し、之が勵行に努むること。ニ 負債整理組合幹部講習會

を開催し、組合經營並に事務處理計理等に關する知識の向上を圖り、組合の健全なる發達を期すること。ホ 市町村負債整理委員會の設置を必要とする町村に付き、速に之が設置に關する手續を爲すこと。ヘ 市町村負債整理委員會に不適當なるものあるときは、速に之が解任の申出をなきしむること。臨時農村負債處理。事變の進展に伴ひ、戦死傷者遺家族の負債整理の爲、本制度の活用を圖り、遺家族の生活安定を期し、眞に銃後の護を固くすべく、本法施行以來の實績に鑑み、本制度の普及徹底上、左記事項に留意し、一層戦死傷者遺家族の負債整理の促進に努むることになつた。一 本制度の趣旨普及未だ充分ならざる様認めらるるを以て、郡市町村部落區域の各種會合を利用し、之が普及徹底に努むること。

